

平成 2 3 年 度 歳 出 概 算 要 求 額 明 細 表

2505 労 働 保 険 特 別 会 計

(単位:千円)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考																																																																																										
05	労 働 保 険	8,668,334,786	7,784,202,769		884,132,017																																																																																											
1	1 労 災 勘 定	1,126,865,819	1,122,760,398		4,105,421																																																																																											
	008 労働安全衛生対策費	21,953,405	21,466,918		486,487																																																																																											
1	01-06 労働安全衛生対策に必要な経費	18,053,004	21,466,918		3,413,914																																																																																											
	010 労働安全衛生対策に必要な一般行政経費																																																																																															
	06081- 123-09-1010 庁 費	18,230	18,298		68	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">1 7 年 度</td> <td style="width: 15%;">1 8 年 度</td> <td style="width: 15%;">1 9 年 度</td> <td style="width: 15%;">2 0 年 度</td> <td style="width: 15%;">2 1 年 度</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">23,518</td> <td style="text-align: right;">23,518</td> <td style="text-align: right;">(21,169)</td> <td style="text-align: right;">(19,530)</td> </tr> <tr> <td>1 消耗品費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">21,169</td> <td style="text-align: right;">19,530</td> </tr> <tr> <td>監督課分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">3,810</td> <td style="text-align: right;">(3,810)</td> </tr> <tr> <td>安全衛生部分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">931</td> <td style="text-align: right;">(931)</td> </tr> <tr> <td>2 借料及び損料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">2,879</td> <td style="text-align: right;">(2,879)</td> </tr> <tr> <td>監督課分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">581</td> <td style="text-align: right;">(513)</td> </tr> <tr> <td>安全衛生部分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">27</td> <td style="text-align: right;">(10)</td> </tr> <tr> <td>雇児局分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">54</td> <td style="text-align: right;">(3)</td> </tr> <tr> <td>3 雑役務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">500</td> <td style="text-align: right;">(500)</td> </tr> <tr> <td>監督課分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">13,907</td> <td style="text-align: right;">(13,907)</td> </tr> <tr> <td>安全衛生部分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">3,988</td> <td style="text-align: right;">(3,988)</td> </tr> <tr> <td>雇児局分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">8,839</td> <td style="text-align: right;">(8,839)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,080</td> <td style="text-align: right;">(1,080)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">18,298</td> <td style="text-align: right;">(18,230)</td> </tr> </table>		1 7 年 度	1 8 年 度	1 9 年 度	2 0 年 度	2 1 年 度	予 算 額	0	23,518	23,518	(21,169)	(19,530)	1 消耗品費				21,169	19,530	監督課分				3,810	(3,810)	安全衛生部分				931	(931)	2 借料及び損料				2,879	(2,879)	監督課分				581	(513)	安全衛生部分				27	(10)	雇児局分				54	(3)	3 雑役務費				500	(500)	監督課分				13,907	(13,907)	安全衛生部分				3,988	(3,988)	雇児局分				8,839	(8,839)	計				1,080	(1,080)					18,298	(18,230)
	1 7 年 度	1 8 年 度	1 9 年 度	2 0 年 度	2 1 年 度																																																																																											
予 算 額	0	23,518	23,518	(21,169)	(19,530)																																																																																											
1 消耗品費				21,169	19,530																																																																																											
監督課分				3,810	(3,810)																																																																																											
安全衛生部分				931	(931)																																																																																											
2 借料及び損料				2,879	(2,879)																																																																																											
監督課分				581	(513)																																																																																											
安全衛生部分				27	(10)																																																																																											
雇児局分				54	(3)																																																																																											
3 雑役務費				500	(500)																																																																																											
監督課分				13,907	(13,907)																																																																																											
安全衛生部分				3,988	(3,988)																																																																																											
雇児局分				8,839	(8,839)																																																																																											
計				1,080	(1,080)																																																																																											
				18,298	(18,230)																																																																																											
	020 安全衛生関係等調査研究費	13,435	10,833		2,602	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">1 8 年 度</td> <td style="width: 15%;">1 9 年 度</td> <td style="width: 15%;">2 0 年 度</td> <td style="width: 15%;">2 1 年 度</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td style="text-align: right;">(0)</td> <td style="text-align: right;">(18,534)</td> <td style="text-align: right;">(12,066)</td> <td style="text-align: right;">(9,095)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">18,534</td> <td style="text-align: right;">12,066</td> <td style="text-align: right;">9,095</td> </tr> </table> <p>(要 求 要 旨)</p> <p>労働基準行政においては、労働基準法をはじめ、労働安全衛生法、じん肺法、作業環境測定法、労働者災害補償保険法等に基づき、労働者の安全と健康を確保するとともに、労働災害が発生した場合に被災労働者やその遺族に対する労災補償の迅速かつ適正な給付等の業務を実施している。</p> <p>近年、企業を取り巻く環境の変化や働き方の多様化が進む中、雇用・労働関係を取り巻く環境が大きく変化している。また、労災認定についても、請求件数が増加、複雑化しているところである。</p> <p>国はこうした各種課題への対策を実施し、全ての労働者が健康で安全かつ安心して働くことができ、また能力が発揮できるなど公正な働き方を実現する必要があり、これを検討するために調査研究を実施するために必要な経費である。</p> <p>(委 託 先)</p> <p>民間調査研究機関等(公募により選定)</p> <p>(調 査 研 究 内 容)</p>		1 8 年 度	1 9 年 度	2 0 年 度	2 1 年 度	予 算 額	(0)	(18,534)	(12,066)	(9,095)		0	18,534	12,066	9,095																																																																											
	1 8 年 度	1 9 年 度	2 0 年 度	2 1 年 度																																																																																												
予 算 額	(0)	(18,534)	(12,066)	(9,095)																																																																																												
	0	18,534	12,066	9,095																																																																																												

6 労(災)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						1 雇用類似の関係にある請負自営業者の労働者性に関する調査検討(監督課) 10,833(12,912) (説明資料 頁)
	06081- 122-08-4010 外 国 旅 費	479	0		479	1 前年度限りの経費(多重就労者にかかる労働時間管理のあり方に関する調査旅費) 0(479)
	06081- 123-09-1010 庁 費	44	0		44	雑役務費 1 前年度限りの経費(多重就労者に係る労働時間管理のあり方に関する調査) 0(44)
	06081- 125-14-7527 労働災害防止対策事業委託費	12,912	10,833		2,079	1 雇用類似の関係にある請負自営業者の労働者性に関する調査検討 10,833(0) 2 前年度限りの経費(多重就労者にかかる労働時間管理のあり方に関する調査・普及) 0(12,912)
048	労働安全衛生等事務費	215,202	260,560		45,358	計 10,833(12,912) 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 0 203,580 222,938 (224,582)(210,359) 224,582 210,359
						(要 求 要 旨) 労働安全衛生行政等を執行するにあたって必要となる事務補助に要する経費である。
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	1,840	1,449		391	1 企画競争選定委員謝金(監督課) (9,200) 3人 @8,100 10事業 243(276) 2 企画競争選定委員謝金(安全衛生部) 1,206(1,564) ・ 本省 (9,200)(41) 3人 @8,100 34事業 826(1,132) ・ 局 (9,200) 3人 @8,100 1事業 47箇所 0.333 380(432)
	06081- 123-09-1010 庁 費	213,362	259,111		45,749	計 1,449(1,840) 備品費 1 業務用参考図書(局署) 372局署 @10,000 1.05 3,906(3,906) 賃金 1 賃金職員 211,953(203,099) (1)本省 20,073(20,075) 賃金 (10,928) 6人 21日 @11,049 12月 16,707(16,524) 賞与 (591,803) 6人 @560,998 3,366(3,551)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考									
						(2)局署	164人	15日	(6,200) @6,500	12月	191,880(183,024)			
						保険料					5,855(5,681)			
						1 本省					2,880(2,844)			
						(1)健康保険料	6人		(3,345,659) @3,345,346	46.7/1,000	938(938)			
						(2)厚生年金保険料					1,630(1,595)			
						平成23年3月~平成23年8月まで									
									(3,345,659) 6人 @3,345,346	(78.52/1,000) 6/12 80.29/1,000	806(789)			
						平成23年9月~平成24年2月まで									
									(3,345,659) 6人 @3,345,346	(80.29/1,000) 6/12 82.06/1,000	824(806)			
						(3)労働保険料	6人		(3,345,659) @3,345,346	15.5/1,000	312(311)			
						2 局署									
						(1)労働保険料									
									(183,024,000) @191,880,000(賃金総額)	15.5/1,000	2,975(2,837)			
						児童手当拠出金	6人		(3,345,659) @3,345,346	1.3/1000	27(27)			
						雑役務費					36,750(0)			
						1 産業安全技術館の廃止に必要な経費					35,000(0)			
						(1)東京産業安全会館					30,000(0)			
						(2)大阪産業安全技術館					5,000(0)			
						消費税					1,750(0)			
						職員厚生経費					620(649)			
						1 本省									
						(1)健康診断	6人		(3,637) @3,472	1.05	22(23)			
						2 局署									
						(1)健康診断	164人		(3,637) @3,472	1.05	598(626)			
						計					259,111(213,362)			
049	事業場における安全衛生 水準の向上を図るための 経費	665,991	522,114		143,877										
											17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
						予 算 額	1,210,540				1,265,375	999,616	(797,366)	(773,412)	(773,412)
													797,366	773,412	773,412

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(要求要旨) 労働者の安全と健康を確保する事業者の本来的な責務について、事業者が自主的かつ積極的に取り組むことを推進させ、労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。 このため、安全週間・衛生週間等安全衛生意識の普及啓発、事業場における無災害運動の奨励等を行うとともに、産業技術の進展に対応した労働災害防止行政を推進し、事業場における安全衛生の確保を図るために適正な指導を行うことが可能となるよう安全衛生担当職員に対する研修等を行う。 また、安全衛生に関連する国際的な条約、基準等を国内制度へ取り入れることにより、一層の安全衛生水準の向上を図るため、国際機関等に対し職員の派遣を行う。 さらに、労働者死傷病報告による災害事例及び災害調査復命書を公開用に取りまとめ、これらの情報を基にした業界指導等を行うとともに、各地の労働基準監督署において災害が多発、問題のある産業等に関する安全衛生対策を取りまとめ、研修会等での指導等を行う。
005	危険性・有害性等の調査等普及促進事業	91,747	93,794			2,047	(要求要旨) 平成17年に改正された労働安全衛生法により努力義務とされた危険性、有害性等の調査等について、労働災害防止効果が高いこと等から、その促進を図ってきたところであるが、小規模事業場に対して、これらの促進を図るための指導・援助等を実施する。
06081-	122-08-2010 職員旅費	521	521			0	1 危険性有害性等の調査等の普及促進のための集団指導の実施(署) 325人 @1,602 521(521)
06081-	123-09-1010 庁費	6,529	6,504			25	印刷製本費 1 危険性・有害性の調査等の普及促進のための指導用資料 81,800部 (35.18) @34.89 1.05 2,997(3,022) 通信運搬費 1 危険性・有害性の調査等普及促進のための指導用資料(局) 436(436) (1) (局) 47局 @1,380 65(65) (2) (署) 325署 @1,140 371(371) 借料及び損料 1 危険性・有害性の調査等の普及促進のための集団指導(署) 325署 @9,000 1.05 3,071(3,071) 計 6,504(6,529)
06081-	125-14-7527 労働災害防止対策事業委託費	84,697	86,769			2,072	(説明資料 頁)
010	地域における災害多発産業等に対する指導の充実	6,641	6,636			5	(要求要旨) 各地の労働基準監督署において、災害が多発、問題のある産業等に関する安全衛生対策を取りまとめ、研修会で指導すること等により、より地域の事業場の実情に応じた災害防止対策の推進を図る。 また、その成果を他の地域の安全衛生対策に活かすため、災害事例集を作成する。
06081-	122-08-2010 職員旅費	521	521			0	1 地域における災害多発産業等への集団指導(署) 325人 @1,602 521(521)
06081-	123-09-1010 庁費	6,120	6,115			5	印刷製本費 2,189(2,194) 1 各署における災害多発産業等への集団指導用の資料作成(署) 325署 210部 (6.05) @5.99 1.05 429(434)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						2 災害事例集の作成 382部 @4,387 1.05 1,760(1,760) 通信運搬費 1 各署における災害多発産業等への集団指導(署) 855(855) (1)開催通知 325署 20事業場 @80 520(520) (2)災害事例集の作成 372ヶ所 @900 335(335) 借料及び損料 1 各署における災害多発産業等への集団指導 325署 @9,000 1.05 3,071(3,071) 計 6,115(6,120)
015	安全衛生情報提供等事業の実施	509,719	363,945		145,774	
10	国際安全衛生促進事業の実施	15,508	8,059		7,449	(要求要旨)
						F T A、E P A等による連携を一層深めているA S E A N諸国間及び我が国との間での、労働安全衛生分野における経験、情報の共有や対話を促進し、我が国と後発加盟国を含むA S E A N地域における労働安全衛生の協調的な取組みを促進すること等により、我が国における安全衛生水準の向上を図ることを目的とする。また、I L Oの開催する専門家会議に出席し、新たな安全衛生対策に関する情報を相互交換する。
06081- 122-08-4010	外国旅費	1,412	1,444		32	1 海外派遣労働者に対する安全衛生確保事業(本省) 1,444(1,412) (1)A S E A N - O S H N E T理事会出席 478(462) (231,100) (6級相当) 1回 @238,800 239(231) (231,100) (6級相当) 1回 @238,800 239(231) (2)ワークショップ参加 (231,100) (6級相当) 1回 @238,800 239(231) (3)労働安全衛生マネジメントシステムに関するダイアログの出席 (231,100) (6級相当) 1回 @238,800 239(231) (4)労働安全衛生関連国際会議等出席 (8級相当) 1回 @487,500 488(488)
06081- 125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	14,096	6,615		7,481	1 労働安全衛生マネジメントシステムに関するA S E A N + 3ダイアログ開催事業 2 前年度限りの経費(国際安全衛生セミナー開催事業) (説明資料 頁)
15	災害事例に基づく分析・指導	735	735		0	(要求要旨) 事業場が提出した労働者死傷病報告による災害事例及び災害調査復命書を公開用に取りまとめるとともに、これらの情報を基に業界指導を行う。 また、労働者死傷病報告等を基に、特定のメーカーの機械の問題による災害多発の有無等について、迅

10 労(災)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
06081- 122-08-2010	職 員 旅 費	514	514		0	速に把握分析を行う。 1 災害事例に基づく分析・指導経費(本省) 514(514) (1) 業界団体指導 3人 @5,329 10業界団体 160(160) (2) メーカー調査 30人 @11,800 354(354)
06081- 123-09-1010	庁 費	221	221		0	印刷製本費 1 災害事例に基づく分析・指導経費(本省) 3,090頁 @68 1.05 221(221)
20 労働災害情報整備事業						
06081- 125-14-7527	労働災害防止対 策事業委託費	144,321	208,538		64,217	(要求要旨) 労働災害防止対策の推進を図るためには各事業場の状況に応じた安全衛生対策の策定・実施、労働者への教育の徹底・充実等が不可欠である。 しかしながら、近年の産業現場においては、生産工程の多様化、複雑化が進展するとともに、新たな機械設備・化学物質が導入される等、事業場内の危険や有害性は多様化している中で、中小企業をはじめとする各事業者が独自にこれらの適切な情報等を収集・作成すること等は困難かつ不効率であること等から、国がこれらに係る情報を収集・分析・加工し、災害データベースや化学物質管理に関する情報、リスクアセスメント等の安全衛生管理の支援に係る情報等として事業者に提供する。 (説明資料 頁)
25 技能講習修了者のデータ 一元管理						
06081- 125-14-7527	労働災害防止対 策事業委託費	0	146,613		146,613	(要求要旨) 労働災害の防止を図るため、一定の危険又は有害な業務に従事する者や作業主任者の一部には、技能講習の受講を義務づけられているところである。また、それらの作業の際には、これを証明するため修了証を携帯することが義務づけられている。 しかしながら、技能講習を行う登録技能講習機関は廃止した機関を含めると全国で約3千機関あり、修了証を紛失や破損した場合で、技能講習を行う機関が廃止されていたり、受講した機関名等を失念したりすると、再交付を受けられず、作業に付けなくなる。 このような事態を避けるため、修了者のデータを一元的に管理し、修了者に対し技能講習を修了したことを証明する書面を発行することとする。 (説明資料 頁)
30 安全衛生情報センター運 営等経費						
06081- 125-14-7527	労働災害防止対 策事業委託費	349,155	0		349,155	前年度限りの経費(安全衛生情報センター運営等事業)
020 安全衛生啓発指導等経費		55,206	55,061		145	(要求要旨) (1) 中小企業特別安全衛生指導費(安全衛生部) 建設業、造船業及び化学工業等における親企業と構内下請企業を一括としてとらえ、両者をもって構成する災害防止協議会を活用し、積極的な総合安全衛生管理指導を行う。 また、産地工業団地等を集団的にとらえ、地域的あるいは業種別に特有な問題を効率的かつ具体的な特別安全指導を行うとともに中小企業における災害多発事業場及び地区別災害防止協議会に対し専門的技術指導を行う。 下請企業等災害防止協議会に対する指導 災害多発事業場指導 (2) 災害防止計画等指導普及促進費(安全衛生部) 労働災害の現状とその対策をPRすることによって障害の残るような労働災害の防止について指導啓蒙する。また、災害防止に関する意識高揚を促進するための指導等を行う。 局舎の計画実施状況指導等 労働災害の現状と対策の啓蒙促進

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	2,097	1,952	145	<p>(3) 全国安全衛生週間等実施費(安全衛生部)</p> <p>安全衛生意識の普及高揚を図るとともに災害防止活動を効果的に促進するため全国安全週間、全国労働衛生週間を実施する。 また、事業場における自主的活動を促進するため、無災害運動を奨励実施する。</p> <p>全国安全週間の実施 期 間 週 間 7月 1日 ~ 7月 7日 期 間 準備期間 6月 1日 ~ 6月30日</p> <p>全国労働衛生週間の実施 期 間 週 間 10月 1日 ~ 10月 7日 期 間 準備期間 9月 1日 ~ 9月30日</p> <p>無災害記録の表彰 厚生労働大臣賞 都道府県労働局長賞</p> <p>(4) 安全衛生教育実施費(安全衛生部)</p> <p>最近、若年労働者、技術労働者の不足に伴い、未熟練労働者、出稼労働者の増加など安全衛生教育を充実強化する必要がある。このため特に災害率の高い小零細企業の安全衛生担当者に対して国が直接安全衛生教育を実施する必要がある。 安全衛生管理者等の教育の実施</p> <p>(5) 職員技術研修費(安全衛生部)</p> <p>産業技術の進展に対応した労働災害防止行政を推進するためには、安全衛生担当職員等の技術水準を大幅に向上させることが急務である。 安全衛生担当職員研修 産業安全専門官研修 労働衛生専門官研修 新任労働基準監督官研修 中堅労働基準監督官研修</p> <p>(6) 定期自主検査機関登録等経費(安全衛生部)</p> <p>特に危険な機械設備等については、構造規格を定め、これが常時保持義務を課すとともに、使用に伴う機能的欠陥を是正せしめるため定期に自主検査すべきことを規制している。 しかしながら、中小企業では自ら検査を行うことが技術的に困難なこともあって、自主検査が十分実施されず、災害発生の要因ともなっている。このため定期自主検査の基準を整備して自主検査を事業者に代わり、業として実施する機関を育成する一方、これらの機関を登録制とし、定期自主検査の促進を図るとともに、労働災害の防止に資する。 定期自主検査基準の周知 3種(ゴンドラ・ボイラー・ジブクレーン) 定期自主検査機関の登録名簿の作成</p> <p>(7) 全国安全衛生主務課長会議の開催(安全衛生部)</p> <p>都道府県労働局の安全衛生主務課長に対し、最近における安全衛生行政についての状況、今後の展望等について周知を行い、日々の業務について地域の実情に即した対応を図る。</p> <p>(8) 安全優良労働者に対する顕彰の実施(安全衛生部)</p> <p>現場で直接労働者を指揮し、安全管理に果たす役割が高い職長等の中で一定の技能と経験を有し、優良な安全成績をあげた者を表彰し、安全管理に対するインセンティブを高めるとともに、当該職長等が企業内における安全活動の核として活動し、労働者全体の安全意識の高揚を図ることができるよう知識の付与を行う。 安全優良労働者の顕彰者の決定のための審査</p> <p>1 中小企業特別安全衛生指導講師謝金(局)</p> <p>(8,700) 47人 @8,100 381(409)</p> <p>2 安全衛生教育講師謝金(局)</p> <p>(8,700) 94人 @8,100 761(818)</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						3 職員技術研修講師謝金 (局) 94人 (8,700) @8,100 761(818)
						4 安全優良労働者顕彰者決定審査委員会出席謝金(本省) 6人 (8,700) @8,100 49(52) [8人×0.8(出席率)×年1回]
						計 1,952(2,097)
06081- 959-07-2010	褒賞品費	1,446	1,446		0	1 全国安全衛生週間表彰関係費(本省) (1)全国安全衛生週間表彰関係副賞(大臣表彰、労働局長表彰) 574件 @2,400 1.05 1,446(1,446)
06081- 122-08-2010	職員旅費	12,551	12,551		0	1 中小企業特別安全衛生指導旅費(局署) 372人 @3,430 1,276(1,276) [(47局+325署)×1回 県内旅費]
						2 災害防止計画普及促進指導旅費 2,236(2,236)
						(1)本省 4人 @38,300 153(153) [2人×2回 東京-都道府県平均 3~6級 1泊2日]
						(2)労働局 282人 @7,385 2,083(2,083) [47局×6人 局-署平均 3~6級]
						3 安全衛生教育実施旅費 1,353(1,353)
						(1)本省 2人 @38,300 77(77) [1人×2回 東京-都道府県平均 3~6級 1泊2日]
						(2)局署 372人 @3,430 1,276(1,276) [47局×1回+325署×1回 県内旅費]
						4 職員技術研修出席旅費(署) 325人 @7,385 2,400(2,400) [325署×1人 局-署平均 3~6級]
						5 全国安全衛生主務課長会議出席旅費(局) 92人 @38,300 3,524(3,524) [(47局-1局)(東京)×2人 東京-都道府県平均 3~6級 1泊2日]
						6 安全衛生関係大会等参加旅費(局) 46人 @38,300 1,762(1,762)
						計 12,551(12,551)
06081- 122-08-6010	委員等旅費	329	329		0	1 中小企業特別安全衛生指導講師旅費(局) 9人 @5,329 48(48)
						2 安全衛生教育講師旅費(局) 19人 @5,329 101(101)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 123-09-1010 庁 費	38,783	38,783		0	<p>3 職員技術研修講師旅費 (局)</p> <p>19人 @5,329 101(101)</p> <p>4 安全優良職長労働者審査委員会出席旅費(本省)</p> <p>2人 @39,500 79(79)</p> <p>計 329(329)</p> <p>備品費</p> <p>1 災害防止計画等普及資料購入費(本省) 16,253(16,253)</p> <p>(1)安全衛生関係法令集 1,250部 @4,900 1.05 6,431(6,431)</p> <p>(2)安全衛生年鑑 75部 @2,940 1.05 232(232)</p> <p>(3)安衛法便覧 1,250部 @6,510 1.05 8,544(8,544)</p> <p>(4)安全の指標 1,270部 @392 1.05 523(523)</p> <p>(5)労働衛生のしおり 1,270部 @392 1.05 523(523)</p> <p>消耗品費</p> <p>1 全国安全衛生週間用消耗品費(本省)</p> <p>(1)表彰状丸筒 1,980本 @410 1.05 852(852)</p> <p>印刷製本費 13,724(13,724)</p> <p>1 中小企業特別安全衛生指導用資料等印刷費(局)</p> <p>47局 @25,000 1.05 1,234(1,234)</p> <p>2 災害防止計画等普及資料印刷費(局)</p> <p>47局 @100,000 1.05 4,935(4,935)</p> <p>3 全国安全衛生週間用印刷費(本省) 1,193(1,193)</p> <p>(1)普及用資料 3,790部 @189.1 1.05 753(753)</p> <p>(2)表彰状 1,980部 @211.6 1.05 440(440)</p> <p>4 職員技術研修等資料印刷費(本省)</p> <p>(1)安全衛生業務必携等 4,700部 @392.3 1.05 1,936(1,936)</p> <p>5 定期自主検査関係印刷(本省) 4,426(4,426)</p> <p>(1)定期自主検査基準指導用資料</p> <p>47局 @65,850 1.05 3,250(3,250)</p> <p>(2)定期自主検査機関指導用参考資料</p> <p>350部 @3,200 1.05 1,176(1,176)</p> <p>通信運搬費</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						1 安全衛生週間等通信費(局) 47局 @20,100 945(945) 借料及び損料 4,827(4,827) 1 安全衛生週間関係会場借料 1,756(1,756) (1) 全国安全衛生週間中央会場借料(本省) @1,249,300 1.05 1,312(1,312) (2) 安全衛生大会地方会場借料(局) 47所 @9,000 1.05 444(444) 2 安全衛生教育講習会場借料(局) 325署 @9,000 1.05 3,071(3,071) 会議費 128(128) 1 安全衛生週間労働局長表彰懇談会賄費(局) 800人 @150 1.05 126(126) 2 安全優良職長労働者顕彰者決定審査委員会賄費(本省) 12人 @150 1.05 2(2) 雑役務費 1 安全衛生週間関係費 2,054(2,054) (1) 表彰状揮毫料(本省) 250枚 @440 1.05 116(116) (2) 無災害記録厚生労働大臣表彰状揮毫料(本省) 160枚 @440 1.05 74(74) (3) 全国安全衛生週間大臣表彰懇談会(本省) 一式 @600,000 1.05 630(630) (4) 安全衛生関係大会等参加費(局) 94人 @12,500 1.05 1,234(1,234) 計 38,783(38,783) (要求要旨) 国際機関等における国際基準等の技術的な検討は、研究者や安全衛生団体の技術スタッフ等により適宜 フォローされてきたが、これらの基準は国内法制の見直しの際の重要な材料となるため、検討の過程から 法制化を念頭においた議論を進めていく必要がある。 このため、我が国厚生労働省から担当職員を派遣させ、国際基準作成の一翼を担い、もって、我が国の 労働災害防止の推進に資することとする。 O E C D化学品プログラムへの対応
025	安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費	2,248	2,248		0	
06081-122-08-4010	外国旅費	604	604		0	1 O E C D化学品専門家会合出席旅費(本省) 1回 @603,560 604(604)
06081-123-09-1010	庁費	1,644	1,644		0	雑役務費 1 O E C D化学品専門家会合報告書等翻訳費(本省) 600枚 @2,610 1.05 1,644(1,644)
030	重大災害緊急救助対策	430	430		0	

要求番号	事項	前年度 予算額	23年度 概算要求額	対前年度 比較増減	備考
					(要求要旨) 鉱業、建設業等の事業場において、重大災害が発生した場合に緊急救助医療班を編成し、被災労働者の救助等に関し適切な措置をとるために必要な経費である。
06081-129-06-0110	諸謝金	358	358	0	1 重大災害緊急医療班医師謝金(署)(労災補償部) 15人 @1,820 5時間 137(137)
					2 重大災害緊急医療班看護師謝金(署)(労災補償部) 30人 @1,470 5時間 221(221)
					計 358(358)
06081-122-08-6010	委員等旅費	72	72	0	1 重大災害緊急医療班医師出動旅費(署)(労災補償部) 15人 @1,602 24(24)
					2 重大災害緊急医療班看護師出動旅費(署)(労災補償部) 30人 @1,602 48(48)
					計 72(72)
050	職場における健康確保対策の推進に必要な経費	7,332,535	7,527,477	194,942	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 7,762,559 7,984,382 7,700,924 (7,758,124) (8,550,960) 7,758,124 8,550,960
					(要求要旨) 有害業務等の労働環境を改善することにより職業性疾病を予防するため、適正な作業環境測定の方法や評価方法を確立するための検討を行うほか、労働衛生専門官による専門技術指導、労働衛生指導医による指導等の実施、新規化学物質の有害性調査機関の優良試験所基準への適合状況について査察の実施、職場における受動喫煙防止対策等を行う。 また、石綿障害防止総合相談員等を設置し、石綿による健康障害予防対策の推進を図る。
005	職業病予防対策の推進	6,706	6,639	67	(要求要旨) 技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するための総合的な委員会を開催し、適正な職業病予防対策の推進を図る。 (1) 専門家会議の開催等 職業性疾病予防対策専門家会議の開催 分科会の開催(6部会:職業がん部会、健康診断部会、振動対策部会、騒音対策部会、有害性調査部会、年少者部会) (2) 原子力発電所被ばく管理対策 高被ばく線量を計画する補修工事等に対する被ばく管理計画の事前審査の実施及び原子力発電所下請事業場等に対する説明会の実施。 事前審査指針及び監督指導マニュアルの作成 被ばく管理業務担当職員に対する原子炉研修の受講 原子力発電所下請事業場に対する説明会の実施 (3) 職業病予防指針の作成 (4) 職場における腰痛予防対策指針見直し検討会 (5) 高気圧障害の防止に係る労働衛生管理のあり方検討会
06081-129-06-0110	諸謝金	966	899	67	(1) 職業性疾病予防対策専門家会議・5部会出席謝金(本省) (8,700) 50人 @8,100 405(435)
					(2) 職場における腰痛予防対策指針見直し検討会 (8,700) 8人 4回 @8,100 259(278)
					(3) 高気圧障害の防止に係る労働衛生管理のあり方検討会 (8,700) 8人 3回 @8,100 194(209)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(4) 出席謝金(年少者部会)(監督課) (8,700) 5人 @8,100 41(44)
							計 899(966)
06081-122-08-2010	職員旅費		573	573		0	1 原子炉研修出席旅費(局) 4人 @127,210 509(509) 2 原子力発電所等指導旅費(局) 12局 @5,329 64(64)
							計 573(573)
06081-122-08-6010	委員等旅費		949	949		0	(1) 職業性疾病予防対策専門家会議・5部会出席旅費 12人 @39,500 474(474) (2) 職場における腰痛予防対策指針見直し検討会出席旅費 6人 @39,500 237(237) (3) 高気圧障害の防止に係る労働衛生管理のあり方検討会出席旅費 5人 @39,500 198(198) (4) 出席旅費(年少者部会)(監督課) 1人 @39,500 40(40)
							計 949(949)
06081-123-09-1010	庁費		4,218	4,218		0	備品費 27(27) (1) 原子力安全白書(本省) 3部 @2,900 1.05 9(9) (2) 原子力白書(本省) 3部 @3,200 1.05 10(10) (3) 高気圧障害の防止に係る労働衛生管理のあり方検討会に係る書籍購入費 3冊 @2,500 1.05 8(8) 印刷製本費 3,265(3,265) (1) 職業性疾病専門家会議資料(本省) 職業性疾病等予防対策専門家会議・5部会会議資料 6回 @3,500 1.05 22(22) 年少者部会資料(監督課) 8部 @1,085 1.05 9(9) (2) 職業性疾病専門家会議結果報告書(本省) 職業性疾病等予防対策専門家会議・5部会会議資料 6回 @100,000 1.05 630(630) 年少者部会結果報告書(監督課) 56部 @2,472 1.05 145(145) (3) 原子力審査指針(本省) 290部 @5,143 1.05 1,566(1,566)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(4) 原子力監督指導マニュアル(本省) 290部 @1,652.86 1.05 503(503)
						(5) 職業病予防指針(本省) 1,200部 @270 1.05 340(340)
						(6) 職場における腰痛予防対策指針見直し検討会資料 4回 @6,800 1.05 29(29)
						(7) 高気圧障害の防止に係る労働衛生管理のあり方検討会資料 3回 @6,800 1.05 21(21)
						通信運搬費 261(261)
						(1) 職業がん等分科会 47局 5箱 @1,060 249(249)
						(2) 年少者部会(監督課) 47局 1箱 @140 7(7)
						(3) 職場における腰痛予防対策指針見直し検討会開催通知 8人 4回 @80 3(3)
						(4) 高気圧障害の防止に係る労働衛生管理のあり方検討会開催通 知 8人 3回 @80 2(2)
						会議費 22(22)
						(1) 職業性疾病等予防対策専門家会議(5部会) 62人 @150 1.05 10(10)
						(2) 年少者部会(監督課) 7人 @150 1.05 1(1)
						(3) 職場における腰痛予防対策指針見直し検討会賄費 10人 4回 @150 1.05 6(6)
						(4) 高気圧障害の防止に係る労働衛生管理のあり方検討会賄費 10人 3回 @150 1.05 5(5)
						雑役務費
						(1) 原子炉研修受講料(局) 4人 @153,000 1.05 643(643)
						計 4,218(4,218)
010	じん肺等対策事業	1,187,116	1,335,255		148,139	(要求要旨) 離職するじん肺有所見者のためのガイドブック等を作成し、じん肺予防の普及・啓発を図る。
05	じん肺予防対策費					離職するじん肺有所見者に対する資料作成経費
06081-	123-09-1010 庁 費	1,882	1,867		15	印刷製本費 (1) じん肺予防対策に関する指導用資料(本省) (35.18) 50,000部 @34.89 1.05 1,832(1,847)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						通信運搬費 (1) じん肺予防対策に関する指導用資料 47局 1種 @740 35(35) 計 1,867(1,882)
10	じん肺診断技術等研修事業 06081- 125-14-7527 労働災害防止対策事業委託費	3,149	13,331		10,182	(要求要旨) 職業病予防対策については、現在さまざまな取り組みを行っているところであるが、特に、じん肺の防止については、昭和35年のじん肺法の施行、労働安全衛生法等に基づく粉じん作業の形態に応じた粉じん飛散を防止する措置等の義務付け、離職者に対する健康管理の実施など、多くの行政努力が傾注され、じん肺の新規有所見者数は大幅に減少してきたところである。 しかしながら、近年のじん肺有所見者等の発生状況を見ると、依然として、じん肺は職業性疾患の約7%を占めており、対策の充実、強化等が必要である。 このため、じん肺診断技術等に関する研修会及びじん肺有所見者に対する教育指針の普及定着のための講習会を開催する。 (説明資料 頁) 1 じん肺診断技術等研修事業 2 じん肺有所見者に対する教育指針の普及定着事業 3 じん肺症例に関する調査
20	特定有害業務従事者の離職者特殊健康診断の実施	960,868	1,119,595		158,727	(要求要旨) 石綿業務等有害な業務に従事し、離職した労働者に対して健康管理手帳を交付し、健康管理の徹底を期するとともに指定特殊健康診断機関において特殊健康診断を受診した場合は、その費用を負担することにより離職労働者等の特殊健康診断の実施促進を図る。 手帳の作成・交付 手帳所持者に対する健康診断の実施 ・既存業務手帳所持者数 ベンジジン 1,448(1,466) 年2回 - ナフチルアミン 982(990) 年2回 じん肺 25,062(24,289) 年1回 (うち管理3) 14,242(14,177) 年1回 クロム酸 730(725) 年2回 砒素 43(45) 年2回 コールタール 5,232(5,206) 年2回 ビス(クロロメチル)エーテル 91(90) 年2回 ペリリウム 2(2) 年2回 ベンゾトリクロリド 17(18) 年2回 塩化ビニル 1,882(1,817) 年2回 石綿 27,819(28,840) 年2回 ジアニシジン 155(154) 年2回 船員 912(727) 年2回 (うちじん肺) 2(2) 年1回 (うち石綿) 910(725) 年2回
	06081- 129-06-0110 諸謝金	516	516		0	(1) 船員健康管理手帳交付のための診査医謝金 @2,390 216件 516(516)
	06081- 122-08-7360 社会復帰促進等旅費	41,146	47,994		6,848	1 受診旅費(局) (1) じん肺 (17,950) 21,804人 0.3(旅費支給率) @1,602 10,480(8,627) (2) 石綿 (50,512) 57,360人 0.3(旅費支給率) @1,602 27,567(24,276) (3) その他 (15,880) 18,818人 0.3(旅費支給率) @1,602 9,044(7,632)

要求番号	事 項	前 年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(4) 船員 903(611)
						じん肺
						2人 0.3(旅費支給率) @1,602 1(1)
						石綿
						(1,270)
						1,876人 0.3(旅費支給率) @1,602 902(610)
06081- 123-09-1010	庁 費	16,447	17,779		1,332	印刷製本費
						(1) 離職者の健康診断経費(本省) 1,995(1,916)
						健康管理手帳 1,331部 @690 1.05 964(964)
						離職者カード 1,331部 @20.72 1.05 29(29)
						書 特殊健康診断受診通知 (104,447) 105,510部 @4.84 1.05 536(531)
						特殊健康診断結果報告書 (104,447) (0.739) 105,510部 @4.84 1.05 0.87(受診率) 466(392)
						通信運搬費
						(1) 離職者の特殊健康診断経費(局) 15,784(14,531)
						特殊健診受診通知 (104,447) 105,510部 @80 8,441(8,356)
						特殊健診結果報告 (104,447) (0.739) 105,510部 @80 0.87(受診率) 7,343(6,175)
06081- 125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	902,759	1,053,306		150,547	計 17,779(16,447) (説明資料 頁)
25	特殊健康診断に関する検診項目の評価・検討	2,695	2,647		48	(要求要旨) 海外等で発がん性が指摘されている化学物質については、当該化学物質のリスクの評価を行っているが、リスク評価の結果、健康管理対策として健康診断の実施が必要とされたものについて、特殊健康診断の項目等の検討を行う。 また、現在規定されている特殊健康診断について、健康診断項目の見直しが必要なものについて検討を行い、見直した健康診断項目について省令改正等を行った後、制度の徹底を行う。
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	226	211		15	(1) 特殊健康診断に関する健診項目の検討会謝金 (8,700) 26人 @8,100 211(226)
06081- 122-08-6010	委員等旅費	237	237		0	1 特殊健康診断に関する健診項目の検討会出席旅費 6人 @39,500 237(237)
06081- 123-09-1010	庁 費	727	721		6	印刷製本費 658(664)
						(1) 特殊健康診断に関する健診項目の検討会資料 4回 @6,800 1.05 29(29)

要求 番号	事 項	前 予 算	度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(2) 特殊健康診断に関する健診項目に係る説明用資料 (6.05) 100,000部 @5.99 1.05 629(635)
							通信運搬費 57(57)
							(1) 特殊健康診断に関する健診項目の検討会開催通知 (100) 8人 4回 @80 3(3)
							(2) 特殊健康診断に関する健診項目に係る説明用資料 47局 @1,140 54(54)
							会議費 (1) 特殊健康診断に関する健診項目の検討会購費 10人 4回 @150 1.05 6(6)
							計 721(727) (説明資料 頁)
06081- 125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費		1,505	1,478		27	
35	呼吸用保護具の性能の確保のための買取り試験の実施						
06081- 125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費		23,685	21,952		1,733	(要求要旨) 呼吸用保護具の性能を確保するため、防じんマスク及び防毒マスクについて、流過程において買い取りを実施し、「防じんマスクの規格」及び「防毒マスクの規格」に定める試験を実施する。 (説明資料 頁)
40	石綿による健康障害防止対策の推進		119,002	137,605		18,603	(要求要旨) 石綿については、平成18年の政令改正により、一部の代替化が困難であったシール材等を除き、製造等が全面禁止された。 しかし、今後、石綿含有建築物が大量に解体される予定であり、これらの作業における労働者の石綿のばく露、中皮腫等の発生、近隣住民の石綿ばく露が強く懸念されている。このため、平成17年に建材の石綿含有分析、湿潤化等を内容とする石綿障害予防規則を制定した(平成18年及び平成21年一部改正)が、解体業者等の大半は中小企業であること等から、本規則に基づく適切なばく露防止方法普及、石綿分析機関への指導等を引き続き行うことにより、石綿のばく露防止対策、健康管理対策の徹底を図る。 建築物の解体作業等における石綿対策の充実 石綿作業従事労働者の健康管理の充実
06081- 129-06-0110	諸 謝 金		3,237	3,014		223	1 石綿による健康障害予防対策の推進事業 3,014(3,237) (1) 建築物の解体作業等における対策に係る集団指導(局) (8,700) 325人 @8,100 2,633(2,828) (2) 石綿作業従事労働者の健康管理に係る集団指導(局) (8,700) 47人 @8,100 381(409)
06081- 122-08-2010	職 員 旅 費		23,294	23,294		0	2 石綿による健康障害予防対策の推進事業 23,294(23,294) (1) 建築物の解体作業等における対策に係る集団指導(局) 325人 @1,602 521(521) (2) 石綿作業従事労働者の健康管理に係る集団指導(局) 47人 @3,430 161(161)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
						(3) 建築物の解体現場実地指導	22,612(22,612)
						(局) 47局 2回 12月 @3,430	3,869(3,869)
						(署) 325署 3回 12月 @1,602	18,743(18,743)
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	1,276	1,276		0	3 石綿による健康障害予防対策の推進事業	1,276(1,276)
						(1) 建築物の解体作業等における対策に係る集団指導(局)		
						325人 @3,430	1,115(1,115)
						(2) 石綿作業従事労働者の健康管理に係る集団指導(局)		
						47人 @3,430	161(161)
	06081- 123-09-1010 庁費	91,195	93,061		1,866	備品費		
						1 全面型電動ファン付き呼吸用保護具		
						372局署 @86,000 1.05	33,592(33,592)
						消耗品費		
						1 アスベスト保護衣 12,828回 @1,300 1.05	17,510(17,510)
						印刷製本費		
						1 石綿による健康障害予防対策の推進事業(本省)	4,665(4,704)
						(1) 改正石綿障害予防規則に基づく周知用資料作成		
						(35.18) 85,300部 @34.89 1.05	3,125(3,151)
						(2) 石綿作業従事労働者の健康管理の充実のための指導用資料		
						(35.18) 42,050部 @34.89 1.05	1,540(1,553)
						通信運搬費		
						1 石綿による健康障害予防対策の推進事業(本省)	596(596)
						(1) 改正石綿障害予防規則に基づく周知用資料発送	298(298)
						(局) 47局 @1,220	57(57)
						(署) 325署 @740	241(241)
						(2) 石綿作業従事労働者の健康管理の充実のための指導用資料 発送費	298(298)
						(局) 47局 @1,220	57(57)
						(署) 325署 @740	241(241)
						借料及び損料		
						1 石綿による健康障害予防対策の推進事業	23,027(21,122)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(1) 建築物の解体作業等における対策に係る指導会場借料(署) (56,000) 325署 @58,800 1.05 20,066(19,110)
							(2) 石綿作業従事労働者の健康管理に係る集団指導会場借料(局) (40,762) 47局 @60,000 1.05 2,961(2,012)
							雑役務費
							1 石綿廃棄物処理費(新規) 372回 @35,000 1.05 13,671(13,671)
							計 93,061(91,195)
	06081- 125-14-7527 労働災害防止対策事業委託費		0	16,960		16,960	石綿による健康障害防止対策の推進(拡充) (要求要旨) 現行石綿障害予防規則のフォローアップのため、作業の実態把握及び作業場所における石綿粉じん濃度等にかかる調査を実施するとともに、これら実態把握及び調査結果を踏まえ、事業者及び労働者に対し、石綿粉じんの有害性やばく露防止対策について繰り返し情報提供、注意喚起を行い、適切な作業の周知徹底を一層図る必要がある。 (説明資料 頁)
	55 第7次粉じん障害防止総合対策費		8,123	7,898		225	(要求要旨) トンネル建設工事で粉じん作業に従事したじん肺り患者が国を相手に全国で損害賠償訴訟を起こしていたが、平成19年6月18日には全国で争われていたトンネルじん肺訴訟の和解に関する合意書を締結し、その内容にトンネル建設工におけるじん肺対策を強化するための措置を講ずることを検討することと盛り込まれたところである。このため、粉じん対策について検討を行い、トンネル工事における粉じん対策の充実を図るべくより効果的な粉じん対策の推進を図るため策定した第7次粉じん障害防止総合対策徹底のため、総合対策の指導及び普及を行う。 事業場に対する集団指導等実施経費 関係団体との連絡協議会の開催
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金		3,271	3,046		225	1 粉じんに関する関係団体との連絡協議会謝金(局) (8,700) 376人 @8,100 3,046(3,271)
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費		1,021	1,021		0	1 事業場に対する粉じん集団指導旅費 (局) 47人 @5,329 250(250) (署) 325人 @1,602 521(521)
							2 粉じんに関する関係団体との連絡協議会旅費(局) 47人 @5,329 250(250)
							計 1,021(1,021)
	06081- 122-08-6010 委員等旅費		257	257		0	1 粉じんに関する関係団体との連絡協議会旅費(局) 75人 @3,430 257(257)
	06081- 123-09-1010 庁 費		3,574	3,574		0	借料及び損料 1 事業場に対する粉じん集団指導会場借料 (局) 47局 @9,000 1.05 444(444)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(署) 325署 @9,000 1.05 3,071(3,071)
						会議費
						1 粉じんに関する関係団体との連絡協議会賄費
						376人 @150 1.05 59(59)
						計 3,574(3,574)
64	屋外アーク溶接作業時に 係る粉じんばく露防止対 策の周知		1,354	1,347	7	(要求要旨) 屋外アーク溶接作業等に係る粉じんばく露防止対策について集団指導等を行い、周知徹底を図っていく ための経費である。
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費		75	75	0	1 屋外アーク溶接作業等に係る粉じんばく露防止対策集団指導旅 費 47回 @1,602 75(75)
	06081- 123-09-1010 庁 費		1,279	1,272	7	印刷製本費
						1 屋外アーク溶接作業等に係る粉じんばく露防止対策周知用資料 印刷費
						120,000冊 (6.05) @5.99 1.05 755(762)
						通信運搬費
						1 屋外アーク溶接作業等に係る粉じんばく露防止対策周知用資料 発送費
						47局 @740 35(35)
						2 屋外アーク溶接作業等に係る粉じんばく露防止対策集団指導周 知発送費
						470回 @80 38(38)
						借料及び損料
						1 屋外アーク溶接作業等に係る粉じんばく露防止対策集団指導用 会場借料
						47局 @9,000 1.05 444(444)
						計 1,272(1,279)
66	作業環境管理等対策事業					(要求要旨)
	06081- 125-14-7527 労働災害防止対 策事業委託費		29,628	29,013	615	個人サンブラーを用いた濃度測定について、その測定方法、測定機器、測定結果の評価方法及び局所排 気装置等の稼働の特例実証的研究を行い、作業環境管理のため事業者が選択しうる環境改善措置の拡大に 向けて、制度の見直しを行うための経費である。 (説明資料 頁)
80	健康診断におけるデジタ ルレントゲン撮影に関す る研修					
	06081- 125-14-7527 労働災害防止対 策事業委託費		8,548	0	8,548	前年度限りの経費(健康診断におけるデジタルレントゲン撮影に関する研修経費)
85	新型インフルエンザに関 する事業者への研修事業					

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 123-09-1010 庁 費		4,300	0		4,300	(前年度限りの経費) 印刷製本費 1 前年度限りの経費(リーフレット) 0(3,303) 通信運搬費 1 前年度限りの経費(リーフレット) 0(892) 雑役務費 1 前年度限りの経費(リーフレット原画料) 0(105) 計 0(4,300)
90	じん肺管理区分の判定に 用いるデジタルの標準エ ックス線フィルムの作成		23,882	0		23,882	
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金		574	0		574	1 前年度限りの経費(デジタル標準エックス線フィルム作成委員 会出席謝金) 0(574)
	06081- 122-08-6010 委員等旅費		277	0		277	1 前年度限りの経費(デジタル標準エックス線フィルム作成委員 会出席旅費) 0(277)
	06081- 123-09-1010 庁 費		23,031	0		23,031	印刷製本費 1 前年度限りの経費(デジタル標準エックス線フィルム印刷費) 0(22,991) 通信運搬費 1 前年度限りの経費(デジタル標準エックス線フィルム発送費) 0(35) 会議費 1 前年度限りの経費(デジタル標準エックス線フィルム作成委員 会贈費) 0(5) 計 0(23,031)
015	地域産業保健事業		2,389,239	2,033,102		356,137	(要求要旨) 産業医の選任義務のない小規模事業上については、これまで、地域産業保健センターにおける相談窓口 の開設等による、産業保健サービスを提供してきたところであるが、法令に基づく健診後の医師の意見聴 取を行って事業場の割合は依然として4割弱と低調である。一方、脳・心臓疾患による労災認定件数 も高い水準で推移しており、今後、脳・心臓疾患予防の観点から、長時間労働者に対する面接指導の実施 がますます重要となってくる。 こうした状況をふまえ、産業保健情報の提供機能等、産業保健推進センターと類似した機能を廃止し効 率化した上で、従来幅広い内容に亘っていた健康相談業務については、脳・心臓疾患のリスクの高い者及 びメンタル不調者への対応に重点化することとした。具体的には、定期健康診断後の対応(メンタル不調 者及び脳・心臓疾患のリスクの高い者に対する保健指導)及び長時間労働者に対する面接指導を実施する 。
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金		3,428	3,014		414	1 地域産業保健センター連絡協議会等出席謝金(労働局) 3,014(3,428) (1) 産業保健活動推進全国会議出席謝金 (8,700) 47人 @8,100 381(409) (2) 地域産業保健センター連絡協議会出席謝金 (347) (8,700) 325人 @8,100 2,633(3,019)
	06081- 122-08-2010 職員旅費		2,400	2,053		347	1 地域産業保健センター連絡協議会出席旅費(署) (325) 278人 @7,385 2,053(2,400)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
	06081- 122-08-6010 委員等旅費		1,669	1,734		65	1 地域産業保健センターの整備事業	1,734(1,669)
							(1) 産業保健活動推進全国会議出席旅費(局)		
							(31,120) 46局 @32,850	1,511(1,432)
							(2) 産業保健センター連絡協議会出席旅費		
							(69) 65人 @3,430	223(237)
	06081- 123-09-1010 庁費		6,166	3,730		2,436	印刷製本費		
							1 地域産業保健センター整備事業関係印刷費	3,368(5,785)
							(1) 地域産業保健センターに関する説明用資料(局)		
							(2,600) (35.18) 47局 1,500部 @39.46 1.05	2,921(4,514)
							(2) 働き盛り層のメンタルヘルスクエア支援事業に関する説明用資料(本省)		
							(200,000) (6.05) 71,000部 @5.99 1.05	447(1,271)
							通信運搬費		
							1 地域産業保健センター整備事業関係通信費	192(192)
							(1) 地域産業保健センターに関する説明用資料(局)		
							47局 @2,626	123(123)
							(2) 働き盛り層のメンタルヘルスクエア支援事業に関する説明用資料		
							47局 @1,460	69(69)
							借料及び損料		
							1 地域産業保健活動推進全国会議会場借料(本省)		
							(56,000) 1回 @44,000 1.05	46(59)
							会議費		
							1 地域産業保健センター連絡協議会等会議賄費(局)	124(130)
							(1) 産業保健活動推進全国会議賄費		
							(55) 47人 @150 1.05	7(9)
							(2) 地域産業保健センター連絡協議会賄費		
							(766) 744人 @150 1.05	117(121)
							計	3,730(6,166)
	06081- 125-14-7527 労働災害防止対策事業委託費		2,375,576	2,022,571		353,005		(説明資料	頁)
	020 快適職場形成促進事業		233,055	0		233,055			
	06081- 129-06-0110 諸謝金		348	0		348	1 前年度限りの経費(快適職場指針見直し検討会)	0(348)
	06081- 122-08-6010 委員等旅費		395	0		395	1 前年度限りの経費(快適職場指針見直し検討会出席旅費)	0(395)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 123-09-1010 庁 費		589	0		589	印刷製本費 1 前年度限りの経費(快適職場形成促進事業) 0(537) 通信運搬費 1 前年度限りの経費(快適職場形成促進事業) 0(42) 会議費 1 前年度限りの経費(快適職場指針見直し検討会賄費) 0(10) 計 0(589)
	06081- 125-14-7527 労働災害防止対策事業委託費		231,723	0		231,723	
021	外部専門機関の整備・育成等事業(新規)						
	06081- 125-14-7527 労働災害防止対策事業委託費		0	10,222		10,222	(要求要旨) 労働者数1,000人未満の事業場においては、嘱託産業医の選任が可能であるが、本来の診療業務等、嘱託産業医の業務の状況を勘案すると、メンタルヘルス対策等の特定の課題に十分な対応が困難場合がある。また、様々な専門分野の複数の産業医を選任した場合、それぞれの産業医が月1回以上の職場巡視が必要となるなど事業場の実情に沿わない場合もある。このため、複数の異なる専門分野の産業医の職場巡視が必要となるなど事業場の実情に沿わない場合もある。このため、複数の異なる専門分野の産業医の有資格者がチームとなった事業場外組織(外部専門機関)を整備・育成し、メンタルヘルス不調者への対応等、専門的知識を必要とする産業医の業務を効率的かつ適切に実施することを可能とし対応することが必要である。本事業では外部専門機関制度の創設に向けて、外部専門機関への参入が想定される大規模病院や都市区医師会等を対象とした意向調査を行う。 (説明資料 頁)
023	職場における受動喫煙対策事業		0	432,419		432,419	(要求要旨) 職場における受動喫煙防止対策の推進を図るために、事業場に対して説明会を実施するとともに、飲食店、宿泊業等で喫煙室を設置する事業場に対して設置費用の一部を助成する経費である。
	06081- 122-08-2010 職員旅費		0	2,544		2,544	1 説明会 2人 1回 325署 @1,602 1,041(0) [署~事業場間旅費] 2 審査に係る実地調査 1人 6回 47局 @5,329 1,503(0) [1回/1月] [局~事業場間旅費] 計 2,544(0)
	06081- 123-09-1010 庁 費		0	42,098		42,098	印刷製本費 5,191(0) 1 説明会資料 40,000部 @71 1.05 2,982(0) 2 開催案内 325,000枚 @4.32 1.05 1,474(0) 3 ポスター 4,000枚 @44.92 1.05 189(0) 4 周知用資料 40,000枚 @12.56 1.05 528(0) 5 助成金支給申請書 751件 1.1(予備率) @10.68 1.05 9(0) 6 助成金支給不支給決定通知 751件 1.1(予備率) @10.68 1.05 9(0)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						1 作業環境測定関係(労働衛生専門官作業環境測定用)(局) 47局 @740 35(35)
						会議費 1 作業環境測定関係賄費(本省) (1)作業環境測定基準作成委員会賄費 21人 @150 1.05 3(3)
	030 有害環境改善推進費	112,734	112,476		258	計 326(326) (要求要旨) 広汎かつ重篤な障害をもたらす有害業務等について労働環境の改善を推進するための専門技術指導を行い、もって職業性疾病の予防を図るとともに公害防止に寄与する。 本省専門官による労働局指導 労働衛生専門官等による専門技術指導 粉じん対策指導委員による指導 粉じん等指導打合せの開催 集団指導の実施
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	2,162	1,904		258	(環 A15) 1 粉じんばく露防止等集団指導謝金(局) (9,200) 235人 @8,100 1,904(2,162)
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費	4,406	4,406		0	(環 A15) 1 特定化学物質等専門技術指導旅費 578(578) (本省) 2人 @38,300 77(77) (局) 94人 @5,329 501(501) 2 有害環境改善専門技術指導旅費(局) 1,116人 @3,430 3,828(3,828) 計 4,406(4,406)
	06081- 122-08-6010 委 員 等 旅 費	250	250		0	(環 A15) 1 粉じんばく露防止集団指導旅費(局) 47人 @5,329 250(250)
	06081- 123-09-1010 庁 費	105,916	105,916		0	(環 A15) 消耗品費 27,352(27,352) 1 特定化学物質等専門技術指導用消耗品(局) 〔参考:ガス検知管、発煙筒、エアースンプラーフィルター〕 47局 @124,240 1.05 6,131(6,131) 2 粉じんばく露防止等集団指導用資料(局) 47局 @30,000 1.05 1,481(1,481) 3 粉じんばく露防止技術指導用消耗品 〔参考:防じんマスク、保護衣、電動ファン付き保護具、粉じん眼鏡等〕 19,740(19,740)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(監督課分) 47局 @200,000 1.05 9,870(9,870)
						(安衛部分) 47局 @200,000 1.05 9,870(9,870)
						借料及び損料
						1 粉じんばく露防止等集団指導会場借料(局)
						47局 @9,000 1.05 444(444)
						雑役務費
						1 有害環境改善推進関係費(局)
						(粉じんばく露防止技術指導用消耗品処分費) 78,120(78,120)
						(監督課分)
						1,488回 @50,000 0.699 1.05 54,606(54,606)
						(安衛部分) 1,488回 @50,000 0.301 1.05 23,514(23,514)
						計 105,916(105,916)
035	有害物質審査対策費	4,477	4,466		11	(要求要旨)
						(1) 新規化学物質の審査 化学物質による労働者の健康障害の防止を図るため、その有害性の調査の実施及び結果の届出の義務づけ等について、本省・地方労働局専門官による実地調査等を行う。 新規化学物質有害性実地調査 新規化学物質の調査 調査票の作成(カード)
						(2) 有害性調査機関査察等の実施 新規化学物質に係る有害性調査の信頼性の確保を目的として、有害性調査機関が具備すべき優良試験所基準(GLP: GoodLaboratoryPractice)を法制化したところであるが、その施行に当たっては、有害性調査機関の優良試験所基準への適合状況について本省の担当官及び専門家の委員による査察を実施する等によりその履行を確保する必要がある。 有害性調査機関に対する査察 専門家からなる優良試験所基準(GLP)適合評価委員会の開催 O E C D G L P作業部会出席
06081-129-06-0110	諸謝金	339	316		23	1 有害性調査機関に対する査察謝金(本省)
						(8,700) 10人 @8,100 81(87)
						2 優良試験所基準(GLP)適合評価基準委員会謝金(本省)
						(8,700) 29人 @8,100 235(252)
						計 316(339)
06081-122-08-2010	職員旅費	3,041	3,041		0	1 新規化学物質有害性実地調査旅費
						2,658(2,658)
						(本省) 4人 @38,300 153(153)
						(局) 470人 @5,329 2,505(2,505)
						2 有害性調査機関に対する査察旅費(本省)
						10人 @38,300 383(383)
						計 3,041(3,041)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 122-08-4010 外 国 旅 費		506	518		12	1 G L P 査察官渡航旅費 (O E C D G L P 作業部会) (505,500) 1人 @517,500 518(506)
	06081- 122-08-6010 委 員 等 旅 費		553	553		0	1 有害性調査機関に対する査察旅費 (本省) 10人 @39,500 395(395) 2 優良試験所基準 (G L P) 適合評価委員会出席旅費 (本省) 4人 @39,500 158(158) 計 553(553)
	06081- 123-09-1010 庁 費		38	38		0	印刷製本費 1 有害物審査対策関係印刷費 (新規化学物質カード) (本省) 1,000枚 @10.2 1.05 11(11) 2 優良試験所基準適合評価委員会資料 (本省) 4回 @4,920 1.05 21(21) 会議費 1 優良試験所基準 (G L P) 適合評価委員会賄費 (本省) 41人 @150 1.05 6(6) 計 38(38)
040	化学物質管理の支援体制の整備	271,131		226,076		45,055	(要求要旨) 労働現場では、労働者は様々な化学物質に囲まれて作業を行っているところであり、未規制の化学物質を含めた労働衛生対策の推進を図ることとする。 このため、人への健康影響が懸念される化学物質等について「国によるリスク管理」を充実させることが必要不可欠であることから、国が優先的にリスク管理を行うべき化学物質を選定するとともに、ばく露情報等に基づきリスク評価を実施する。 加えて、近年増加している新規化学物質について、専門家による命名を行い、その名称を公表する。 ○リスク評価対象物質の選定及び化学物質リスク評価の検討 ○M S D S 等に関する都道府県労働局の指導 ○改正特定化学物質障害予防規則の周知
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金		835	8,910		8,075	1 化学物質管理の支援体制の整備事業 (本省) (1) 化学物質評価委員会等 96人 (8,700) @8,100 778(835) 2 化学物質命名専門家 (本省 3人 月9日 12月 @25,100) [単価内訳 特Bクラス委員長] 8,132(0) 計 8,910(835)
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費		3,006	3,006		0	1 化学物質管理の支援体制の整備 (1) 都道府県労働局におけるM S D S に係る指導等 (局) 564人 @5,329 3,006(3,006)
	06081- 122-08-6010 委 員 等 旅 費		460	1,571		1,111	1 化学物質管理の支援体制の整備事業 (本省) 12人 @38,300 460(460) 2 化学物質命名専門家 (本省 3人 月9日 12月 @3,430) 1,111(0)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						[単価内訳 県内旅費]
	06081- 123-09-1010 庁 費	4,030	8,259		4,229	計 1,571(460)
						備品費
						1 化学物質管理の支援体制の整備費(参考文献購入)(本省)
						10部 @6,400 1.05 67(67)
						印刷製本費
						1 化学物質管理の支援体制の整備
						(1) 化学物質管理の支援体制の整備事業(本省)
						化学物質評価委員会等資料(資料、報告)
						10回 @6,800 1.05 71(71)
						ばく露関係情報の提出制度指導用資料
						(35.01)
						42,050部 @34.89 1.05 1,540(1,546)
						(2) 改正特定化学物質障害予防規則の周知用資料作成
						(35.01)
						46,800部 @34.89 1.05 1,714(1,720)
						通信運搬費
						1 化学物質管理の支援体制の整備
						(1) 化学物質管理の支援体制の整備事業(本省)
						化学物質評価委員会等開催通知
						8人 @80 10回 6(6)
						ばく露関係情報の提出制度指導用資料発送費
						298(298)
						イ (局) 47局 @1,220 57(57)
						ロ (署) 325署 @740 241(241)
						(2) 改正特定化学物質障害予防規則の周知用資料発送
						298(298)
						(局) 47局 @1,220 57(57)
						(署) 325署 @740 241(241)
						借料及び損料
						1 命名ソフト借料 @389,000 1.05 408(0)
						会議費
						1 化学物質管理の支援体制の整備事業(本省)
						10人 15回 @150 1.05 24(24)
						賃金
						3,346(0)
						1 賃金職員 1人 @11,049 21日 12月 2,785(0)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						2 賃金職員(賞与) 1人 @560,998 561(0) 保険料 479(0) 1 健康保険料(全国平均値) 3,346,000 46.7 / 1,000 156(0) 2 厚生年金保険料(全国平均値) 271(0) (1)平成23年3月~平成23年8月まで 1,673,000 80.29 / 1,000 134(0) (2)平成23年9月~平成24年2月まで 1,673,000 82.06 / 1,000 137(0) 3 労働保険料(全国平均値) 3,346,000 15.5 / 1,000 52(0) 児童手当拠出金 1 児童手当拠出金(全国平均値) 3,346,000 1.3 / 1,000 4(0) 職員厚生経費 1 健康診断料 1人 @3,472 1.05 4(0) 計 8,259(4,030)
06081-125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	262,800	204,330		58,470	1 職場における化学物質のリスク評価推進事業 2 国によるリスク評価結果に基づく対策の技術的検討 3 化学物質管理支援事業 4 化学物質管理の周知 5 ナノマテリアルの吸入ばく露試験事業、ナノマテリアルの作業環境における測定・評価事業 (説明資料 頁)
045	化学物質の有害性調査等事業	845,968	850,725		4,757	
05	化学物質の有害性調査等事業委託費					
06081-125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	844,911	849,699		4,788	(要求要旨) ILO職業がん条約では、批准加盟国はがん原性物質を定期的に決定することとされ、また、労働安全衛生法では、国自ら化学物質の有害性の調査を実施することとされていることを踏まえて、国は、がん原性のおそれのある化学物質について計画的に、実験動物を用いるがん原性試験等を実施し、化学物質による重篤な健康障害の防止の徹底を図る。 (説明資料 頁)
10	有害性試験結果評価等のための専門家会議の設置	1,057	1,026		31	(要求要旨) 新規化学物質の届出の際に事業者から提出される有害性調査試験結果について、専門家会議を設置してこれらの試験結果の評価等を行うことにより、労働者の健康障害の未然防止に資することとする。 ○有害性調査推進専門家会議及び同作業部会の開催
06081-129-06-0110	諸謝金	444	413		31	1 有害性調査推進専門家会議(本委員会、作業部会)(本省) (8,700) 51人 @8,100 413(444)
06081-122-08-6010	委員等旅費	395	395		0	

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 123-09-1010 庁 費		218	218		0	1 有害性調査試験結果評価等のための専門家会議出席旅費(本委員会、作業部会)(本省) 10人 @39,500 395(395) 印刷製本費 1 有害性調査試験結果評価等のための専門家会議(本委員会、作業部会)(本省) 8回 @23,800 1.05 200(200) 通信運搬費 1 有害性調査試験結果評価等のための専門家会議の設置(本委員会、作業部会)(本省) 8人 @80 8回 5(5) 会議費 1 有害性調査試験結果評価等のための専門家会議賄費(本委員会、作業部会)(本省) 10人 8回 @150 1.05 13(13) 計 218(218)
050	石綿障害防止総合相談員等設置経費	198,469		250,147		51,678	(要求要旨) 石綿の健康影響、解体現場等における適切な石綿粉じんの発散防止方法に関する照会等に対応するとともに、健康管理手帳制度に係る相談対応・交付申請の受付等を行うため、都道府県労働局に引き続き石綿障害防止総合相談員(54人)を配置するとともに、解体等作業に係る計画届、作業届、健康診断結果報告等届出情報等の審査・点検等を行うため、石綿届出等点検指導員を計画的に署に設置(265人を21年度から5カ年計画で設置)する。
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	189,174		238,865		49,691	1 石綿障害防止総合相談員の設置 238,865(189,174) (1) 石綿障害防止総合相談員の設置(局) (12,448) 54人 @12,600 12日/月 12月 97,978(96,796) (2) 石綿届出等点検指導員(署) (106) (9,078) 159人 @9,230 8日/月 12月 140,887(92,378)
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	7,528		9,566		2,038	1 石綿障害総合相談員の設置 9,566(7,528) (1) 石綿障害防止総合相談員 54人 @5,329 1日/月 12月 3,453(3,453) (2) 石綿届出等点検指導員 (106) 159人 @1,602 2回/月 12月 6,113(4,075)
	06081- 123-09-1010 庁 費	1,767		1,716		51	保険料 1 石綿障害防止総合相談員雇用保険料(局) (12,448) 54人 @12,600 12日/月 12月 15.5/1,000 1,519(1,500) 職員厚生経費 1 石綿障害防止総合相談員健康診断料(局) (70) (3,637) 54人 @3,472 1.05 197(267)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							計 1,716(1,767)
055	労働衛生指導医設置経費	4,815	4,815			0	(要求要旨) 頻発する職業病を未然に防止し、医学的専門知識をもとにする職業病の原因把握、健康管理等に関する専門的事項について要請に応じ、また必要に応じ事業場に対し指導を行わせるため都道府県労働局に労働衛生指導医を設置し、労働行政の円滑な推進を図る。 労働衛生指導医(非常勤務医師) 55人(55人×年3日=165人) 労働衛生指導医ブロック会議の開催
06081-	111-05-0710 非常勤職員手当	3,003	3,003			0	1 労働衛生指導医手当(局) 165人 @18,200 3,003(3,003)
06081-	122-08-2010 職員旅費	879	879			0	1 労働衛生指導医随行旅費(局) 165人 @5,329 879(879)
06081-	122-08-6010 委員等旅費	879	879			0	1 労働衛生指導医実地指導旅費(局) 165人 @5,329 879(879)
06081-	123-09-1010 庁費	54	54			0	印刷製本費 1 労働衛生指導医指導用資料(局) 165部 @310 1.05 54(54)
060	自発的健康診断受診支援事業経費	1,755	0			1,755	前年度限りの経費(健康診断機関への指導、特定業務従事者等に対する周知、広報)
06081-	122-08-2010 職員旅費	521	0			521	1 前年度限りの経費(自発的健康診断受診支援事業) 0(521)
06081-	123-09-1010 庁費	1,234	0			1,234	印刷製本費 1 前年度限りの経費(自発的健康診断受診支援事業関係印刷費(局)) 0(1,234)
065	出稼労働者等の住環境の整備	5,659	5,659			0	(要求要旨) 「望ましい建設業附属寄宿舍に関するガイドライン」を踏まえ、建設業附属寄宿舍内における冬期の適切な採暖設備及び夏期の冷房設備の確保、防音装置、害虫防止装置、清潔で衛生的な便所及び浴室の確保、休憩室の拡充等出稼労働者が生活の場となるに値する安全衛生を確保し、十分に安息し得る寄宿舍となるよう啓発指導を行う。 パンフレットの作成 2,021(3,360)部 事業者、事業者団体等に対する集団指導の実施(年1回実施) 建設業附属寄宿舍に対する特別個別指導の実施 (新たに設置される10人以上の寄宿舍に対する特別個別指導の実施 896(1,068)寄宿舍)
06081-	122-08-2010 職員旅費	1,218	1,218			0	1 出稼労働者等の住環境の整備関係旅費(監督課) 1,218(1,218) (1) 事業者、事業者団体等に対する集団指導等の実施(局) 47局 @5,329 250(250) (2) 建設業附属寄宿舍に対する特別個別指導の実施(署) 896人 @1,602 0.5 718(718) (3) 木造家屋建設工事施工業者に対する集団指導の実施(局) 47局 @5,329 250(250)
06081-	123-09-1010 庁費	4,441	4,441			0	印刷製本費 1 出稼労働者等の住環境の整備関係費(監督課) (1) 事業者向けパンフレットの作成(本省) 2,021部 @117.15 1.05 249(249)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(2) 事業者、事業者団体等に対する集団指導等の開催通知(局) 1,792部 @20.52 1.05 39(39) (3) チェックリストの作成(本省) 896部 @125 1.05 118(118) (4) 特別個別指導実施通知(局) 896通 @20.52 1.05 19(19) 通信運搬費 1 出稼労働者等の住環境の整備関係費(監督課) (1) パンフレット及びチェックリスト(本省) 47局 @2,626 2箱 247(247) (2) 事業者、事業者団体等に対する集団指導等の実施(局) 1,792通 @80 143(143) (3) 特別個別指導の実施通知(署) 896寄宿舍 @80 72(72) 借料及び損料 1 出稼労働者等の住環境の整備費(監督課) 3,554(3,554) (1) 事業場、事業団体等に対する集団指導等の実施のための会場借料(局) 47回 @36,000 1.05 1,777(1,777) (2) 木造家屋建設工事施工業者に対する集団指導の実施のための会場借料 47回 @36,000 1.05 1,777(1,777) 計 4,441(4,441) (要求要旨) 過重労働については、安心・安全な職場づくりの観点から、平成18年3月に策定した「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」に基づき、その解消に向けた取組を推進しているところであるが、脳・心臓疾患にかかる労災請求・認定件数が未だ多くなっているなど、依然として過重労働がもたらす脳・心臓疾患等の健康障害が多数認められる状況にある。 このため、平成22年度においては、平成21年度に引き続き、過重労働防止に係る安全衛生管理について十分なノウハウがない中小企業に対して、その集団をとらえて安全衛生管理の専門家の助言等を行い、過重労働による健康障害防止のための自主的改善対策を推進するものである。 また、「過重労働解消キャンペーンの月間」の設定や「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」の周知・啓発を実施するとともに、重点監督指導月間を設定し、集団指導等を強化する。 ・ 過重労働解消キャンペーン月間の設定 ・ 過重労働に関する休日等の無料電話相談窓口の開設 ・ パンフレット等の作成・配布 過重労働防止対策アドバイザーの設置(都道府県労働局に設置 47名) 疲労蓄積自己診断シートの配布 重点監督指導月間を設定し、集団指導等を強化
070	過重労働解消に向けた取組の推進	192,939	29,017		163,922	
06081-129-06-0110	諸謝金	53,909	0		53,909	1 前年度限りの経費(過重労働解消に向けた取組の推進事業(監督課)) 0(53,909)
06081-122-08-2010	職員旅費	2,711	18,513		15,802	1 過重労働解消に向けた取組の推進(監督課)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(1) 過重労働解消指導旅費(署) (1,692) 11,556人 @1,602 (321署×3人×12月) 18,513(2,711)
06081-	122-08-6010 委員等旅費	1,753	0		1,753	1 前年度限りの経費(過重労働解消に向けた取組の推進(監督課)) 0(1,753)
06081-	123-09-1010 庁費	12,586	10,504		2,082	印刷製本費 1 過重労働解消に向けた取組の推進(監督課) 9,651(5,653) (1) 自己診断チェックシート等の印刷(本省) 1,060(1,060) 事業主等自己診断チェックシート 2,820部 @71 1.05 210(210) 労働組合又は労働者自己診断チェックシート 141,000部 @4.32 1.05 640(640) 自己診断チェックシート結果報告 2,820部 @71 1.05 210(210) (2) 集団指導用資料の作成(本省) 1,640(1,640) 2,820部 @554 1.05 (3) 過重労働解消キャンペーン等経費(本省) 6,951(2,953) パンフレットの作成 (66,000) 160,000部 @38.46 1.05 6,461(2,665) ポスターの作成 (7,050) (38.96) 12,000部 @38.87 1.05 490(288) 通信運搬費 1 過重労働解消に向けた取組の推進(監督課) 853(483) (1) 集団指導用資料発送費(本省) 123(123) 47局 1箱 @2,626 (2) 自己診断実施説明会開催通知送料(局) 113(113) 1,410通 @80 (3) 過重労働解消キャンペーンパンフレット(本省) 617(247) 47局 @2,626 (2) 5箱 雑役務費 1 前年度限りの経費(過重労働解消に向けた取組の推進事業(監督課)) 0(6,450) 計 10,504(12,586) 前年度限りの経費
06081-	125-14-7527 労働災害防止対策事業委託費	121,980	0		121,980	
075	メンタルヘルス対策等事業					

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
06081- 125-14-7527	労働災害防止対 策事業委託費	591,069	1,621,307	1,030,238	<p>(要求要旨)</p> <p>日本の自殺者数は12年連続で3万人を超えている。このうち、約9千人が労働者となっており、「勤務問題」を自殺の原因の一つとしている者は約2,500人に達している。また、職業生活等において強い不安、ストレス等を感じる労働者は約6割に上っており、このような状況を背景に、精神障害等による労災支給決定件数は増加傾向にある。</p> <p>このような中、厚生労働省では、「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム」を設置し、今後取り組む自殺・うつ病等対策のとりまとめを行ったところである。</p> <p>また、「新成長戦略」、「雇用・人材戦略」においては、「企業におけるメンタルヘルス対策の推進」として、「2020年までに、必要な労働者全てがメンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場にする。」との目標設定がなされる見込みであり、職場におけるメンタルヘルス対策の促進に向けて、取組を大幅に強化することが必要となっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、メンタルヘルス対策支援センター事業の抜本的な拡充を行うこと等により、職場のメンタルヘルス対策の一層の促進を図るものである。 (説明資料 頁)</p>
077	労働者の健康の保持増進 対策事業				
06081- 125-14-7527	労働災害防止対 策事業委託費	448,437	0	448,437	前年度限りの経費
080	小規模事業場等団体安全 衛生活動援助事業				
06081- 125-14-7527	労働災害防止対 策事業委託費	431,953	217,170	214,783	<p>(要求要旨)</p> <p>小規模事業場では、経営基盤の脆弱さに加え、安全衛生管理体制の確立、安全衛生管理活動計画の策定、安全衛生教育等の基本的安全衛生対策が不十分であり、また、これらを改善するノウハウを有していないことなどから、安全衛生水準が低く、労働災害総件数の多くは小規模事業場で占められている。</p> <p>また、労働災害の減少には足踏み傾向が見られており、確実な減少を図るためにも、国として、これら小規模事業場に対し直接の支援を行う必要が生じている。</p> <p>本事業は、参加2年目に当たる小規模事業場については、安全衛生活動計画の策定、安全衛生教育等の基本的安全衛生活動の実施について引き続き1年間支援し、更に、参加3年目に当たる小規模事業場においては、自主的及び継続的に安全衛生活動を実施できるよう、自立準備のため1年間、中長期的な安全衛生活動計画の策定のための支援を行うことにより、小規模事業場の労働安全衛生水準の向上を図ることを目的とする。 (説明資料 頁)</p>
085	労働時間等相談センター 事業				
06081- 125-14-7527	労働災害防止対 策事業委託費	284,122	219,519	64,603	<p>(要求要旨)</p> <p>少子高齢化が進行し労働力人口が減少する中で、子育て世代の男性を中心に、長時間にわたり労働する労働者の割合が高い水準で推移していることや、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数が過去最高となる等、依然として長時間労働の実態がみられることから、労働者が健康を保持しながら労働以外の生活のための時間を確保して働くことができるよう労働環境を整備することが重要な課題となっているが、このような課題に対応するため、労働時間制度について見直しを行う改正労働基準法が平成22年4月1日から施行されることとなっている。</p> <p>そのような情勢を踏まえ、過重労働による健康障害を防止するための長時間労働の抑制、適正な労働時間の管理や改正労働基準法に係る情報提供等労働時間に関連した相談、職場の安全衛生及び健康確保に関する相談に適切に対応し、更なる長時間労働の抑制や健康障害の防止に向けた対策を推進する必要がある。</p> <p>このため、事業主及び労働者の上記に係る相談及び必要な情報提供を受けることができる労働時間等相談センターを設置することにより、労使双方からの長時間労働や職場の安全衛生管理等に関する相談に適切に対応し、労働災害及びトラブルの未然防止、労働者が抱える不安の解消を図ることとする。 (説明資料 頁)</p>
090	新規起業事業場就業環境 整備事業				
06081- 125-14-7527	労働災害防止対 策事業委託費	92,901	81,410	11,491	<p>(要求要旨)</p> <p>現下の厳しい経済・雇用情勢下、企業経営環境の悪化等により、就業環境への様々な問題が懸念される。とりわけ新規起業事業場や、成長分野への進出・業態変更を行う企業においては、長時間労働の抑制のための労働時間管理や時間外・休日労働協定の締結、労働時間の適正把握をはじめとした、望ましい労働時間制度を整備するための情報やノウハウを十分に有しておらず、また、労働災害を防止するための基本的な安全対策や健康確保の知識が欠如していることが多いことから、長時間労働及び労働災害の発生、労</p>

要求 番号	事 項	前 予 算	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
095	中小企業における長時間 労働の見直しの支援					働時間をはじめとした労働条件等をめぐるトラブルが懸念されるところである。 このため、労務管理や安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足しているこうした事業場に対し、基本的な労務管理や安全衛生管理の要点についてのセミナーを実施するとともに、なるべく早い段階で、労働時間制度や安全衛生体制に係る管理・諸手続についての専門家を派遣し、指導及び助言を行うことにより、労働時間制度等の整備及び労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生体制の確立や労働者の健康確保が図られるよう、適正な職場環境形成のための支援を行う。 (説明資料 頁)
06081-	125-14-7527 労働災害防止対 策事業委託費	28,912	29,641		729	(要求要旨) 長時間労働を抑制し、仕事と生活のバランスを実現することを目的として、月60時間超の時間外労働に係る割増賃金率を25%から50%に引き上げること等を内容とする労働基準法の一部を改正する法律(平成20年法律第89号)が成立したところである。 この割増賃金率の引上げについては、中小事業主に対して猶予措置が設けられており、法とあわせて改正された限度基準告示(平成10年労働省告示第154号)において、中小事業主に対しては限度時間を超える時間外労働を行う場合に、その時間外労働に対する割増賃金率を法定を超える率とするよう労使で努めることを求めている。 この労使努力による割増賃金率の改正については、実効性が確保されるよう、国会審議において、先進的に取り組んでいる企業のモデルを収集して例示的に示すことを約束しており、限度基準告示の改正施行後における中小事業主の限度時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の設定状況を調査、集計し、あわせて時間外労働に対する割増賃金率を引上げたことで労働時間の短縮や生産性の向上につながった等の好事例を収集して、例示的に示すことで、中小事業主に割増賃金率の引上げを促し、中小企業における長時間労働の抑制を図ることとする。 特別条項付き時間外労働協定に定められた割増賃金率の集計 中小企業における割増賃金率引上げの好事例の収集・周知 (説明資料 頁)
100	働きやすい職場環境形成 事業	0	56,346		56,346	(要求要旨) 国民各層の声を広く聴きながら自由な議論を行い、その過程を発信する双方向型の仕組みを設け、まずは職場におけるいじめ・嫌がらせについて、労使を含め国民的に問題意識を共有するため、厚生労働省、労使団体、学識経験者などによる労使対話会議(座長=厚生労働副大臣もしくは厚生労働政務官)を開催する。 また、職場におけるいじめ・嫌がらせやメンタルヘルス対策、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進などを盛り込んだ働きやすい職場環境形成のためのガイドラインを作成し、各事業場における取組を推進するとともに、職場環境の取組を実施している事業場等について、有料事業と認定する制度についても検討する。 (説明資料 頁)
06081-	129-06-0110 諸 謝 金	0	3,758		3,758	1 労使対話会議出席謝金 18人 5回 2h @8,700 1,566(0) 〔委員内訳 学識経験者6人+労働者側6人+使用者側6人〕 2 働きやすい職場環境形成のための検討会出席謝金 18人 7回 2h @8,700 2,192(0) 〔委員内訳 学識経験者6人+労働者側6人+使用者側6人〕 計 3,758(0)
06081-	122-08-6010 委員等旅費	0	2,796		2,796	1 労使対話会議出席旅費 5人 5回 @46,600 1,165(0) 〔委員18人×0.25=5人〕 2 働きやすい職場環境形成のための検討会出席旅費 5人 7回 @46,600 1,631(0) 〔委員18人×0.25=5人〕 計 2,796(0)
06081-	123-09-1010 庁 費	0	3,172		3,172	印刷製本費 2,441(0) 1 「職場におけるいじめ・嫌がらせ問題に関する労使対話会議」の開催 327(0)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						<p>ンの送付により、より多くの人に職場におけるいじめ・嫌がらせの問題について喚起する</p> <p>1 ポータルサイトの構築による情報発信・相談の実施 39,400(0)</p> <p>(1) サイト構成・建設費 1回 @2,500,000 2,500(0)</p> <p>(2) HTMLコーティング費 1回 5,000,000 5,000(0)</p> <p>(3) コンテンツ作成費 5回 @2,000,000 10,000(0)</p> <p>(4) サイト運営費・メンテナンス・進行管理費 6月 @500,000 3,000(0)</p> <p>(5) メールマガジン読者促進サイトの運営 6月 @1,700,000 10,200(0)</p> <p>(6) インターネット相談サイトの運営 6月 @1,450,000 8,700(0)</p> <p>2 事業全体の工法の実施 5,000(0)</p> <p>(1) 各種告知原稿制作費(新聞、パン等) 1回 @1,000,000 1,000(0)</p> <p>(2) ポスター制作・印刷費(2種類) 1回 @2,000,000 2,000(0)</p> <p>(3) チラシ・パンフレット制作費 1回 @2,000,000 2,000(0)</p> <p>3 消費税 2,220(0)</p> <p>計 46,620(0)</p> <p>17年度 18年度 19年度 20年度 21年度</p> <p>予 算 額 1,937,334 1,829,106 1,456,476 (1,406,489) (1,525,766)</p> <p>1,406,489 1,525,766</p> <p>(要求要旨)</p> <p>労働災害による死傷者数は減少傾向にあるものの、今なお年間1,200人を超える労働者が労働災害により亡くなるとともに、ビル建設現場における車輦系建設機械の転倒災害や、クレーンの解体作業における墜落災害など社会的に関心を集める災害が後を絶たない状況にある。このことから、災害発生率の高い建設業、林業、港湾貨物運送事業等の業種のほか、機械に係る労働災害防止対策を重点対象分野として位置付け、これら業種の労働災害を未然に防止し、労働者の安全衛生の確保を図り、もって、労働者の福祉の増進を図ることを目的として、職員による個別指導、建設工事等の計画届に対する事前審査、ホイラー・クレーン等検査検定業務を行う登録製造時等検査機関に対する指導、労災防止指導員による指導、チェーンソー取扱作業指導員による巡回指導等を行う。</p> <p>また、一時に3人以上の死傷者を伴う重大災害について、同種災害の再発を防止するために、災害原因の徹底的究明を行う。</p>
055	重点分野における労働災害防止活動の促進に必要な経費	1,266,979	853,217		413,762	
005	建設業等における労働災害防止対策費	455,682	16,244		439,438	<p>(要求要旨)</p> <p>労働災害の多い建設業について、総合的に災害防止対策の樹立を図る。</p> <p>中小公共工事及び木造建築工事等における安全対策パトロール方式による指導</p> <p>建設安全管理専門家会議の設置</p> <p>建設工事前審査経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事前審査委員会の設置 建設工事前審査に関する実地調査 審査に関する参考文献の収集

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	5,011	4,666		345	1 建設業災害防止対策関係謝金 4,666(5,011) (1) 建設工事事前審査委員会等出席謝金(本省) (8,700) 50人 @8,100 405(435) (2) 労働局における建設工事事前審査委員会(局) (8,700) 526人 @8,100 4,261(4,576)
06081- 122-08-2010	職 員 旅 費	6,495	6,495		0	1 建設業災害防止対策関係旅費 6,495(6,495) (1) パトロール指導旅費(局署) 1,488人 @3,430 5,104(5,104) (2) 建設工事事前審査等実地調査旅費(本省) 3人 @38,300 115(115) (3) 労働局における建設工事事前調査実地調査旅費(局署) 372人 @3,430 1,276(1,276)
06081- 122-08-6010	委 員 等 旅 費	1,098	1,098		0	1 建設業災害防止対策関係旅費 1,098(1,098) (1) 建設工事事前審査委員会等出席旅費(本省) 10人 @39,500 395(395) (2) 労働局における建設工事事前審査経費(局) 132人 @5,329 703(703)
06081- 123-09-1010	庁 費	3,985	3,985		0	備品費 1 建設業災害防止対策関係(建設工事事前審査参考技術専門書等購入)(本省) 800冊 @2,000 1.05 1,680(1,680) 印刷製本費 1 建設業災害防止対策関係 2,019(2,019) (1) 建設工事事前審査委員会資料等印刷費(本省) 280部 @152.4 1.05 45(45) (2) 労働局における建設工事事前審査経費(局) 47局 @40,000 1.05 1,974(1,974) 通信運搬費 1 建設業災害防止対策関係(本省) 70(70) (1) 建設工事事前審査委員会報告書等発送費 47局 @1,460 69(69) (2) 建設安全管理専門家会議開催通知 9人 @50 1(1) 会議費 1 建設業災害防止対策関係 216(216)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(1) 建設安全管理専門家会議賄費(本省) 58人 @150 1.05 9(9)
						(2) 労働局における建設工事前審査委員会賄費(局) 1,316人 @150 1.05 207(207)
						計 3,985(3,985)
	06081- 125-14-7527 労働災害防止対策事業委託費	439,093	0		439,093	1 前年度限りの経費(建設業における総合的な労働災害防止対策等の推進) 0(364,938) 2 前年度限りの経費(中小地場総合工事業者指導力向上事業) 0(74,155)
007	墜落・転落災害等防止対策推進事業					
	06081- 125-14-7527 労働災害防止対策事業委託費	0	105,146		105,146	(要求要旨) 墜落・転落災害等防止対策推進事業 建設業における死亡災害は全産業の約3分の1を占めるが、中でも墜落災害は、その4割を占め、平成21年においても147人の方が亡くなっている状況であることから、その防止対策は急務な行政課題となっている。このため、平成21年に労働安全衛生規則を改正し、最低限の遵守事項として足場等からの墜落防止措置を強化して義務付けるとともに、厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達により、手すり先行工法等の「より安全な措置」を図ってきたところである。 本年2月に実施した実態調査によれば、「より安全な措置」の一つである手すり先行工法については31%の普及率であり、安全な足場の普及を一層図る必要がある。 また、併せて、建設業と並び労働安全衛生法令上「特定業種」として位置づけられ、休業災害に占める「墜落・転落」による災害の割合が増加傾向にある造船業においても、足場からの墜落防止措置の徹底を図るとともに、造船業界及び各企業における安全衛生対策の基盤作りを早急に行い、造船業における労働災害防止対策の徹底を図る必要がある。 (説明資料 頁)
010	交通労働災害防止対策の推進事業	22,308	6,682		15,626	(要求要旨) 交通労働災害による死亡者数は、全労働災害の2割以上を占めるとともに、重大災害全体の4割以上を占めていることから、交通労働災害防止対策の一層の推進を図る。 交通労働災害防止関係機関連絡協議会の設置 交通労働災害防止のための業界団体等に対する説明会の開催
	06081- 122-08-2010 職員旅費	2,400	2,400		0	1 交通労働災害防止対策関係旅費(署) (1) 連絡協議会出席旅費 325人 @7,385 2,400(2,400)
	06081- 123-09-1010 庁費	4,282	4,282		0	印刷製本費 1 交通労働災害防止対策推進関係(局) (1) 連絡協議会資料印刷費 47局 @5,100 1.05 252(252) (2) 業界団体に対する説明会資料印刷費(パンフレット、リーフレット等)(局) 47局 @63,000 1.05 3,109(3,109)
						通信運搬費 1 交通労働災害防止対策関係(連絡協議会開催通知郵送料)(局) 47局 @550 26(26)
						借料及び損料 1 交通労働災害防止対策関係(局) (1) 連絡協議会会場借料 47局 @9,000 1.05 444(444)

要求番号	事 項	前 年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(2) 業界団体等に対する説明会会場借料 47局 @9,000 1.05 444(444) 会議費 1 交通労働災害防止対策関係(連絡協議会賄費)(局) 47局 @150 1.05 7(7) 計 4,282(4,282) 前年度限りの経費(交通労働災害防止個別指導の実施等)
06081-125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	15,626	0		15,626	
015	就業形態の多様化等に応じた労働災害防止対策の推進事業					
06081-125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	30,723	32,251		1,528	(要求要旨) 1 製造業の元方事業者・関係請負人の混在作業における総合的な安全衛生管理の促進事業 近年、製造業においては、業務請負が増加するとともに、化学工場で下請事業者の労働者が死亡する重大災害等が発生しており、製造業の元方事業者における総合的な安全衛生管理が社会的にも注目を集めていること等から、法令及び指針に基づく措置の徹底等が必要である。(説明資料 頁) 2 非正規労働者に係る安全衛生管理の推進事業 また、非正規雇用の拡大による就業形態の多様化等が認められ、多くの事業場において正規労働者と非正規労働者が混在する中、労働災害を防止するためには、非正規労働者の就業実態、経験年数、勤労観等を踏まえた安全衛生管理の実施が必要である。(説明資料 頁)
017	派遣労働者の安全衛生対策の促進					
06081-125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	86,409	0		86,409	1 前年度限りの経費(派遣労働者の安全衛生対策の促進) 2 前年度限りの経費(派遣労働者に係る安全衛生管理の実施支援)
020	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	83,254	19,418		63,836	
05	振動工具を扱う作業管理者の育成等事業					
06081-125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	40,668	7,527		33,141	(要求要旨) チェーンソー、削岩機等の振動工具の点検・整備について、使用によって振動レベルが大きく変動するなどの個々の振動工具ごとの特性等を調査し、適切な振動工具の点検・整備のあり方、実施時期及び方法等の検討を行う。(説明資料 頁)
10	高性能林業機械運転業務従事者に対する安全衛生教育手法開発事業					
06081-125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	0	11,891		11,891	(要求要旨) 「高性能林業機械」は近年、林業の作業現場への導入が進んでいるところであるが、油圧ショベルやブルドーザーなどの車両系建設機械をベースとして林業作業用に開発された機械であることから車両系建設機械と同様の危険性を有するにも関わらず、労働安全衛生関係法令上は教育等の実施が義務付けられていない。しかしいながら、林業については、新成長戦略において「林業の成長産業化」が掲げられ雇用の創出が見込まれるほか、地球温暖化防止の観点から平成24年度までに集中的に間伐作業が実施される見込みであるなど事業量が増加傾向にあり、公共工事の減少や経済情勢の悪化に伴う建設需要の低迷から、建設事業者の林業への参入等の動きも見られるところである。 このため、林業作業に慣れない労働者が車両系建設機械と同様に危険性が高い「高性能林業機械」の運転業務に従事する機会が増加することが予想されるところであり、これに伴う労働災害の増加を未然に防止するためにも、早急に教育手法を開発し、運転業務に従事する者への教育を徹底することが喫緊の課題となっている。 厚生労働省においては、以上のような状況を踏まえ、高性能林業機械運転業務に従事する者への教育の実施を事業者に義務付けることを目指し、平成22年度においては安全衛生教育に盛り込むべき事項について

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						て検討を進めているところであるが、平成23年度においては、安全衛生教育手法の開発（教育の実施及び安全性の検証）、を通じた教育カリキュラム、教育用教材の見直し、安全衛生教育を実施する講師の養成等を実施する必要がある。 (説明資料 頁)
15	林業における作業の変化に対応した安全対策の推進					
06081-125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	13,439	0		13,439	前年度限りの経費（林業における作業の変化に対応した安全対策の充実事業）
20	振動業務従事労働者に対する巡回特殊健康診断実施委託費					
06081-125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	29,147	0		29,147	前年度限りの経費（巡回特殊健康診断） 前年度限りの経費（林業チェーンソー取扱労働者健診促進システム）
025	機械等の災害防止対策費	14,148	14,139		9	（要求要旨） 危険有害な設備、プロセス、建設工法等については、その導入の段階で予め安全性、有害性を綿密に検討する必要があるため、その審査及び実地調査等を行う。 新工法等検討委員会の開催 危険有害設備等の審査 労働安全衛生法において、一定の危険若しくは有害な作業を必要とする機械等について規格が定められているが、近年の技術の急激な進歩に伴いその内容の見直しが求められている。このため、「安全衛生関係構造規格検討委員会」を設置し、各機械等の規格について検討を行う。 「安全衛生関係構造規格検討委員会」の設置（本委員会、部会） メーカー・ユーザーに対するアンケート調査及びメーカーに対する製造実態調査 ボイラー、クレーン等の検査検定等に係る業務については、登録機関等がその業務を実施しているが、これらに係る業務監督の強化の実施及び登録機関等の適正な運営の促進を図るための指導等を行う。 登録製造時等検査機関監督指導（本省） 検査業者監督指導（局署） 登録性能検査代行機関監督指導（局署） 登録個別検査代行機関監督指導（局署） 登録教習機関監督指導（局署） 指定試験場監督指導（局署）
06081-129-06-0110	諸 謝 金	139	130		9	1 新工法等検討委員会謝金 出席謝金 6人 ⑧8,100 (8,700) 49(52)
						2 機械等の災害防止対策関係謝金（本省） 安全衛生関係構造規格検討委員会謝金 (8,700) 10人 ⑧8,100 81(87)
						計 130(139)
06081-122-08-2010	職 員 旅 費	10,867	10,867		0	1 機械等の災害防止対策関係旅費 10,867(10,867) (1) 新工法実地調査旅費 2,705(2,705) (本省) 4人 ③38,300 153(153) (局署) 744人 ③3,430 2,552(2,552) (2) 危険有害設備等実地調査(局) 376人 ⑤5,329 2,004(2,004)

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					(3)登録製造時等検査機関監督指導(本省) 30人 @38,300 1,149(1,149)
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	119	119	0	(4)検査業者等検査指導旅費(局) 940人 @5,329 5,009(5,009)
					1 機械等の災害防止対策関係旅費(本省) 119(119)
					(1)新工法等実地調査旅費 1人 @39,500 40(40)
					(2)安全衛生関係構造規格検討委員会出席旅費 2人 @39,500 79(79)
	06081- 123-09-1010 庁費	3,023	3,023	0	備品費 1 機械等の災害防止対策関係(構造規格等文献購入)(本省) 800冊 @2,000 1.05 1,680(1,680)
					印刷製本費 1 機械等の災害防止対策関係(本省) 1,057(1,057)
					(1)新工法等検討委員会関係印刷費 520部 @59 1.05 32(32)
					(2)安全衛生関係構造規格検討経費(アンケート調査、報告書等) 1,500部 @650.8 1.05 1,025(1,025)
					通信運搬費 1 機械等の災害防止対策関係(本省) 281(281)
					(1)新工法等検討委員会関係印刷物等送料 47局 @740 35(35)
					(2)機械器具等メーカーアンケート調査票等送送料 47局 @2,626 123(123)
					(3)構造規格文献送送料 47局 @2,626 123(123)
					会議費 1 機械等の災害防止対策関係(本省) 5(5)
					(1)新工法等検討委員会賄 16人 @150 1.05 3(3)
					(2)安全衛生関係構造規格検討委員会賄費 10人 @150 1.05 2(2)
					計 3,023(3,023)
035	チェーンソー取扱作業指導員設置等経費	10,182	10,026	156	(要求要旨) 林業における振動障害の積極的な予防策として、公、労、使の三者構成による林業振動防止対策会議を都道府県労働局単位の設置し、地域に密着したチェーンソー取扱作業指導員による現場指導を実施することによりチェーンソー取扱作業指針を徹底させる体制を作るとともに、作業仕組改善手引の作成を行う。 林業振動障害防止対策会議の開催

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
040	特定労働災害調査分析費	8,905	8,317			588	(要求要旨) 災害原因を科学的に究明するため、労働者死傷病報告による労働災害を対象にその発生原因を多角的体系的に検討するとともに、毎年災害が多発している特定業務の特定災害の原因を総合的に調査し同種災害の防止対策の樹立に資する。 また、重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害が発生したときは、徹底的な災害原因調査を行い、安全管理指導を継続して実施し、社会的に重大な災害、科学的、技術的に解明の困難な災害の場合は、学識経験者を中心とした総合科学調査団を派遣し、災害原因の徹底的究明を行い、同種災害の再発を防止する。 災害原因の統計分析 重篤災害等の災害調査の実施 重大災害発生件数 平成19年度 293件 平均 267件 平成20年度 281件 平成21年度 228件 死亡災害者数 平成19年度 1,357件 平均 1,233件 平成20年度 1,268件 平成21年度 1,075件 労働災害科学調査団の派遣
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	26	24			2	1 労働災害科学調査団関係出席謝金(本省) (8,700) 3人 @8,100 24(26)
06081- 122-08-2010	職 員 旅 費	6,190	5,604			586	1 特定労働災害調査分析関係旅費 5,604(6,190) (1) 重篤災害調査指導旅費 5,374(5,960) (局) (297) 267人 @5,329 1,423(1,583) (署) (2,732) 2,466人 @1,602 3,951(4,377) (2) 労働災害科学調査団調査旅費(本省) 6人 @38,300 230(230)
06081- 122-08-6010	委 員 等 旅 費	115	115			0	1 労働災害科学調査団調査旅費(本省) 3人 @38,300 115(115)
06081- 123-09-1010	庁 費	2,574	2,574			0	印刷製本費 1 特定労働災害調査分析関係印刷(災害調査復命書)(本省) 697冊 @1,286 1.05 941(941) 通信運搬費 1 特定労働災害調査分析関係(災害復命書発送)(本省) 47局 @1,240 58(58) 雑役務費 1 特定労働災害調査分析関係(統計分析委託集計)(本省) 1式 @1,500,000 1.05 1,575(1,575) 計 2,574(2,574)
045	特別安全指導の実施	18,776	18,776			0	(要求要旨) 技術の進歩に伴い危険性の高い業種(石油化学工業等)及び災害発生率が著しく高く重大災害が多い業種(建設業等)について本省、局、署の専門職員による災害防止の指導を行う。 石油化学、建設業等に対する特別安全指導

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費	17,175	17,175			0	港湾荷役業に対する個別指導等 発注機関に対する労働災害防止活動実施の指導等 1 石油化学等特別安全指導旅費(局署) 1,860人 @3,430 6,380(6,380) 2 特別安全指導旅費(局署) 2,232人 @3,430 7,656(7,656) 3 港湾荷役業個別指導等旅費(署) 100人 @7,385 739(739) 4 発注機関等への労働災害防止活動指導等旅費(署) 325人 @7,385 2,400(2,400) 計 17,175(17,175)
	06081- 123-09-1010 庁 費	1,601	1,601			0	印刷製本費 1 特別安全指導関係 1,458(1,458) (1) 特別安全指導用資料(本省) 9,500部 @20.4 1.05 203(203) (2) 港湾荷役業個別指導用資料(局) 20局 @1,020 1.05 21(21) (3) 発注者への労働災害防止活動用資料(局) 47局 @25,000 1.05 1,234(1,234) 会議費 1 特別安全指導関係(局) 143(143) (1) 港湾労働災害防止協議会賄費 200人 @150 1.05 32(32) (2) 発注者安全衛生会議賄 費 705人 @150 1.05 111(111) 計 1,601(1,601)
	048 特別衛生監督の実施	23,005	23,005			0	(要求要旨) 職業性疾病の問題が社会的にも大きな問題になっていることから、有害物質等有害要因を有する作業場 に対する職業性疾病及び振動障害の予防のための特別監督指導を実施し、労働者の健康管理及び一般の労 働条件等の万全を期する必要がある。 特別衛生監督指導 林業関係事業に対する監督指導 労働衛生関係指導用手引等の作成
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費	17,141	17,141			0	1 職業病疾病等予防監督指導旅費(監督課) 15,502(15,502) (局) 564人 @5,329 3,006(3,006) (署) 7,800人 @1,602 12,496(12,496) 2 林業関係事業場集団監督指導旅費(監督課) (1) 監督署 1,023人 @1,602 1,639(1,639)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 123-09-1010 庁 費	5,864	5,864	0	計 17,141(17,141) 備品費 1 労働衛生監督用図書購入費(監督課) 380冊 @7,000 1.05 2,793(2,793) 印刷製本費 1 特別衛生監督関係(監督課) 2,597(2,597) (1) 有害物質労働衛生監督の手引 3,909部 @500 1.05 2,052(2,052) (2) 林業関係事業場啓発宣伝用パンフレット 11,263部 @37.111 1.05 439(439) (3) 林業関係事業場自主点検用印刷 1,416枚 @71 1.05 106(106) 通信運搬費 1 特別衛生監督関係(監督課) 474(474) (1) 有害物質労働衛生監督の手引等発送費(本省) 47局 2箱 @2,626 247(247) (2) 林業関係事業場自主点検表発送費(署) 2,832部 @80 227(227) 計 5,864(5,864) (要求要旨) 産業設備の高度化、大型化及びこれに伴う災害原因の複雑化に対応し、効率的かつ徹底的に災害防止の指導を行うため、計画的に災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する。 監督課 30,286(30,286)千円 安全衛生部 29,127(29,127)千円
050	災害防止指導用計測器等整備費				
	06081- 123-09-1010 庁 費	59,413	59,413	0	備品費 1 災害防止指導用計測器購入費(局署) 29,803(29,803) (1) 機器購入費(監督課) 372局署 @27,000 1.05 10,546(10,546) (2) 機器購入費(安全衛生部) 372局署 @49,300 1.05 19,257(19,257) 被服費 1 災害防止用被服(局) 29,610(29,610) (1) 技官用(安衛部) 47局 @200,000 1.05 9,870(9,870) (2) 監督官用(監督課) 47局 @400,000 1.05 19,740(19,740) 計 59,413(59,413)
060	派遣労働者の労働災害防止活動促進費	31,920	32,458	538	(要求要旨) 派遣労働者からの申告件数の多い労働基準監督署に「派遣労働者専門指導員」を配置するとともに、派

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							遣元・派遣先事業主を対象としてパンフレットや自主点検を使用し、集団指導等を実施することにより、派遣労働者の安全衛生を推進する。 (1) 自主点検の実施 14,356部 (2) 自主点検調査員の配置 16人 (3) パンフレットの作成 42,030部 (4) 派遣労働者専門指導員の配置 23人
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金		20,044	20,380		336	1 派遣労働者の労働災害防止対策促進費(監督課) (1) 派遣労働者専門指導員謝金(署) 23人 (9,078) 8日/月 12月 20,380(20,044)
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費		1,002	1,002		0	1 派遣労働者の労働災害防止対策促進費(監督課) (1) 派遣労働者の労働災害防止促進のための集団指導(局) 47局 2人 2回 5,329 1,002(1,002)
	06081- 123-09-1010 庁 費		10,874	11,076		202	印刷製本費 1 派遣労働者の労働災害防止対策促進費(本省)(監督課) 2,931(2,931) (1) 自主点検の作成 14,356部 71 1.05 1,070(1,070) (2) パンフレット(本省) 42,030部 42.16 1.05 1,861(1,861) 通信運搬費 1 派遣労働者の労働災害防止対策促進費(監督課) 2,889(2,889) (1) 自主点検発送費 14,356部 120 1,723(1,723) (2) 自主点検回収費 11,485部 80 919(919) (3) パンフレット発送費 47局 2箱 2,626 247(247) 借料及び損料 1 派遣労働者の労働災害防止対策促進費(監督課) (1) 集団指導会場借料(局 94会場 9,000 1.05) 888(888) 賃金 1 派遣労働者の労働災害防止対策促進費(監督課) (1) 自主点検を円滑に実施するための点検調査員の配置(局) 16人 (6,200) 7日/月 6月 4,368(4,166)
	065 介護労働者の労働災害防 止活動促進費		3,301	3,301		0	計 11,076(10,874) (要求要旨) 介護労働者特有の労働災害(腰痛等)が多数発生していることから、パンフレットを用いて介護労働者を使用する事業主等を対象にした集団指導を実施する等により、介護労働者の安全衛生を推進する。 (1) 集団指導の実施 全国 47回 (2) パンフレットの作成 42,300部
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費		250	250		0	1 介護労働者の労働災害防止活動促進費(監督課)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 123-09-1010 庁 費	3,051	3,051		0	(1) 集団指導職員旅費(労働局) 47局 1回 @5,329 250(250) 印刷製本費 1 介護労働者の労働災害防止活動促進費(監督課) (1)パンフレットの作成 42,300部 @37.1 1.05 1,648(1,648) (2) 集団指導開催通知 7,050部 @20 1.05 148(148) 通信運搬費 1 介護労働者の労働災害防止活動促進費(監督課) (1) 発送料 47局 2箱 @2,626 247(247) (2) 集団指導開催通知(労働局) 7,050通 @80 564(564) 借料及び損料 1 介護労働者の労働災害防止活動促進費(監督課) (1) 集団指導会場借料(労働局) 47回 @9,000 1.05 444(444) 計 3,051(3,051)
070	外国人労働者の労働災害 防止活動促進費	79,920	79,707		213	(要求要旨) 外国人労働者の労働条件の確保については、社会的に高い関心が寄せられ、労働基準行政における対応が強く求められていることから、パンフレットを用いて事業主に対する集団指導等の実施、外国人労働者相談コーナーの設置等により、外国人労働者の安全衛生を推進する。 (1) 「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」に基づく啓発指導 イ パンフレット、ポスターの作成・配布 ロ モデル雇入通知書の作成・配付 42,352部 (2) 外国人労働者相談コーナーの設置 イ 外国人労働者労働条件相談員の配置 ・平成22年度 4,648人日 (3) 外国人労働者問題啓発月間」における外国人労働者の適正な労働条件の確保及び不法就労の防止についての周知・啓発 イ パンフレットの作成・配付 84,600部 ロ ポスターの作成・配付 4,230部 (4) 集団指導の実施 全国 94回実施
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	55,534	56,241		707	1 外国人労働者労働条件相談員謝金(局)(監督課) (11,948) 4,648人 @12,100 56,241(55,534)
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費	1,022	1,022		0	1 外国人労働者の労働災害防止活動促進費(監督課) (1) 集団指導職員旅費(労働局) 47局 2回 @5,329 501(501) (2) 集団指導職員旅費(署) 325署 1回 @1,602 521(521)
	06081- 123-09-1010 庁 費	23,364	22,444		920	印刷製本費 1 外国人労働者の労働災害防止活動促進費(監督課) 11,699(18,771)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
							(1)「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」に基づく啓発指導	7,610(7,610)
							パンフレット、ポスターの作成	1,802(1,802)
							イ パンフレット 42,300部 @37.1 1.05	1,648(1,648)
							ロ ポスター 2,115部 @69.43 1.05	154(154)
							モデル雇入通知書の作成		
							42,352部 @42.16 1.05	1,875(1,875)
							集団指導開催通知 7,050部 @20 1.05	148(148)
							外国人労働者用パンフレットの作成		
							85,500部 @42.16 1.05	3,785(3,785)
							(2)外国人労働者相談コーナーの充実		
							外国人労働者相談コーナー広報用リーフレット		
							42,300部 @10.58 1.05	470(470)
							(3)前年度限りの経費(「外国人労働者問題啓発月間」における外国人労働者の適正な労働条件の確保及び不法就労の防止についての周知・啓発)	0(5,198)
							(4)技能実習制度改正に伴う労働関係法令の適用等に関するパンフレット	1,055(2,929)
							(33,251)		
							事業主向け 30,000部 @35.18	1,055(1,170)
							[受入団体1,669団体、受入企業22,182企業、局署分1.6万部]		
							前年度限りの経費(労働者向け)	0(1,759)
							(5)労働者調査票作成費		
							労働者向け	2,564(2,564)
							イ 日本語 4,000部 @125	500(500)
							ロ 中国語 23,000部 @68	1,564(1,564)
							ハ インドネシア語 2,000部 @125	250(250)
							ニ ベトナム語 2,000部 @125	250(250)
							通信運搬費		
							1 外国人労働者の労働災害防止活動促進費(監督課)	999(999)
							(1)発送料 47局 5箱 @1,322	311(311)
							(2)集団指導開催通知(労働局)		
							7,050通 @80	564(564)
							(3)労働者調査票発送費 47局 2箱 @1,320	124(124)

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
080 自主点検方式による特別 監督指導の機能強化	06081- 123-09-1010 庁 費	5,137	5,137	0	<p>借料及び損料</p> <p>1 外国人労働者の労働災害防止活動促進費(監督課)</p> <p>(1) 集団指導会場借料(労働局)</p> <p>94回 @9,000 1.05 888(888)</p> <p>雑役務費</p> <p>1 外国人労働者の労働災害防止活動促進費(監督課) 8,858(2,706)</p> <p>(1) 「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」に基づく 啓発指導</p> <p>モデル雇入通知書の翻訳料</p> <p>16頁 @4,480 3種類 1.05 226(226)</p> <p>(2) 外国人労働者相談コーナーの充実</p> <p>特殊言語に係る通訳料(労働局)</p> <p>72日 @29,070 1.05 2,198(2,198)</p> <p>(3) 技能実習制度改正に伴う労働関係法令の適用等に関するパンフレット(翻訳料)</p> <p>10頁 @4,480 3種類 1.05 141(141)</p> <p>(4) 労働者調査票作成費(翻訳料)</p> <p>10頁 @4,480 3種類 1.05 141(141)</p> <p>(5) 外国人労働者のためのホームページの作成</p> <p>翻訳</p> <p>イ 英語 86,000文字 @14 1,204(0)</p> <p>ロ 中国語 86,000文字 @12 1,032(0)</p> <p>ハ ポルトガル語 86,000文字 @16 1,376(0)</p> <p>ニ スペイン語 86,000文字 @15 1,290(0)</p> <p>デザイン・作成 5画面 5言語 @50,000 1,250(0)</p> <p>計 22,444(23,364)</p> <p>(要求要旨)</p> <p>自主点検方式による特別監督指導の機能強化を図るための経費。</p> <p>(1) 自主点検実施調整会議 (2) 事業主による自主点検の実施 全国 40,000事業場</p> <p>消耗品費</p> <p>1 自主点検方式による特別監督指導の機能強化(本省)(監督課)</p> <p>(1) 自主点検送付用封筒 80,000枚 @4.1 1.05 344(344)</p> <p>印刷製本費</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						1 自主点検方式による特別監督指導の機能強化(監督課) (1)自主点検用紙 40,000部 @35 1.05 1,470(1,470) 通信運搬費料 1 自主点検方式による特別監督指導の機能強化(監督課) 3,323(3,323) (1)自主点検表等発送 47局 1箱 @2,626 123(123) (2)自主点検表の送付 事業場あて発送分(労働局) 40,000部 @80 3,200(3,200) 計 5,137(5,137)
085	改正労働基準法に基づく 長時間労働の抑制の推進	212,892	218,027		5,135	(要求要旨) 少子高齢化が進行し労働力人口が減少する中で、子育て世代の男性を中心に長時間労働の割合が高い水準で推移しており、労働者が健康を保持しながら労働以外の生活のための時間を確保して働くことができるような労働環境の整備を行うことが重要な課題となっている。 このため、長時間労働の抑制の観点から、月80時間超の時間外労働に係る割増賃金率を引き上げる等の措置を定める労働基準法の改正を行い、都道府県労働局及び労働基準監督において、労働基準監督官による的確な監督指導等を実施する。 (業務概要) 1.改正労働基準法の履行確保のための説明会、集団指導の実施 2.長時間労働に関する法違反撲滅のためのパンフレット等の作成 3.時間外及び休日労働協定点検指導員の配置 207人(方面制以上の監督署に配置)
06081-	129-06-0110 諸 謝 金	157,848	160,491		2,643	1 改正労働基準法に基づく長時間労働の抑制の推進(局)(監督課) (9,078) 207人 @9,230 7日 12月 160,491(157,848)
06081-	122-08-2010 職 員 旅 費	1,015	1,015		0	1 改正労働基準法に基づく長時間労働の抑制の推進(監督課) (1)集団指導実施に伴う職員旅費 1,015(1,015) イ(局) 47局 2人 @5,329 1回 501(501) ロ(署) 321署 1人 @1,602 514(514)
06081-	122-08-6010 委 員 等 旅 費	1,529	1,529		0	1 改正労働基準法に基づく長時間労働の抑制の推進(局)(監督課) 207人 @7,385 1回 1,529(1,529)
06081-	123-09-1010 庁 費	52,500	54,992		2,492	印刷製本費 1 改正労働基準法に基づく長時間労働の抑制の推進(監督課) (1)改正労働基準法の周知 2,403(2,403) リーフレット 55,800枚 @12.56 1.05 736(736) [員数内訳] 47局×1,000部+321署×300部+本省200部 = 143,500部 リーフレット 片面3色刷 A4 パンフレット 30,350部 @52.3 1.05 1,667(1,667)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						[員数内訳] 47局×1,000部+321署×300部+本省200部 = 143,500部 リーフレット A4 20頁
						通信運搬費 1 改正労働基準法に基づく長時間労働の抑制の推進(監督課) (1)改正労働基準法の周知ポスター・リーフレット発送料 47局 2箱 @2,626 247(247)
						借料及び損料 1 改正労働基準法に基づく長時間労働の抑制の推進(局)(監督課) (1)集団指導会場借料 415会場 (114,400) @120,120 1.05 52,342(49,850)
	090 裁量労働制の適正な実施の促進	3,392	1,538		1,854	計 54,992(52,500) (要求要旨) 労働者が一律の時間管理の下ではなく自律的・効率的に仕事を進めることが求められており、柔軟な労働時間制度として、裁量労働制等の導入が進んでいることから、パンフレット等を用いて事業主に集団指導を実施する等により、裁量労働制の適正な実施を促進する。 ・労働局単位での集団指導の開催 ・パンフレットの作成
	06081- 122-08-2010 職員旅費	501	75		426	1 集団指導職員旅費(局) (47) 7局 2回 1人 @5,329 75(501)
	06081- 123-09-1010 庁費	2,891	1,463		1,428	印刷製本費 1 裁量労働制の適正な実施の促進 1,066(1,192) (1)パンフレット(本省 94,000部 @10.58 1.05 1,044(1,044) (2)集団指導開催通知(本省) (7,050) 1,050部 @20 1.05 22(148)
						通信運搬費 1 裁量労働制の適正な実施の促進 331(811) (1)集団指導開催通知(局) (7,050) 1,050通 @80 84(564) (2)パンフレット等発送費(本省) 47局 @2,626 2個 247(247)
						借料及び損料 1 裁量労働制の適正な実施の促進 (1)集団指導説明会会場借料(局) (94) 7回 @9,000 1.05 66(888)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	095 「労災かくし」の排除の ための対策の推進	55,657	51,199		4,458	計 1,463(2,891) (要求要旨) 労働災害発生事実の隠蔽等を行う「労災かくし」が多発する状況が続くと、労働基準行政の的確な推進を揺るがすことになりかねないことから、その発生防止に徹底を目的とした、建設業者に対する集団指導及び事業場等に対する調査等を実施するために必要な経費である。 (1) 全国健康保険協会との連携等による労災保険給付請求の勧奨(労災補償部) (2) 建設業者に対する集団指導(監督課) (3) 事業場及び医療機関に対する調査(監督課、労災補償部)
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	36,931	37,393		462	1 「労災かくし」の排除のための対策の推進 (6,548) 5,640人 @6,630 37,393(36,931)
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費	8,695	8,652		43	1 「労災かくし」の排除のための対策の推進(監督課、労災補償部) (1) 特別指導等実施旅費(労働局) 8,652(8,695) 建設業事業場(監督課、労災補償部) 4,405人 @1,602 7,057(7,057) [員数内訳] 367,099事業場(建設業のうち10人未満)×3%=11,013事業場 11,013事業場÷5事業場/日×2人=4,405人 一般病院(外科)(労災補償部) (5,113) 4,978病院 @1,602 0.2 1,595(1,638)
	06081- 122-08-6010 委 員 等 旅 費	1,503	1,503		0	1 「労災かくし」の排除のための対策の推進(局)(労災補償部) 282人 @5,329 1,503(1,503) [員数内訳 1人 × 47局 × 120日/年 × 0.05 =282人]
	06081- 123-09-1010 庁 費	8,528	3,651		4,877	印刷製本費 1 「労災かくし」の排除のための対策の推進 2,189(6,239) (1) 労災保険給付請求の勧奨(労災補償部) (42.44) パンフレット 47,000枚 @41.97 1.05 2,071(2,094) [全国健康保険協会の数 47カ所 × 1,000部] (2) 建設業者に対する集団指導の開催(監督課) 集団指導開催通知 94回 60通 @20 1.05 118(118) (3) 前年度限りの経費(ポスターによる被災労働者本人等への周知(労災補償部)) 0(4,027) 通信運搬費 1 「労災かくし」の排除のための対策の推進 574(1,191)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(1) 労災保険給付請求の勸奨(労災補償部) 47ヶ所 1箱 @2,626 123(123)
						(2) 建設業者に対する集団指導(局署)(監督課) 集団指導開催通知 47局 2回 60通 @80 451(451)
						(3) 前年度限りの経費(ポスターによる被災労働者本人等への周知(労災補償部)) 0(617)
						借料及び損料 1 「労災かくし」の排除のための対策の推進(局署)(監督課)
						(1) 集団指導会場借料 94回 @9,000 1.05 888(888)
						雑役務費 1 前年度限りの経費(「労災かくし」の排除のための対策の推進(ポスター原画料)) 0(210)
						計 3,651(8,528)
100	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	32,898	148,433		115,535	(要求要旨) トラック、バス等の自動車運転者については、依然として長時間労働の実態があり、また、労働基準法や最低賃金法、改善基準告示違反は高水準で推移していることから、「自動車運転者時間管理等指導員(仮称)」を配置や、パンフレットの作成等により、自動車運転者の安全衛生を推進する。
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	0	81,893		81,893	1 自動車運転者時間管理等指導員(局) 282人 年間24事業場 @12,100 81,893(0)
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	0	36,067		36,067	1 自動車運転者時間管理等指導員旅費(局) 282人 年間24事業場 @5,329 36,067(0) [員数内訳 1人 × 47局 × 120日/年 × 0.05 =282人]
	06081- 123-09-1010 庁 費	0	7,202		7,202	印刷製本費 1 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準パンフレット 110,000部 @41.97 4,617(0)
						借料及び損料 1 自動車運転者時間管理等指導員研修会場借料 47局 @28,000 1,316(0)
						保険料 1 労働保険料 81,893,000 @15.5 / 1,000 1,269(0)
						計 7,202(0)
06081- 125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	32,898	23,271		9,627	(要求要旨) トラック、バス等の自動車運転者については、依然として長時間労働の実態にあり、他業種の労働者との格差が縮小しない傾向にある。また、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(以下「改善基準」という。)違反は高水準で推移しているところである。 さらに、運輸業に係る過労死の労災認定件数は全産業の26%(平成20年度)を占めており、全産業の中で最も多くなっている。 これらの背景には、規制緩和による事業者の大幅な増加により事業者間での受注競争が激化しているこ

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					と、労働時間の設定が荷主等の発注方法に大きく影響されること、労働時間等の労務管理が十分でない中小零細企業が多いことなどにより、長時間労働の抑制、改善基準の遵守定着が図られにくい状況にあると認められる。 このため、長時間労働の抑制、改善基準遵守のための環境整備を行い、事業者による自主的な取組を通じて、自動車運転者の就業環境の改善を推進することとする。 トラック事業者と荷主を含めた業界における長時間労働抑制のための環境整備 バス事業における運行計画の標準運行時間表システムの普及 (説明資料 頁)
105	労災防止指導員設置経費	27,728	0	27,728	
06081-	129-06-0110 諸 謝 金	21,111	0	21,111	1 前年度限りの経費(労災防止指導員謝金(局)) 0(21,111)
06081-	122-08-6010 委員等旅費	5,529	0	5,529	1 前年度限りの経費(労災防止指導員連絡調整会議出席・活動旅費(局)) 0(5,529)
06081-	123-09-1010 庁 費	1,088	0	1,088	印刷製本費 1 前年度限りの経費(労災防止指導員関係) 0(369) 通信運搬費 1 前年度限りの経費(労災防止指導員任命関係発送費(本省)) 0(69) 借料及び損料 1 前年度限りの経費(労災防止指導員連絡調整会議会場借料(局)) 0(444) 会議費 1 前年度限りの経費(労災防止指導員連絡調整会議費(局)) 0(206) 計 0(1,088)
110	高齢労働者の労働災害防止活動促進費	1,329	0	1,329	
06081-	122-08-2010 職員旅費	250	0	250	1 前年度限りの経費(高齢労働者の労働災害防止活動促進費(監督課)) 0(250)
06081-	123-09-1010 庁 費	1,079	0	1,079	印刷製本費 1 前年度限りの経費(高齢労働者の労働災害防止活動促進費(監督課)) 0(286) 通信運搬費 1 前年度限りの経費(高齢労働者の労働災害防止活動促進費(監督課)) 0(349) 借料及び損料 1 前年度限りの経費(高齢労働者の労働災害防止活動促進費(監督課)) 0(444) 計 0(1,079)
059	家内労働安全衛生管理費	23,577	23,572	5	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 47,915 33,255 (30,953) (24,789) (23,559) 30,953 24,789 23,559 (雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課) (要求要旨) 家内労働をとりまく諸問題について、その実態の把握等を行い職業病の早期発見を図るとともに、家内

要求 番号	事 項	前 年 度 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
06081- 129-06-0110 諸 謝 金	7,627	7,627	0	労働安全衛生指導員による安全衛生指導及び健康相談会等により、災害防止のための適切な指導を行い、 家内労働者の安全衛生管理体制の確立を図る。	7,627(7,627)
					(労働局)
					1. 家内労働安全衛生指導員謝金 1,175人 @5,807 6,823(6,823)
					2. 家内労働者健康相談会医師謝金 3人 6時間 1日 @8,930 5ヶ所 804(804)
06081- 122-08-2010 職 員 旅 費	1,153	1,153	0	(本省)	
					1. 家内労働者健康相談会出席旅費 5人 @38,300 192(192)
					(労働局)
					1. 家内労働安全衛生対策活動促進費(個別指導旅費) 600人 @1,602 961(961)
					計 1,153(1,153)
06081- 122-08-6010 委 員 等 旅 費	2,754	2,754	0	(労働局)	2,754(2,754)
					1. 家内労働安全衛生指導員旅費 778人 @3,430 2,669(2,669)
					2. 家内労働者健康相談会出席旅費
					相談医出席旅費 15人 @3,430 51(51)
					家内労働安全衛生指導員 10人 @3,430 34(34)
06081- 123-09-1010 庁 費	12,043	12,038	5	(本省)	2,951(2,969)
					1. 印刷製本費
					(1) 家内労働安全衛生対策活動促進費
					家内労働者用手引き
					30,000部 @51.72 1.05 (52.30) 1,629(1,647)
					(2) 家内労働安全衛生指導員経費
					指導手引
					480部 @1,662 1.05 838(838)
					(3) 作業環境改善調査・指導費
					指導要領 760部 @162 1.05 129(129)
					(4) 家内労働安全・衛生自主点検実施費

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						家内労働者健康相談会会場借 5ヶ所 @60,000 300(300) 料 5.賃金 371(358) (1)家内労働安全・衛生自主点検実施集計員賃金 55人 @5,710 (5,500) 314(303) (2)家内労働者健康相談会準備補助者 (10) (5,500) 10人 @5,710 57(55) 計 12,038(12,043) 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 21,706 27,042 (25,793) (20,277) (18,910) 25,793 20,277 18,910 (雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課) (要求要旨) 最近、女性労働者の職場進出が著しいことなどから、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、とくに母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害の予防等を図るための経費である。
064	女性労働者健康管理等対策費	63,349	62,080		1,269	
06081-111-05-0710	非常勤職員手当	610	610		0	(労働局) 母性健康管理指導医手当 113人 @5,400 610(610) [47局×月1回×12月×0.2(実施率)=113人]
06081-129-06-0110	諸謝金	0	24		24	委託事業企画書評価委員会出席謝金 @8,100 3名 1事業 24(0)
06081-122-08-2010	職員旅費	2,435	2,435		0	(労働局) 1.母性健康管理集団指導出席旅費 274人 @7,385 2,024(2,024) [321署-47署(局所在地)=274人] 2.母性健康管理事業場指導旅費 47人 @5,329 250(250) 3.小規模事業所の事業主に対する母性健康管理相談会出席旅費 47人 @3,430 161(161) [47局×年(2-1(管内分1回除く))回=47人]
06081-122-08-6010	委員等旅費	299	309		10	母性健康管理指導医巡回指導旅費 56人 @5,329 299(299) [47局×月1回×12月×0.1(要旅費率)56] 委託事業企画書評価委員会出席旅費 @3,430 3名 1事業 10(0)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 123-09-1010 庁 費	17,718	16,932		786	<p>計 309(299)</p> <p>(本省) 8,029(10,714)</p> <p>1. 印刷製本費 6,722(9,386)</p> <p>(1) 母性健康管理自主点検票</p> <p>10,000部 @4.32 1.05 45(45)</p> <p>10,000事業場×1=10,000部 軽(活字組み)印刷 表物 A4 9ポ</p> <p>(2) 母性健康管理啓発用パンフレット</p> <p>(146,365) (16.93) 158,330部 @16.81 1.05 2,795(2,602)</p> <p>633,320(585,460) 人(18才~29才女性労働者) × 0.75 (除く女性労働者 50人以上) × 1/3 158,330(146,365)人 パンフレット印刷 1.0頁 B 6</p> <p>(3) 妊娠中の症状等に関する「指導事項連絡カード」等作成費</p> <p>(1,310,000) (4.9) 856,000 枚 @ 4.32 1.05 3,882(6,739)</p> <p>(1,092,000) 年間出産数 1,070,000 人 × 0.4 (女性の雇用者割合) × 2(3)枚 (1,310,000) = 856,000 枚</p> <p>2. 通信運搬費 1,201(1,223)</p> <p>(1) 母性健康管理啓発用パンフレット</p> <p>282 個 @ 1,460 412(412)</p> <p>(2) 妊娠中の症状等に関する「指導事項連絡カード」等送料</p> <p>(3,860) 3,755 通 @ 210 789(811)</p> <p>(1,383) (1,777) 産婦人科医 1,344 人 + 市町村 1,727 +47局 + 保健所 494 + 都道府県 47 + 関係団体 96 = 3,755 通 (510) (3,860)</p> <p>3. 雑務費</p> <p>妊娠中の症状等に関する「指導事項連絡カード」等原画料</p> <p>@ 100,000 1.05 105(105)</p> <p>4. 会議費</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
06081-125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	42,287	41,770	517	<p>委託事業企画書評価委員会賄費 @150 3名 1事業 1.05 1(0)</p> <p>(労働局) 8,903(7,004)</p> <p>1.印刷製本費 小規模事業所の事業主に対する母性健康管理相談会会議資料等作成費 27,400部 @ 48.00 1.05 1,381(1,381)</p> <p>2.通信運搬費 母性健康管理自主点検票郵送料 20,000枚 @ 80 1,600(1,600) [10,000事業場 × 2往復 = 20,000通]</p> <p>3.借料及び損料 小規模事業所の事業主に対する母性健康管理相談会会場借料 94回 (42,800) @ 63,000 1 5,922(4,023) [47局 × 年2回 × 1 = 94] 学士会館 72人 2時間</p> <p>計 16,932(17,718)</p> <p>働く女性の妊娠・出産に関する健康管理支援事業 28,978(29,042)</p> <p>17年度 18年度 19年度 20年度 21年度</p> <p>予 算 額 0 34,191 52,634 46,279 36,583</p> <p>決 算 額 0 26,561 44,566 38,162 32,934</p> <p>(雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課)</p> <p style="text-align: right;">説明資料 頁</p> <p>(要求要旨) 女性の職場進出が進み、妊娠中または出産後も働き続ける女性が増加するとともに、男女雇用機会均等法に基づく事業主の義務である妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置が、事業所内において適切に実施されることが重要になっている。このため、女性労働者・企業に対し、母性健康管理の措置に関する通信調査等を実施し、専門家による検討を行った上で、その検討結果を踏まえつつ、ポスター、女性労働者・事業主向けのガイドブック、啓発用リーフレットの作成・配布等を行い、女性労働者及び事業主に対し、母性健康管理に関する情報提供、周知・啓発を実施する。また、事業主の母性健康管理に関する具体的な取組を促進するため、事業主等向けの母性健康管理サイトを運営する。</p> <p>委託先 民間団体等</p> <p>1.働く女性の妊娠・出産に関する健康管理専門委員会の開催 3,759(3,759)</p> <p>委員数 6名(産業医、産婦人科医、保健師、看護師及び労使代表者) 開催数 年5回 内 容 母性健康管理に関する調査研究の実施 検討結果報告書の作成</p> <p>2.働く女性の妊娠・出産に関する周知・啓発事業 11,951(12,010)</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						ポスター及びガイドブック(女性労働者及び事業主向け)の作成 女性労働者に対する母性健康管理啓発用リーフレットの作成 3. 事業主等向け母性健康管理サイトの運営 11,889(11,890) コンテンツの修正 メール相談 サイトの広報 4. 消費税 1,379(1,383) 母性健康管理研修等事業 12,792(13,245) 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 (18,190) 予 算 額 0 19,866 18,190 18,190 16,700 決 算 額 0 15,064 15,559 13,957 13,119 (雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課) 説明資料 頁 (要求要旨) 女性の職場進出の拡大、少子化の進展等を背景に、事業所における母性健康管理の措置の重要性が増している。 これらの措置が職場において有効に運用されるためには、働く女性の母性健康管理について労使等の一層の理解が必要であり、そのためには、労使から母性健康管理について相談を受け、また、事業所内においてこれを推進するにあたっての実務を担当する産業医等産業保健スタッフが母性健康管理についての十分な知識を有することが不可欠である。 このため、産業医等産業保健スタッフの母性健康管理に関する資質の向上を図ることを目的とした必要な知識を付与する母性健康管理研修事業を実施し、母性健康管理対策の推進に資することとする。 1. 産業医等に対する母性健康管理研修事業 12,183(12,614) 対象者 産業医、保健師及び看護師 実施回数 年47回 2. 消費税 609(631) 計 41,770(42,287) 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 (9,762,523) (57,394) (57,945) (54,953) 予 算 額 9,762,523 9,641,136 57,394 57,945 54,953 18 技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施 40,269(43,819) (職業能力開発局外国人研修推進室) (要求要旨) 近年、国際化の進展等に伴い技能実習生の増加が顕著であり、これに伴い、技能実習生にかかる業務災害及び通勤災害による労災給付が増加している。このため、技能実習生受入れ企業及び受入団体に対する安全衛生、健康確保等に対する周知・啓発及び適正な労災保険給付の確保をもって技能実習制度の適正かつ円滑な推進に資するものとする。(説明資料 頁)
070	労働災害防止対策強化推進委託費					
007	職業能力開発局分					
06081-125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	43,819	40,269		3,550	

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考																		
072	小規模事業場産業保健活動支援促進事業のための経費					<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td> <td>241,120</td> <td>221,992</td> <td>144,123</td> <td>(131,013)</td> <td>(126,520)</td> </tr> <tr> <td>決 算 額</td> <td>211,448</td> <td>210,163</td> <td>144,123</td> <td>131,013</td> <td>76,619</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	予 算 額	241,120	221,992	144,123	(131,013)	(126,520)	決 算 額	211,448	210,163	144,123	131,013	76,619
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																			
予 算 額	241,120	221,992	144,123	(131,013)	(126,520)																			
決 算 額	211,448	210,163	144,123	131,013	76,619																			
06081- 405-16-2091	小規模事業場産業保健活動支援促進事業費等補助金	74,224	27,735		46,489	<p>1 小規模事業場の産業保健活動支援促進事業 (要 求 要 旨)</p> <p>高齢化の進展等により、脳・心臓疾患につながる所見を有する労働者が増加しており、これらの疾患は職場での労働態様や健康管理如何によっては著しく悪化し、過労死等につながる危険性もあることから大きな社会問題となっている。 これらの状況に的確に対応し、労働者の健康確保を図るためには、産業医による適切な産業保健サービスが提供されることが重要である。このため、産業医の選任義務のない小規模事業場集団が自主的産業保健活動を実施するために、医師又は医療機関と契約を結び産業保健サービスの提供を受けることを奨励するために、その費用の一部を助成する。 ・小規模事業場産業医活用促進事業(経過措置) 1,290(2,800)回 @21,500 27,305(60,200)</p> <p>2 前年度限りの経費(自発的健康診断受診支援事業) 0(2,226)人 @6,300 0(14,024)</p>																		
075	労働安全衛生融資資金利子補給費等経費					<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td> <td>356,864</td> <td>263,859</td> <td>188,856</td> <td>(99,926)</td> <td>(228,017)</td> </tr> <tr> <td>決 算 額</td> <td>356,864</td> <td>263,859</td> <td>188,856</td> <td>99,926</td> <td>228,017</td> </tr> </tbody> </table> <p>(要求要旨) 平成15年度末をもって制度廃止を行っている労働安全衛生融資事業の債権管理等に必要な経費である。</p>		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	予 算 額	356,864	263,859	188,856	(99,926)	(228,017)	決 算 額	356,864	263,859	188,856	99,926	228,017
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																			
予 算 額	356,864	263,859	188,856	(99,926)	(228,017)																			
決 算 額	356,864	263,859	188,856	99,926	228,017																			
06081- 405-16-4538	労働安全衛生融資資金利子補給等補助金	94,893	184,756		89,863	<p>補助根拠 予算補助 補助率 定額補助 補助先 独立行政法人労働者健康福祉機構</p> <p>1 . 労働安全衛生融資資金利子補給費等経費 184,756 (94,893)</p> <p>(1)貸倒引当金 165,891 (77,791) . 23年度償却予定額 165,891千円</p> <p>(2)資金不足対応経費(銀行借入利息) 18,865 (52,516)</p> <p>(3)前年度限りの経費(財投との利差補給) 0 (35,414)</p>																		
080	労働災害防止対策費補助金経費					<p>(政 G) (が P00)</p> <p>1 労働災害防止対策費 1,843,709(2,047,329)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td> <td>2,783,615</td> <td>2,643,318</td> <td>2,531,970</td> <td>(2,490,615)</td> <td>2,721,654</td> </tr> <tr> <td>決 算 額</td> <td>2,668,314</td> <td>2,534,197</td> <td>2,375,768</td> <td>2,366,266</td> <td>2,569,318</td> </tr> </tbody> </table> <p>(要 求 要 旨)</p>		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	予 算 額	2,783,615	2,643,318	2,531,970	(2,490,615)	2,721,654	決 算 額	2,668,314	2,534,197	2,375,768	2,366,266	2,569,318
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																			
予 算 額	2,783,615	2,643,318	2,531,970	(2,490,615)	2,721,654																			
決 算 額	2,668,314	2,534,197	2,375,768	2,366,266	2,569,318																			
06081- 715-16-5550	労働災害防止対策費補助金	2,047,329	1,843,709		203,620																			

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							<p>労働災害防止団体会法及び船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき中央労働災害防止協会、業種別労働災害防止協会及び船員災害防止協会が自主的に労働災害防止を促進するための業務に要する費用の一部を補助する。 (根拠法令：労働災害防止団体会法第54条・船員災害防止活動の促進に関する法律第58条)</p> <p style="text-align: right;">1,843,709(2,047,329)</p> <p>1. 中央労働災害防止協会 補助率1/2相当 932,272(1,019,860)</p> <p>2. 業種別労働災害防止協会 補助率3/4相当 871,304(985,918)</p> <p>3. 船員災害防止協会 補助率10/10相当 40,133(41,551)</p> <p style="text-align: center;">17年度 18年度 19年度 20年度 21年度</p> <p>予 算 額 7,679,158 7,003,706 6,310,984 (6,058,235) (6,081,847)</p> <p>決 算 額 7,351,582 6,801,924 6,302,056 6,017,745</p> <p>(要 求 要 旨)</p> <p>産業の発展、技術の進歩に伴って新しい生産方法、新しい物質が使用され、多種多様化した職業性疾病が発生している。 このような現状に鑑み、職場における労働者の健康を管理する産業医の養成確保を図るとともに我が国産業医学の水準の向上を図るため、(財)産業医学振興財団が行う(学)産業医科大学の運営に対する助成の事業、産業医の資質の向上を図る事業、その他の事業について助成するものである。</p>
	085 産業医学振興経費						
	06081-715-16-5570 産業医学助成費補助金	5,316,934	5,345,101			28,167	<p>(内訳「補助金」明細書) 5,345,101(5,316,934)</p> <p>1 財団法人産業医学振興財団運営費 2,031,540(1,922,627)</p> <p>(1) 一般運営費 394,838(427,078)</p> <p>(2) 産業医科大学修学資金 1,636,702(1,495,549)</p> <p>2 学校法人産業医科大学助成費 3,313,561(3,394,307)</p>
	088 安全衛生施設整備費	302,294	311,635			9,341	<p style="text-align: center;">17年度 18年度 19年度 20年度 21年度</p> <p>予 算 額 259,133 180,111 (179,668) (312,151) (355,916)</p> <p>決 算 額 259,133 180,111 179,668 312,151 355,916</p> <p style="text-align: right;">311,635(302,294)</p> <p>1 日本バイオアッセイ研究センター施設整備 273,330(210,370)</p> <p style="text-align: right;">[説明資料 頁]</p> <p>(要 求 要 旨)</p> <p>化学物質に起因する職業病の予防には、化学物質の有害性を事前に把握し、それに対応した対策を講じることが必要であり、この長期吸入実験等ができる施設を設置し、有害性調査制度の確立を図るものである。</p> <p>(工事内容)</p> <p>(1) 機器の改造、建物附帯設備改修</p> <p>2 安全衛生技術センター改修費 0(48,377)</p> <p>(要 求 要 旨)</p> <p>安全衛生技術センターは、全国7カ所に設置されているが、いずれの施設も開所から20年以上経過していることから、老朽化が著しく、放置しておくことで免許試験受験者への支障があるため、順次計画的に改修工事を実施する。</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						3 安全衛生総合会館施設等土地借料 35,305(43,547) (要 求 要 旨) 平成7年度から5ヵ年計画で労働安全衛生を総合的に推進するための施設として「安全衛生総合会館」(以下「会館」という。)を建設したところである。 会館は、港区芝に旧産業安全研究所が所管する土地に労働保険特別会計で建設したところであるが、当該土地は一般会計所屬の土地であるため、労働保険特別会計の国有資産である会館に係る土地借料を労働保険特別会計から一般会計に繰り入れる必要等がある。
	06081- 202-08-2360 施設施工旅費	1,101	1,176		75	1 日本バイオアッセイ研究センター施設整備費 1,176(895) 2 前年度限りの経費(安全衛生技術センター改修費) 0(206) 計 1,176(1,101)
	06081- 203-09-2031 施設施工庁費	979	1,046		67	1 日本バイオアッセイ研究センター施設整備費 1,046(796) 2 前年度限りの経費(安全衛生技術センター改修費) 0(183) 計 1,046(979)
	06081- 123-09-5010 土地建物借料	43,547	35,305		8,242	1 安全衛生総合会館等土地借料 35,305(43,547)
	06081- 204-15-0010 施設整備費	256,667	274,108		17,441	1 日本バイオアッセイ研究センター施設整備費 274,108(208,679) 2 前年度限りの経費(安全衛生技術センター改修費) 0(47,988) 計 274,108(256,667)
090	労働基準行政情報システム管理運営費	0	3,898,963		3,898,963	「新規計上」 (要求要旨) 労働基準行政情報システムの運用等に必要な経費である。
	06081- 123-09-1040 情報処理業務庁費	0	2,573,225		2,573,225	1 消耗品費 319,997(0) (1) Fat Client用トナーカートリッジ 889台 @73,320 2本 1.05 1/2(業取負担) 68,441(0) (2) Fat Client用ドラムユニット 889台 @55,200 2本 1.05 1/2(業取負担) 51,526(0) (3) Fat Client用OCRスキャナ用消耗品 889台 @41,650 1本 1.05 1/2(業取負担) 19,439(0) (4) Thin Client用トナーカートリッジ 1,023台 @73,320 2本 1.05 1/2(業取負担) 78,757(0) (5) Thin Client用ドラムユニット 1,023台 @55,200 2本 1.05 1/2(業取負担) 59,293(0) (6) Thin Client用廃トナーボトル 1,023台 @2,000 2本 1.05 1/2(業取負担) 2,148(0) (7) プリンタ用紙(A3) 1,912台 @2,500 ⁽¹²⁾ 2箱 1.05 10,038(0) (8) プリンタ用紙(A4) 1,912台 @1,680 ⁽²⁴⁾ 9箱 1.05 30,355(0) 2 通信運搬費 439,791(0)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(1) 統合ネットワーク回線利用に伴う分担金(国庫債務負担行為 4年計画の最終年次) 438,191(0)
						(2) モバイル端末経費 1,600(0)
						ア モバイル端末使用料 97台 (5,400) @1,023 12月 1.05 1,250(0)
						イ モバイル端末通信料 97台 (9,765) @286 12月 1.05 350(0)
						3 借料及び損料
						(1) LAN導入及び保守経費(リース)(国庫債務負担行為4年 計画の最終年次) 12,762(0)
						4 雑役務費 1,800,675(0)
						(1) システム改修費 141,052(0)
						(2) 電子計算機等の借入経費(保守)(国庫債務負担行為5年計 画の最終年次) 516,200(0)
						(3) 運用等業務(国庫債務負担行為4年計画の最終年次) 528,990(0)
						(4) 労働基準関係法令コンテンツによる情報提供 162ライセンス @73,889 1.05 12,569(0)
						(5) LAN導入及び保守経費(保守)(国庫債務負担行為4年計 画の最終年次) 29,218(0)
						(6) 端末装置等移設料 7,140(0)
						ア 端末装置移設料(労働局及び監督署) (500,000) 8か所 @1,200,000 1.05 1/2(業取負担) 5,040(0)
						イ 統合ネットワーク移設料(労働局及び監督署) 8か所 @500,000 1.05 1/2(業取負担) 2,100(0)
						(7) アプリケーション保守経費(国庫債務負担行為5年計画の初 年次) 483,151(0)
						(8) コンサルティング業務及び調達支援業務 82,355(0)
						計 2,573,225(0)
06081-123-09-4210	電子計算機等借 料	0	1,325,738		1,325,738	1 電子計算機等の借入経費(リース)(国庫債務負担行為5年計 画の最終年次) 1,325,738(0)
093	男女ワークライフ支援事 業	0	121,953		121,953	(雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課) 説明資料 頁 (要求要旨) 女性のみならず男性に対してもセミナーや相談等を通して支援を行い、働き続けるうえで 様々な課題をワンストップで解決するとともに、事業の実施により蓄積したノウハウを、全 国の地方自治体・女性関連施設・労働組合・NPO等に対して提供することにより、全国の 女性就業支援策の促進を図る。 (労働者災害補償保険法第29条第1項第3号及び雇用保険法第62条第1項第5号)
						1. 事業の概要 女性キャリア形成支援事業(雇用勘定単独) イ 全国の地方自治等における女性のキャリア形成支援事業を構築するための研修 □ キャリア形成セミナーの開催及び相談 仕事と家庭の両立支援事業(雇用勘定単独)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					イ 全国の地方自治体等における仕事と家庭の両立支援事業を構築するための研修 ロ 仕事と育児・介護の両立に関するセミナー及び相談の開催 ハ 男性を対象とした育児・家事参加や育児休業取得等に関するセミナーの開催及び相談 女性の健康促進事業(労災勘定単独) イ 全国の地方自治体等における働く女性の健康促進支援事業を構築するための研修 ロ 働く女性に対する健康促進セミナー及び相談 情報提供事業(労災勘定・雇用勘定負担) イ セミナーの動画配信 ロ 全国の地方自治体等向けセミナー企画マニュアル及びQ & Aのネット配信 ハ 仕事と家庭の両立支援事業 ニ 均等・両立支援表彰企業の取組紹介コーナーの設置 ホ 働く女性に関する資料の展示、貸出 施設の運営等に関する経費(労災勘定・雇用勘定負担) 2. 委託先 民間団体等 (本省) 1. 委託費に係る企画選定委員会に係る経費 (1) 出席謝金 1時間 3人 @8,100 24(0) (本省) 1. 委託費に係る企画選定委員会等に係る経費 (1) 出席旅費 3人 @3,430 10(0) (本省) 女性と仕事の未来館施設運営経費 28,072(0) 雑役務費(労災勘定負担45%・雇用勘定負担55%) 62,382(0) 1 定期点検保守 42,121(0) (1) 日常運転保守料 39,942(0) (2) 管理システム保守料 179(0) (3) 空調冷暖房保守料 320(0) (4) リフト保守料 105(0) (5) ホール照明及び音響機器保守料 1,575(0) 2 庁舎清掃費 11,340(0) 3 害虫駆除費 479(0) 4 ごみ処理費 420(0) 5 警備委託費 7,560(0) 6 植栽管理 462(0) 労災勘定負担分 62,382千円 × 0.45 = 28,072千円 雇用勘定負担分 62,382千円 × 0.55 = 34,310千円 土地の評価額 1㎡当たりの評価額 31,274 円
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	0	24	24	
06081- 122-08-6010	委員等旅費	0	10	10	
06081- 123-09-1010	庁 費	0	28,072	28,072	
06081- 123-09-5010	土地建物借料	0	19,561	19,561	

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考												
					イ 労災勘定 625.48 m^2 (面積の37%) \times 31,274 円 = 19,561,261 円												
					ロ 雇用勘定 625.48 m^2 (面積の37%) \times 31,274 円 = 19,561,261 円												
					ハ 計(イ+ロ) 19,561 千円 + 19,561 千円 = 39,122 千円												
					土地建物借料 19,561(0)												
06081-125-14-7527	労働災害防止対策事業委託費	0	74,286	74,286	男女ワークライフ支援事業委託費 74,286(0)												
					1 収入の部 21,717(0)												
					(1) 外部施設利用収入(労災勘定45%負担・雇用勘定55%負担) 19,827(0)												
					(2) セミナー受講料収入(雇用勘定のみ) 1,890(0)												
					2 支出の部 178,611(0)												
					(1) 事業費 128,542(0)												
					ア 労災勘定単独事業費 9,633(0)												
					イ 雇用勘定単独事業費 13,376(0)												
					ウ 両勘定負担事業費(労災勘定45%負担・雇用勘定55%負担) 105,503(0)												
					(2) 管理費(労災勘定45%負担・雇用勘定55%負担) 50,069(0)												
					3 消費税 7,845(0)												
					(1) 支出 - 収入 $178,611 \text{ 千円} - 21,717 \text{ 千円} = 156,894 \text{ 千円}$												
					(2) 消費税 $156,894 \text{ 千円} \times 0.05 = 7,845 \text{ 千円}$												
					<table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>労災勘定負担分</td> <td>3,538千円</td> </tr> <tr> <td>雇用勘定負担分</td> <td>4,307千円</td> </tr> </table>	労災勘定負担分	3,538千円	雇用勘定負担分	4,307千円								
労災勘定負担分	3,538千円																
雇用勘定負担分	4,307千円																
					(消費税内訳)												
					ア 労災勘定単独分												
					(ア) 単独分 9,663千円												
					(イ) 消費税 $9,663 \text{ 千円} \times 0.05 = 483 \text{ 千円}$												
					イ 雇用勘定単独分												
					(ア) 単独分 $13,376 \text{ 千円} - 1,890 \text{ 千円} = 11,486 \text{ 千円}$												
					(イ) 消費税 $11,486 \text{ 千円} \times 0.05 = 574 \text{ 千円}$												
					ウ 労災勘定・雇用勘定負担分(労災勘定45%負担・雇用勘定55%負担)												
					<table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>両勘定負担事業</td> <td>管理費</td> <td>外部施設収入</td> <td>労災負担分</td> </tr> <tr> <td>(ア) 労災勘定負担分</td> <td>$(105,503 \text{ 千円} + 50,069 \text{ 千円} - 19,827 \text{ 千円}) \times 0.45$</td> <td></td> <td>= 61,085千円</td> </tr> <tr> <td>(イ) 消費税</td> <td>$61,085 \text{ 千円} \times 0.05$</td> <td></td> <td>= 3,055千円</td> </tr> </table>	両勘定負担事業	管理費	外部施設収入	労災負担分	(ア) 労災勘定負担分	$(105,503 \text{ 千円} + 50,069 \text{ 千円} - 19,827 \text{ 千円}) \times 0.45$		= 61,085千円	(イ) 消費税	$61,085 \text{ 千円} \times 0.05$		= 3,055千円
両勘定負担事業	管理費	外部施設収入	労災負担分														
(ア) 労災勘定負担分	$(105,503 \text{ 千円} + 50,069 \text{ 千円} - 19,827 \text{ 千円}) \times 0.45$		= 61,085千円														
(イ) 消費税	$61,085 \text{ 千円} \times 0.05$		= 3,055千円														

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						<p>両勘定負担事業 管理費 外部施設収入 雇用負担分</p> <p>(7) 雇用勘定負担分 (105,503千円 + 50,069千円 - 19,827千円) × 0.55 = 74,660千円</p> <p>(4) 消費税 74,660千円 × 0.05 = 3,733千円</p> <p>4 計 164,739(0)</p> <p>(支出の部) (収入の部) (消費税)</p> <p>178,611千円 - 21,717千円 + 7,845千円 = 164,739千円</p> <p>労災勘定負担分 9,663千円 + 70,007千円 - 8,922千円 + 483千円 + 3,055千円 = 74,286千円</p> <p>雇用勘定負担分 13,376千円 + 85,565千円 - 12,795千円 + 574千円 + 3,733千円 = 90,453千円</p>
095	女性と仕事総合支援事業費	134,884	0		134,884	<p>17年度 18年度 19年度 20年度 21年度</p> <p>予 算 額 204,727 186,989 (177,786) (174,611) (162,307)</p> <p>(174,611) (162,307)</p>
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	45	0		45	<p>(本省)</p> <p>1.(前年度限りの経費)委託費に係る企画選定委員会に係る経費 0(45)</p>
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	10	0		10	<p>(本省)</p> <p>1.(前年度限りの経費)委託費に係る企画選定委員会等に係る経費 0(10)</p>
	06081- 123-09-1010 庁 費	1	0		1	<p>(本省)</p> <p>1 会議費</p> <p>(1)(前年度限りの経費)委託費に係る企画選定委員会等に係る経費 0(1)</p>
	06081- 123-09-5010 土地建物借料	24,451	0		24,451	<p>(前年度限りの経費)土地建物借料 0(24,451)</p>
	06081- 125-14-7527 労働災害防止対策事業委託費	110,377	0		110,377	<p>(前年度限りの経費)女性と仕事総合支援事業委託費 0(110,377)</p>
098	短時間労働者安全衛生対策推進費	341,030	321,128		19,902	<p>17年度 18年度 19年度 20年度 21年度</p> <p>予 算 額 6,739 5,132 (332,736) (368,063) (389,607)</p> <p>(332,736) (368,063) (389,607)</p> <p>(雇用均等・児童家庭短時間・在宅労働課)</p>
005	短時間労働者健康管理啓発指導経費					<p>(要求要旨)</p> <p>短時間労働者に対する健康診断等について認識を深め、短時間労働者の健康管理を促進するために、啓発指導を行う。</p>
	06081- 123-09-1010 庁 費	5,403	5,354		49	<p>(本省)</p> <p>1.印刷製本費 5,354(5,403)</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						短時間労働者健康管理啓発手引き 100,000部 (42.44) @41.97 1.05 4,407(4,456)
						2. 通信運搬費 短時間労働者健康管理啓発手引き 370箱 @2,560 947(947)
010	短時間労働者均衡待遇推 進事業費	335,627	315,774		19,853	
06081-	129-06-0110 諸 謝 金	0	9,000		9,000	(労働局) 均衡待遇・正社員化推進奨励金支給事務費 雇用均等相談員(仮称) 1,200人 @7,500 [20日×6月×10人] 9,000(0)
06081-	509-06-6317 均衡待遇奨励給 付金	0	89,300		89,300	均衡待遇・正社員化推進奨励金 健康診断制度 89,300(0) (1) 中小企業 218企業 400千円 87,200(0) (2) 大企業 7企業 300千円 2,100(0)
06081-	122-08-2010 職 員 旅 費	0	1,128		1,128	(労働局) 均衡待遇・正社員化推進奨励金支給事務費 1,128(0) 1 事業主向け説明会出席旅費 47人 @3,430 [47局×1人×年1回=47人] 161(0) 2 事業主指導旅費 282人 @3,430 [47局×月1回×6月=282人] 967(0)
06081-	122-08-6010 委 員 等 旅 費	0	1,001		1,001	(労働局) 均衡待遇・正社員化推進奨励金支給事務費 1,001(0) 1 事業主向け説明会出席旅費 10人 @3,430 [10局×1人×年1回=10人] 34(0) 2 事業主指導旅費 282人 @3,430 [47局×月1回×6月=282人] 967(0)
06081-	123-09-1010 庁 費	0	10,569		10,569	(本省) 均衡待遇・正社員化推進奨励金支給事務費 3,663(0) 1 印刷製本費 2,911(0) (1) 支給申請手引き 47,000部 @36.90 1.05 [47局×1,000部=47,000部] 1,821(0)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					(2) 支給案内 47,000部 @14.56 1.05 719(0) [47局×1000部=47,000部]
					(3) 支給申請書 470部 @140 1.05 69(0) [47局×10部=470部]
					(4) 支給決定通知書 470部 @90 1.05 44(0) [47局×10部=470部]
					(5) 奨励金業務手引き 141部 @1,745 1.05 258(0) [47局×3部=141部]
					2 通信運搬費
					印刷物発送料 47局 @2,626 123(0)
					3 雑役務費
					文書保管料 629(0)
					(1) 入庫手数料 1,468箱 @200 1.05 0.2 62(0)
					(2) 保管料 1,468箱 (@170 + @20) 6ヵ月 1.05 0.2 351(0)
					(3) 入出庫料 734箱 (@400 + @500 + @500) 1.05 0.2 216(0)
					(労働局)
					均衡待遇・正社員化推進奨励金支給事務費 6,906(0)
					1 備品費
					非常勤職員事務用品 10人 @275,000 1.05 2,888(0) [机@45,000 椅子 @30,000 パソコン @200,000]
					2 印刷製本費
					事業主向け説明会案内 47,000枚 @34.81 1.05 1,718(0) [47局×1,000枚=47,000枚]
					3 通信運搬費 399(0)
					(1) 事業主向け説明会案内 4,700枚 @80 376(0) [47局×年1回×100枚=4,700枚]
					(2) 支給決定通知書送料 248件 @80 20(0) [225件(支給見込み)×1.1=248件]
					(3) 支給申請書類不備等による返戻送料 25件 @120 3(0) [248件×0.1=25件]
					4 借料及び損料

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						事業主向け説明会会場借料 24回 @9,000 1.05 227(0) [47局×年1回×0.5=24回]
						5 賃金 事業主向け説明会開催準備 47回 @5,710 268(0)
						6 雇用均等相談員(仮称)保険料 1,358(0)
						(1)健康保険料 1,200人日 @7,500 46.7/1,000 420(0)
						(2)介護保険料 1,200人日 @7,500 7.5/1000 68(0)
						(3)厚生年金保険料 730(0) [1,200人日 @7,500 80.29/1000 1/2 +1,200人日 @7,500 82.06/1000 1/2]
						(4)労働保険料 1,200人日 @7,500 15.5/1000 140(0)
						7 児童手当拠出金 1,200人日 @7,500 1.3/1000 12(0)
						8 職員厚生経費 一般定期健康診断費 10人 @3,472 1.05 36(0)
						計 10,569(0)
	06081- 123-09-5010 土地建物借料	0	167		167	(労働局) 1.助成金業務スペース借上料 @3,096,150 3か所 0.2 6/12 0.18 167(0)
	06081- 405-16-8690 短時間労働者雇用管理改善等事業交付金	335,627	204,609		131,018	18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 (324,117) (357,751) (379,522) 0 324,117 357,751 379,522
						説明資料 頁 (計画の概要) 事業主が、短時間労働者の健康管理に関する措置を実施する際の支援として助成措置を講ずることにより、短時間労働者と正社員との均衡待遇の実現を図るため、短時間労働援助センターに指定した財団法人21世紀職業財団において、短時間労働者均衡待遇推進事業を実施する。 交付先 財団法人21世紀職業財団

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考										
100	就労条件総合調査費	25,767	32,247		6,480	<p>17年度 18年度 19年度 20年度 21年度</p> <p>予 算 額 35,083 34,078 (24,808) (33,125) (34,899) (24,808 33,125 34,899)</p> <p>(統計情報部 賃金福祉統計課)</p> <p>(要求要旨) 説明資料 頁 主要産業における企業の賃金制度、労働時間制度、定年制度などが大きく変化してきている。 このため、労働行政もこうした動きに的確に対応することが求められていることから、企業内の 就労条件に係る実態を総合的に調査し、労働行政の施策に資する基礎資料を得ることを目的とする。 なお、当該調査は、公共サービス改革法に基づく対象調査であり、平成20年度より市場化テスト を実施している。【国庫債務負担行為歳出化分】</p> <p>1. 調査対象 15大産業 (鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道 業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サ ービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業の うち家事サービスを除く。)、教育、学習支援業、医療、福祉、サービス 業(他に分類されないもの) (外国公務を除く。)</p> <p>規模 常用労働者数30人以上規模の民営企業 企業数 6,200社</p> <p>2. 調査時期 平成24年1月</p> <p>3. 調査方法 郵送調査もしくは調査員調査</p> <p>4. 調査機関 厚生労働本省 - 民間委託業者 - 調査対象企業</p> <p>国庫債務負担行為 (目)庁費 単位 (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総 額</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>未実行額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80,245</td> <td>27,480</td> <td>26,701</td> <td>26,064</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>民間委託費(市場化テスト分)(平成23年度から平成25年度の3力年)</p> <p>(本省)</p> <p>1. 評価委員 4人 3回 @20,100 241(241)</p> <p>(本省)</p> <p>1. 評価委員 4人 3回 @3,430 41(41)</p> <p>6,480 消耗品費 (本省) 276(276)</p> <p>1. 磁気テープ 34本 @4,800 1.05 171(171)</p> <p>2. プリント用紙 20箱 @5,000 1.05 105(105)</p>	総 額	平成23年度	平成24年度	平成25年度	未実行額	80,245	27,480	26,701	26,064	0
総 額	平成23年度	平成24年度	平成25年度	未実行額												
80,245	27,480	26,701	26,064	0												
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	241	241		0	(本省)										
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	41	41		0	(本省)										
	06081- 123-09-1010 庁 費	25,485	31,965		6,480	消耗品費 (本省) 276(276)										

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							労働局総務情報システム利用料 (国庫債務負担行為4年計画4年次) @18,974,400 1.05 1/2(雇用負担) 9,962(9,962)
							2. 雑役務費 38,534(49,795)
							(1) システム開発等経費
							事業場基本情報管理システム定常改修費 1,474(1,474) (10,498 千円 + 9,153千円) 100/105 0.15 1.05 1/2 (雇用負担)
							(2) 事業場台帳管理機能の改修 13,941(18,500)
							セキュリティ強化への対応 13,941(0)
							前年度限りの経費(育児介護休業法の改正への対応) 0(18,500)
							(3) 端末・回線整備
							統合ネットワーク(回線)使用料 (国庫債務負担行為4年計画4年次) (27,159,802) @26,563,000 1年 1.05 1/2(雇用負担) 13,946(14,259)
							(4) 新事業場台帳管理機能サーバ及びソフトウェアの借料 (国庫債務負担行為5年計画3年次) (3,684,000) @3,072,000 1年 1.05 1/2(雇用負担) 1,613(1,935)
							(5) 新事業場台帳管理機能の運用保守 (国庫債務負担行為5年計画3年次) (25,956,000) @14,400,000 1年 1.05 1/2(雇用負担) 7,560(13,627)
							(労働局) 12,775(12,775)
							1. 消耗品費
							(1) 端末装置にかかる消耗品費
							プリンタ用カートリッジ 2,961(2,961) 3 個 47 台 @40,000 1.05 1/2 (雇用負担)
							2. 雑役務費
							(1) 端末装置等の整備(局用) 9,814(9,814)
							端末用装置移設等に係る工事費用 @1,200,000 1.05 1/2(雇用負担) 630(630)
							統合ネットワーク端末・プリンタ設備経費 ア. 端末等運用経費(国庫債務負担行為4年計画3年次) @17,492,400 1.05 1/2(雇用負担) 9,184(9,184)
2	06-06 労働基準行政情報システムの最適化実施に必要な経費						計 61,271(72,532)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考				
							17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
001	監督・安全衛生等業務に係る業務・システムの最適化実施	3,900,401	0			3,900,401					
06081-123-09-1040	情報処理業務庁費	2,574,663	0			2,574,663	予 算 額	0	(770,316) (770,316)	4,494,349 (4,494,349)	4,364,531 (4,364,531)
							1 前年度限りの経費(消耗品費)				
							(1) 端末装置等に係る消耗品費			0(420,778)
							2 前年度限りの経費(印刷製本費)				
							(1) 機械処理手引作成費			0(8,996)
							3 前年度限りの経費(通信運搬費)			0(463,722)
							(1) 機械処理手引 (47局×3個+325署×3個+本省3個=1,119個)			0(1,388)
							(2) 統合ネットワーク回線利用に伴う分担金			0(443,799)
							(3) モバイル端末経費			0(18,535)
							4 前年度限りの経費(借料及び損料)			0(14,350)
							(1) LAN導入及び保守経費(リース)			0(12,762)
							(2) 機械処理業務研修会場借料			0(1,588)
							5 前年度限りの経費(賃金)				
							(1) 特定機械検査台帳のデータ入力に係る事務補助員賃金			0(17,287)
							6 前年度限りの経費(保険料)				
							(1) 特定機械検査台帳のデータ入力に係る事務補助員賃金の労働 保険料			0(271)
							7 前年度限りの経費(雑役務費)			0(1,649,259)
							(1) システム開発等経費			0(322,357)
							ア システム開発経費			0(84,441)
							イ 最適化実施支援業務			0(237,916)
							(2) システム改修費			0(229,478)
							(3) 電子計算機等の借入経費(保守)			0(516,200)
							(4) 運用等業務			0(528,990)
							(5) 労働基準関係法令コンテンツによる情報提供			0(16,275)
							(6) 端末装置等移設料			0(7,140)
							(7) LAN導入及び保守経費(保守)			0(17,637)
							(8) 機械処理業務研修機器搬入搬出作業一式			0(11,182)
							計			0(2,574,663)
06081-123-09-4210	電子計算機等借料	1,325,738	0			1,325,738	1 前年度限りの経費(電子計算機等の借入経費(リース))			0(1,325,738)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考																																																												
3	010 独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費 01-06 独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金に必要な経費 06081- 305-16-8746 独立行政法人労働安全衛生総合研究所社会復帰促進等事業助定運営費交付金	1,471,599	1,560,323	88,724	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td>698,366</td> <td>1,679,416</td> <td>1,694,025</td> <td>(1,696,722) (1,736,995)</td> <td>(1,736,995)</td> </tr> <tr> <td>決 算 額</td> <td>698,366</td> <td>1,679,416</td> <td>1,694,025</td> <td>1,696,722</td> <td>1,736,995</td> </tr> </table> <p>(要 求 要 旨)</p> <p>独立行政法人労働安全衛生総合研究所において行う事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究に必要な経費である。(説明資料 頁)</p> <p>(中期目標の期間)</p> <p>平成18年度～平成22年度(5年間) (設定中)</p> <p>(中期目標の概要)</p> <p>統合による効果を最大限発揮し、効率的な業務運営を確立するとともに、労働現場のニーズを踏まえた調査・研究を実施し、その成果の積極的な普及・活用を促進する。(設定中)</p> <p>(中期計画の予算)</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>区 別</td> <td>金 額</td> </tr> <tr> <td>収 入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>運営費交付金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設整備費補助金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>受託収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支 出</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>人件費</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般管理費</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>業務経費</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設費</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>受託経費</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> </tr> </table>		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	予 算 額	698,366	1,679,416	1,694,025	(1,696,722) (1,736,995)	(1,736,995)	決 算 額	698,366	1,679,416	1,694,025	1,696,722	1,736,995		区 別	金 額	収 入				運営費交付金			施設整備費補助金			受託収入			その他収入			計		支 出				人件費			一般管理費			業務経費			施設費			受託経費			計	
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																																																												
予 算 額	698,366	1,679,416	1,694,025	(1,696,722) (1,736,995)	(1,736,995)																																																												
決 算 額	698,366	1,679,416	1,694,025	1,696,722	1,736,995																																																												
	区 別	金 額																																																															
収 入																																																																	
	運営費交付金																																																																
	施設整備費補助金																																																																
	受託収入																																																																
	その他収入																																																																
	計																																																																
支 出																																																																	
	人件費																																																																
	一般管理費																																																																
	業務経費																																																																
	施設費																																																																
	受託経費																																																																
	計																																																																

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考					
4	011 独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費 01-06 独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備に必要な経費 06081- 305-16-4653 独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費補助金	230,868	210,868			20,000	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
							予 算 額	149,000	419,843	396,000	(250,620) (248,476)	(248,476)
							決 算 額	149,000	397,763	396,000	250,620	223,628
							(要 求 要 旨)					
							独立行政法人労働安全衛生総合研究所において行う事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究の確実かつ円滑な遂行を図るために必要な施設・設備の整備等の経費である。					
							1	建物外壁補修・防水工事(新規)			111,538(0)
							2	吸水式冷温水機の更新(新規)			19,950(0)
							3	車両系機械災害防止研究施設改修(新規)			49,980(0)
							4	液体攪拌帯電実験室改修(新規)			29,400(0)
							5	前年度限りの経費				
							(1)	施工シミュレーション施設改修			0(128,852)
							(2)	耐震改修			0(102,016)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考																		
	012 保 険 給 付 費					<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td> <td>802,297,136</td> <td>798,852,603</td> <td>798,987,808</td> <td>(797,242,924) (798,703,386)</td> <td>(798,703,386)</td> </tr> <tr> <td>決 算 額</td> <td>772,303,933</td> <td>780,587,908</td> <td>776,128,449</td> <td>770,673,343</td> <td>749,647,694</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	予 算 額	802,297,136	798,852,603	798,987,808	(797,242,924) (798,703,386)	(798,703,386)	決 算 額	772,303,933	780,587,908	776,128,449	770,673,343	749,647,694
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																			
予 算 額	802,297,136	798,852,603	798,987,808	(797,242,924) (798,703,386)	(798,703,386)																			
決 算 額	772,303,933	780,587,908	776,128,449	770,673,343	749,647,694																			
5	01-06 保険給付に必要な経費	796,954,268	793,825,644		3,128,624	<p>(計画の概要) 「労働者災害補償保険法」に基づく保険給付に必要な経費である。 (説明資料 頁)</p>																		
	001 業務災害に要する経費																							
	06081- 509-21-6110 保 険 給 付 費	696,550,332	690,451,541		6,098,791																			
	006 通勤災害に要する経費																							
	06081- 509-21-6110 保 険 給 付 費	91,947,259	94,903,144		2,955,885																			
	008 その他の経費(二次健康診断等給付)																							
	06081- 509-21-6110 保 険 給 付 費	738,277	915,759		177,482	<p>1. 二次健康診断等給付の実施 近年、労働者が業務上の事由によって脳・心臓疾患を発症し突然死などの重大な事態に至る「過労死」等の事案が増加傾向にある。こうした「過労死」等の原因である脳・心臓疾患については、発症前の段階における予防が有効であるので、二次健康診断等に係る給付を実施し、労働者の健康確保に資する。</p> <p>(1) 給付対象者 - 労働安全衛生法に基づく定期健康診断等において、肥満、血圧、血糖、血中脂質の4項目全てについて異常所見が認められた者で、脳、心臓疾患の症状を有していないもの。</p> <p>(2) 給付内容 ア 二次健康診断 負荷心電図検査又は心エコー検査、頸部エコー検査、空腹時血糖検査及びHbA1C(ヘモグロビン・エー・ワン・シー)検査、空腹時血中脂質検査、微量アルブミン尿検査 イ 特定保健指導 栄養指導、運動指導、生活指導</p>																		
	010 石綿による健康被害者の救済に要する経費																							
	06081- 509-21-6110 保 険 給 付 費	7,718,400	7,555,200		163,200	<p>1. 特別遺族給付金の支給 石綿にさらされることにより発症する指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病により死亡した労働者等(死亡労働者等)の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したものに対して、特別遺族年金等を支給する(石綿による健康被害の救済に関する法律)。</p>																		

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
6	013 職務上年金給付費年金特 別会計へ繰入 01-06 職務上年金給付費の財源 の年金特別会計厚生年金 勘定へ繰入れに必要な経 費 06081- 306-22-4131 年金特別会計厚 生年金勘定へ繰 入	11,039,922	10,542,385			497,537	<p>21年度</p> <p>予 算 額 1,942,638</p> <p>決 算 額 1,942,638</p> <p>(計画の概要) 「国民年金法の一部を改正する法律」(昭和60年法律第34号)に基づく年金特別会計厚生年金勘定 への繰入れに必要な経費である。(説明資料 頁)</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
7	014 職務上年金給付費等交付金 01-06 職務上年金給付費等交付金に必要な経費 06081- 305-16-8472 職務上年金給付費等交付金	7,799,329	8,244,969	445,640	21年度 予 算 額 1,304,294 決 算 額 1,304,294 (計画の大要) 船員保険の統合に伴う施行日前に支給事由の生じた職務上年金給付費及び職務上疾病給付費相当分に係る全国健康保険協会に対する交付金である。(説明資料 頁)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考					
8	015 社会復帰促進等事業費										
	01-06 被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要な経費	162,349,176	156,950,036		5,399,140						
	001 社会復帰促進等事業に必要な一般行政経費	2,392	2,310		82		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
						予 算 額	0	10,458	10,458	(3,799) 3,799	(2,973) 2,973
						(計画の概要) 社会復帰促進等事業に係る一般行政に必要な共通経費である。					
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	252	170		82	1 企画競争選定委員会経費					
						(1) 委員会出席謝金	3人	(9,200)(9) @8,100 7事業		170(252)
	06081- 123-09-1010 庁 費	2,140	2,140		0	1 消耗品費				2,140(2,140)
						(1) コピー用紙				1,973(1,973)
						ア A 4	2,400箱	@760 1.05		1,915(1,915)
						イ A 3	50箱	@1,100 1.05		58(58)
						(2) ステープラー針	50箱	@3,180 1.05		167(167)
	002 社会復帰促進等事業に関する検討会経費	749	736		13		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
						予 算 額	1,234	1,209	1,169	(839) 839	(777) 777
						(計画の概要) 社会復帰促進等事業に関し、使用者団体の代表と行政とが懇談する場を設け、社会復帰促進等事業の状況を説明するとともに、その円滑な実施や在り方について意見交換を行うための経費である。 〔 委員 8 名 年 3回開催 〕					
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	191	178		13	出席謝金	22人	(8,700) @8,100		178(191)
						〔 委員 8人 * 年3回 * 0.9(出席率) = 22人 〕					
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	158	158		0	出席旅費	4人	@39,500		158(158)
						〔 委員 8人 * 年3回 * 0.9(出席率) * 0.2(要旅費率) = 4人 〕					
	06081- 123-09-1010 庁 費	400	400		0	1 印刷製本費				241(241)
						(1) 懇談会資料	54部	@1,797 1.05		102(102)
						〔 (委員 8人 + 本省10人) * 年3回 = 54部 〕					

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(2) 報告書 38部 @3,472 1.05 139(139)
						2 会議費 懇談会賄費 52人 @150 1.05 8(8) 〔 委員 8人 * 年3回 * 0.9(出席率) + 本省10人 * 年3回 = 52人 〕
						3 雑役務費 会議速記料 6時間 @24,000 1.05 151(151) 〔 年3回 * 2 時間(1回) = 6 時間 〕
						計 400(400)
	003 労災関係調査研究費					17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 0 11,668 21,530 (20,881) (14,218) 決 算 額 0 8,430 20,860 15,793 5,376
	06081- 125-14-6583 社会復帰促進等 事業委託費	19,913	0		19,913	1 前年度限りの経費(化学物質等による健康影響・疾病に関する 調査研究) 0(19,913)
	005 社会復帰促進等事業に関 する専門家会議経費	1,732	1,696		36	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 14,049 4,096 2,104 (1,998) (1,812) 1,998 1,812
						(計画の概要) 近年の労働災害の多様化や災害科学の進歩等にかんがみ、これらの諸情勢に即した傷病労働者の保護を 図るため、アフターケアの具体的な給付内容や義肢装具の支給内容等の検討等の在り方について専門家 による検討を行うための経費である。 ・専門家会議 〔 委員 15名 年3回開催 〕 ・分 科 会 アフターケアに関する分科会 義肢等の支給体系に関する分科会 義肢等の技術開発に関する分科会 各分科会 〔 委員 5名 年2回開催 〕
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	522	486		36	1 専門家会議出席謝金 36人 (8,700) @8,100 292(313) 〔 (委員 15人) * 年3回 * 0.8 (出席率) = 36人 〕 2 分科会出席謝金 24人 (8,700) @8,100 194(209) 〔 委員5人 * 年2回 * 3分科会 * 0.8(出席率) = 24人 〕
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	475	475		0	計 486(522) 1 専門家会議出席旅費 7人 @39,500 277(277) 〔 委員15人 * 年3回 * 0.8 (出席率) * 0.2 (要旅費率) = 7人 〕

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 123-09-1010 庁 費		735	735	0	2 分科会出席旅費 5人 @39,500 198(198) [委員5人 * 年2回 * 3分科会 * 0.8 (出席率) * 0.2 (要旅費率) = 5 人] 計 475(475) 1 印刷製本費 262(262) (1) 専門家会議資料 75部 @882 1.05 69(69) [{委員 15人 + 本省10人} * 年3回 = 75部] (2) 分科会資料 60部 @882 1.05 56(56) [{委員5人 + 本省5人} * 年2回 * 3分科会 = 60部] (3) 報告書 75部 @1,745 1.05 137(137) [専門家会議45部 + 分科会10部 * 3分科会 = 75部] 2 会議費 19(19) (1) 専門家会議賄費 66部 @150 1.05 10(10) [委員15人 * 年3回 * 0.8 (出席率) + 本省10人 * 年3回 = 66人] (2) 分科会賄費 54人 @150 1.05 9(9) [委員5人 * 年2回 * 3分科会 * 0.8 (出席率) + {本省5人 * 年2回 * 3分科会} = 54人] 3 雑役務費 (1) 会議速記料 18時間 @24,000 1.05 454(454) [{年3回 (専門家会議)} + {年2回 (分科会) * 3分科会} * 2時間 (1回) = 18時間] 計 735(735)
	006 外科後処置費	48,625		52,461	3,836	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 47,727 51,284 37,707 (27,121) (25,669) (27,121 25,669) (計画の概要) 義肢装着のための断端部の再手術、顔面醜状の軽減のための再手術など、労働能力の回復、醜状軽減を目的とする外科後処置に必要な経費である。(説明資料 頁) 委託先：労災病院、(独)国立病院機構、厚生年金病院等
	06081- 122-08-7360 社会復帰促進等旅費		612	2,198	1,586	運賃及び日当 診療者数 (23) (26,601) 38人 @57,830 2,198(612)
	06081- 125-14-6583 社会復帰促進等事業委託費	48,013		50,263	2,250	1 23年度見込み額 49,779(47,367) 2 船員保険移行分 587千円 1.1 (12/12) 9/12 484(646)

要求番号	事 項	前 年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						計 50,263(48,013)
007	義肢等補装具支給経費	3,005,585	2,688,335		317,250	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 2,155,951 2,138,562 2,467,546 (2,675,823) (2,901,744) 2,675,823 2,901,744
						(計画の概要) 業務災害又は通勤災害により傷病を被ったことにより、四肢喪失又は機能障害が残った者に対して、社会復帰の促進を目的として義肢等補装具の支給を行う。(説明資料 頁)
06081- 509-06-6320	補装具等支給費	2,999,608	2,680,159		319,449	1 23年度見込み額 2,662,116(2,975,551)
						2 船員保険移行分 21,870千円 1.1 (12/12) 9/12 18,043(24,057)
						計 2,680,159(2,999,608)
06081- 122-08-7360	社会復帰促進等旅費	640	2,898		2,258	1 補装具等支給に要する旅費(運賃及び日当) (57) (11,220) 98人 @29,571 2,898(640)
06081- 123-09-1010	庁 費	5,337	5,278		59	1 印刷製本費 (1) 義肢等補装具パンフレット作成費 (52.30) 96,550部 @51.72 1.05 5,243(5,302)
						2 通信運搬費 (1) 義肢等補装具パンフレット発送費 47局 @740 35(35)
						計 5,278(5,337)
009	特殊疾病アフターケア実施費	3,411,822	3,449,226		37,404	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 3,615,312 3,480,642 3,397,736 (3,324,684) (3,673,526) 3,324,684 3,673,526
						(計画の概要) 業務災害等による精神神経等特殊疫病の被災労働者に対して早期社会復帰のため定期的な健康管理を行うために必要な経費である。 (説明資料 頁)
06081- 122-08-7360	社会復帰促進等旅費	48,340	60,099		11,759	1 アフターケアの通院費 60,099(48,340)
06081- 123-09-1010	庁 費	31,172	31,456		284	1 消耗品費 21,186(20,888)
						(1) 容器付浣腸剤 (156,060) 158,415個 @110 1.05 18,297(18,025)
						(10,404) (156,060) (10,561人 * 0.25(支給率) * 年60回 = 158,415)
						(2) 健康管理手帳用カバー (15,150) 15,286個 @180 1.05 2,889(2,863)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						2 印刷製本費 10,235(10,249) (1) 健康管理手帳 (15,150) 15,286冊 @290 1.05 4,655(4,613) (2) 健康管理手帳用窓付き封筒 (15,150) 15,286枚 @21 1.05 337(334) [既定分] せき髄損傷10,561(10,404)人 頭頸部外傷症候群等 749(2,490)人 尿路系障害490(571)人 慢性肝炎406(497)人 白内障等の眼疾患4,218(4,361)人 振動障害2,032(2,284)人 大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼骨折1,990(2,209)人 人工関節・人工骨頭置換5,099(4,716)人 慢性化膿性骨髄炎629(643)人 虚血性心疾患等106(90)人 尿路系腫瘍28(41)人 脳の器質性障害8,657(6,255)人 外傷による末梢神経損傷1,864(1,894)人 熱傷469(466)人 サリン中毒24(17)人 精神障害188(189)人 循環器障害137(145)人 呼吸機能障害136(109)人 消化器障害194(259)人 炭鉱災害による一酸化炭素中毒52(116)人 ・3年間有効 [+ + + ~ + ~ =22,373人 / 3] ... 7,458(7,455)冊 ・2年間有効 [+ + + = 15,656人 / 2 7,828(7,695)冊 計 15,286(15,150)冊 (3) アフターケアパンフレット作成費 96,550部 (52.30) @51.72 1.05 5,243(5,302) 3 通信運搬費 (1) パンフレット発送料 47局 @740 35(35) 計 31,456(31,172) 1 健康管理費 (説明資料 頁) 3,357,671(3,332,310) 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 587,976 552,926 502,603 (506,974) (586,286) (506,974 586,286) (計画の概要) 振動障害等の被災労働者に対する社会復帰対策を講ずるための経費である。 ・振動障害者等社会復帰特別援護経費 振動障害者及び頸肩腕症候群、頭頸部外傷症候群、腰痛のいずれかの疾病に罹患した者のうち療養期間が長期間に及ぶ者の社会復帰については、症状固定後の職場生活順応への危惧、健康維持への不安等被災労働者本人の身体的、精神的要因により社会復帰を躊躇することが多いことや療養期間が長期間に及ぶために職場復帰等が困難となる事例が多く見られることから、資金の一部補填、訓練的職業転換に係る助成等、各種援護金の拡充を図ることにより、もって林業振動障害者等に係る総合的な社会復帰対策を講ずるための経費である。 1 振動障害者社会復帰援護金 2 振動障害者等雇用援護金
06081-125-14-6583	社会復帰促進等事業委託費	3,332,310	3,357,671		25,361	
016	社会復帰特別対策援護経費	396,823	443,305		46,482	

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
06081- 509-06-6310	労災援護給付金	396,327	442,813	46,486	<p>(1) 振動障害者等援護金 (2) 振動障害者等訓練・講習経費 (3) 振動障害者指導員経費 3 振動障害者職業復帰促進事業特別奨励金</p> <p>1. 振動障害者社会復帰援護金 428,863(375,837) 振動障害者(療養期間が1年以上の者)で、振動障害が治癒した者(治癒後1年以内の者)に対する援護金。(説明資料 頁)</p> <p>症状固定者(65歳以上) (244) 348人 120日 (11,763) @10,003 417,725(344,421)</p> <p>症状固定者(65歳未満) (17) 5人 200日 (@9,240) @11,138 11,138(31,416)</p> <p>2. 振動障害者等雇用援護金 7,450(13,990) 振動障害が軽快した者及び治癒した者(治癒後1年以内)を振動業務以外の業務に労働者として雇い入れる事業主や、頸肩腕症候群、頭頸部外傷症候群及び腰痛のいずれかの疾病に罹患し、療養(補償)給付を受け、長期間休業している者であって、その症状が軽快した者を再就労させ又は新たに雇い入れる事業主に対する援護金等。</p> <p>(1) 振動障害者等援護金 5,400(9,240) <振動障害> 振動障害症状軽快者分 2,160(2,160) (イ)大企業 1人 12月 @80,000 960(960) (ロ)中小企業 1人 12月 @100,000 1,200(1,200) 症状固定者分 2,160(2,160) (イ)大企業 1人 12月 @80,000 960(960) (ロ)中小企業 1人 12月 @100,000 1,200(1,200) <頸肩腕症候群、頭頸部外傷症候群、腰痛> (イ)大企業 (4) 1人 6月 @80,000 480(1,920) (ロ)中小企業 (5) 1人 6月 @100,000 600(3,000) (2) 振動障害者等訓練・講習経費 250(1,150)</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					<p>(4) 1人 @100,000 100(400)</p> <p><振動障害></p> <p><頸肩腕症候群、頭頸部外傷症候群、腰痛></p> <p>(5) 1人 6月 @25,000 150(750)</p> <p>(3) 振動障害者指導員経費</p> <p>(2) 1人 12月 @150,000 1,800(3,600)</p> <p>3. 振動障害者職業復帰促進事業特別奨励金 6,500(6,500)</p> <p>振動障害者が治癒した者(治癒後1年以内)が共同で事業を行う場合に、その事業の開始に要した費用を援助するための奨励金。</p> <p>イ. 3~5人 1件 @2,500,000</p> <p>ロ. 6~7人 1件 @4,000,000</p> <p>計 442,813(396,327)</p> <p>1 印刷製本費 457(461)</p> <p>社会復帰特別援護パンフレット 11,030枚 @39.46 1.05 (39.77)</p> <p><内訳></p> <p>労働局 47局×15部 = 705 部</p> <p>監督署 325署×15部 = 4,875 部</p> <p>安定所 545所×10部 = 5,450 部</p> <p>計 11,030 部</p> <p>2 通信運搬費</p> <p>パンフレット発送料 47局 @740 35(35)</p> <p>計 492(496)</p>
06081- 123-09-1010	庁 費	496	492	4	
018	障害者職業能力開発校経費				
004	障害者職業能力開発校施設整備費	243,763	238,229	5,534	(青 H00)
					<p>17年度 18年度 19年度 20年度 21年度</p> <p>予 算 額 (1,262,307) (359,910) (336,041) (323,685) (304,704)</p> <p>1,262,307 367,008 336,041 323,685 304,704</p> <p>(計画の概要)</p> <p>業務上負傷し、身体障害者となった者の早期社会復帰を図るため、これらの者に対して職業に必要な技能・知識を習得させ、又は向上させるために、障害者職業能力開発校(高齢・障害者雇用支援機構管2校、都道府県管11校)の訓練科及び施設の整備を図るものである。</p>
06081- 202-08-2360	施設施工旅費	1,179	984	195	(本省)
					<p>1 工事付帯事務費</p> <p>(1) 調査、特別修繕</p> <p>(224,977)</p> <p>187,846千円 0.005823 0.9 984(1,179)</p>
06081- 123-09-1010	庁 費	16,484	35,972	19,488	(本省)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考					
							17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
026	救急薬品配付費											
							予 算 額	18,952	18,952	18,952	(15,162) (13,267) 15,162 13,267	
	06081- 123-09-1010 庁 費		6,634	6,634		0	(計画の概要) 事業場等において爆発事故等の重大災害が発生した場合等に応急措置として必要な救急薬品を配付する経費である。 1. 消耗品費 救急薬品 350個 @15,549 1.05 5,715(5,715) 2. 通信運搬費 919(919) 救急薬品発送費 350個 * (@1,240 + @1,320 * 1.05) 計 6,634(6,634)					
027	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費		12,173	11,778		395						
							予 算 額	17,376	14,672	15,344	(13,954) (12,990) 13,954 12,990	
							(計画の概要) 「一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」に基づく一酸化炭素中毒患者に対して特別な援護措置を講ずるために必要な経費である。 常時監視及び介助を要する者 上限月額 104,730 (104,590) 最低保障月額 56,790 (56,710) 常時監視を要し、随時介助を要する者 上限月額 78,550 (78,440) 最低保障月額 42,590 (42,530) 常時監視を要するが、通常は介助を要しない者 上限月額 52,370 (52,300) 最低保障月額 28,400 (28,360)					
	06081- 509-06-8110 介護料支給費		12,106	11,714		392	1	一酸化炭素中毒症患者に対する介護料 (説明資料 頁)				11,714(12,106)
							(1) 常時監視及び介助を要する者 (3) (493,173)(0.863)(0.863) 2人 @654,695 1.027 1.027 1,381(1,102)					
							(2) 常時監視を要し、随時介助を要する者 (512,230) 6人 @512,400 1.002 1.002 3,087(3,086)					
							(3) 常時監視を要するが、通常は介助を要しない者 (23) (341,530)(1.004)(1.004) 22人 @328,699 1.001 1.001 7,246(7,918)					
	06081- 123-09-1010 庁 費		67	64		3	1	印刷製本費				12(12)
							(1) 介護料支給申請書 (422) 396枚 @9.74 1.05 4(4)					
							[C O中毒 360人 * 1.1 = 396 枚] (384) (422)					
							(2) 支給決定通知書 (422) 396枚 @9.74 1.05 4(4)					

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(3) 送金通知書 4(4)
						(422) 396枚 @9.90 1.05
						2 通信運搬費 52(55)
						(422) (1) 支給決定通知書 396枚 @80 32(34)
						(422) (2) 送金通知書 396枚 @50 20(21)
						計 64(67)
028	労災就労保育援護経費	78,037	73,726		4,311	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度
						予 算 額 69,254 76,221 77,527 (76,503) (83,042) 76,503 83,042
						(計画の概要) 被災労働者及びその遺族の援護を図るために労災年金受給者に対し、当該家族の就労のため未就学児を幼稚園、保育所等に預ける必要がある者に対して、その保育に要する費用を支給するために必要な経費である。(説明資料 頁)
						支給対象者 1. 遺族(補償)年金受給者 2. 障害(補償)年金受給者(1~3級に限る。) 3. 傷病(補償)年金受給者
						労災就労保育援護費月額 12,000円
06081- 509-06-8210	労災就学等援護費	77,460	73,176		4,284	(6,455) ・労災就労保育援護費 延べ人数 6,098人 @12,000 73,176(77,460)
06081- 122-08-2010	職員旅費	157	147		10	(98) ・支給調査旅費 92人 @1,602 147(157)
						(489) 〔支給対象者462人 * 0.2(調査率) = 92人〕 (98)
06081- 123-09-1010	庁費	420	403		17	1 消耗品費 163(97)
						(1) 3 P 163(4)
						ア 年金給付支払明細 12,870部 @12.09 1.05 163(0)
						[325署 * 3枚 * 6回 * 2 * 1.1 = 12,870部]
						イ 前年度限りの経費(受給者基本リスト) 0(4)
						(2) 前年度限りの経費(4P(振込先預貯金口座明細票)) 0(93)
						2 印刷製本費 16(23)
						(5,394) 援護支給申請書等の印刷 3,773部 @4.13 1.05

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					<ul style="list-style-type: none"> ・援護支給申請書 47局 * 7 * 1.1 = 362部 ・支給決定通知書 47局 * 7 * 1.1 = 362部 ・送金通知書 462(489)人 * 0.14(郵便局) * 6回 * 1.1 = 427(452)部 ・就学援護費基本報告書 0(489)人 * 1.1 = 0(538)部 ・支払案内書 0(489)人 * 0.14(郵便局) * 6回 * 1.1 = 0(452)部 ・支払通知書 0(489)人 * 0.14(郵便局) * 6回 * 1.1 = 0(452)部 ・振込通知書 462(489)人 * 0.86(銀行) * 6回 * 1.1 = 2,622(2,776)部 <p style="text-align: right;">計 3,773(5,394)部</p> <p>3 通信運搬費</p> <p style="text-align: right;">(3,756)</p> <p style="text-align: right;">送金通知書等送料 2,805通 @80 224(300)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払決定通知書 47局 * 7 * 0.1 = 33(0)通 ・支払通知書 0(489)人 * 6回 * 2 * 0.14(郵便局) = 0(822)通 ・送金通知書 462(489)人 * 6回 * 0.14(郵便局) = 388(411)通 ・振込通知書 462(489)人 * 6回 * 0.86(銀行) = 2,384(2,523)通 <p style="text-align: right;">計 2,805(3,756)通</p> <p style="text-align: right;">計 403(420)</p>
029	労災就学援護経費	2,810,934	2,826,014	15,080	<p style="text-align: center;">17年度 18年度 19年度 20年度 21年度</p> <p style="text-align: right;">(2,682,449) (2,687,776)</p> <p>予 算 額 2,794,398 2,747,233 2,703,651 2,682,449 2,687,776</p> <p>(計画の概要) 国民の生活水準の上昇、教育費の増高傾向に鑑み、業務上死亡した労働者又は重度障害者の子弟等で学校教育法第1条に規定する学校等に在学する場合であつて、学費の支弁が困難と認められる者に対して就学援護費を支給するために必要な経費である。(説明資料 頁)</p> <p>支給対象者 1. 遺族(補償)年金受給者 2. 障害(補償)年金受給者(1~3級に限る。) 3. 傷病(補償)年金受給者</p> <p>労災就学援護費の月額単価 小学生12,000円 中学生16,000円 高校等18,000円 大学等39,000円 通信制大学30,000円</p>
06081-509-06-8210	労災就学等援護費	2,800,765	2,819,359	18,594	<p style="text-align: right;">(40,339)</p> <p>1 小学生 延べ人数 40,418人 @12,000 485,016(484,068)</p> <p style="text-align: right;">(33,040)</p> <p>2 中学生 延べ人数 33,013人 @16,000 528,208(528,640)</p> <p style="text-align: right;">(39,336)</p> <p>3 高校等 延べ人数 39,890人 @18,000 718,020(708,048)</p> <p style="text-align: right;">(27,601)</p> <p>4 大学等 延べ人数 27,535人 @39,000 1,073,865(1,076,439)</p> <p style="text-align: right;">(119)</p> <p>5 通信制大学 延べ人数 475人 @30,000 14,250(3,570)</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						計 2,819,359(2,800,765)
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費	1,022	1,028		6	(638) 就学援護費支給調査旅費 642人 @1,602 1,028(1,022)
						(10,639) 〔支給対象者10,707人 * 0.3(変更率) * 0.2(調査率) = (638) 642人〕
	06081- 123-09-1010 庁 費	9,147	5,627		3,520	1 消耗品費 163(2,391)
						3 P (年金給付支払明細) (28,499) 12,870部 @12.09 1.05 163(362)
						前年度限りの経費(4 P (振込先預貯金口座明細票)) 0(2,029)
						2 印刷製本費 (112,308) (1.76) 72,217部 @4.13 1.05 313(208)
						3 通信運搬費 (81,849) 64,383枚 @80 5,151(6,548)
						計 5,627(9,147)
030	労災保険相談員設置費	852,915	803,801		49,114	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 988,231 962,832 940,796 (846,649) (845,381) 846,649 845,381
						(計画の概要) 社会復帰促進等に関する業務の円滑な運営に資するため、社会復帰促進等事業に関する相談業務を行う 労災保険相談員、並びに労災保険に係るコールセンター業務を行う労災保険総合相談員及び総括相談指導 員の設置のために必要な経費である。
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	755,159	640,784		114,375	1 労災保険相談員 450,627(755,159)
						(1) 労働基準監督署担当 450,627(696,250)
						ア 16日勤務 (461) 288人 16日 12月 (6,528) @6,630 366,612(577,806)
						イ 12日勤務 (126) 88人 12日 12月 (6,528) @6,630 84,015(118,444)
						(2) 前年度限りの経費(労働局担当) 0(58,909)
						2 コールセンター担当 190,157(0)
						(1) 総括相談指導員 2人 20日 12月 8箇所 @12,600 48,384(0)
						(2) 労災保険総合相談員 8人 20日 12月 8箇所 @9,230 141,773(0)
						計 640,784(755,159)
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	2,858	1,446		1,412	1 労災保険相談員活動旅費 1,446(2,858)
						(1) 労働基準監督署担当 (587) 376人 年12回 @1,602 0.2 1,446(2,257)
						(2) 前年度限りの経費(労働局担当) 0(601)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 123-09-1010 庁 費	94,898	134,447			39,549	<p>1 備品費</p> <p>(1) コールセンター用備品 @916,000 8箇所 1.05 7,694(0)</p> <p>2 消耗品費</p> <p>(1) コールセンター用消耗品 @263,600 8箇所 1.05 2,214(0)</p> <p>3 借料及び損料</p> <p>(1) コールセンター機器等借料 @225,700 8箇所 12月 1.05 22,751(0)</p> <p>4 印刷製本費</p> <p>(1) 事務処理要領作成費 @1,490 150部 1.05 235(0) (本省10部 + ブロックキー局40部 + 相談員等80部 + 予備20部 = 150部)</p> <p>(2) ポスター作成費 @15.64 96,459部 1.05 1,584(0) (47局 * 10枚 + 321署 * 20枚 + 指定医療機関89,569カ所 = 96,459部)</p> <p>5 通信運搬費</p> <p>(1) 電話回線設置費 @6,300 5回線 8箇所 1.05 265(0)</p> <p>(2) ナビダイヤル工事料 @1,125 8箇所 1.05 9(0)</p> <p>(3) 電話基本料 @5,540 5回線 8箇所 12月 1.05 2,792(0)</p> <p>(4) ナビダイヤル基本料 @13,250 8箇所 12月 1.05 1,336(0)</p> <p>(5) 通話料 @20 100回 5回線 2チャンネル 8箇所 12月 1.05 2,016(0)</p> <p>(6) インターネットプロバイダー初期費用 @11,650 8箇所 1.05 98(0)</p> <p>(7) インターネット利用料 @6,927 8箇所 12月 1.05 698(0)</p> <p>(8) ポスター送料 @2,626 47局 5箱 617(0)</p> <p>6 光熱水料</p> <p>(1) 電気料 5,001.6㎡ @1,180 1.05 6,197(0)</p> <p>(2) 水道料 5,001.6㎡ @189 1.05 993(0)</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(3) ガス料 5,001.6㎡ @99 1.05 520(0)
							7 保険料 80,666(92,477)
							(1) 健康保険料 25,573(29,608)
							ア 総括相談指導員 16人 @12,142 12月 2,331(0)
							イ 労災保険総合相談員 64人 @8,406 12月 6,456(0)
							ウ 労災保険相談員 (508) 288人 @4,857 12月 16,786(29,608)
							(2) 厚生年金 44,450(50,341)
							ア 総括相談指導員 4,052(0)
							(ア) 4月～9月 16人 @20,875 6月 2,004(0)
							(イ) 10月～3月 16人 @21,336 6月 2,048(0)
							イ 労災保険総合相談員 11,222(0)
							(ア) 4月～9月 64人 @14,452 6月 5,550(0)
							(イ) 10月～3月 64人 @14,771 6月 5,672(0)
							ウ 労災保険相談員 29,176(50,341)
							(ア) 4月～9月 (508) 288人 (8,166) @8,350 6月 14,429(24,890)
							(イ) 10月～3月 (508) 288人 (8,350) @8,534 6月 14,747(25,451)
							(3) 児童手当拠出金 712(823)
							ア 総括相談指導員 16人 @338 12月 65(0)
							イ 労災保険総合相談員 64人 @234 12月 180(0)
							ウ 労災保険相談員 (508) 288人 @135 12月 467(823)
							(4) 労働保険料 9,931(11,705)
							ア 総括相談指導員 16人 @3,906 12月 750(0)
							イ 労災保険総合相談員 64人 @2,861 12月 2,197(0)
							ウ 労災保険相談員(16日勤務) (508) 288人 (1,619) @1,644 12月 5,682(9,869)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							工 労災保険相談員(12日勤務) (126) (1,214) 88人 @1,233 12月 1,302(1,836)
							8 職員厚生経費 (1) 健康診断料 (634) (3,637) 456人 @3,472 1.05 1,662(2,421)
							9 雑役務費 2,100(0) (1) コールセンター内回線敷設工事費 @225,000 8箇所 1.05 1,890(0) (2) ポスター原画料 @200,000 1.05 210(0)
	06081- 123-09-5010 土地建物借料		0	27,124		27,124	計 134,447(94,898) 1 コールセンター事務所借料 (1) コールセンター事務所借料 5,001.6㎡ @5,164.85 1.05 27,124(0) (8箇所 * 52.1㎡ * 12月 = 5,001.6㎡) (8人 * 3.63㎡ + 2人 * 3.63㎡ * 1.8 + 10㎡(休憩室) = 52.1 ㎡)
	031 特別支給金経費						17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 126,056,335 124,605,891 124,179,733 (124,214,435) (121,535,379) 決 算 額 118,456,558 120,467,338 117,518,565 114,884,840 111,760,789
	06081- 509-06-6310 労災援護給付金	120,164,970		118,025,294		2,139,676	(計画の概要) 厚生労働省令に基づく、業務災害又は通勤災害を受けた労働者又はその遺族に対する特別支給金に必要な経費である。(説明資料 頁) 1 業務災害に要する経費 105,368,998(107,777,586) 2 通勤災害に要する経費 12,656,296(12,387,384)
	032 労災ケアサポート事業経費						計 118,025,294(120,164,970) 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 1,986,058 1,920,976 1,714,969 (1,598,304) (1,443,230) 決 算 額 1,621,950 1,547,387 1,531,349 1,506,962 1,387,064
	06081- 125-14-6583 社会復帰促進等事業委託費	854,127		853,837		290	(計画の概要) 在宅介護、看護等を必要としている重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図るために必要な経費である。(説明資料 頁) 委託先：企画競争により選定 1 事業費 813,178(813,454) 2 消費税相当額 40,659(40,673)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					計 853,837(854,127)
033	新規労災年金受給者支援 経費				
	06081- 125-14-6583 社会復帰促進等 事業委託費	60,299	0	60,299	1 前年度限りの経費(事業費、消費税相当額) 0(60,299)
034	休業補償特別援護経費				17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 934 991 620 (600)(567) 600 567
					(計画の概要) 休業補償給付は、労働者が業務上の事由による負傷又は疫病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給することになっており、第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないこととされているところであるが、この休業待機3日間の休業補償をやむをえない事由で受けることができない者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給するために必要な経費である。 対象者 業務上の事由による遅発性疫病(振動障害、じん肺及び非災害性腰痛をいう。)に罹患したことによる労災保険の休業補償給付の受給者(振動障害にあつては林業及び建設業の事業、じん肺にあつては建設の事業、非災害性腰痛にあつては港湾運送業に従事したことにより罹患した者に限る。)のうち次に掲げるもの。 1 日雇い又は短期間の雇用で事業場を転々と移動していた者(徴収則17条の2の表第4欄に掲げる者に限る。) 2 事業場の廃止、事業主の行方不明等のため、休業待機3日間についての労働基準法上の休業補償を受けない者 [説明資料 頁]
	06081- 509-06-6310 労災援護給付金	492	1,917	1,425	休業補償特別援護 (25) (19,674) 91人 @21,069 1,917(492)
036	援護事業実施委託費				17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 38,254 104 104 (104)(104) 104 104
	06081- 125-14-6583 社会復帰促進等 事業委託費	104	104	0	(要 求 要 旨) 粉じん作業従事労働者(じん肺区分「管理3」)に対し、粉じん作業以外の職種への転換に必要な技能講習のための教育訓練の援護に必要な経費である。 [委託先：都道府県労働局長の委託を受けた事業者] 1 じん肺機能回復援護費(安全衛生部) 1人 @99,000 1.05 104(104) 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 11,000 9,000 19,000 (16,000)(12,000) 16,000 12,000
037	長期家族介護者に対する 援護経費				(計画の概要) 介護を要する労災重度障害者が業務上の事由によらず死亡したとき、長期にわたり介護に従事してきたにもかかわらず遺族補償給付を受けられない遺族について、その収入の激減による生活への影響を緩和し、自立した生活への援助を行うため、これらの遺族に生活転換援護金を支給するために必要な経費である。 [説明資料 頁] (対象者) 次のいずれの要件も満たす者 障害等級又は傷病等級1級の者(精神神経障害、胸腹部臓器障害及びせき髄障害の者に限る。)であつて、常に介護を要していた者(年金受給期間が10年以上の者に限る。)の遺族 妻又は55歳以上もしくは一定の障害の状態にある遺族(順位等については遺族(補償)年金の支

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						給の場合に順ずる。) 遺族(補償)給付を受給することができないこと 生活困窮者(所得税法の規定により、所得税を納付しないこととなる者)である者であって、その者を扶養する者がいないか、その者を扶養する者が所得税法の規定により所得税を納付しないこととなる者)
06081- 509-06-6310	労災援護給付金	24,000	49,000		25,000	(24) 49人 @1,000,000 49,000(24,000)
038	高齢被災労働者対策費	2,421,552	2,337,317		84,235	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 4,147,488 3,303,239 3,155,503 (2,999,097) (2,683,663) 2,999,097 2,683,663
						(計画の概要) 労働災害による高齢重度被災労働者は、労働災害特有の障害等を有しており、その特性に合った効果的な介護が必要であるので、一般の高齢者施策とは別に、労災保険制度の中で独自の介護施策を展開するために必要な経費である。
001	労災特別介護施設設置費	152,129	151,442		687	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 55,528 93,954 132,131 (161,653) (159,129) 161,653 159,129
						高齢重度被災労働者に対する専門的施設介護サービスを行うための労災特別介護施設にかかる施設の設置、修繕に必要な経費である。
06081- 202-08-2360	施設施工旅費	750	787		37	1 設計監督等旅費 787(750) (1) 蓄熱槽及び配管更新工事 787(0) 135,115千円 0.0056 1.015 105/103 1.1606 0.927 0.934 (2) 前年度限りの経費(中央監視装置及び自動制御機器更新工事等) 0(750)
06081- 203-09-2031	施設施工庁費	16,157	8,784		7,373	1 設計監督等庁費 675(643) (1) 蓄熱槽及び配管更新工事 135,115千円 0.0054 1.05 0.927 0.95 675(0) (2) 前年度限りの経費(中央監視装置及び自動制御機器更新工事等) 0(643) 2 設計・監理料 8,109(15,514) (1) 蓄熱槽及び配管更新工事 8,109(0) (2) 前年度限りの経費(中央監視装置及び自動制御機器更新工事等) 0(15,514)
06081- 204-15-0010	施設整備費	135,222	141,871		6,649	計 8,784(16,157) 1 蓄熱槽及び配管更新工事(第8次施設) 135,115千円 1.05 141,871(0) 2 前年度限りの経費 0(135,222) (1) 中央監視装置及び自動制御機器更新工事(第2次施設) 0(108,069) (2) ナースコール設備更新工事(第8次施設) 0(27,153)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	011 労災特別介護支援経費					計 141,871(135,222) 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 4,091,960 3,209,285 3,023,372 (2,837,444) (2,524,534) 2,837,444 2,524,534 決 算 額 3,537,798 2,757,858 2,516,363 2,694,402 2,482,273
	06081- 125-14-6583 社会復帰促進等 事業委託費	2,269,423	2,185,875		83,548	国が設置した労災特別介護施設において、在宅での介護を受けることが困難な高齢重度被災労働者に対する、専門的施設介護サービスの提供と当該施設の運営及び当該施設を利用した短期滞在介護サービス等を提供するために必要な経費である。(説明資料 頁) 委託先：企画競争により選定 労災特別介護施設運営経費(第1次～第8次施設) 1 介護費((1)+(2)-(3)) (1) 介護費所要額 (2) 消費税相当額 (3) 介護費分入居費収入見込 2 その他運営経費((1)+(2)) (1) その他運営経費所要額 (2) 消費税相当額
	042 労災診療費審査体制等充 実強化対策費					17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 3,884,247 3,759,940 3,493,430 (3,534,218) (3,346,782) 3,534,218 3,346,782 決 算 額 3,608,462 3,443,702 3,493,430 3,221,919 3,331,412 (計画の概要) 業務上又は通勤上の事由によって被災・罹患した労働者は、主に労災病院又は都道府県労働局長が指定した労災指定医療機関(以下「労災指定医療機関等」とする。)で診療の現物給付を受けるが、診療を行った労災指定医療機関等は、診療費請求書及び診療費請求内訳書(以下「レセプト等」とする。)によって、保険者である国にその費用を請求することとなる。 これら労災診療費のレセプト等の審査は、職員による審査点検と医師による医学的審査により行っており、膨大な額と件数になる労災診療費のレセプト等については、診療内容、診療報酬点数、労災特掲料金等について十分な審査を行う必要があるが、一方で、労災指定医療機関等からの早期支払の要請もあり、また、審査体制の制約もあることから、診療費の適正支払の面で難しい状況にある。 このため、労災診療費について唯一の証拠資料であるレセプト等の審査点検事務、診療費データ等の集積管理並びに分析及び情報提供等を一体として受託団体に行わせることにより、診療費の審査体制の強化等を行うために必要な経費である。 なお、本委託事業については、平成22年5月に行われた「行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分け」及び同6月に行われた「厚生労働省内事業仕分け」からの指摘を受け、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて(平成21年12月25日閣議決定)」における見直しの視点を踏まえつつ、今後の在り方について検討した結果、本委託事業において競争性向上を図るよりも、保険者である国へ業務を集約化することによる事業規模縮減等の効果がより高いことから、平成23年度中に事業を移管する体制等が整った都道府県労働局ごとに本事業を順次廃止の上、国へ業務を集約化することとしている。 (説明資料 頁) 委託先：公募により選定
	06081- 125-14-6583 社会復帰促進等 事業委託費	3,250,731	1,551,848		1,698,883	1 事業費 2 消費税相当額 計

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考																																																						
043	労災診療被災労働者援護 事業補助事業費					<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td> <td>10,238,568</td> <td>10,202,248</td> <td>8,019,497</td> <td>(7,821,739)</td> <td>(5,541,774)</td> </tr> <tr> <td>決 算 額</td> <td>10,141,793</td> <td>10,122,591</td> <td>8,019,497</td> <td>7,821,739</td> <td>5,541,774</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	予 算 額	10,238,568	10,202,248	8,019,497	(7,821,739)	(5,541,774)	決 算 額	10,141,793	10,122,591	8,019,497	7,821,739	5,541,774																																				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																																																							
予 算 額	10,238,568	10,202,248	8,019,497	(7,821,739)	(5,541,774)																																																							
決 算 額	10,141,793	10,122,591	8,019,497	7,821,739	5,541,774																																																							
06081- 715-16-5565	身体障害者等福 祉対策事業費補 助金	3,322,040	3,119,834		202,206	<p>(計画の概要)</p> <p>労働者が業務上又は通勤途上の事由によって療養を必要とする場合、その診療に要する経費は、所轄労働基準監督署長が業務上として支給決定を行ったものについて支払われるが、業務上外の決定は複雑・困難の度合いを高めており、支給決定については十分に審査を行わなければならない状況にある。一方で、業務上外の決定が行われるまでの間、支給保留となっている労災診療費の額は多額になっており、また、労災指定医療機関は健康保険などの他保険とは異なり診療時に患者本人に対し診療費の3割を請求できないため、診療内容等に問題があり調査のため支給処理が遅れているものを併せると、支払保留は毎月相当の金額になっている。この解決を図らなければ、労災指定医療機関としての指定返上のおそれもあり、そのような事態となれば、被災労働者が迅速に、かつ、費用を自己負担することなく療養を受けられる体制が崩壊し、著しく被災労働者の援護に欠ける結果となることが憂慮される。このような労災診療費の支払をめぐり、制度に内在している矛盾を労災指定医療機関及び被災労働者のいずれにもしわ寄せすることなく解決するために、労災指定医療機関に対し、行政の支給決定(支払決定)が行われるまでの間、労災診療費債権相当額を無利子で貸付ける事業に要する経費を補助するために必要な経費である。</p> <p>なお、平成22年6月に行われた「厚生労働省内事業仕分け」の指摘等を踏まえ、平成23年度中に、財団法人労災保険情報センターの各地方事務所において行っていた当該業務を段階的に本部へ集中化し、業務の効率化を図ることとしている。</p> <p>(説明資料 頁)</p> <p>補助対象機関 : 財団法人 労災保険情報センター 補助対象事業 : 補助率 定額(10/10)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 事業費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2,761,124(</td> <td>3,247,717)</td> </tr> <tr> <td>2 管理費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>358,710(</td> <td>74,323)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,119,834(</td> <td>3,322,040)</td> </tr> </tbody> </table>	1 事業費				2,761,124(3,247,717)	2 管理費				358,710(74,323)	計				3,119,834(3,322,040)																																				
1 事業費				2,761,124(3,247,717)																																																							
2 管理費				358,710(74,323)																																																							
計				3,119,834(3,322,040)																																																							
044	労災 援 護 金 等 経 費	17,508	16,316		1,192	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td> <td>30,954</td> <td>32,663</td> <td>26,751</td> <td>(19,043)</td> <td>(17,479)</td> </tr> <tr> <td>決 算 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>19,043</td> <td>17,479</td> </tr> </tbody> </table> <p>(計画の概要)</p> <p>被災労働者に対する援護金支給事業等の実施のために必要な経費である。</p> <p>療養援護金</p> <p>けい肺等特別保護法の交付前に労災保険法の打切補償を受け、けい肺等特別措置法の適用を受けなかった、現に療養を要するじん肺・せき損患者に対し、必要な療養費等を支給する。(説明資料 頁)</p> <p>療養費、援護費及び介護料の単価</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・療養費</td> <td>療養に要した費用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・援護費</td> <td>入 院</td> <td>月</td> <td>額</td> <td>56,790(</td> <td>56,930)円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通院8日以上</td> <td>月</td> <td>額</td> <td>25,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通院7日以下</td> <td>月</td> <td>額</td> <td>23,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>・介護料</td> <td>上限月額</td> <td></td> <td></td> <td>104,730(104,960)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>最保障月額</td> <td></td> <td></td> <td>56,790(</td> <td>56,930)円</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	予 算 額	30,954	32,663	26,751	(19,043)	(17,479)	決 算 額				19,043	17,479	・療養費	療養に要した費用					・援護費	入 院	月	額	56,790(56,930)円		通院8日以上	月	額	25,000	円		通院7日以下	月	額	23,000	円	・介護料	上限月額			104,730(104,960)	円		最保障月額			56,790(56,930)円
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																																																							
予 算 額	30,954	32,663	26,751	(19,043)	(17,479)																																																							
決 算 額				19,043	17,479																																																							
・療養費	療養に要した費用																																																											
・援護費	入 院	月	額	56,790(56,930)円																																																							
	通院8日以上	月	額	25,000	円																																																							
	通院7日以下	月	額	23,000	円																																																							
・介護料	上限月額			104,730(104,960)	円																																																							
	最保障月額			56,790(56,930)円																																																							
06081- 509-06-6310	労災援護給付金	15,339	15,287		52	<p>1. 療養援護金</p> <p>(1) 療養費・援護費</p> <p>15,287(15,339)</p>																																																						
06081- 509-06-8110	介護料支給費	2,169	1,029		1,140	<p>1. 療養援護金</p> <p>(1) 介護料</p> <p>1,029(2,169)</p>																																																						

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
046	石綿関連疾病診断技術研修事業					<p>17年度 18年度 19年度 20年度 21年度</p> <p>予 算 額 0 34,195 33,968 (28,766) (35,211) 28,766 35,211</p> <p>決 算 額 0 14,047 16,148 23,977 32,698</p> <p>(計画の概要) 石綿関連疾病について、石綿の엑스線写真の読映や肺機能の評価については、その判断が困難な事例が多く、医学的な学歴経験についても十分な知識が必要である。また、石綿関連疾病の診断は、労働者、離職者及び事業者に多大な影響を与えることから、労働安全衛生法や労働者災害補償保険法等の制度面についても十分な知識が必要である。 このため、健診機関や労災保険指定医療機関に対し、石綿関連疾病に関する適切な診断、医療技術を取得させるために研修を行う。[説明資料 頁]</p> <p>委託先 企画競争により選定</p>
06081-125-14-6583	社会復帰促進等事業委託費	23,092	22,798		294	<p>1 事業費 21,712(21,992)</p> <p>2 消費税相当額 1,086(1,100)</p> <p>計 22,798(23,092)</p>
048	業務上疾病に関する医学的知見の収集					<p>20年度 21年度</p> <p>予 算 額 (15,743) (15,743) 15,743 15,743</p> <p>(計画の概要) 業務上疾病として労災認定を行う場合における認定基準の策定及び改定、並びに個別事案における業務上外の判断を行うに際しては、あらゆる最新の医学的知見を踏まえ、当該疾病の発生と業務との関係を明らかにすることが不可欠であり、迅速・適正な労災認定に資するため、これらの医学的知見の収集を行い、国内外の医学的専門分野に係る文献、臨床例、学会の動向等、膨大な情報を体系的に整理、保存する必要があるので外部委託により調査研究を行う。(説明資料 頁)</p> <p>委託先：一般競争入札(総合評価落札方式)により選定</p>
06081-125-14-6583	社会復帰促進等事業委託費	15,567	15,507		60	<p>1 事業費 14,769(14,826)</p> <p>2 消費税相当額 738(741)</p> <p>計 15,507(15,567)</p>
050	未払賃金立替払事務実施費	20,756,036	19,797,943		958,093	<p>17年度 18年度 19年度 20年度 21年度</p> <p>予 算 額 25,458,081 19,139,769 17,360,830 (16,454,700) (26,343,551) 16,454,700 18,911,766</p>
001	未払賃金立替払事務費	569,685	537,262		32,423	<p>17年度 18年度 19年度 20年度 21年度</p> <p>予 算 額 435,592 411,628 346,224 (345,889) (541,053) 345,889 289,324</p> <p>(要 求 要 旨) 「賃金の支払の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき、企業の破産、倒産等により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、労働者の請求に基づき、未払賃金の一定範囲のものを政府が事業主に代って支払うための認定・確認調査等に要する経費である。</p>
06081-129-06-0110	諸 謝 金	172,828	174,938		2,110	<p>1 未払賃金立替払事務費</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(1) 事務処理体制の整備に係る立替払実地調査員謝金 174,938(172,828)
							(12,448) 13,884人 @ 12,600
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費	26,592	25,607			985	1 未払賃金立替払事務費 25,607(26,592)
							(1) 実地調査旅費(署) 24,616(24,610)
							認定調査 (11,556) 11,940人 @ 1,602 19,128(18,513)
							認定再調査 (770) 796人 @ 1,602 1,275(1,234)
							確認調査 (2,891) 2,505人 @ 1,602 4,013(4,631)
							確認再調査 (145) 125人 @ 1,602 200(232)
							(372) (2) 現地臨時相談会出席旅費 186人 @5,329 991(1,982)
	06081- 122-08-6010 委 員 等 旅 費	16,184	15,193			991	1 未払賃金立替払事務費 15,193(16,184)
							(1) 事務処理体制の整備に係る立替払実地調査員実地調査旅費
							4,272人 @ 5,329 0.595 13,545(13,545)
							(2) 立替払実地調査員研修会出席旅費
							89人 @7,385 657(657)
							(3) 立替払実地調査員現地臨時相談会出席旅費
							(372) 186人 @5,329 991(1,982)
	06081- 123-09-1010 庁 費	354,081	321,524			32,557	消耗品費
							1 未払賃金立替払事務費(本省)
							(1) T S R 情報 96部 @ 34,194 1.05 3,447(3,447)
							印刷製本費
							1 未払賃金立替払事務費 9,765(10,037)
							(1) 認定申請書・復命書・通知書(本省)
							(11,556) 11,940枚 @ 5.01 1.05 63(61)
							(69,387) (2) 確認申請書(本省) 60,114枚 @ 3.07 1.05 194(224)
							(3) 確認通知書・復命書(本省)
							(6,939) 6,011冊 @ 166 1.05 1,048(1,209)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
							(4) 認定及び確認台帳(本省)		
							(3,852) 3,980枚 @ 5.85 1.05	24(24)
							(3,852) 3,980枚 @ 5.85 1.05	24(24)
							(4,028) 4,089部 @ 1,152 1.05	4,947(4,872)
							(7) 賃金債権確保に関する情報提供パンフレット(本省)		
							221,600部 @ 6.29 1.05	1,464(1,464)
							(8) 立替払業務参考資料 89部 (23,100) @21,415 1.05	2,001(2,159)
							通信運搬費		
							1 未払賃金立替払事務費	1,117(1,097)
							(1) 印刷物送料(本省) 47労働局 @ 2,560 4個	481(481)
							(2) 認定・不認定通知書送料(本省)		
							(3,852) 3,980通 @ 80	318(308)
							(3) 出頭通知書送料(本省) (3,852) 3,980通 @ 80	318(308)
							借料及び損料		
							1 現地臨時相談会の会場借料 (372) (55,400) 186ヶ所 @63,000	11,718(20,609)
							賃金		
							1 未払賃金立替払事務費(署)		
							(1) 事務処理体制の整備に係る臨時職員賃金		
							(51,324) (6,130) 44,148人 @ 6,500	286,962(314,616)
							保険料		
							1 労働保険料		
							(1) 立替払実地調査員		
							(172,828,000) 461,900,000(賃金総額) 15.5/1,000	7,159(2,679)
							職員厚生経費		
							1 健康診断料 (418) (3,637) 372人 @3,472 1.05	1,356(1,596)
							計	321,524(354,081)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考																		
	003 未払賃金立替払事業経費					<table border="0"> <tr> <td></td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td>24,970,925</td> <td>18,728,141</td> <td>(17,014,606) (17,014,606)</td> <td>(16,108,811) (16,108,811)</td> <td>(25,802,498) (18,622,442)</td> </tr> <tr> <td>決 算 額</td> <td>12,354,571</td> <td>18,728,141</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	予 算 額	24,970,925	18,728,141	(17,014,606) (17,014,606)	(16,108,811) (16,108,811)	(25,802,498) (18,622,442)	決 算 額	12,354,571	18,728,141			
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																			
予 算 額	24,970,925	18,728,141	(17,014,606) (17,014,606)	(16,108,811) (16,108,811)	(25,802,498) (18,622,442)																			
決 算 額	12,354,571	18,728,141																						
	06081- 405-16-2092 未払賃金立替払 事業費補助金	20,186,351	19,260,681		925,670	<p>(要 求 要 旨)</p> <p>未払賃金立替払事業は、「賃金の支払の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、労働者の請求に基づき、未払賃金の一定の範囲のものを政府が事業主に代って支払うもので、本事業は独立行政法人労働者健康福祉機構において実施されることから、その経費を補助するものである。 (説明資料 頁)</p> <p>未払賃金立替払事業費補助金 19,260,681 (20,186,351)</p>																		
	051 石綿確定診断等事業					<table border="0"> <tr> <td></td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td>(25,316) (25,316)</td> <td>(25,316) (25,316)</td> </tr> </table> <p>(計画の概要) 石綿関連疾患に係る労災保険の請求は、今後とも高水準で推移することが予想され、迅速かつ適正に給付を行うためには、石綿関連疾患に熟知した外部機関による確定診断結果に基づき、労働基準監督署において、的確に判断することが必要である。 このため、豊富な症例経験と検査体制が確立した医療機関等に対し、石綿関連疾患確定診断等について委託する。(説明資料 頁)</p> <p>委託先：企画競争により選定</p>		20年度	21年度	予 算 額	(25,316) (25,316)	(25,316) (25,316)												
	20年度	21年度																						
予 算 額	(25,316) (25,316)	(25,316) (25,316)																						
	06081- 125-14-6583 社会復帰促進等 事業委託費	25,316	17,685		7,631	<table border="0"> <tr> <td>1 事業費</td> <td></td> <td>16,843(24,110)</td> </tr> <tr> <td>2 消費税相当額</td> <td></td> <td>842(1,206)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>17,685(25,316)</td> </tr> </table>	1 事業費		16,843(24,110)	2 消費税相当額		842(1,206)	計		17,685(25,316)									
1 事業費		16,843(24,110)																						
2 消費税相当額		842(1,206)																						
計		17,685(25,316)																						
	055 治療と職業生活の両立等 の支援手法の開発	100,045	100,968		923	<p>(計画の概要) 疾病の種類に応じ、医療機関側と事業主側との連携体制の下、労働者の職場復帰の実現及びその後の治療と職業生活の両立を図るための取組を支援するとともに、今後に生かすための事例蓄積とその検証を行い、その取組成果を取りまとめる治療と職業生活の両立等の支援手法の調査研究・開発を行うために必要な経費である。(説明資料 頁)</p> <p>委託先：一般競争入札(総合評価落札方式)により選定</p>																		
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	0	194		194	<table border="0"> <tr> <td>1 「治療と職業生活の両立等の支援」に関する検討会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 検討会出席謝金</td> <td>6人 @8,100 4回</td> <td>194(0)</td> </tr> </table>	1 「治療と職業生活の両立等の支援」に関する検討会			(1) 検討会出席謝金	6人 @8,100 4回	194(0)												
1 「治療と職業生活の両立等の支援」に関する検討会																								
(1) 検討会出席謝金	6人 @8,100 4回	194(0)																						
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	0	707		707	<table border="0"> <tr> <td>1 「治療と職業生活の両立等の支援」に関する検討会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 検討会出席旅費</td> <td>6人 @29,450 4回</td> <td>707(0)</td> </tr> </table>	1 「治療と職業生活の両立等の支援」に関する検討会			(1) 検討会出席旅費	6人 @29,450 4回	707(0)												
1 「治療と職業生活の両立等の支援」に関する検討会																								
(1) 検討会出席旅費	6人 @29,450 4回	707(0)																						
	06081- 123-09-1010 庁 費	0	30		30	<table border="0"> <tr> <td>1 印刷製本費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 「治療と職業生活の両立等の支援」に関する検討会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>検討会資料印刷</td> <td>50枚 @128.60 4回</td> <td>26(0)</td> </tr> <tr> <td>2 会議費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 「治療と職業生活の両立等の支援」に関する検討会</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 印刷製本費			(1) 「治療と職業生活の両立等の支援」に関する検討会			検討会資料印刷	50枚 @128.60 4回	26(0)	2 会議費			(1) 「治療と職業生活の両立等の支援」に関する検討会					
1 印刷製本費																								
(1) 「治療と職業生活の両立等の支援」に関する検討会																								
検討会資料印刷	50枚 @128.60 4回	26(0)																						
2 会議費																								
(1) 「治療と職業生活の両立等の支援」に関する検討会																								

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
06081- 125-14-6583	社会復帰促進等 事業委託費	100,045	100,037	8	<p>茶菓代 委員6人 @150 4回 4(0)</p> <p>計 30(0)</p> <p>1 事業費 95,273(95,281)</p> <p>2 消費税相当額 4,764(4,764)</p> <p>計 100,037(100,045)</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考				
9	035 独立行政法人労働者健康 福祉機構運営費 10-06 独立行政法人労働者健康 福祉機構運営費交付金に 必要な経費 06081- 405-16-8740 独立行政法人労働者健康福祉機 構運営費交付金	9,476,959	9,470,365		6,594	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
						予 算 額	11,494,747	11,281,178	11,433,445	(10,666,270) (10,694,150) 10,666,270 10,694,150
						(計画の概要) 独立行政法人労働者健康福祉機構において行う療養施設(労災病院を除く)、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等に必要な経費である。				
						(中期目標期間) 平成21年度～平成25年度(5年間)				
						(中期目標の概要) 国の労働政策の一翼を担う実施機関として、労働者の健康と福祉の増進に寄与するため、独立行政法人にふさわしい業務運営体制の発展期として位置付け、効率的かつ効果的な業務の運営に取り組む。				
						(中期計画の予算) <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p>				
						区 別	金 額			
						収 入				
						運営費交付金	50,029			
						施設整備費補助金	14,310			
						その他の国庫補助金	94,575			
						民間借入金	15,740			
						求償権回収金	26,659			
						貸付金利息	213			
						貸付回収金	2,080			
						業務収入	1,363,608			
						受託収入	0			
						業務外収入	14,147			
						計	1,581,363			
						支 出				
						業務経費	1,431,525			
						本部業務関係経費	7,498			
						病院業務関係経費	1,266,550			
						施設業務関係経費	37,058			
						賃金援護業務関係経費	119,771			
						産業保健業務関係経費	648			
						施設整備費	14,310			

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						<p>受託経費 0</p> <p>借入金償還 18,418</p> <p>支払利息 336</p> <p>一般管理費 96,808</p> <p>物件費 34,060</p> <p>人件費 53,300</p> <p>退職手当 9,447</p> <p>計 1,561,396</p> <p>(注釈)金額欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。</p>

要求 番号	事 項	前 年 度 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考																		
10	045 独立行政法人労働者健康 福祉機構施設整備費 10-06 独立行政法人労働者健康 福祉機構施設整備に必要な経費 06081- 925-16-2095 独立行政法人労働者健康福祉機 構施設整備費補助金	1,186,644	2,912,618			1,725,974	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td>13,064,828</td> <td>11,976,862</td> <td>10,040,233</td> <td>(8,832,391) 8,832,391</td> <td>(2,746,548) 2,746,548</td> </tr> </table> <p>(計画の概要) 独立行政法人労働者健康福祉機構において行う療養施設(労災病院を除く)、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等の確実かつ円滑な遂行を図るために必要な施設整備等の経費である。</p> <p>(内 訳)</p> <table border="0"> <tr> <td>1 労災病院以外の建設費</td> <td>2,682,466 (696,423)</td> </tr> <tr> <td>2 労災病院以外の営繕費</td> <td>194,121 (434,159)</td> </tr> <tr> <td>3 労災病院以外の機器整備費</td> <td>36,031 (56,062)</td> </tr> </table>		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	予 算 額	13,064,828	11,976,862	10,040,233	(8,832,391) 8,832,391	(2,746,548) 2,746,548	1 労災病院以外の建設費	2,682,466 (696,423)	2 労災病院以外の営繕費	194,121 (434,159)	3 労災病院以外の機器整備費	36,031 (56,062)
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																				
予 算 額	13,064,828	11,976,862	10,040,233	(8,832,391) 8,832,391	(2,746,548) 2,746,548																				
1 労災病院以外の建設費	2,682,466 (696,423)																								
2 労災病院以外の営繕費	194,121 (434,159)																								
3 労災病院以外の機器整備費	36,031 (56,062)																								

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
11	060 仕事生活調和推進費					
	01-06 仕事と生活の調和の推進 に必要な経費	1,656,762	1,396,591		260,171	
	010 仕事と生活の調和の推進 に必要な一般行政経費					17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 0 9,230 (9,992) (9,992) (12,740) (12,740) (12,089) (12,089)
	06081- 123-09-1010 庁 費	12,103	12,158		55	(要 求 要 旨) 仕事と生活の調和の推進に必要な一般事務に必要な経費である。 1 消耗品費 1,372(1,372) コピー用紙 1,330(1,330) ・ A4 1,160箱 @1,080 1.05 1,315(1,315) ・ A3 11箱 @1,300 1.05 15(15) ステープルカートリッジ 5個 @8,000 1.05 42(42) 2 借料及び損料 56(11) コピー機 54(9) ファックス 2(2) 3 賃金 6,691(6,692) 賃金 2人 21日 (10,928) @11,049 12月 5,569(5,508) 賞与 (591,803) @560,998 2人 1,122(1,184) 4 保険料 960(949) 健康保険料 (3,345,659) 2人 3,345,346 46.7/1,000 312(313) 厚生年金保険料 544(532) ・ 3月～8月 (3,345,659) (78.52/1,000) 2人 3,345,346 80.29/1,000 6/12 269(263) ・ 9月～2月 (3,345,659) (80.29/1,000) 2人 3,345,346 82.06/1,000 6/12 275(269) 労働保険料 (3,345,659) 2人 3,345,346 15.5/1,000 104(104) 5 雑役務費 コピー機保守料 3,062(3,062)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							6 児童手当拠出金 2人 (@3,345,659) 3,345,346 1.3/1000 9(9)
							7 職員厚生経費 2人 (3,637) @3,472 1.05 8(8)
							計 12,158(12,103)
094	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進	1,644,659	1,384,433			260,226	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 0 1,515,342 (1,676,353) (1,590,131) (2,044,795) 1,676,353 1,590,131 2,044,795 (要 求 要 旨) 労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、企業や事業場における労使の自主的取組を促進することにより、長時間労働の抑制、計画年休制度を活用した年次有給休暇の取得促進、弾力的労働時間制度の活用等、労働時間等の設定の改善の促進を図る。 また、テレワーク人口を全就業人口の20%以上とする等の政府目標に対応して、適正な労働条件下でのテレワークの推進に強力に取り組む。 (説明資料 頁) 1 労働時間等の設定改善に向けた取組の推進 1,384,433(1,644,659) (1) 労働時間等設定改善推進助成金 884,496(1,112,016) (2) 特に時間外労働が長い業務等に対する自主的取組の勸奨 386,904(196,904) (3) 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及 68,327(76,036) (4) テレワークの普及促進等対策 44,706(60,006) (5) 前年度限りの経費(労働時間等設定改善援助事業) 0(199,697)
06081-129-06-0110	諸 謝 金	171,033	287,504			116,471	1 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的取組への技術的な援助 287,232(170,517) (1) 労働時間設定改善コンサルタント (95) (12,448) 154人 @12,600 月12日 12月 279,418(170,289) (2) コンサルタント研修講師謝金 2人 @8,100 2時間 1回 32(0) (3) 調査報告書執筆 100枚 @2,000 200(200) (4) 団体からの意見聴取 15人 @8,100 2時間 3回 729(0) [委員5人×3団体=15人] (5) 業界の特性に係る推進会議の開催 3人 @8,100 2時間 3回 47局 6,853(0) (6) 前年度限りの経費(選定委員謝金) (3) 0人 @9,200 0(28)
							2 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及 (1) 選定委員謝金 3人 (9,200) @8,100 24(28)
							3 テレワーク普及促進対策事業 248(56) (1) テレワーク相談センター事業 ア 選定委員謝金 3人 (9,200) @8,100 24(28)

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					(2) テレワーク・セミナー
					ア 選定委員謝金 3人 (9,200) @8,100 24(28)
					(3) テレワーク労働時間管理マニュアルの作成
					@20,000 10回 200(0)
					4 前年度限りの経費(労働時間等設定改善援助事業) 0(432)
					計 287,504(171,033)
06081-122-08-2010	職員旅費	10,534	8,042	2,492	1 労働時間等設定改善推進助成金 2,355(2,662)
					(1) 支給審査 47局 0.25 1回 (38,300) @33,900 398(450) 〔東京-都道府県平均 1泊2日 3-6級〕
					(2) 支給事業場実態調査 47局 0.25 1回 (38,300) @33,900 398(450) 〔東京-都道府県平均 1泊2日 3-6級〕
					(3) 労働局担当者制度連絡会議
					46人 1回 (38,300) @33,900 1,559(1,762) 〔47局-東京=46人 東京-都道府県平均 1泊2日 3-6級〕
					2 職場意識改善助成金
					(1) 支給事業場監査指導(局)
					(1,005) 1,114事業場 1回 @5,329 0.3 1,781(1,607) 〔初年度600(514)事業場+2年度目514(491)事業場 =1,114(1,005)事業場 県内旅費(局対事)〕
					3 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的取組への技術的な援助 3,872(2,400)
					(1) 取組事例収集に係る旅費 650人 @7,385 0.5 2,400(2,400) 〔325署×2事例=650人 局対署〕
					(2) ワークショップに係る職員旅費
					141人 @3,430 484(0) 〔47人×3回〕
					(3) 業種特性に応じた個別診断・改善指導旅費
					2人 3回 @3,430 21(0)
					(4) 業種の特性に係る推進会議旅費
					2人 3回 @3,430 47局 967(0)
					4 テレワーク労働時間管理マニュアルの作成
					(1) マニュアル作成に係るヒアリング実施旅費
					2人 5回 @3,430 34(0)
					5 前年度限りの経費(労働時間等設定改善援助事業) 0(3,865)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	8,090	26,927			18,837	計	8,042(10,534)
							1 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的取組への技術的な援助	26,912(7,825)
							(1) 個別相談指導旅費 (95) (2) 107人 3日 12月 @3,430 [95人 × 12人 = 107人 県内旅費]	13,212(7,820)
							(2) コンサルタント研修旅費 148人 1回 @36,960 [154-6人 東京-ブロック中心地平均 3-6級]	5,470(0)
							(3) コンサルタント研修講師旅費 2人 1回 @3,430	7(0)
							(4) ワークショップ旅費 47人 3回 @3,430	484(0)
							(5) フォローアップ旅費 47人 3回 @3,430	484(0)
							(6) 診断評価・改善指導旅費 47人 3件 12月 @3,430	5,804(0)
							(7) 業種の特性に係る推進会議の開催 3人 3回 @3,430 47局	1,451(0)
							(8) 前年度限りの経費(選定委員出席旅費)	0(5)
							2 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及		
							(1) 選定委員出席旅費 1人 @5,329	5(5)
							3 テレワーク普及促進対策事業	10(10)
							(1) テレワーク相談センター事業		
							ア 選定委員出席旅費 1人 @5,329	5(5)
							(2) テレワーク・セミナー		
							ア 選定委員出席旅費 1人 @5,329	5(5)
							4 労働時間等設定改善援助事業		
							(1) 前年度限りの経費(選定委員出席旅費)	0(250)
	06081- 123-09-1010 庁 費	123,086	139,282			16,196	計	26,927(8,090)
							消耗品費		
							1 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及		
							(1) 調査対象名簿の購入	600(0)
							印刷製本費	29,245(13,435)
							1 労働時間等設定改善推進助成金	3,193(3,193)
							(1) 支給要領 868部 @564 1.05 [47局 × 4部 + 325署 × 2部 + 本省30部 = 868部 軽印刷A4 50頁 9㍓]	514(514)

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					(2) 支給手引き 28,630枚 @35.01 1.05 1,052(1,052) [47局×50部+325署×50部+本省30部+200事業主団体×50部 = 28,630部 A4 10頁]
					(3) 案内リーフレット 114,930枚 @12.56 1.05 1,516(1,516) [47局×40枚+325署×40枚+本省50枚+200事業主団体×500 = 114,930枚 片面3色A4]
					(4) 支給(不支給)決定通知書 (92) 76件 @15.04 1.05 1(1)
					(5) 労働局担当者制度連絡会議資料 70部 @1,490 1.05 110(110)
					2 職場意識改善助成金 739(739)
					(1) 支給要領 1,640部 @152 1.05 262(261) [47局×20部+325署×2部+本省50部 = 1,640枚 軽印刷A4 50頁9枚]
					(2) 支給手引き 7,210部 @60.33 1.05 457(457) [47局×80部+325署×10部+本省200部]
					(3) 支給(不支給)決定通知書 (1,206) 1,114部 @16.76 1.05 20(21)
					3 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的取組への技術的な援助 20,047(6,633)
					(1) 取組事例集 23,600部 @94 1.05 2,329(2,329) [47局+500部+本省100部 = 23,600部 A4 軽印刷 5号 30頁]
					(2) マニュアル作成 258部 @1,485 1.05 402(0) [コンサルタント154部+47局×2部+本省10部 A4 軽印刷 5号 100頁]
					(3) 自主点検表 (6,520) 6,500枚 @15.04 1.05 103(103) [325署×20事業場 = 6,500枚 A4 軽印刷5号]
					(4) 研修テキスト 164部 @312 1.05 54(0) [154部+本省10部 = 164部 軽印刷A4 20頁]
					(5) 意識調査票 (37,700) 80,200部 @71 1.05 5,979(2,811) [(企業20,100(5,750)部+労働者60,100(13,100)部)×1(2)種類 = 80,200(37,700)部 A4 両面印刷 20頁 9枚]
					(6) 意識調査封筒・依頼状 (59,650) 361,000部 @17.14 1.05 6,497(1,074) 等 [企業20,100(5,750)部×2(発送・返信用封筒) = 40,200(11,500) 労働者20,100(4,450)部(発送用封筒)+60,100(13,100)部(返信用封筒) = 80,200(17,550)部]

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(企業20,100(5,750)部 + 労働者60,100(4,450)部) × 3(依頼状・御礼状・督促状) = 240,600(30,600)部 軽印刷 A4)
						(7) 意識調査結果報告書 341部 @882 1.05 316(316) 〔本省配布用200部 + 47局 × 3部 = 171部 A4 50頁 9ポ〕
						(8) 配布資料(ワークショップ) 4,512部 @71 1.05 336(0) 〔32人 × 141会場 = 4,512部 受講者30人 + 事務局2人 = 32人 A4 両面印刷 20頁 9ポ〕
						(9) アンケート、フォローアップ調査表(ワークショップ) 8,460枚 @17.14 1.05 152(0) 〔(30人 × 141会場) × 2種類(アンケート、調査票) = 8,460枚〕
						(10) ガイドラインリーフレット 167,012部 @12.56 1.05 2,203(0) 〔32部 × 141会場 = 4,512部 両面 A4 10頁(ワークショップ用)〕 〔500部 × 325署 = 162,500部 両面 A4 10頁(監督署配布用)〕
						(11) 診断評価・改善指導リーフレットの作成 11,200部 @14.62 1.05 172(0) 〔本省3団体 × 500 + 47局(1団体 × 100) + コンサルタント・局使用分47局 × 100 + 本省分300 = 11,200〕
						(12) 自主診断票の作成 11,200部 @4.32 1.05 51(0) 〔本省3団体 × 500 + 47局(1団体 × 100) + コンサルタント・局使用分47局 × 100 + 本省分300 = 11,200〕
						(13) フォローアップ調査 2,450枚 @5.4 1.05 14(0) 票 〔コンサルタント使用分47局 × 50枚 + 本省分100枚 = 2,450枚〕
						(14) 業種の特性に係る推進会議 資料 1,439(0)
						<本省分> 10部 @999 3回 30(0) 〔委員5部 + 事務局5部 = 10部〕
						<都道府県労働局分> 10部 @999 3回 47局 1,409(0) 〔委員3部 + 地方自治体からの参加2部 + 事務局5部 = 10部〕
						4 テレワーク労働時間管理マニュアルの作成 5,266(0)
						(1) テレワーク労働時間管理マニュアル 2,000部 @552 1.05 1,159(0) 〔A4 100頁 5号 本省115部、労働局235部、監督署650部、セミナー等1,000部〕
						(2) テレワーク労働時間管理パンフレット 50,000部 @77.58 1.05 4,073(0) 〔A4 20頁 本省450部、労働局7,050部、監督署32,500部、セミナー等10,000部〕
						(3) アンケート用紙 1,000部 @15.43 1.05 16(0) 〔セミナー等で配布するマニュアルに添付〕
						(4) アンケート結果報告書 20部 @849 1.05 18(0) 〔A4 20頁 5号 本省20部〕
						5 前年度限りの経費(労働時間等設定改善援助事業) 0(2,870)

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					通信運搬費 22,081(9,298)
					1 労働時間等設定改善推進助成金 1,646(1,650)
					(1) 実施計画(労働局 本省)
					(92) 76件 @160 12(15)
					(2) 支給(不支給)決定通知書
					(92) 76件 @80 6(7)
					(3) 支給要領発送 372部 @340 126(126)
					(4) ポスター及びパンフレット、リーフレット
					572所 @2,626 1箱 1,502(1,502)
					2 職場意識改善助成金 1,288(1,298)
					(1) 取組計画 (617) 600件 @160 96(99)
					(2) 支給(不支給)決定通知書
					(1,206) 1,114件 @80 89(96)
					(3) 支給要領 372件 @340 126(126)
					(4) ポスター・パンフレット及びリーフレット
					372件 @2,626 1箱 977(977)
					3 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的取組への技術的な援助 17,801(5,981)
					(1) 自主点検表郵送 6,500枚 @160[往復] [325番×20事業場=6,500枚] 1,040(1,040)
					(2) 意識調査に係る郵便料金 16,750(4,930)
					イ 発送用封筒 (10,100) 20,100部 @240 4,824(2,424) [定形型250g以下 企業20,100(5,700)部+労働者0(4,400)部=20,100(10,100)部]
					ロ 返信用封筒 (18,700) 80,000部 @80 6,400(1,496) [企業20,000(5,700)部+労働者60,000(13,000)部=80,000(18,700)部]
					ハ はがき (20,200) 80,000部 @50 4,000(1,010) [(企業20,000(5,700)部+労働者20,000(4,400)部)×2(御礼状・督促状)=80,000(20,200)枚]
					ニ フォローアップ調査票送付
					4,230枚 @160(往復) 677(0) [30人×141会場=4,230]
					ホ リーフレット、自主点検表送付料(事業場送付)
					4,700部 @160(往復) 752(0)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							[47局(1団体100事業場)]
							へ リーフレット、自主点検表送付料(労働局・団体送付)
							97箇所 @1,000 97(0)
							[本省3団体+47局+労働局・コンサルタント用47局]
							(3) 調査結果報告書発送 47部 @240 11(11)
							[47労働局]
							4 テレワーク労働時間管理マニュアルの作成 1,346(0)
							(1) テレワーク労働時間管理マニュアル発送
							472個 @1,160 548(0)
							(2) テレワーク労働時間管理パンフレット発送
							472個 @1,580 746(0)
							(3) アンケート後納郵便料 800通 @65 52(0)
							5 前年度限りの経費(労働時間等設定改善援助事業) 0(369)
							借料及び損料
							1 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的取組への技術的な援助 22,963(0)
							(1) ワークショップの実施 282部屋 @64,680 18,240(0)
							[141会場×2部屋]
							(2) 業種の特性に係る推進会議
							3回 @33,495 47局 4,723(0)
							会議費
							1 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的取組への技術的な援助 740(0)
							(1) ワークショップの実施 4,512人 @150 677(0)
							[32人×141会場]
							(2) 業種の特性に係る推進会議
							3人 3回 @150 47局 63(0)
							賃金 56,316(96,805)
							1 労働時間等設定改善推進助成金
							(1) 助成金受付、形式審査等業務(局)
							(47) (6,130)
							38局 月7日 12月 2人 @6,500 41,496(48,402)
							2 職場意識改善助成金
							(1) 助成金受付、形式審査等業務(局)
							(2) (6,130)
							47局 月4日 12月 1人 @6,500 14,664(6,915)
							3 テレワーク労働時間管理マニュアルの作成
							月8日 3月 @6,500 156(0)

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						4 前年度限りの経費(労働時間等設定改善援助事業) 0(41,488) 保険料 1 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的取組への技術的な援助 (1) 労働時間設定改善コンサルタント(労働保険料) (95) (6,130) 154人 @12,448 12日 15.5/1,000 12月 4,279(2,639) 雑役務費 1 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的取組への技術的な援助 (1) 封入・発送作業等 (89) (6,130) ((月12日×12月)+(月20日×4月×3人)=384人日) @6,500 2,496(546) 職員厚生経費 1 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的取組への技術的な援助 (1) 労働時間設定改善コンサルタント(健康診断費用) (95) (3,637) 154人 @3,472 1.05 562(363) 計 139,282(123,086)
06081- 125-14-7198	労働時間等設定改善援助事業委託費	286,366	124,053		162,313	1 労働時間等設定改善推進助成金(事業効果検証) 18,709(0) 2 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及 [委託先:民間団体等] 67,698(76,003) 3 テレワーク普及促進対策事業 [委託先:民間団体等] 37,646(59,940) 4 前年度限りの経費(労働時間等設定改善援助事業) 0(150,423) 計 124,053(286,366)
06081- 405-16-7385	労働時間等設定改善推進助成金	1,045,550	798,625		246,925	1 7年度 1 8年度 1 9年度 2 0年度 2 1年度 予 算 額 0 200,000 (630,000) (568,800) (1,098,000) 決 算 額 0 61,930 277,411 411,902 530,211

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考					
12	070 中小企業退職金共済等事業費 01-06 中小企業退職金共済等事業に必要な経費 005 労働者福祉対策事業費 001 中小企業退職金共済事業経費 06081- 715-16-4259 中小企業退職金共済事業費等補助金	2,741,573	2,266,667		474,906						
		2,336,977	2,250,014		86,963	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
						予 算 額	2,207,673	2,046,409	(1,922,017) (1,922,017)	(1,751,943) (1,751,943)	(1,671,122) (1,671,122)
						決 算 額	1,693,555	1,583,119	1,632,577	1,592,183	1,384,475
						(要 求 要 旨) 独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業の事業主に対して、退職金制度の設置を促進するため、中小企業退職金共済制度への加入時に掛金の助成を行うとともに、これに加えて中小企業退職金共済事業に必要な経費の補助を行い、もって退職金保全措置企業の増加を図り、労働者の福祉を推進するとともに、退職金の立替払事業の立替払額の抑制に資するものである。(説明資料 頁)					
						交 付 先 独立行政法人勤労者退職金共済機構 補助内容 ・掛金月額10,000円以上の加入者については一律5,000円を1年間助成。 10,000円未満の加入者については掛金月額の半額を1年間助成。 ・短時間労働者で掛金月額2,000円の加入者には300円、同3,000円の加入者には400円、同4,000円の加入者には500円を上乗せして助成する。 ・継続的な加入を促進するため新規加入後3月は待機期間とする。 ・一般の中小企業退職金制度の基幹となる業務に対する予算補助。					
						負担割合 労災勘定1/2 ・雇用勘定1/2 [内 訳] 一般の中小企業退職金共済事業 1 新規加入掛金助成 労災勘定 3,190,386 (3,323,524) 千円 × 1/2 = 1,595,193 (1,661,762) 千円 雇用勘定 3,190,386 (3,323,524) 千円 × 1/2 = 1,595,193 (1,661,762) 千円 2 一般の中小企業退職金共済事業に必要な経費に対する補助 労災勘定 1,309,642 (1,350,430) 千円 × 1/2 = 654,821 (675,215) 千円 雇用勘定 1,309,642 (1,350,430) 千円 × 1/2 = 654,821 (675,215) 千円					
	010 中小企業福祉事業費 002 中小企業勤労者総合福祉推進経費	386,355	0		386,355	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
						予 算 額	843,841	786,864	(686,150) (686,150)	(614,018) (614,018)	(501,425) (501,425)
						(計画の概要) 中小企業及びその勤労者が個々に総合的な福祉の充実を図る方策を講ずることは困難であるため、共同化によりスケールメリットを出して福祉事業を推進することが必要である。その際、生産性が低く、負担能力に限界のある中小企業については共同福祉事業の実施体制を確立させることが不可欠であるが、その実施体制づくりについて国が積極的に援助し中小企業勤労者の福祉の向上を図る必要がある。 このため、中小企業事業主及び勤労者が共同して市区町村単位に設立する「中小企業勤労者福祉サービスセンター」の運営費等の補助を行う市区町村に対して、その補助に要する経費の一部を国が補助すること及び中小企業勤労者福祉サービスセンターの健全な発展を図るために、指導援助業務を委託実施するた					

要求番号	事項	前年度額	23年度概算要求額	対前年度増減	備考
					めに必要な経費である。
	06081- 129-06-0110 諸謝金	18	0	18	1 前年度限りの経費(選定委員謝金) 0(18)
	06081- 122-08-2010 職員旅費	279	0	279	1 前年度限りの経費(ブロック会議出席旅費) 0(279)
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	11	0	11	1 前年度限りの経費(選定委員出席旅費) 0(11)
	06081- 123-09-1010 庁費	127	0	127	印刷製本費 1 前年度限りの経費(中小企業勤労者福祉サービスセンター関係) 0(88)
					通信運搬費 1 前年度限りの経費(印刷物郵送料) 0(39)
					計 0(127)
	06081- 125-14-5895 中小企業勤労者総合福祉推進事業委託費	33,609	0	33,609	1 前年度限りの経費(中小企業勤労者福祉サービスセンター指導援助業務委託費) 0(33,609) 事業委託先 民間団体等 1 中小企業勤労者福祉サービスセンター指導援助業務 0(9,228) 2 事業共同化推進事業 0(40,117) 3 管理費 0(17,502) 4 消費税 0(3,200) 委託費所要額(1+2+3+4) = 0(67,219) 労災勘定 0(67,219) × 1/2 = 0(33,609) 雇用勘定 0(67,219) × 1/2 = 0(33,609)
	06081- 715-16-4259 中小企業退職金共済事業費等補助金	352,311	0	352,311	1 前年度限りの経費(中小企業勤労者福祉サービスセンター助成金(市区町村向け)) 0(352,311) (1) 管理費等補助 0(333,688) 交付先:地方公共団体 補助率:定額(1/2相当) 補助団体数 0(67)団体 イ Aランク 0(1)団体 0(8,100) ロ Bランク 0(3)団体 0(19,200) ハ Cランク 0(4)団体 0(21,600) ニ Dランク 0(59)団体 0(317,100) ホ 富裕団体減額措置 0(32,312)
	015 退職手当の保全措置等の適正化の推進				(2) 健康関連事業対策経費 0(18,623)
	006 退職手当の保全措置等の適正化の推進	16,959	15,604	1,355	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 51,564 28,413 (35,345) (22,373) (20,380) (35,345) (22,373) (20,380)
					(要求要旨) 「賃金の支払の確保等に関する法律」第3条、第5条により社内預金、退職手当について保全措置を講ずることとなっているが、経済社会情勢の変化に対応した保全措置の在り方等について検討を行い、その成果を踏まえた保全措置等の適正化を図るための調査・研究・指導・援助に要する経費である。(説明資料 頁)
					(事業概要) 1 退職手当の保全措置等の適正化の推進 (1) 調査研究 退職手当等保全適正化研究会(本省)(勤労者生活部) ・研究会 ・ヒアリング調査 社内預金制度部会(本省)(監督課) 賃金債権確保検討部会(本省)(監督課) (2) 退職手当制度の適正化のための指導・援助(勤労者生活部)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						・セミナーの開催 ・啓発資料の作成
06081-129-06-0110	諸謝金	6,043	5,843		200	1 退職手当の保全処置等の適正化の推進 5,843(6,043) (1) 退職手当等保全適正化調査・研究 184(285) 退職手当等保全適正化研究会(勤労者生活部) 184(197) ア 研究会出席謝金 19人 (8,700) @8,000 1時間 152(165) イ 企業ヒアリング調査実施謝金 (8,700) 2人 @8,000 1時間 16(17) ウ ヒアリング企業対象者謝金 (7,700) 2人 @8,000 1時間 16(15) 前年度限りの経費(社内預金制度部会出席謝金(監督課)) 0(44) 前年度限りの経費(賃金債権確保検討会(監督課)) 0(44) (2) 退職手当制度の適正化のための指導・援助事業経費(労働局)(勤労者生活部) 5,659(5,758) 退職手当制度の適正化のためのセミナー講師謝金 (8,700) 94人 @8,100 2時間 1,523(1,636) 退職手当制度の適正化のためのセミナー資料執筆謝金 1,880枚 @2,000 3,760(3,760) ヒアリング対象者謝金 47人 (7,700) @8,000 1時間 376(362)
06081-122-08-2010	職員旅費	1,328	1,328		0	1 退職手当の保全処置等の適正化の推進 1,328(1,328) (1) 退職手当等保全適正化調査・研究 退職手当等保全適正化研究会(勤労者生活部) ア 企業ヒアリング調査随行旅費 2人 @38,100 76(76) (2) 退職手当制度の適正化のための指導・援助事業経費(本省)(勤労者生活部) 1,252(1,252) 退職手当制度の適正化のためのセミナー開催旅費 188人 @5,329 1,002(1,002) ヒアリング事業場実地調査 47人 @5,329 250(250)
06081-122-08-6010	委員等旅費	1,325	1,285		40	1 退職手当の保全処置等の適正化の推進 1,285(1,325) (1) 退職手当等保全適正化研究会 277(317) 退職手当等保全適正化研究会(勤労者生活部) 277(277)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					ア 研究会出席旅費 5人 @39,500 198(198) イ ヒアリング調査実施旅費 2人 @39,500 79(79) 社内預金制度部会(監督課) ア 部会出席旅費 (1) 0人 @39,500 0(40) (2)退職手当制度の適正化のための指導・援助事業経費(労働局))【勤労者生活部】 退職手当制度の適正化のためのセミナー出席旅費 94人 @13,410 0.8 1,008(1,008) 印刷製本費 1 退職手当保全措置等の適正化の推進 1,220(2,274) (1)退職手当等保全適正化調査・研究 640(1,694) 退職手当等保全適正化研究会(勤労者生活部) 640(640) ア 研究会会議資料 51部 @999 1.05 53(53) イ 研究会報告書 888部 @630 1.05 587(587) 前年度限りの経費(社内預金制度部会(監督課)) 0(890) 前年度限りの経費(賃金債権確保検討部会(監督課)) 0(164) (2)退職手当制度の適正化のための指導・援助事業経費(本省))(勤労者生活部) 退職手当制度の適正化のためのセミナー資料 5,640部 @98 1.05 580(580) 通信運搬費 1 退職手当の保全措置等の適正化の推進 118(176) (1)退職手当保全措置適正化調査・研究 60(118) 退職手当等保全適正化研究会(勤労者生活部) 60(60) ア 研究会開催通知 24人 @80 2(2) イ 研究会報告書発送費 47局 @1,240 1個 58(58) 前年度限りの経費(社内預金制度部会(監督課)) 0(58) (2)退職手当の適正化のための指導・援助事業経費(本省)(勤労者生活部) 退職手当制度の適正化のためのセミナー資料発送費 47局 @1,240 1個 58(58) 借料及び損料
	06081- 123-09-1010 庁 費	8,263	7,148	1,115	

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						1 退職手当の保全処置等の適正化の推進 (1) 適正化のための指導・援助事業経費 退職手当制度の適正化のためのセミナー会議室借料(勤労者生活部) 94回 @58,800 1.05 5,804(5,804) 会議費 1 退職手当の保全処置等の適正化の推進 (1) 退職手当等保全適正化調査・研究 6(9) 退職手当等保全適正化研究会(勤労者生活部) 37人 @150 1.05 6(6) 前年度限りの経費(社内預金制度部会(監督課)) 0(1) 前年度限りの経費(賃金債権確保検討部会(監督課)) 0(2) 計 7,148(8,263)
020	勤労者財産形成促進事業に必要な経費	1,282	1,049		233	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 704,929 660,492 (43,786) (23,972) (2,407) 43,786 23,972 2,407
	06081- 123-09-1010 庁 費	310	310		0	(要 求 要 旨) 勤労者の生活の安定を図り、もって国民の経済の健全な発展に寄与することを目的として、勤労者の計画的な財産形成を促進する。 印刷製本費 1 勤労者財産形成促進制度関係資料集 100部 @2,950 1.05 310(310)
	06081- 305-16-0028 勤労者財産形成促進事業費補助金	972	739		233	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 693,353 657,403 (43,476) (23,662) (2,097) 43,476 23,662 2,097 決 算 額 599,729 569,854 43,476 23,662 2,097 (要 求 要 旨) 給付金契約事業主に対する助成金等の支給の業務を行う。 交 付 先 独立行政法人雇用・能力開発機構 (説明資料 頁) 負担割合 労災勘定1/2 雇用勘定1/2

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考												
13	110 独立行政法人労働政策研 究・研修機構運営費 01-06 独立行政法人労働政策研 究・研修機構運営費交付 金に必要な経費 06081- 305-16-8734 独立行政法人労働政策研究・研 修機構労災勘定 運営費交付金	141,723	139,335	2,388	(政策統括官(労働担当)付労政担当参事官) <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td>152,627</td> <td>152,447</td> <td>(150,530)</td> <td>(148,288)</td> <td>(146,123)</td> </tr> </table> (計画の概要) 独立行政法人労働政策研究・研修機構において労働政策に関する総合的な調査及び研究、労働に関する事務に従事する者に対する研修等を行うために必要な経費である。 交付先：独立行政法人労働政策研究・研修機構 (中期目標の期間) 平成19年度～平成23年度(5年間)		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	予 算 額	152,627	152,447	(150,530)	(148,288)	(146,123)
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度												
予 算 額	152,627	152,447	(150,530)	(148,288)	(146,123)												

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考																		
14	120 独立行政法人労働政策研 究・研修機構施設整備費 10-06 独立行政法人労働政策研 究・研修機構施設整備に 必要な経費 06081- 305-16-2074 独立行政法人労 働政策研究・研 修機構施設整備 費補助金	40,109	29,517	10,592	(政策統括官(労働担当)付労政担当参事官室) <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td>16,200</td> <td>25,400</td> <td>(24,083)</td> <td>(85,259)</td> <td>(99,750)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>24,083</td> <td>85,259</td> <td>99,750</td> </tr> </table> (計画の大要) 独立行政法人労働政策研究・研修機構が施行する施設整備のための経費である。		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	予 算 額	16,200	25,400	(24,083)	(85,259)	(99,750)				24,083	85,259	99,750
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																		
予 算 額	16,200	25,400	(24,083)	(85,259)	(99,750)																		
			24,083	85,259	99,750																		

要求 番号	事 項	前 予 算	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考					
15	130 個別労働紛争対策費										
	01-06 個別労働紛争対策に必要な経費	720,724	797,325		76,601						
	011 個別労働紛争対策費	715,280	791,799		76,519		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
						予 算 額	651,823	570,656	(598,130) (598,130)	(600,639) (600,639)	(647,767) (647,767)
						(計画の概要) 平成13年10月にスタートした、都道府県労働局長による助言・指導、紛争調整委員によるあっせん等の個別労働紛争解決制度は、個別労働紛争の解決ニーズの高まりから、労働分野のADRとして多くの労使に利用されており、意欲のある個人の再挑戦を支えるセーフティネットの一つとして、紛争の自主的解決の援助を行う。(説明資料 頁) (労働者災害補償保険法第29条第1項第3号及び雇用保険法第62条第1項第5号)					
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	631,785	710,500		78,715	<ul style="list-style-type: none"> ・総合労働相談窓口の運営 ・個別労働紛争の自主的解決の援助 ・都道府県労働局長による紛争解決の援助 					
						(本省)					
						1 都道府県労働局長による紛争解決の援助					
						(1) 委託費にかかる企画選定委員会等出席謝金					
						1人 @8,100 8(8)					
						(労働局) 710,492(631,777)					
						1 総合労働相談窓口の運営					
						(1) 総合労働相談員謝金					
						(759人) (9,197) 809 15日 12月 9,710 1/2(雇用) 706,985(628,247)					
						(2) 総合労働相談員研修講師謝金					
						94時間 @8,100 1/2(雇用) 381(381)					
						(3) 外国人労働者の相談対応のための通訳謝金					
						(144) 1,306(1,425) 132人日 @19,790 1/2(雇用)					
						2 都道府県労働局長による紛争解決の援助					
						(1) 参考人謝金					
						(173) 710(675) 182人 @7,800 1/2(雇用)					
						(2) 参与会出席謝金					
						(259) 1,110(1,049) 274人 @8,100 1/2(雇用)					
						計 710,500(631,785)					
						(労働局)					
						1 都道府県労働局長による紛争解決の援助					
						(1) 労働紛争調整官全国会議旅費					
						46人 @39,500 1/2(雇用) 909(909)					
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費	2,206	2,206		0						

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	2,981	2,806		175	(2) 現地実情調査旅費 756件 @3,430 1/2(雇用) 1,297(1,297) (本省) 1 委託費にかかる企画選定委員会等に係る経費 (1) 委託費にかかる企画選定委員会等出席旅費 1人 @975 1(1) (労働局) 2,805(2,980) 1 総合労働相談窓口の運営 (1) 総合労働相談員研修旅費 (759) 809人 @3,430 1回 1/2(雇用) 1,387(1,302) 2 都道府県労働局長による紛争解決の援助 1,418(1,678) (1) 参考人出席旅費 18人 @3,430 1/2(雇用) 31(31) (2) 参与会出席旅費 (26) 27人 @3,430 1/2(雇用) 46(45) (3) 紛争調整事案実情調査旅費 (934) 782件 @3,430 1/2(雇用) 1,341(1,602) 計 2,806(2,981)
	06081- 123-09-1010 庁費	26,256	26,135		121	(本省) 1 総合労働相談窓口の運営 5,870(5,872) (1) 印刷製本費 3,964(3,954) イ リーフレット (543,750) 542,750部 @12.56 1.05 1/2(雇用) 3,579(3,585) ロ 業務参考資料 (2,171) 2,263件 @324 1.05 1/2(雇用) 385(369) (2) 通信運搬費 76(76) イ リーフレット 47局 @1,620 1/2(雇用) 38(38) ロ 業務参考資料 47局 @1,620 1/2(雇用) 38(38) (3) 雑役務費 イ リーフレット原画料 1回 @100,000 1.05 1/2(雇用) 53(53) (4) 賃金 1,549(1,564)

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						イ 賃金
						1人 @10,210 21日 12月 1/2(雇用) 1,286(1,286)
						ロ 賞与 263(278)
						6月分 57(58)
						期末手当
						(125/100) @203,112 122.5/100 30/100 1/2(雇用) 37(38)
						勤勉手当
						(67/100) @203,112 30/100 64.5/100 1/2(雇用) 20(20)
						12月分 206(220)
						期末手当
						(150/100) @203,112 137.5/100 100/100 1/2(雇用) 140(152)
						勤勉手当
						(67/100) @203,112 100/100 64.5/100 1/2(雇用) 66(68)
						(5) 保険料 224(221)
						(6) 児童手当拠出金 2(2)
						(7) 職員厚生経費 2(2)
						(労働局) 20,265(20,384)
						1 総合労働相談窓口の運営 20,247(20,367)
						(1) 通信運搬費 2,898(2,990)
						イ 総合労働相談コーナー電話使用料 2,231(2,262)
						(イ) 基本料
						(888) 876台 @1,700 1.05 1/2(雇用) 782(793)
						(ロ) 通話料
						(279,720) 275,940通話 @10 1.05 1/2(雇用) 1,449(1,469)
						ロ 総合労働相談コーナーファックス使用料 667(728)
						(イ) 基本料
						(144) 132台 @1,700 1.05 1/2(雇用) 118(129)
						(ロ) 通話料
						(114,000) 104,500通話 @10 1.05 1/2(雇用) 549(599)
						(2) 光熱水料
						イ 総合労働相談コーナー(庁外)事務室光熱水料 1,189(1,297)
						(3) 雑役費

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							イ 総合労働相談コーナー(庁外)事務室共益費 2,267(3,393)
							(4) 借料及び損料
							イ 総合労働相談コーナーコピーファックス借料 (144) 132台 @17,500 1.05 1/2(雇用) 1,213(1,323)
							(5) 保険料
							イ 総合労働相談員雇用保険料 (1,256,494) 1,413,970千円 15.5/1,000 1/2(雇用) 10,958(9,738)
							(6) 職員厚生経費
							(759) 809人 @3,637 1.05 1/2(雇用) 1,545(1,449)
							(7) 原状回復費
							イ 原状回復費 50㎡ @7,091 1/2(雇用) 177(177)
							2 都道府県労働局長による紛争解決の援助
							(1) 通信運搬費 18(17)
							イ 事情聴取通知状送料 (173) 182通 @80 1/2(雇用) 7(7)
							ロ 参与会開催通知送料 (259) 274枚 @80 1/2(雇用) 11(10)
							計 26,135(26,256)
	06081- 123-09-5010 土地建物借料	27,900	26,000			1,900	(労働局)
	06081- 125-14-7193 個別労働紛争対策事業委託費	24,152	24,152			0	(本省)
	021 統括情報窓口の整備と関係機関のネットワーク化	5,444	5,526			82	(1) 個別労働紛争の自主的解決の援助 (説明資料 頁)
	06081- 122-08-2010 職員旅費	659	657			2	(労働局)
							1 巡回指導旅費 (384) 383所 @3,430 1回 1/2(雇用) 657(659)
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	1,302	1,387			85	(労働局)
							1 総合労働相談員研修旅費 (759) 809人 @3,430 1回 1/2(雇用) 1,387(1,302)
	06081- 123-09-1010 庁費	3,483	3,482			1	(労働局) 3,482(3,483)

要求 番号	事 項	前 予 算 年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						1 印刷製本費 (1) 業務参考資料 (11,360) 11,350部 @324 1.05 1/2(雇用) 1,931(1,932) 2 通信運搬費 186(186) (1) 協議会開催通知送料 11所 @80 47局 8回 1/2(雇用) 165(165) (2) 研修会開催通知送料 11所 @80 47局 1回 1/2(雇用) 21(21) 3 借料及び損料 1,365(1,365) (1) 協議会会場借料 47局 @17,900 8回 1.05 0.058 1/2(雇用) 205(205) (2) 研修会会場借料 47局 @47,000 1回 1.05 1/2(雇用) 1,160(1,160)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考				
	860 業務取扱費	45,133,720	45,390,924		257,204	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
						予 算 額	50,473,719	52,230,006	49,488,473	(49,484,150) (46,825,277)
						決 算 額	46,868,571	46,161,038	45,309,529	46,426,557 42,779,604
16	01-06 業務取扱いに必要な経費	35,690,460	34,539,724		1,150,736					
	001 労災保険行政機構充実強化費	28,341,501	27,691,363		650,138	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
						予 算 額	28,904,716	28,878,912	29,414,270	(28,947,588) (28,207,144) (28,207,144)
						(計画の概要) 業務災害及び通勤災害を被った被災労働者等へ迅速かつ適切な補償を行うために事務処理体制の確保に必要な経費である。				
	001 既定定員に伴う経費					既定定員3,332人に対する必要経費である。				
	01 人件費	28,043,820	27,546,485		497,335					
	06081- 111-02-0000 職員基本給	13,782,890	13,763,297		19,593					
	02-0100 職員俸給	12,414,883	12,391,520		23,363	既定分				
	02-0200 扶養手当	405,030	407,838		2,808	既定分				
	02-0300 地域手当	962,977	963,939		962	既定分				
	06081- 111-03-0000 職員諸手当	6,145,450	5,927,054		218,396					
	03-0100 管理職手当	271,521	271,521		0	既定分				
	03-0300 通勤手当	519,883	520,978		1,095	既定分				
	03-0400 特殊勤務手当	2,923	2,923		0	既定分				
	03-0500 特地勤務手当	3,999	3,980		19	既定分				
	03-0700 期末手当	3,347,955	3,181,204		166,751	既定分				
	03-0800 勤勉手当	1,708,645	1,655,927		52,718	既定分				
	03-1000 寒冷地手当	28,260	28,260		0	既定分				
	03-1100 住居手当	148,619	148,619		0	既定分				
	03-1200 単身赴任手当	31,404	31,404		0	既定分				
	03-1300 管理職員特別勤務手当	56	56		0	既定分				
	03-1700 広域異動手当	50,124	49,886		238					
	03-1900 本府省業務調整手当	32,061	32,296		235	既定分				
	06081- 111-04-0100 超過勤務手当	1,006,110	1,011,665		5,555	1 時間外手当			977,185(971,708)	
						2 特別分			34,480(34,402)	
						計			1,011,665(1,006,110)	
	06081- 111-05-1200 休職者給与	70,010	68,099		1,911	既定分				
	06081- 111-05-1360 短時間勤務職員給与	162,042	162,118		76					

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	05-0100 再任用短時間勤務職員給与	154,341	154,710		369	
	05-0200 任期付短時間勤務職員給与	7,701	7,408		293	
	06081- 151-05-1400 公務災害補償費	62,322	62,184		138	既定分
	06081- 111-05-1500 退職手当	2,030,345	1,819,645		210,700	1 一般分 314,013(307,704)
						2 定年分 1,207,819(1,449,484)
						3 特別分 297,813(273,157)
						計 1,819,645(2,030,345)
	06081- 115-16-7500 国家公務員共済組合負担金	4,784,651	4,732,423		52,228	1 長期負担金 2,554,522(2,519,198)
						2 短期負担金 774,013(785,927)
						3 事務費負担金 16,164(14,280)
						4 介護負担金 62,072(63,255)
						5 整理資源 1,325,652(1,401,991)
						計 4,732,423(4,784,651)
	006 増員要求に伴う経費	0	623,906		623,906	(説明資料 頁)
	01 人件費	0	623,760		623,760	
	06081- 111-02-0000 職員基本給	0	85,820		85,820	
	02-0100 職員俸給	0	67,737		67,737	(本省) 5級 1人 @289,200 6月 1,736(0)
						(労働局) 4級 2人 @261,900 6月 3,143(0)
						(労働局) 3級 12人 @222,900 6月 16,049(0)
						(監督署) 3級 35人 @222,900 6月 46,809(0)
						計 67,737(0)
	02-0200 扶養手当	0	5,889		5,889	(本省) 5級 1人 @26,000 6月 156(0)
						(労働局) 4級 2人 @19,500 6月 234(0)
						(労働局) 3級 12人 @19,500 6月 1,404(0)
						(監督署) 3級 35人 @19,500 6月 4,095(0)
						計 5,889(0)
	02-0300 地域手当	0	12,194		12,194	(本省) 5級 1人 @52,056 6月 313(0)
						(労働局) 4級 2人 @47,142 6月 566(0)
						(労働局) 3級 12人 @40,122 6月 2,889(0)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(監督署) 3級 35人 @40,122 6月 8,426(0)
							計 12,194(0)
	06081- 111-03-0000 職員諸手当	0	17,782			17,782	
	03-0300 通勤手当	0	2,490			2,490	(本省) 1人 @8,296 6月 50(0)
							(労働局) 14人 @8,296 6月 697(0)
							(監督署) 35人 @8,296 6月 1,743(0)
							計 2,490(0)
	03-0700 期末手当	0	5,902			5,902	(本省) 5級 1人 @367,256 0.4125 152(0)
							[職員俸給 289,200 + 扶養手当 26,000 + 地域手当 52,056 = 367,256]
							(労働局) 4級 2人 @328,542 0.4125 272(0)
							[職員俸給 261,900 + 扶養手当 19,500 + 地域手当 47,142 = 328,542]
							(労働局) 3級 12人 @282,552 0.4125 1,399(0)
							[職員俸給 222,900 + 扶養手当 19,500 + 地域手当 40,122 = 282,522]
							(監督署) 3級 35人 @282,522 0.4125 4,079(0)
							[職員俸給 222,900 + 扶養手当 19,500 + 地域手当 40,122 = 282,522]
							計 5,902(0)
	03-0800 勤勉手当	0	2,701			2,701	(本省) 5級 1人 @341,256 0.2025 70(0)
							[職員俸給 289,200 + 地域手当 52,056 = 341,256]
							(労働局) 4級 2人 @309,042 0.2025 126(0)
							[職員俸給 261,900 + 地域手当 47,142 = 309,042]
							(労働局) 3級 12人 @263,022 0.2025 640(0)
							[職員俸給 222,900 + 地域手当 40,122 = 263,022]
							(監督署) 3級 35人 @263,022 0.2025 1,865(0)
							[職員俸給 222,900 + 地域手当 40,122 = 263,022]
							計 2,701(0)
	03-1000 寒冷地手当	0	6,464			6,464	

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		對 前 年 度 比 較 增 減	備 考
						(勞働局) 1級地 14人 @26,380 5月 1,847(0)
						(監督署) 1級地 35人 @26,380 5月 4,617(0)
						計 6,464(0)
	03-1900 本府省業務調整手当	0	225		225	(本省) 5級 1人 @37,400 6月 225(0)
	06081- 111-04-0100 超過勤務手当	0	6,625		6,625	(本省) 5級 1人 @2,540.37 37H 6月 42/44 40/42 38.75/40 497(0)
						(勞働局) 4級 2人 @2,300.56 12H 6月 42/44 40/42 38.75/40 292(0)
						(勞働局) 3級 12人 @1,957.98 12H 6月 42/44 40/42 38.75/40 1,490(0)
						(監督署) 3級 35人 @1,957.98 12H 6月 42/44 40/42 38.75/40 4,346(0)
						計 6,625(0)
	06081- 111-05-1360 短時間勤務職員給与					
	05-0100 再任用短時間勤務職員給与	0	502,017		502,017	
	06081- 115-16-7500 国家公務員共済組合負担金	0	11,516		11,516	1. 長期負担金 7,779(0)
						(1) 事業主負担 (給与) 6,602(0)
						(本省) 5級 1人 @289,200 6月 1.25 77.940/1000 170(0)
						(勞働局) 4級 2人 @261,900 6月 1.25 77.940/1000 307(0)
						(勞働局) 3級 12人 @222,900 6月 1.25 77.940/1000 1,564(0)
						(監督署) 3級 35人 @222,900 6月 1.25 77.940/1000 4,561(0)
						(2) 事業主負担 (賞与) 1,177(0)
						(本省) 5級 222千円 77.940/1000 18(0)
						[期末152千円 + 勤勉70千円 = 222千円]
						(勞働局) 4級 662千円 77.940/1000 52(0)
						[期末272千円 + 勤勉126千円 + 寒冷地264千円 = 662千円]
						(勞働局) 3級 3,622千円 77.940/1000 283(0)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						[期末1,399千円 + 勤勉640千円 + 寒冷地1,583千円 = 3,622千円]
						(監督署) 3級 10,561千円 77.940/1000 824(0)
						[期末4,079千円 + 勤勉1,865千円 + 寒冷地4,617千円 = 10,561千円]
						2. 短期負担金 3,698(0)
						(1) 事業主負担 (給与) 3,137(0)
						(本省) 5級
						1人 @289,200 6月 1.25 37.03/1000 81(0)
						(労働局) 4級
						2人 @261,900 6月 1.25 37.03/1000 146(0)
						(労働局) 3級
						12人 @222,900 6月 1.25 37.03/1000 743(0)
						(監督署) 3級
						35人 @222,900 6月 1.25 37.03/1000 2,167(0)
						(2) 事業主負担 (賞与) 561(0)
						(本省) 5級 222千円 37.030/1000 9(0)
						[期末152千円 + 勤勉70千円 = 222千円]
						(労働局) 4級 662千円 37.030/1000 25(0)
						[期末272千円 + 勤勉126千円 + 寒冷地264千円 = 662千円]
						(労働局) 3級 3,622千円 37.030/1000 135(0)
						[期末1,399千円 + 勤勉640千円 + 寒冷地1,583千円 = 3,622千円]
						(監督署) 3級 10,561千円 37.030/1000 392(0)
						[期末4,079千円 + 勤勉1,865千円 + 寒冷地4,617千円 = 10,561千円]
						3. 事務費負担金 (短期事務費) 39(0)
						(本省)
						1人 @1,447.00 6/12月 1.05 1(0)
						(労働局)
						14人 @1,447.00 6/12月 1.05 11(0)
						(監督署)
						35人 @1,447.00 6/12月 1.05 27(0)
						計 11,516(0)
06	健康診断経費		146		146	1 職員厚生経費 146(0)
06081-	123-09-1010 庁費	0	146		146	

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考					
						(本省)					
						1人	@5,534	6/12月	1.05	3(0)
						(労働局)					
						14人	@5,534	6/12月	1.05	41(0)
						(監督署)					
						35人	@5,534	6/12月	1.05	102(0)
	011 定員合理化に伴う経費	0	817,486		817,486						
	01 人件費	0	816,841		816,841						
	06081- 111-02-0000 職員基本給	0	508,945		508,945						
	02-0100 職員俸給	0	411,478		411,478						
						(本省) 1級		-1人 @188,800	12月	2,266(0)
						(労働局) 3級		-100人 @317,100	12月	380,520(0)
						(監督署) 2級		-10人 @239,100	12月	28,692(0)
						計				411,478(0)
	02-0200 扶養手当	0	23,400		23,400	(労働局) 3級		-100人 @19,500	12月	23,400(0)
	02-0300 地域手当	0	74,067		74,067	(本省) 1級		-1人 @33,984	12月	408(0)
						(労働局) 3級		-100人 @57,078	12月	68,494(0)
						(監督署) 2級		-10人 @43,038	12月	5,165(0)
						計				74,067(0)
	06081- 111-03-0000 職員諸手当	0	189,908		189,908						
	03-0300 通勤手当	0	11,051		11,051	(本省)		-1人 @8,296	12月	100(0)
						(労働局)		-100人 @8,296	12月	9,955(0)
						(監督署)		-10人 @8,296	12月	996(0)
						計				11,051(0)
	03-0700 期末手当	0	110,271		110,271	(本省) 1級		-1人 @222,784	2.60	579(0)
						[職員俸給188,800 + 地域手当33,984 = 222,784]					
						(労働局) 3級		-100人 @393,678	2.60	102,356(0)
						[職員俸給317,100 + 扶養手当19,500 + 地域手当57,078 = 393,678]					
						(監督署) 2級		-10人 @282,138	2.60	7,336(0)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							[職員俸給239,100 + 地域手当43,038 = 282,138]
	03-0800 勤 勉 手 当	0	54,624			54,624	計 110,271(0)
							(本省) 1級 -1人 @222,784 1.35 301(0)
							[職員俸給188,800 + 地域手当33,984 = 222,784]
							(労働局) 3級 -100人 @374,178 1.35 50,514(0)
							[職員俸給317,100 + 地域手当57,078 = 374,178]
							(監督署) 2級 -10人 @282,138 1.35 3,809(0)
							[職員俸給239,100 + 地域手当43,038 = 282,138]
	03-1000 寒 冷 地 手 当	0	13,919			13,919	計 54,624(0)
							(労働局) -100人 @26,380 5月 13,190(0)
							(監督署) -10人 @14,580 5月 729(0)
	03-1900 本 府 省 業 務 調 整 手 当	0	43			43	計 13,919(0)
06081- 111-04-0100	超 過 勤 務 手 当	0	38,636			38,636	(本省) 1級 -1人 @3,600 12月 43(0)
							-1人 @1,658.44 37H 12月 42/44 40/42 38.75/40
							(労働局) 3級 35,324(0)
							-100人 @2,785.44 12H 12月 42/44 40/42 38.75/40
							(監督署) 2級 2,664(0)
							-10人 @2,100.28 12H 12月 42/44 40/42 38.75/40
06081- 115-16-7500	国 家 公 務 員 共 済 組 合 負 担 金	0	79,352			79,352	計 38,636(0)
							1. 長期負担金 53,515(0)
							(1) 事業主負担(給与) 39,710(0)
							(本省) 1級
							-1人 @188,800 12月 1.25 77.203/1000 219(0)
							(労働局) 3級
							-100人 @317,100 12月 1.25 77.203/1000 36,722(0)
							(監督署) 2級
							-10人 @239,100 12月 1.25 77.203/1000 2,769(0)
							(2) 事業主負担(賞与) 13,805(0)
							(本省) 1級 -880千円 77.203/1000 68(0)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						[期末手当579千円 + 勤勉手当301千円 = 880千円]
						(労働局) 3級 -166,060千円 77.203/1000 12,820(0)
						[期末手当102,356千円 + 勤勉手当50,514千円 + 寒冷地13,190千円 = 166,060千円]
						(監督署) 2級 -11,874千円 77.203/1000 917(0)
						[期末手当7,336千円 + 勤勉手当3,809千円 + 寒冷地729千円 = 11,874千円]
						2. 短期負担金 25,668(0)
						(1) 事業主負担(給与) 19,046(0)
						(本省) 1級
						-1人 @188,800 12月 1.25 37.03/1000 105(0)
						(労働局) 3級
						-100人 @317,100 12月 1.25 37.03/1000 17,613(0)
						(監督署) 2級
						-10人 @239,100 12月 1.25 37.03/1000 1,328(0)
						(2) 事業主負担(賞与) 6,622(0)
						(本省) 1級 -880千円 37.03/1000 33(0)
						[期末手当579千円 + 勤勉手当301千円 = 880千円]
						(労働局) 3級 -166,060千円 37.03/1000 6,149(0)
						[期末手当102,356千円 + 勤勉手当50,514千円 + 寒冷地13,190千円 = 166,060千円]
						(監督署) 2級 -11,874千円 37.03/1000 440(0)
						[期末手当7,336千円 + 勤勉手当3,809千円 + 寒冷地729千円 = 11,874千円]
						3. 事務費負担金(短期事務費) 169(0)
						(本省)
						-1人 @1,447.00 12/12月 1.05 2(0)
						(労働局)
						-100人 @1,447.00 12/12月 1.05 152(0)
						(監督署)
						-10人 @1,447.00 12/12月 1.05 15(0)
						計 79,352(0)
06	健康診断経費					
06081-	123-09-1010 庁費	0	645		645	1 職員厚生経費 645(0)

要求 番号	事 項	前 予 算	度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考						
							(本省)						
							-1人	@5,534	12/12月	1.05	6(0)	
							(労働局)						
							-100人	@5,534	12/12月	1.05	581(0)	
							(監督署)						
							-10人	@5,534	12/12月	1.05	58(0)	
	016 振替定員に伴う経費												
	01 人件費	0		13,575		13,575							
	06081- 111-02-0000 職員基本給	0		6,166		6,166							
	02-0100 職員俸給	0		2,952		2,952							
							(本省)	3級(専ス)	2人	@538,000	12月	12,912(0)
							(本省)	3級	2人	@290,100	12月	6,963(0)
							(本省)	2級	3人	@220,300	12月	7,931(0)
							(本省)	6級	-2人	@415,000	12月	9,960(0)
							(監督署)	3級	-2人	@290,100	12月	6,963(0)
							(監督署)	2級	-3人	@220,300	12月	7,931(0)
							計				2,952(0)	
	02-0200 扶養手当	0		0		0							
							(本省)	3級(専ス)	2人	@26,000	12月	624(0)
							(本省)	3級	2人	@19,500	12月	468(0)
							(本省)	6級	-2人	@26,000	12月	624(0)
							(監督署)	3級	-2人	@19,500	12月	468(0)
							計				0(0)	
	02-0300 地域手当	0		3,214		3,214							
							(本省)	3級(専ス)	2人	@96,840	12月	2,325(0)
							(本省)	3級	2人	@52,218	12月	1,254(0)
							(本省)	2級	3人	@39,654	12月	1,428(0)
							(本省)	6級	-2人	@74,700	12月	1,793(0)
							計				3,214(0)	
	06081- 111-03-0000 職員諸手当	0		2,820		2,820							
	03-0300 通勤手当	0		0		0					0(0)	
	03-0700 期末手当	0		1,336		1,336							

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					(本省) 3級(専ス) 2人 @660,840 2.60 3,437(0) [職員俸給 538,000 + 扶養手当 26,000 + 地域手当 96,840 = 660,840]
					(本省) 3級 2人 @361,818 2.60 1,882(0) [職員俸給 290,100 + 扶養手当 19,500 + 地域手当 52,218 = 361,818]
					(本省) 2級 3人 @259,954 2.60 2,028(0) [職員俸給 222,300 + 地域手当 39,654 = 259,954]
					(本省) 6級 -2人 @515,700 2.60 2,682(0) [職員俸給 415,000 + 扶養手当 26,000 + 地域手当 74,700 = 515,700]
					(監督署) 3級 -2人 @309,600 2.60 1,610(0) [職員俸給 290,100 + 扶養手当 19,500 = 309,600]
					(監督署) 2級 -3人 @220,300 2.60 1,719(0) [職員俸給 220,300]
					計 1,336(0)
	03-0800 勤 勉 手 当	0	693	693	(本省) 3級(専ス) 2人 @634,840 1.35 1,715(0) [職員俸給 538,000 + 地域手当 96,840 = 634,840]
					(本省) 3級 2人 @342,318 1.35 925(0) [職員俸給 290,100 + 地域手当 52,218 = 342,318]
					(本省) 2級 3人 @259,954 1.35 1,053(0) [職員俸給 222,300 + 地域手当 39,654 = 259,954]
					(本省) 6級 -2人 @489,700 1.35 1,323(0) [職員俸給 415,000 + 地域手当 74,700 = 489,700]
					(監督署) 3級 -2人 @290,100 1.35 784(0) [職員俸給 290,100]
					(監督署) 2級 -3人 @220,300 1.35 893(0)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						[職員俸給 220,300]
	03-1800 専門スタッフ 職調整手当	0	1,292		1,292	計 693(0) (本省) 3級(専ス) 2人 @53,800 12月 1,292(0)
	03-1900 本府省業務調 整手当	0	501		501	[職員俸給 538,000 × 10/100 = 53,800] (本省) 3級 2人 @11,700 12月 281(0) (本省) 2級 3人 @4,400 12月 159(0) (本省) 6級 -2人 @39,200 12月 941(0) 計 501(0)
	06081- 111-04-0100 超過勤務手当	0	3,937		3,937	(本省) 3級(専ス) 3,696(0) 2人 @4,725.86 37H 12月 42/44 40/42 38.75/40 (本省) 3級 1,993(0) 2人 @2,548.27 37H 12月 42/44 40/42 38.75/40 (本省) 2級 2,271(0) 3人 @1,935.14 37H 12月 42/44 40/42 38.75/40 (本省) 6級 2,851(0) -2人 @3,645.41 37H 12月 42/44 40/42 38.75/40 (監督署) 3級 548(0) -2人 @2,159.55 12H 12月 42/44 40/42 38.75/40 (監督署) 3級 624(0) -3人 @1,639.95 12H 12月 42/44 40/42 38.75/40 計 3,937(0)
	06081- 115-16-7500 国家公務員共済 組合負担金	0	652		652	1. 長期負担金 441(0) (1) 事業主負担(給与) 285(0) (本省) 3級(専ス) 1,247(0) 2人 @538,000 12月 1.25 77.203/1000 (本省) 3級 672(0) 2人 @290,100 12月 1.25 77.203/1000 (本省) 2級 766(0) 3人 @220,300 12月 1.25 77.203/1000 (本省) 6級 962(0) -2人 @415,000 12月 1.25 77.203/1000 (監督署) 3級 672(0) -2人 @290,100 12月 1.25 77.203/1000

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					(監督署) 2 級 -3人 @220,300 12月 1.25 77.203/1000 766(0)
					(2) 事業主負担 (賞与) 156(0)
					(本省) 3 級 (専ス) 5,152千円 77.203/1000 398(0) [期末3,437千円 + 勤勉1,715千円 = 5,152千円]
					(本省) 3 級 2,807千円 77.203/1000 217(0) [期末1,882千円 + 勤勉925千円 = 2,807千円]
					(本省) 2 級 3,081千円 77.203/1000 238(0) [期末2,028千円 + 勤勉1,053千円 = 3,081千円]
					(本省) 6 級 -4,005千円 77.203/1000 310(0) [期末2,682千円 + 勤勉1,323千円 = 4,005千円]
					(監督署) 3 級 -2,394千円 77.203/1000 185(0) [期末1,610千円 + 勤勉784千円 = 2,394千円]
					(監督署) 2 級 -2,612千円 77.203/1000 202(0) [期末1,719千円 + 勤勉893千円 = 2,612千円]
					2 . 短期負担金 211(0)
					(1) 事業主負担 (給与) 136(0)
					(本省) 3 級 (専ス) 2人 @538,000 12月 1.25 37.03/1000 598(0)
					(本省) 3 級 2人 @290,100 12月 1.25 37.03/1000 323(0)
					(本省) 2 級 3人 @220,300 12月 1.25 37.03/1000 368(0)
					(本省) 6 級 -2人 @415,000 12月 1.25 37.03/1000 462(0)
					(監督署) 3 級 -2人 @290,100 12月 1.25 37.03/1000 323(0)
					(監督署) 2 級 -3人 @220,300 12月 1.25 37.03/1000 368(0)
					(2) 事業主負担 (賞与) 75(0)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(本省) 3級(専ス) 5,152千円 37.03/1000 191(0) [期末3,437千円 + 勤勉1,715千円 = 5,152千円]
						(本省) 3級 2,807千円 37.03/1000 104(0) [期末1,882千円 + 勤勉925千円 = 2,807千円]
						(本省) 2級 3,081千円 37.03/1000 115(0) [期末2,028千円 + 勤勉1,053千円 = 3,081千円]
						(本省) 6級 -4,005千円 37.03/1000 149(0) [期末2,682千円 + 勤勉1,323千円 = 4,005千円]
						(監督署) 3級 -2,394千円 37.03/1000 89(0) [期末1,610千円 + 勤勉784千円 = 2,394千円]
						(監督署) 2級 -2,612千円 37.03/1000 97(0) [期末1,719千円 + 勤勉893千円 = 2,612千円]
						計 652(0)
06	健康診断経費					
06081-	123-09-1010 庁費	0	0	0		1 職員厚生経費 0(0)
021	共通経費	297,681	324,883	27,202		
06089-	111-05-2000 児童手当	16,925	0	16,925		
06089-	111-05-2100 子ども手当	221,611	265,933	44,322		
06081-	122-08-3010 赴任旅費	59,145	58,950	195		
005	労災勘定共通経費					17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 3,374,189 3,307,134 3,146,853 (3,145,610) (3,433,528) (計画の概要) 労災勘定に係る一般行政に必要な経費である。 (説明資料 頁)
06081-	123-09-1010 庁費	3,319,995	3,265,543	54,452		(本省) 395,955(440,263) 1 備品費 109,874(136,399) 2 消耗品費 117,018(118,912) 3 被服費 31,750(31,750) 4 印刷製本費 2,384(2,649)

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						5 通信運搬費 49,354(49,363)
						6 借料及び損料 11,532(15,580)
						7 賃金 21,760(21,780)
						(1) 事務補助職員 20,072(20,074)
						(2) 事務補助職員(大臣官房地方課分) 1,688(1,706)
						8 保険料 3,121(3,084)
						(1) 事務補助職員 2,878(2,843)
						(2) 事務補助職員(大臣官房地方課分) 243(241)
						9 児童手当拠出金 28(28)
						(1) 事務補助職員 26(26)
						(2) 事務補助職員(大臣官房地方課分) 2(2)
						10 雑役務費 48,284(60,046)
						11 職員厚生経費 850(672)
						(1) 事務補助職員 848(670)
						(2) 事務補助職員(大臣官房地方課分) 2(2)
						(労働局) 1,412,549(1,412,365)
						1 備品費 210,411(210,411)
						2 消耗品費 331,830(331,830)
						3 印刷製本費 38,404(38,404)
						4 通信運搬費 296,224(296,224)
						5 借料及び損料 1,614(1,614)
						6 会議費 1,394(1,394)
						7 賃金 49,533(49,533)
						8 保険料 7,102(7,015)
						9 児童手当拠出金 64(64)
						10 雑役務費 464,899(464,899)
						11 燃料費 4,050(4,050)
						12 職員厚生経費 7,024(6,927)
						(監督署) 1,457,039(1,467,367)
						1 備品費 101,115(111,708)
						2 消耗品費 141,882(154,722)
						3 通信運搬費 262,899(280,875)
						4 借料及び損料 7,704(7,704)
						5 会議費 2,247(2,247)
						6 保険料 94,273(21,974)
						7 児童手当拠出金 854(201)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							8 雑役務費 816,462(859,220) 9 燃料費 16,974(16,974) 10 職員厚生経費 12,629(11,742) 計 3,265,543(3,319,995)
	010 労災保険部会経費	4,603	4,603			0	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 6,433 5,995 5,896 (5,632) (4,811) (5,632 4,811)
							(計画の概要) 労働政策審議会令に基づき、労働条件分科会の下に設置される労災保険部会の開催に必要な経費である。 根拠法令 労働政策審議会令(平成12年政令第284号)第7条 開催回数 年12回 構成 委員18人(公・労・使各6人)
	06081- 111-05-0200 委員手当	2,851	2,851			0	1 会長 1人 12回 @21,000 252(252) 2 臨時委員 17人 12回 @18,200 0.7 2,599(2,599) 計 2,851(2,851)
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	379	379			0	部会出席旅費 2人 12回 @39,500 0.4 379(379) [会長1人+臨委17人*0.7 (出席率)*0.1 (要旅費率)=2人]
	06081- 123-09-1010 庁費	1,373	1,373			0	1 印刷製本費 会議資料 31部 12回 @1,797 1.05 702(702) [会長1人+臨委17人+本省13人=31部] 2 通信運搬費 開催通知 18人 12回 @80 17(17) [会長1人+臨委17人=18人] 3 会議費 部会賄費 26人 12回 @150 1.05 49(49) [会長1人+臨委15人*0.7 (出席率)+13人=26人] 4 雑役務費

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						速記料 2時間 12回 @24,000 1.05 605(605)
						計 1,373(1,373)
011	業務運営経費	3,300,935	3,053,670		247,265	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度
						予 算 額 4,930,913 3,414,852 3,239,881 (3,236,872) (3,276,218) 3,236,872 3,276,218
						(計画の概要) 業務運営の適正かつ円滑な実施を期するために必要な経費である。
025	管理維持費	767,372	751,482		15,890	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度
						予 算 額 2,231,079 856,915 (840,837) (840,837) 844,196 (844,196) 797,531 797,531
						(計画の概要) 本省、都道府県労働局における管理維持に必要な経費である。
06081-129-06-0110	諸謝金	28,160	28,498		338	1. 情報公開体制の整備 (1) 情報公開相談員謝金
						47人 (6,657) @6,737 15日 12月 1/2(雇用負担) 28,498(28,160)
06081-122-08-2010	職員旅費	52,989	47,589		5,400	(労働局) 19,142(24,542)
						1. 監督署連絡旅費 642人 @7,385 4,741(4,741)
						2. 本省打合せ旅費 (517) 376人 @38,300 14,401(19,801)
						(監督署) 28,447(28,447)
						1. 労働局連絡旅費 642人 @7,385 4,741(4,741)
						2. 労働局実施研修等出席旅費 2,568人 @7,385 18,965(18,965)
						3. 管内活動旅費 642人 @7,385 4,741(4,741)
						計 47,589(52,989)
06081-122-08-2610	研修旅費	80,038	66,047		13,991	1. 職員研修旅費 66,047(80,038)
						(1) 基礎研修 8,622(9,371)
						・新任労働基準監督官 6,796(6,760)
						・労働行政職員 1,826(2,611)
						(2) 上級研修 8,606(8,528)
						・労働基準監督官 3,914(3,883)
						・労働基準行政職員 4,692(4,645)
						(3) 専門研修 27,013(26,715)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							<ul style="list-style-type: none"> ・労働保険適用徴収 1,860(1,838) ・安全衛生専門(前期) 1,397(1,383) ・安全衛生専門(後期) 1,397(1,383) ・産業安全専門官 1,397(1,383) ・労働衛生専門官 931(922) ・放射線管理(基礎) 1,116(1,102) ・放射線管理(上級) 530(523) ・労災補償保険審査 2,232(2,205) ・労災補償訟務 1,302(1,286) ・労災保険給付 10,275(10,168) ・労災診療費審査 1,488(1,470) ・労災保険償救債権 1,116(1,102) ・検査業務 670(664) ・新任労働保険適用徴収業務担当者 1,302(1,286) (4)管理監督者研修 8,094(8,001) <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督署長 744(735) ・労働基準監督署課長(A) 2,328(2,305) ・労働基準監督署課長(B) 5,022(4,961) (5)機械処理業務研修 13,712(27,423) <ul style="list-style-type: none"> (本省) 4,778(5,185) <ul style="list-style-type: none"> 1 保険料 269(299) <ul style="list-style-type: none"> (1)自動車損害賠償責任保険料 <ul style="list-style-type: none"> ・乗用自動車 1 継続 (3) 1台 @22,470 22(68) (2)チャレンジ雇用 247(231) 健康保険料 1人 (1,627) 1,723千円 46.7 / 1,000 80(76) 厚生年金保険料 平成23年3月~平成23年8月まで <ul style="list-style-type: none"> (1,627) (78.52) 1人 1,723千円 80.29 / 1,000 1 / 2 69(64) 厚生年金保険料 平成23年9月~平成24年2月まで <ul style="list-style-type: none"> (1,627) (80.29) 1人 1,723千円 82.06 / 1,000 1 / 2 71(66) 労働保険料 1人 (1,627) 1,723千円 15.5 / 1,000 27(25) 2 自動車維持費
	06081- 123-09-1010 庁 費	594,917	598,137			3,220	

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					(1) 乗用自動車
					・小型(ハイブリッド車) ⁽³⁾ 1台 @225,000 1.05 236(709)
					・小型(ハイブリッド車)(前年度限りの経費) 0(0)
					3 雑役務費
					(1) 省庁別財務書類作成支援業務経費 2,542(2,542)
					(2) 自動車運転業務委託費(前年度限りの経費) 0(0)
					4 賃金
					(1) チャレンジ雇用
					1人 21日 12月 ^(6,457) @6,840 1,724(1,628)
					5 児童手当拠出金
					(1) チャレンジ雇用 1人 ^(1,627) 1,724千円 1.3 / 1,000 3(3)
					6 職員厚生経費
					(1) チャレンジ雇用 1人 ^(3,637) 3,472 1.05 4(4)
					(労働局) 169,144(170,107)
					1 通信運搬費
					(1) 新庁舎等移転料
					・合同庁舎 1局 1/4(一般1/2、雇用1/4) 5,348(3,900)
					2 光熱水料 1/3(雇用1/3,徴収1/3) 145,403(145,403)
					(1) 電気料 113,248(113,248)
					(2) ガス料 15,877(15,877)
					(3) 水道料 16,278(16,278)
					3 保険料 1,444(1,942)
					(1) 情報公開相談員雇用保険料
					^(56,319) 56,996千円 15.5/1,000 1/2(雇用負担) 442(437)
					(2) 自動車損害賠償責任保険料 1,002(1,505)
					・業務用自動車 989(1,492)
					ア 継続 ⁽⁶⁵⁾ 44台 @22,470 989(1,461)
					イ 交換 ⁽¹⁾ 0台 @30,910 0(31)
					・その他の自動車

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							ア 継続 1台 @12,250 13(13)
							4 自動車交換差金
							(1) 業務用自動車
							・低排出車 (1) 0台 @1,350,000 0(1,350)
							5 自動車維持費 16,949(17,512)
							(1) 業務用自動車 16,808(17,371)
							・大型(ハイブリッド車) 5台 @199,000 1.05 1,045(1,045)
							・小型(ハイブリッド車) 18台 @164,000 1.05 3,100(3,100)
							・小型(低排出車) (94) 90台 @134,000 1.05 12,663(13,226)
							(2) その他の自動車
							・貨物 1台 @134,000 1.05 141(141)
							(監督署) 424,215(419,625)
							1 通信運搬費
							(1) 新営庁舎等移転料 4,725(2,215)
							2 光熱水料 315,417(315,417)
							(1) 電気料 247,879(247,879)
							(2) ガス料 35,278(35,278)
							(3) 水道料 32,260(32,260)
							3 保険料 7,637(6,907)
							(1) 自動車損害賠償責任保険料(業務用自動車) 6,983(6,278)
							・継続 (278) 308台 @22,470 6,921(6,247)
							・交換 (1) 2台 @30,910 62(31)
							(2) 自動車損害賠償責任保険料(業務用自動車(軽自動車))
							・継続 (1) 2台 @18,980 38(19)
							(3) その他の自動車
							・継続(貨物) 4台 @12,250 49(49)
							・更新(貨物) 0台 @19,290 0(0)
							(4) チャレンジ雇用 567(561)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					健康保険料 3人 1,320千円 46.7 / 1,000 185(185)
					厚生年金保険料 平成23年3月~平成23年8月まで
					3人 1,320千円 (78.52) 80.29 / 1,000 1 / 2 159(156)
					厚生年金保険料 平成23年9月~平成24年2月まで
					3人 1,320千円 (80.29) 82.06 / 1,000 1 / 2 162(159)
					労働保険料 3人 1,320千円 15.5 / 1,000 61(61)
					4 自動車交換差金
					(1) 業務用自動車
					・小型 (1) 2台 @1,350,000 2,700(1,350)
					・ハイブリッド 0台 @2,100,000 0(0)
					(2) その他の自動車 0台 @1,350,000 0(0)
					5 自動車維持費 89,760(89,760)
					(1) 業務用自動車 89,197(89,197)
					・小型 584台 @134,000 1.05 82,169(82,169)
					・小型(ハイブリッド車) 39台 @164,000 1.05 6,716(6,716)
					・軽自動車 3台 @99,000 1.05 312(312)
					(2) その他の自動車
					・貨物 4台 @134,000 1.05 563(563)
					6 賃金
					(1) チャレンジ雇用 3人 20日 12月 @5,500 3,960(3,960)
					7 児童手当拠出金
					(1) チャレンジ雇用 3人 1,320千円 1.3 / 1,000 5(5)
					8 職員厚生経費
					(1) チャレンジ雇用 (3,637) 3人 @3,472 1.05 11(11)
					計 598,137(594,917)
06081-	123-09-1040 情報処理業務庁費	1,741	1,596	145	1 職員の健康診断・健康相談等データ管理経費(本省)
06199-	133-09-9030 自動車重量税	9,527	9,615	88	(本省)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(1) 乗用自動車 ・ 継続 (小型 1.0 ~ 1.5 t) (3) 1台 @30,000 30(90) (労働局) 1,243(1,923) (1) 業務用自動車 1,235(1,915) ・ 継続 (普通) (4) 1台 @40,000 40(160) ・ 継続 (小型 1.0 ~ 1.5 t) (49) 29台 @30,000 870(1,470) ・ 継続 (小型 0.5 ~ 1.0 t) (12) 14台 @20,000 280(240) ・ 交換 (小型 1.0 ~ 1.5 t) (1) 0台 @45,000 0(45) ・ 予備 (0) 1台 @45,000 (56,700) @45,000 45(0) (2) その他の自動車 ・ 継続 (貨物 1.0 ~ 2.0 t) 1台 @7,600 8(8) (監督署) 8,342(7,514) (1) 業務用自動車 8,311(7,483) ・ 継続 (小型 1.0 ~ 1.5 t) (187) 206台 @30,000 6,180(5,610) ・ 交換 (小型 1.0 ~ 1.5 t) 1台 @45,000 45(45) ・ 継続 (小型 0.5 ~ 1.0 t) (91) 102台 @20,000 2,040(1,820) ・ 交換 (小型 0.5 t ~ 1.0 t) (0) 1台 @30,000 30(0) ・ 継続 (軽自動車) (1) 2台 @7,600 16(8) (2) その他の自動車 ・ 継続 (貨物) 4台 @7,600 31(31)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						・交換(貨物) 0台 @15,200 0(0)
						計 9,615(9,527)
						17年度 18年度 19年度 20年度 21年度
026	中央合同庁舎第5号館維持管理等経費	26,841	26,283		558	予 算 額 45,438 28,012 (30,453) (30,453) 28,788 (28,788) 25,360 25,360
						(計画の概要) 中央合同庁舎第5号館の維持管理に必要な経費である。
06081-123-09-1010	庁 費	26,391	25,837		554	1 光熱水料 7,183(7,643) (1)電気料 5,294(5,627) (2)水道料(上) 542(612) (3)水道料(下) 366(405) (4)ガス料 981(999) 2 雑役務費 17,707(17,357) (1)清掃料等(国庫債務負担行為3年計画初年次) 2,178(2,530) (2)各種保守料等 6,832(6,235) (国庫債務負担行為3年計画初年次) 5,483(0) (単年度分) 1,349(6,235) (3)機械設備運営等経費(国庫債務負担行為3年計画初年次) 3,348(3,207) (4)警備業務委託経費(国庫債務負担行為計画3年計画初年次) 5,187(5,222) (5)CATV回線経費 48(48) (6)来庁者管理サービス(国庫債務負担行為3年計画初年次) 114(115) 3 物品消耗品費 468(1,082) (1)備品費 162(0) (2)消耗品費 306(1,082) 4 賃金等 89(91) (1)賃金 78(80) (2)保険料 11(11) 5 霰が関天然ガス充填所保守・管理経費(国庫債務負担行為3年計画初年次) 214(218) 6 総括管理業務経費(国庫債務負担行為3年計画初年次) 176(0) 計 25,837(26,391)
06081-123-09-1040	情報処理業務庁費	450	446		4	1. 消耗品費 7(7) 2. 雑役務費 (1)入退館管理システム保守(国庫債務負担行為3年計画初年次) 439(443) 計 446(450)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考						
							17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
029	庁舎及び公務員宿舎維持費	1,658,035		1,520,590		137,445	予 算 額	1,979,924	1,924,440	(1,797,700) (1,750,577) (1,750,577)	1,682,841	1,682,841	
							(計画の概要) 本省、都道府県労働局における庁舎、宿舎の維持費に必要な経費である。						
06081- 123-09-1010	庁 費	203,167		152,391		50,776	1 下水道受益者負担金				463(636)	
							(局)				312(220)	
							(署)				151(416)	
							2 旧庁舎解体費及び原状回復費 4署				65,657(86,947)	
							3 合同庁舎配分等に伴う廃止宿舎解体費				25,802(46,566)	
							(本省)						
							(1) 井草宿舎解体費				0(16,069)	
							(地方)				25,802(30,497)	
							(1) C B		(798) 720㎡	(12,930) @12,670	1.05	9,579(10,834)
							(2) W		(3,040) 2,558㎡	(6,160) @6,040	1.05	16,223(19,663)
							4 庁舎・宿舎敷地測量費				32,814(43,796)	
							(1) 庁舎				3,739(4,862)	
							(2) 宿舎				29,075(38,934)	
							敷地面積(大)		(2) 0戸	@1,460,000	1.05	0(3,066)
							敷地面積(小)(200㎡)						
							(56) 45戸	(610,000) @600,000	1.05			28,350(35,868)
							敷地面積(小)(400㎡)						
							1戸	@690,000	1.05		725(0)	
							5 不動産購入及び売却に伴う不動産鑑定経費				27,655(25,222)	
							(1) 購入庁舎分				1,570(4,111)	
							(2) 廃止宿舎分				1,811(21,111)	
							(3) 廃止庁舎分				24,274(0)	
							計				152,391(203,167)	
06081- 123-09-4105	公共施設等維持管理運営費	11,885		41,342		29,457	1. P F I 事業による庁舎維持管理経費				41,342(11,885)	
06081- 123-09-5010	土地建物借料	1,316,903		1,217,376		99,527	1. 都道府県労働局庁舎土地建物借料				678,349(739,223)	
							2. 労働基準監督署庁舎土地建物借料				534,751(572,330)	
							3. 宿舎土地建物借料				4,276(5,350)	
							計				1,217,376(1,316,903)	

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
06081- 123-09-5510	各 所 修 繕	94,278	77,179		17,099	1. 一般修繕 77,179(94,278) (本省) (説明資料 頁) 3,185(5,007) (1) 業務室分 0(1,512) (2) 本省宿舍分 3,185(3,495) (地方) 73,994(89,271) (1) 庁舎分 63,181(76,458) (2) 宿舍分 10,813(12,813)
06029- 135-16-7700	国有資産所在市 町村交付金	31,802	32,302		500	1. 国有資産所在市町村交付金 32,302(31,802)
048	海外労働情報管理費					17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 8,400 8,195 (5,125) (4,971) (4,754) 5,125 4,971 4,754
						(1) 激変する国際情勢を踏まえ、国内の労働政策を立案・実施するとともに労働外交を積極的に展開していくためには、その基礎となる海外の労働情報を広範かつ時宜に即して把握することが不可欠である。 (2) このため、海外定期刊行物等の購読等により、海外の労働情報を迅速・的確に収集・分析・提供する。
06081- 123-09-1010	庁 費	4,754	4,750		4	(本省) 4,750(4,754) 1 消耗品費 海外定期刊行物等購入費 @373,300 1.05 1/2 196(196) (100冊×3,733=373,300円) 2 印刷製本費 1,162(1,282) (1) 厚生労働省海外情勢報告(年報)500頁 (3,800) 570部 @3,400 1.05 1/2 1,017(1,137) (2) 厚生労働省海外情勢報告(月報) 145(145) (内訳) 厚生労働省 300部 出先機関等 10部 関係機関 83部 関係官庁等 21部 調査研究機関等 27部 資料要求用 110部 予 備 計 19部 計 570部 3 通信運搬費 郵送料 @56,296 1/2 28(28) 4 雑役務費 3,364(3,248) (1) 海外定期刊行物等翻訳料 2,594(2,478) 英文和訳 12月 80頁/月 @2,600 1.05 1/2 1,310(1,310) 独文和訳 (30) 12月 33頁/月 @3,090 1.05 1/2 642(584)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
052	労働行政情報化推進費	359,728	355,403		4,325	<p>仏文和訳</p> <p>(30) 12月 33頁/月 @3,090 1.05 1/2 642(584)</p> <p>(2) 翻訳アルバイト賃金(仏語・独語) 2人 77日 @10,000 1/2 770(770)</p> <p>17年度 18年度 19年度 20年度 21年度</p> <p>予 算 額 245,808 234,456 (201,061) (190,312) (337,611) 201,061 190,312 337,611</p> <p>(統計情報部 情報企画室、雇用統計課)</p> <p>(要求要旨) 説明資料 頁</p> <p>これまで「厚生労働省行政情報化推進計画」(平成13年4月策定)や「IT新改革戦略」(平成18年1月策定)等に基づき、各種事務処理の効率化、効果的な遂行を目的に情報資源の整備および情報連携の強化等を実現するための情報処理環境の確保を図ってきたところであり、平成23年度においても引き続き行政の情報化を推進する。</p> <p>平成23年度の概要</p> <p>(1) 厚生労働省ネットワークシステムの整備 厚生労働省LANシステムの整備費(平成21年7月更改)【国債歳出化分】 LAN設備機器の整備費(平成22年4月更改)【国債歳出化分】 ホームページ作成費</p> <p>(2) 申請・届出処理システムの整備 申請・届出処理システム機器借料(平成22年1月更改)【国債歳出化分】 申請・届出処理システム運用費【国債歳出化分】(国債としては新規)</p> <p>(3) 統計業務の電子化の推進 労働統計オンラインシステム機器借料(平成22年1月更改)【国債歳出化分】 労働統計オンラインシステム・プログラム改修費</p> <p>(4) 霞が関WAN利用料</p> <p>(5) 共同利用システム基盤の業務・システム最適化経費(新規)</p> <p>借料及び損料 332,964(330,396)</p> <p>1. 厚生労働省LANシステム機器一式(国庫債務負担行為歳出化分) 308,473(308,473)</p> <p>(1) 本省分 @36,853,968円 12月 1.05 1/2 232,180(232,180)</p> <p>(2) 都道府県労働局・労働基準監督署分 76,293(76,293)</p> <p>基準システム @2,270,587円(600台) 12月 1.05 28,610(28,610)</p> <p>総務システム @3,784,311円 12月 1.05 47,683(47,683)</p> <p>2. LAN設備機器一式(国庫債務負担行為歳出化分) @3,700,000円 12月 1.05 0.3023 1/2 7,047(7,047)</p> <p>3. 申請・届出処理システムの整備(国庫債務負担行為歳出化分) @34,375,000円 12月 1.05 0.023 9,962(9,962)</p>
06081-123-09-1040	情報処理業務庁費	351,067	347,719		3,348	

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					4. 労働統計オンラインシステム一式(国庫債務負担行為歳出化分) @3,900,000円 12月 1.05 1/10 4,914(4,914)
					5. 共同利用システム基盤の業務・システム最適化経費(新規) (1) 個別機能経費(変動費) 2,568(0)
					雑役務費 14,755(20,671)
					1. ホームページ作成費 7,308(13,451)
					(1) ホームページ作成費 (18,000) (1,340) @15,922枚 @780円 1.05 1/2 6,520(12,663)
					(2) 労働経済の分析等入力システム 1,596枚 @940円 1.05 1/2 788(788)
					2. 電子政府関係経費
					(1) 申請・届出処理システムの整備 861(4,556)
					ア システムの運用に必要な経費(国庫債務負担行為歳出化分) 国庫債務負担行為(平成23年4月から平成25年12月までの33ヶ月間) 861(0)
					単位(千円)
					総 額 平成23年度 平成24年度 平成25年度 未実行額 2,371 861 861 649 0
					(ア) システム管理業務 @850,000円 1.0人月 12月 1.05 0.023 246(0)
					(イ) アプリケーション管理業務 @850,000円 1.0人月 12月 1.05 0.023 246(0)
					(ウ) 監視業務 @850,000円 0.5人月 12月 1.05 0.023 123(0)
					(エ) 質疑応答・技術支援業務 @850,000円 0.5人月 12月 1.05 0.023 123(0)
					(オ) 管理費 @850,000円 0.5人月 12月 1.05 0.023 123(0)
					イ 前年度限りの経費 0(4,556)
					・システム改善費 0(3,670)
					・システム運用費 0(538)
					・運用事務費 0(185)
					・ヘルプデスク運用費 0(163)
					3. 労働統計オンラインシステムプログラム改修費 5,123(2,664)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(1) 指数改定(開発)、運用支援費用 (14,610,000) @48,792,000円 1/10 1.05 5,123(1,534)
							(2) 前年度限りの経費 0(1,130)
							・ 第一種追加指定 0(711)
							・ 掲示板 0(419)
							4. 共同利用システム基盤の業務・システム最適化経費(新規)
							(1) 共通機能経費(固定費) 1,463(0)
							計 347,719(351,067)
06081-	123-09-4120 通信専用料	8,661	7,684			977	1. 霰が開WAN利用料等 7,684(8,661)
							(1) 霰が開WAN利用料(回線速度50Mbps、30km圏増加額)
							(4,080,000) @3,606,000円 12月 1.05 32.73% 1/2 7,436(8,413)
							(2) 機器経費(通信機器の二重化)
							@120,000円 12月 1.05 32.73% 1/2 248(248)
053	審査請求処理促進費	48,321	48,328			7	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度
							予 算 額 46,587 44,311 (41,166) (42,171) (48,352) (48,352)
							(要 求 要 旨)
							審査請求事件後決定書等のコンピュータ管理に要する経費である。
06081-	129-06-0110 諸 謝 金	23,490	23,490			0	1 データ要約謝金
							1,350件 2時間 @ 8,700 23,490(23,490)
06081-	123-09-1010 庁 費	24,831	24,838			7	消耗品費 45(45)
							1 プリンタ用紙
							10箱 @ 2,700 1.05 28(28)
							2 プリンタカートリッジ
							1箱 @ 16,380 1.05 17(17)
							通信運搬費
							1 回線使用料 1,808(1,808)
							(1) 3回線 @17,980 12月 1.05 680(680)
							(2) 5回線 @17,900 12月 1.05 1,128(1,128)
							借料及び損料 857(857)
							1 データ検索用機器使用料
							1台 @ 720,000 1.05 756(756)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	055 労働局総務情報システム 関係経費					(2) システム開発経費 0(40,869) (3) 運用経費(国庫債務負担行為4ヵ年計画2年度) 25,224(13,388) 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 0 121,875 (112,147) (186,718) (149,742) 112,147 186,718 149,742
	06081- 123-09-1040 情報処理業務庁 費	138,129	135,753		2,376	(計画の概要) 都道府県労働局における、各種報告業務、通達・事務連絡等の簡素化及び調達事務の電子化を図るための労働局総務情報システムの整備に必要な経費である。 1. 労働局総務情報システムの運用に係る経費 135,753(138,129) (1) 機器使用に係る経費 ア トナーカートリッジ @28,000 94台 12月 1.05 1/2(雇用負担) 16,582(16,581) (2) 端末等移設費 1,606(3,643) イ 端末小規模局(20台) @1,300,000 1ヶ所 1.05 1/2(雇用) 682(682) ロ 端末中規模局(24台) (1,640,000) @1,760,000 1ヶ所 1.05 1/2(雇用) 924(861) ハ 端末大規模局(30台) (2) @2,000,000 0ヶ所 1.05 1/2(雇用) 0(2,100) (3) ハードウェア使用料(保守・運用経費を含む) (国庫債務負担行為5年計画3年次) 99,855(99,855) (4) 統合ネットワーク使用料(回線使用料 23年4月~24年 3月) (36,099,785) 35,418,313 1/2(雇用負担) 17,710(18,050) (国庫債務負担行為4年計画3年次) (5) 次期統合ネットワーク使用料(回線使用料 23年4月~2 4年3月) 0 1/2(雇用負担) 0(0) (国庫債務負担行為5年計画初年次)
	056 A D A M S 運用経費					17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 96,902 96,781 96,781 (94,718) (87,432) 94,718 87,432
	06081- 123-09-1040 情報処理業務庁 費	77,760	77,760		0	(計画の概要) 官庁会計事務データ通信システム(ADAMS)により、厚生労働本省における労働保険特別会計に係る予算執行及び決算事務を行うために必要な経費である。 1 ADAMS 運用経費

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(1) システム保守管理経費(4カ年国債の最終年次) @233,278,000 1/3(雇用・徴収負担) 77,760(77,760)
057	電子入札システム経費				0	(計画の概要) 国内外企業の入札参加機会の拡大、競争性の向上並びに企業の負担軽減と行政事務の簡素合理化を図るため、インターネット技術を活用した電子入札システムの管理・運用に必要な経費。
06081-123-09-1040	情報処理業務庁費	68,649	68,649			1 雑役務費 68,649(68,649) (本省) (1) 電子入札システム運用経費 291,398千円 1/104(平成23年度運用機関) 2,802(2,802) (労働局) [大臣官房地方課] (1) 電子システム運用開始に伴う経費一式 65,847(65,847) 2,802千円(1機関あたり) 47局 1/2(労災負担分) 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 0 35,054 (52,654) (36,249) 52,654 36,249
058	国有財産総合情報管理システム経費				4,095	(計画の概要) 「国有財産関係業務(官庁営繕関係業務を除く。)の業務・システム最適化」(平成18年3月31日CIO会議決定)に基づき、各府省等が共通して行っている国有財産関係の業務の大幅な合理化・効率化を図るための府省共通システムの整備に必要な経費である。
06081-123-09-1010	庁 費	15,689	11,594			1 雑役務費 11,594(15,689) (1) 機器等(その1)[基本部]保守借料(5カ年国庫債務負担行為計画4年次) 2,441(2,441) (2) 機器等(その2)[拡充部]保守借料(4カ年国庫債務負担行為3年次) 1,808(3,753) (3) 機器等(その3)保守借料(4カ年国庫債務負担行為3年次) 1,945(0) (4) 機器等(その4)保守借料(2カ年国庫債務負担行為初年次) 861(0) (5) 運用保守及び改修経費 4,539(9,495)
059	人事・給与等業務の電子化の推進経費				38,444	(計画の概要) 人事・給与業務等の簡素化・合理化、システムの運用等に係る政府全体の経費の最小限化、安全性・信頼性の確保及び個人情報の保護を図る為に必要なシステム開発等の経費である。
06081-123-09-1040	情報処理業務庁費	63,716	25,272			(本省) 16,300(18,856) 1 借料及び損料 2,891(2,903) (1) 電子計算機借料(5カ年国庫債務負担行為計画3年次) 1,228(1,228) (2) 電子計算機借料(5カ年国庫債務負担行為計画2年次) 1,663(1,675)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							2 雑役務費 13,409(15,953) (1) 開発工程管理(2カ年国庫債務負担行為計画最終年次) 296(4,765) (2) 電子計算機保守管理費(5カ年国庫債務負担行為計画3年次) 997(997) (3) 電子計算機保守管理費等(5カ年国庫債務負担行為計画2年次) 2,698(2,495) (4) システム保守経費(4カ年国庫債務負担行為計画初年次) 4,509(0) (5) 研修実施等(単年度分) 2,328(4,469) (6) システム導入関係経費(単年度分) 2,581(3,227) ア 移行工程管理経費 2,195(2,744) イ データ作成関係経費 386(483) (労働局) 1 雑役務費 (1) 人事・給与システムデータ移行経費 8,972(44,860) 計 25,272(63,716)
060	旅費等内部管理業務共通システム開発等経費						
06081-123-09-1040	情報処理業務庁費	1,550	0			1,550	(計画の概要) 「内部管理業務の業務見直し方針」(2003年(平成15年)7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議)に示されている考え方を踏まえつつ、「ITを活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」(2008年5月30日内部管理業務の抜本的効率化検討チーム決定)の基本的な取組方針に基づき、業務処理の統一化・標準化、決裁階層の簡素化、外部委託化、決裁や支払の電子化及び各種入力業務の自動化等を可能とする共通システムの構築に必要な経費である。
							1 借料及び損料 (1) 前年度限りの経費(電子計算機借料) 0(0) 2 雑役務費 (1) 前年度限りの経費(旅費等内部管理業務共通システム開発経費) 0(1,550) 計 0(1,550)
061	政府調達(公共工事を除く)手続きの電子化に向けたシステム開発等経費						
06081-123-09-1040	情報処理業務庁費	7,818	2,240			5,578	(計画の概要) 政府調達(公共事業を除く)手続きの電子化の推進・実現を図るため、電子契約システム、電子入札システム(府省共通)のシステム開発等を行う。なお、開発等に当たっては、平成21年度～平成23年度の3カ年に渡る国庫債務負担行為を活用する。
							1 雑役務費 (1) 電子契約システム開発等経費(3カ年国庫債務負担行為計画初年次) 2,240(7,818)
064	一般競争(指名競争)参加資格審査一元化経費						19年度 20年度 21年度 予 算 額 0 (4,086) (0) 4,086 0

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
06081- 123-09-1010	庁 費	5,296	0			5,296	(計画の概要) 一般競争(指名競争)に入札に参加する業者には、各省各庁の長が定める資格が必要となっている。当該経費は、建設工事及び測量・コンサルタントの資格区分における審査に係る費用で、平成22年度においては、前年度に引き続き資格審査事務の運用に係る必要経費である。 1 雑役務費 (1) 前年度限りの経費 0(5,296) ア パンチ入力費等 0(2,296) イ 有資格者(データ)の電子入札システムへのデータ移行作業 0(3,000)
065	厚生労働省公共調達委員会運営経費	342	342			0	(計画の概要) 公共調達における一層の経理削減を図ることを目的として、一定額以上の契約案件の随意契約及び調達数量等の妥当性について事前審査を行う「厚生労働省公共調達委員会」を運営するための経費である。
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	292	292			0	1 システム関連 101(101) 2人×5回×@20,100×0.5(徴収負担) 2 その他 191(191) 1人×19回×@20,100×0.5(徴収負担) (24回(2回/月)-5回(システム関連分))
06081- 122-08-6010	委員等旅費	50	50			0	計 292(292) 1 システム関連 17(17) 2人×5回×@3,430×0.5(徴収負担) 2 その他 33(33) 1人×19回×@3,430×0.5(徴収負担) (24回(2回/月)-5回(システム関連分))
016	業務機械化管理運営経費	425,641	222,994			202,647	計 50(50) 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 9,422,007 11,765,458 170,061 (203,187) (266,365) 203,187 266,365
006	上石神井庁舎設備管理経費						(計画の概要) 労災保険業務の機械化及び電子計算機システムの運用等を行うための庁舎整備の管理運営に必要な経費である。 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 7,821,465 6,999,769 110,949 (82,258) (86,648) 82,258 86,648
06081- 123-09-1010	庁 費	263,435	132,909			130,526	(計画の概要) 上石神井庁舎の設備管理等に必要な経費である。 (説明資料 頁) 1. 雑役務費 48,317(174,591) (1) 事務棟設備管理費 (別紙1) 15,518(18,812) ア 機械関係消耗品 27(52) イ 電気関係消耗品 18(61)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
							ウ 清掃関係消耗品(上石神井庁舎全体)	258(182)
							エ 庁舎清掃料	569(764)
							オ ガラス清掃料	18(62)
							カ 屋外排水管清掃	122(122)
							キ 屋内排水管清掃	74(74)
							ク 構内除草(上石神井庁舎全体)	356(370)
							ケ 構内樹木剪定(上石神井庁舎全体)	220(286)
							コ 一般廃棄物処理料(上石神井庁舎全体)	406(374)
							サ 飲料水水質検査	34(34)
							シ 庁舎維持管理費(新電算棟分も含む)	13,416(11,907)
							テ 前年度限りの経費(PCB廃棄物処理料等)	0(4,524)
							(2)新電算棟設備管理費(別紙2)	30,039(112,658)
							ア 機械関係消耗品	142(122)
							イ 電気関係消耗品	150(150)
							ウ 設備関係保守料	643(665)
							エ 新ガス(窒素ガス)消化設備保守料	413(406)
							オ 受変電設備保守料	1,607(1,226)
							カ 空調・電気等監視システム保守料	3,387(3,387)
							キ 定周波定電圧装置保守料	1,103(98,206)
							ク 非常用蓄電池保守料	70(290)
							ケ ネットワークシステム保守料	2,882(2,779)
							コ 空調機保守料	17,697(788)
							サ 免震層点検料	268(268)
							シ 超高感度煙検知システム保守料	199(199)
							ス 自家発電機保守点検	298(2,961)
							セ 自動扉保守点検	52(26)
							ソ セキュリティゲート点検	63(38)
							タ シャッター点検	45(45)
							チ 照明制御装置保守点検料	60(60)
							ツ 庁舎清掃料	569(607)
							テ ガラス清掃料	18(62)
							ト 汚水槽、雑排水槽清掃料	149(149)
							ナ 受水槽清掃料	20(20)
							ニ 屋外排水管清掃料	109(109)
							ヌ 屋内排水管清掃料	61(61)
							ネ 飲料水水質検査	34(34)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考					
						(3)各種作業委託料 (別紙3)					
						ア ガードマン委託費	2,760(2,939)		
						(4)新事務棟移転経費(前年度限りの経費)	0(40,182)		
						2.光熱水料	84,592(88,844)		
						(1)電気料 (別紙4)	81,978(87,309)		
						(2)水道料 (別紙5)	2,614(1,535)		
						ア 上水道使用料	1,708(1,096)		
						イ 下水道使用料	906(439)		
						計	132,909(263,435)		
013	上石神井庁舎の整備に関する経費	162,206	90,085		72,121	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
						予 算 額	-	0	59,112	(120,929)	(179,717)
									120,929	179,717	
						(計画の概要)					
						上石神井庁舎の耐震強度については、「官庁施設の総合耐震計画基準」に基づく調査が行われた結果、同庁舎事務棟及び電算棟は改修等の措置を講ずる必要があるとされており、上石神井庁舎の整備等を実施する。					
06081-	123-09-1010 庁 費	93,252	32,506		60,746	1.雑役務費	32,506(93,252)		
						(1)外構等整備(別紙6)(新規)	32,506(0)		
						ア 外構	20,824(0)		
						イ 構内緑化	3,539(0)		
						ウ 構内舗装	1,167(0)		
						エ 構内外灯	2,389(0)		
						オ 構内配電線路	4,082(0)		
						カ 屋外給水管	505(0)		
						(2)前年度限りの経費	0(93,252)		
						ア 旧事務棟解体工事費	0(69,608)		
						イ 入退館ゲート整備	0(23,644)		
06081-	123-09-5010 土地建物借料	68,954	57,579		11,375	1.新事務棟設置に係る経費(国庫債務負担行為5年計画の3年次目)					
						(137,908)					
						115,158千円(見積単価) 1/2(労災負担分)			57,579(68,954)	
056	国際社会保障協会等経費	13,769	14,154		385	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
						予 算 額	11,932	13,187	14,033	(15,078)	(14,486)
									15,078	14,486	
						(計画の概要)					
						国際社会保障協会(I.S.S.A)総会、委員会出席旅費、欧米諸国への三者構成ミッション派遣旅費、分担金及び国際社会保障協会の要請に基づく数理・統計に関する社会保障専門家会議経費並びに国際労働監督協会総会、地域会の分担金に要する経費である。					
						(1)国際社会保障協会等経費					
						(2)国際社会保障協会等分担金					

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
06081- 122-08-4010	外 国 旅 費	2,276	2,247	29	1. 国際社会保障協会会議出席(於ジュネーブ) 1,055(1,084) ・ 1 1 級 1 人 出張期間 9 日間(北回り) 1人 @1,054,950 (1,084,000) ・ 航空賃 821,100円 ・ 日当(指定都市) 7,200円×8日 = 57,600円 ・ " (丙) 4,500円×1日 = 4,500円 ・ 宿泊料 22,500円×7泊 = 157,500円 ・ 旅行雑費 14,250円 計 1,054,950円 2. 国際労働監督協会出席旅費(於ジュネーブ)〔監督課〕 1,192(1,192) 9 級 1人 @607,400 607(607) ・ 航空賃 426,000円 ・ 日当(指定都市) 7,200円×6日 = 43,200円 ・ " (丙) 4,500円×1日 = 4,500円 ・ 宿泊料 22,500円×5泊 = 112,500円 ・ 旅行雑費 21,200円 計 607,400円 6 級 1人 @584,700 585(585) ・ 航空賃 426,000円 ・ 日当(指定都市) 6,200円×6日 = 37,200円 ・ " (丙) 3,800円×1日 = 3,800円 ・ 宿泊料 19,300円×5泊 = 96,500円 ・ 旅行雑費 21,200円 計 584,700円 計 2,247(2,276)
06081- 123-09-1010	庁 費	471	471	0	1. 雑役務費 471(471) 国際労働監督協会通訳料〔監督課〕 6日 @74,800 1.05
06081- 725-16-9651	国際社会保障協 会等分担金	11,022	11,436	414	1. 国際社会保障協会本部納付金(労災負担分) (16,006) (0.674) 16,500千円 0.679 11,203(10,789) 労働者数に応じて点数制で算出、労働者200千人につき1点 労災保険被保険者数 52,418千人 ÷ 200千人 = 262点 雇用保険被保険者数 37,304千人 ÷ 300千人 = 124点 労災負担率 = 262点 ÷ (262点 + 124点) = 0.679 負担金総額 187,500 (181,888) スイスフラン×@ 88 = 16,500(16,006) 千円 [厚生労働省 125 ポイント×1,500(1,568) スイスフラン(1ポイントあたり) = 187,500(181,888) スイスフラン]

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						2 . 国際労働監督協会分担金〔監督課〕 2,640スイスフラン @88 233(233) 日本 = Drate Drate = 年間 2,640スイスフラン
	066 諸 支 出 金	284,016	287,397		3,381	計 11,436(11,022) 1 7 年度 1 8 年度 1 9 年度 2 0 年度 2 1 年度
						予 算 額 286,650 271,721 275,307 (279,682) (286,112) 279,682 286,112
	06081- 959-18-1010 賠償償還及払戻金	24,500	24,500		0	(計画の概要) 国家賠償法に基づく支払金及び一般会計繰入等の諸支出金に必要な経費である。 [交通事故等による国家賠償経費]
	06081- 306-22-0010 一般会計へ繰入	259,516	262,897		3,381	1 文官恩給費特別会計等負担金繰入 14,874(14,874) 2 政府職員等失業者退職手当負担金繰入 4,811(3,851) 3 労働保険審査会負担金繰入 243,212(240,791) 計 262,897(259,516)
17	05-06 保険給付業務に必要な経費	5,417,254	10,851,200		5,433,946	1 7 年度 1 8 年度 1 9 年度 2 0 年度 2 1 年度 予 算 額 - 0 11,716,672 (8,970,997) (6,683,042) 8,970,997 6,683,042
	010 基 準 的 経 費	76,902	68,317		8,585	1 7 年度 1 8 年度 1 9 年度 2 0 年度 2 1 年度 予 算 額 115,610 116,330 101,267 (104,137) (98,809) 104,137 98,809
						(計画の概要) 労災補償行政の円滑かつ適正な実施を期するために必要な経費である。
	003 業務運営推進経費	27,735	27,729		6	1 7 年度 1 8 年度 1 9 年度 2 0 年度 2 1 年度 予 算 額 19,198 49,100 40,369 (39,785) (39,670) 39,785 39,670
						(計画の概要) 業務運営の適正かつ円滑な実施を期するための事務指導打合わせ会、業務連絡、業務監査等に必要な経費である。 1 事務指導打合わせ会費 (1) 全国労働基準部長会議 (2) 全国労災補償課長会議 (3) 監督署労災課長会議 2 事務連絡経費 本省・労働局・監督署間の事務連絡に必要な経費である。 3 業務監査費 業務の円滑な実施と不正防止の徹底及び予算の適正な執行と会計事務の正確な処分を期するため、労働局・監督署の業務監査に必要な経費である。

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(1)業務監査 中央監察官 9人 年1回 地方監察官 325署 年1回 (2)経理監査 本省 47労働局×1/6 8局監査 地方 325署 年1回
06081-122-08-2010	職員旅費	25,938	25,932		6	1 事務指導打合せ費 6,994(7,000) (1)全国労働基準部長会議〔基準局総務課〕 3,179(3,185) ア 労働基準部長 46人 (39,500) @39,360 0.89 1,611(1,617) [(47労働局)-1局]×1人×年1回=46人 イ 労働局 46人 @38,300 0.89 1,568(1,568) [(47労働局)-1局]×1人×年1回=46人 (2)全国労災補償課長会議 46人 @38,300 1,762(1,762) [(47労働局)-1局]×1人×年1回=46人 (3)監督署労災課長会議 278人 @7,385 2,053(2,053) [278署×年1回×1人=278人] 2 事務連絡旅費 9,974(9,974) (1)労働局 本省 46人 @38,300 1,762(1,762) [(47労働局-1局)×年1回×1人=46人] (2)監督署 労働局 1,112人 @7,385 8,212(8,212) [278署×年4回×1人=1,112人] 3 業務監査費 8,964(8,964) (1)業務監査 4,451(4,451) (本省)中央監察官監査旅費 9人 年1回 @38,300 345(345) (労働局)地方監察官監査旅費 556人 年1回 @7,385 4,106(4,106) [278署×2人=556人]

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(2) 経理監査 4,513(4,513)
						(本省) 8人 @50,850 407(407)
						[47労働局 / 6×1人 = 8人]
						(労働局) 556人 @7,385 4,106(4,106)
						[278署×年1回×2人 = 556人]
						計 25,932(25,938)
	06081- 123-09-1010 庁 費	1,797	1,797		0	1 印刷製本費
						事務指導打合会費 1,797(1,797)
						(1) 全国労働基準部長会議資料〔基準局総務課〕
						127部 @4,145 1.05 0.9 497(497)
						[(47労働局×2人 + 本省33人) ×年1回 = 127人]
						(2) 全国労災補償課長会議資料
						(2,174) (0.9000)
						73部 @1,956 1.05 1 150(150)
						[(47労働局×1人 + 本省26人) ×年1回 = 73人]
						(3) 監督署労災課長会議資料
						(2,174) (0.9000)
						560部 @1,956 1.05 1 1,150(1,150)
						[(325署×1人 + (47労働局×5人) ×年1回 = 560人]
	005 メリット制等適正実施経費	14,463	11,245		3,218	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度
						予 算 額 22,021 18,876 17,840 (21,337) (16,182)
						(計画の概要)
						労災保険経済の安定と事業主の負担の公平を期するため、継続事業・有期事業メリット制度の適正な運営に必要な経費である。
						1 継続事業メリット制実施費
						2 有期事業メリット制実施費
						3 労務費率調査実施費(新規)
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費	614	612		2	1 継続事業メリット制実施費
						(9) (0.8906)
						監査旅費(本省) 8人 @38,300 1 306(307)
						[47労働局 / 6(5) ×1人 = 8(9)人]

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							2 有期事業メリット制実施費
							監査旅費(本省) (9) 8人 @38,300 (0.8906) 1 306(307)
							[47労働局 / 6(5) × 1人 = 8(9)人]
							計 612(614)
06081-	123-09-1010 庁 費	13,849	10,633			3,216	1 消耗品費
							(1) 労務費率調査実施費 203(0)
							ア 磁気テープ 2本 @5,500 1.05 12(0)
							イ 宛名ラベル 3箱 @13,000 1.05 41(0)
							ウ 督促状用はがき 3,000枚 @50 150(0)
							2 印刷製本費 674(396)
							(1) 継続事業メリット制実施費(本省)
							保険料決定通知書 (107,773) (2.8) (0.9432) 103,555枚 @2.5 1.05 1 272(299)
							[メリット適用事業場数94,141 (97,975)事 × 1.1 (書損率) = 103,555(107,773) 枚]
							(2) 有期事業メリット制実施費(本省) 92(97)
							改定確定保険料決定通知書 (35,945) (2.8) (0.9151) 35,171枚 @2.5 1.05 1
							[メリット適用事業場数31,974(32,677) 事 × 1.1 (書損率) = 35,171(35,945) 枚]
							(3) 労務費率調査実施費 310(0)
							ア 調査票 10,000事 @4.90 1.05 51(0)
							イ 記入要領 10,000事 @3.30 1.05 35(0)
							ウ 調査依頼状 10,000事 @4.40 1.05 46(0)
							エ 送付用封筒 10,000事 @8.80 1.05 92(0)
							オ 返信用封筒 10,000事 @5.50 1.05 58(0)
							カ 督促状 3,000事 @8.80 1.05 28(0)
							3 通信運搬費 8,306(6,130)
							(1) 継続事業メリット制実施費(本省)
							保険料決定通知書発送 (97,975) (0.9439) 94,141事 @50 1 4,707(4,624)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(2) 有期事業メリット制実施費(本省) 改定確定保険料決定通知書発送 (32,677) (0.9217) 31,974事 @50 1 1,599(1,506)
						(3) 労務費率調査実施費 調査票外送付 10,000事 (@120 + @80) 2,000(0)
						4 賃金 163(7,323)
						(1) 労務費率調査実施費 臨時集計員 25人日 @6,500 163(0)
						(2) 前年度限りの経費 0(7,323)
						ア 継続事業メリット制実施費 0(5,970)
						イ 有期事業メリット制実施費 0(1,353)
						5 雑役務費
						(1) 労務費率調査実施費 1,287(0)
						ア 封入・封緘・発送委託費 10,000事 @17.10 1.05 180(0)
						イ 穿孔委託費 99タッチ 10,000事 @0.35 1.05 364(0)
						ウ 後納郵便手数料 10,000事 @15 150(0)
						エ 集計表作成委託費 1人月 @564,800 1.05 593(0)
						計 10,633(13,849)
						17年度 18年度 19年度 20年度 21年度
						予 算 額 56,509 48,354 43,058 (43,015) (42,957) 43,015 42,957
						(計画の概要) 補償費の不正防止対策、休業補償給付の迅速支払促進及び労災医療の適正化等のために必要な経費である。
						1 不正防止対策 補償費の不正を防止するため、労災保険給付調査官、地方労災補償監察官の活動等に要する経費である。
						2 休業補償費迅速支払促進費 休業補償給付については、被災労働者の生活保障上の見地からその支払について迅速適正化を図る必要があり、1件あたりの平均支払所要日数を短縮し支払事務の円滑化に資するための経費である。
						3 職業病関係実務職員講習会費 労働局、監督署職員に対して職業病関係についての一般的知識及び業務上認定の基準等についての講習を行うために必要な経費である。 ブロック講習 47労働局 1人 47人 (隔年1回) 労働局講習 325監督署 各2人 650人 (隔年1回)
						4 前年度限りの経費(労災指定医研修会開催費)
06081-	129-06-0110 諸 謝 金	46	43		3	

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
							職業病関係実務職員講習会費 講師謝金 6時間 (7,700) @7,100 43(46) [6ブロック÷2(隔年)×2時間=6時間]		
06081- 122-08-2010	職 員 旅 費	18,179	16,271			1,908	1 不正防止対策 14,398(14,398) (1) 給付調査官活動旅費 8,387(8,387) (労働局) 963人 @5,329 5,132(5,132) (監督署) 2,032人 @1,602 3,255(3,255) (2) 地方労災補償監察官活動費 (労働局) 1,128人 @5,329 6,011(6,011) 2 職業病関係実務職員講習会 1,873(1,873) (1) ブロック別講習会出席旅費 669(669) (本省) 3人 @36,960 111(111) [5ブロック(東京除く)÷2(隔年)×1人=3人] (労働局) 21人 @26,550 558(558) [(47労働局-開催局6)÷2(隔年)×1人=21人] (2) 労働局別講習会出席旅費 (監督署) 163人 @7,385 1,204(1,204) [325人÷2(隔年)=163人] 3 前年度限りの経費(労災指定医研修会開催費) 0(1,908) 計 16,271(18,179)		
06081- 122-08-6010	委 員 等 旅 費	124	111			13	1 職業病関係実務職員講習会 講師出席旅費 3人 @36,960 111(111) [5ブロック(東京除く)÷2(隔年)×1人=3人] 2 前年度限りの経費(労災指定医研修会開催費) 0(13) 計 111(124)		
06081- 123-09-1010	庁 費	16,355	12,918			3,437	1 印刷製本費 598(2,058) (1) 職業病関係実務職員講習会費 講習会資料 367部 @1,551 1.05 598(598) [(本省30部+労働局47部+監督署325×2部+講師6部)÷2(隔年) =367部]		

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(2)前年度限りの経費(労災指定医研修会開催費) 0(1,460)
						2 通信運搬費 4(79)
						(1)職業病関係実務職員講習会費
						通信運搬費 3労働局 @1,240 4(4)
						[6労働局÷2(隔年)=3局]
						(2)前年度限りの経費(労災指定医研修会開催費) 0(75)
						3 借料及び損料 100(1,511)
						(1)職業病関係実務職員講習会費
						講習会会場借料 3会場 @33,495 (31,900)(1.05) 1 100(100)
						[6会場÷2(隔年)=3会場]
						(2)前年度限りの経費(労災指定医研修会開催費) 0(1,411)
						4 賃金
						休業補償迅速支払促進費(監督署)
						支払促進賃金 2,036人日 @6,000 (6,130) 12,216(12,481)
						5 会議費
						(1)前年度限りの経費(労災指定医研修会開催費) 0(226)
						計 12,918(16,355)
011	保険給付事務運営経費	626,254	612,796		13,458	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度
						予 算 額 - 0 1,097,606 (978,206) (684,191) (978,206) (684,191)
						(計画の概要) 保険給付事務運営の適正かつ円滑な実施を期するために必要な経費である。
025	労災補償行政表彰費	637	637		0	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度
						予 算 額 2,231,079 2,103 (2,103) (2,057) (2,057) (2,057) (2,057)
						(計画の概要) 労災補償行政に尽力した功労者等を表彰するために必要な経費である。
06081-	959-07-2010 褒 賞 品 費	355	355		0	1. 労災補償行政功労者表彰費
						188人 @1,800 1.05 355(355)
						[47労働局×4人=188人]
06081-	123-09-1010 庁 費	282	282		0	(本省)
						1. 労災補償行政表彰費 282(282)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(1) 消耗品費 159(282)
							ア 感謝状
							188人 (@1,000) (0.8790) @805 1.05 1
							イ 前年度限りの経費 0(108)
							(2) 通信運搬費
							ア 発送費
							47労働局 (@1,240 + (@1,320 * 1.05)) (0.8780) 1 1
							17年度 18年度 19年度 20年度 21年度
							予 算 額 577,848 577,848 480,562 (412,803) (282,730) 412,803 282,730
032	事業用印刷製本費					2,249	(計画の概要) 労災保険業務に必要な諸用紙及び会計様式帳簿等の印刷製本に必要な経費である。 (説明資料 頁)
06081-	123-09-1010 庁 費	247,179	244,930				1 印刷製本費 244,930(247,179)
							(1) 業務災害分 234,721(236,978)
							ア 本省関係 197,007(198,603)
							(ア) 補償関係
							(143,111) (6.50) (0.86400) 130,753枚 @5.60 1.05 1
							(イ) 会計帳簿 769(844)
							7,638冊 @5,933.42 1.05 47,585(47,585)
							(ウ) 会計諸用紙 1,245,780枚 @12.73 1.05 16,652(16,652)
							(エ) 各種手引等 28,281冊 @2,648.50 1.05 78,647(78,647)
							(オ) 診療費関係用紙 (4,483,730) 4,351,965枚 @6.50 1.05 29,702(30,601)
							(カ) 休業補償給付関係用紙
							(1,377,366) (6.50) (0.91150) 1,344,022枚 @5.90 1.05 1 8,326(8,569)
							(キ) 療養の費用関係用紙 (554,284) 543,693枚 @6.50 1.05 3,711(3,783)
							(ク) 一時金関係用紙
							(98,417) (6.50) (0.69600) 98,331枚 @4.50 1.05 1 465(468)
							(ケ) 介護補償給付関係用紙
							(103,500) (6.50) (0.85690) 105,252枚 @5.60 1.05 1 619(605)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					(1,531,586) (コ)アフターケア関係用紙 1,476,599枚 @6.50 1.05 10,078(10,453)
					(58,013) (サ)二次健康診断等給付関係用紙 66,367枚 @6.50 1.05 453(396)
					イ 地方関係 37,714(38,375)
					(ア)補償関係 (4,401,797) (6.50) (0.75743) 4,267,667枚 @4.90 1.05 1 21,957(22,755)
					(イ)封筒 (720,493) (5.85) (0.92120) 701,917枚 @5.40 1.05 1 3,980(4,077)
					(ウ)宛名カード (1,905,504) (6.14) (0.93960) 1,933,872枚 @5.80 1.05 1 11,777(11,543)
					(2)通勤災害分 10,209(10,201)
					ア 給付関係諸用紙 (570,468) (6.50) (0.86330) 572,935枚 @5.60 1.05 1 3,369(3,361)
					イ 給付関係諸帳簿 (@5,567.70) (0.90000) 1,300冊 @5,011 1.05 1 6,840(6,840)
					17年度 18年度 19年度 20年度 21年度
					予 算 額 445,122 366,912 362,180 (357,201) (189,375) 357,201 189,375
036	事業用通信運搬費	170,437	168,110	2,327	(計画の概要) 労災保険業務に必要な郵便料である。
06081-	123-09-1010 庁 費				1 通信運搬費 168,110(170,437)
					(1)既定分
					ア 郵便料 150,577(154,780)
					(ア)本省
					a 年金定期報告等郵送料 (226,560) (@120)(0.89950) 225,530件 @80 1 18,042(24,455)
					(イ)監督署 132,535(130,325)
					a 補償費支給支払通知 (1,062,065) (0.99864) 1,041,187件 @50 1 52,059(53,031)
					<積算内訳>
					休 業 672,011 (688,683) 件
					療 養 267,385 (272,424) 件

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					一時金 49,165 (49,208) 件 介 護 52,626 (51,750) 件 計 1,041,187 (1,062,065) 件 b 請求内容不備返戻及照会 (1,062,065) 1,041,187件 0.284 @80 (0.93933) 1 23,656(22,666) c 保険給付制限通知 (1,062,065) 1,041,187件 0.167 @80 (0.93940) 1 13,910(13,329) d 社会復帰促進等事業給付金通知 (10,354) 8,333件 @80 (0.85000) 1 667(704) e 補償費支給決定通知 (507,441) 528,039件 @80 42,243(40,595) (2) 通勤災害分 ア 郵便料 17,533(15,657) (ア) 給付支給決定通知 (67,112) (0.81170) 60,047件 @80 1 4,804(4,358) (イ) 給付支払通知 (121,964) (0.92410) 122,680件 @50 1 6,134(5,635) (ウ) 不備返戻及照会 (121,964) (0.92390) 122,680件 0.284 @80 1 2,787(2,560) (エ) 自賠保険損害賠償額の処理照会 (21,706) (0.89400) 23,802件 @80 1 1,904(1,552) (オ) 自賠保険損害賠償額支払請求書 (21,706) (0.89400) 23,802件 @80 1 1,904(1,552) 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 27,259 26,061 (22,583) (21,854) (31,646) (22,583) (21,854) (31,646) (統計情報部 賃金福祉統計課) (要求要旨) 説明資料 頁 経済社会情勢が大きく変化してきているが、この情勢変化に対応した的確な労働災害防止対策を 推進するためには、労働災害の動向を体系的に把握することが重要である。 このため、本調査により主要産業における労働災害の発生状況を産業、規模及び災害の程度別に 明らかにする。 1. 調査対象 産業：農業、林業(林業に限る)、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・ 供給・水道業、情報通信業(通信業、新聞業及び出版業に限る)、運輸業、郵便業、卸売
	046 労働災害動向調査費				

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						業、小売業、宿泊業、飲食サービス業(旅館、ホテルに限る)、生活関連サービス業、娯楽業(洗濯業、旅行業及びゴルフ場に限る)医療、福祉(病院、一般診療所、保健所、健康相談施設、児童福祉事業、老人福祉・介護事業及び障害者福祉事業に限る)、サービス業(他に分類されないもの)(一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る) 規模：常用労働者10人以上を雇用する民営事業所 事業所数 36,800事業所(建設業のうちの総合工事業2,500事業所 年2回) 2. 調査時期 10人以上規模事業所 平成24年1月 建設業のうち総合工事業 平成23年7月及び平成24年1月 3. 調査方法 郵送調査(一部通信調査) 4. 調査機関 厚生労働本省 - 調査対象事業所
06081-	123-09-1010 庁 費	28,557	23,770		4,787	消耗品費 (本省) 328(328) 1. 磁気テープ 36本 @4,800 1.05 181(181) 2. プリント用紙 28箱 @5,000 1.05 147(147) 印刷製本費 (本省) 4,465(6,798) 1. 調査票等 3,953(5,270) (1) 調査票 36,800枚 (2.84) @2.13 1.05 82(110) (2) 調査対象事業所名簿 11,040枚 (4.32) @3.24 1.05 38(50) (3) 調査依頼状 36,800枚 (2.98) @2.24 1.05 87(115) (4) 記入要領 185,860枚 (3.51) @2.63 1.05 513(685) (5) 参考資料 36,800部 (6.30) @4.73 1.05 183(243) (6) 窓付き封筒 1,243(1,658) ア 送付用 36,800枚 (34) @25.50 1.05 985(1,314) イ 返信用 36,800枚 (8.89) @6.67 1.05 258(344)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
							(7) プレプリント 36,800枚 @26.25 1.05 1,014(1,352)		
							(8) 督促状 25,760枚 @7.13 1.05 193(257)		
							(9) オンライン利用に関する説明状 185,860枚 @2.63 1.05 513(685)		
							(10) オンラインIDパスワード通知状 36,800枚 @2.24 1.05 87(115)		
							2. 報告書		
							(1) 結果報告書 841部 (1,730.2) @580 1.05 512(1,528)		
							通信運搬費 10,200(10,288)		
							(本省)		
							1. 調査票等発送費(本省 労働局) 9,893(9,981)		
							(1) 結果報告書発送費 132(132)		
							ア 本省 労働局 47個 @450 21(21)		
							イ 本省 労働基準監督署 325個 @340 111(111)		
							(2) 調査用品発送費(本省 事業所) 36,800事業所 @140 5,152(5,152)		
							(3) 調査票返送費(事業所 本省) (29,440) 28,336事業所 @80 2,267(2,355)		
							(4) 調査用品封入封緘 1,001(1,001)		
							ア 7月調査分 2,500事業所 @40.86 1.05 107(107)		
							イ 1月調査分 34,300事業所 @24.82 1.05 894(894)		
							(5) 督促状発送費 25,760枚 @50 1回 1,288(1,288)		
							(6) 調査対象事業所名簿返送費(本省 労働局) 47局 @1,130 53(53)		
							(労働局) 1. 調査対象事業所名簿返送費(労働局 本省) 47局 @1,130 53(53)		

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						産業：林業、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業 複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの） 規模：主要産業における常用労働者10人以上を雇用する民営事業所 （14,000事業所、労働者18,000人） 2. 調査時期 平成23年10月現在について、同年11月に実施 3. 調査方法 郵送調査 4. 調査機関 厚生労働本省 - 調査対象事業所
	06081- 123-09-1010 庁 費	32,522	28,602		3,920	消耗品費 208(208) 1. 磁気テープ 34本 @4,800 1.05 171(171) 2. プリンタ用紙 7箱 @5,000 1.05 37(37) 印刷製本費 8,768(8,611) 1. 調査票等 7,184(6,631) (1) 調査票 (120,000) 134,000枚 @2.84 1.05 400(358) (2) 調査対象事業所名簿 (1,200) 1,400枚 @4.32 1.05 6(5) (3) 調査依頼状 (30,000) 32,000枚 @2.98 1.05 100(94) (4) 記入要領 (30,000) 32,000枚 @103 1.05 3,461(3,245) (5) 封筒(個人用) 18,000枚 @42 1.05 794(794) (6) 窓付き封筒(事業所) 1,324(1,134) ア 送付用 (12,000) 14,000枚 @45 1.05 662(567) イ 返信用 (12,000) 14,000枚 @45 1.05 662(567) (7) プレプリント 931(857) ア 事業所用 (12,000) 14,000枚 @35 1.05 515(441) イ 個人用 18,000枚 @22 1.05 416(416)

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					(8) 挨拶状 (12,000) 14,000枚 @8 1.05 118(101)
					(9) 督促状 (8,400) 9,800枚 @4.84 1.05 50(43)
					2. 報告書
					(1) 結果報告書 516部 (3,654.62) @2,923.70 1.05 1,584(1,980)
					通信運搬費
					1. 調査票等発送費 9,714(8,351)
					(1) 調査用品発送費(本省 事業所)
					ア 事業所(個人票あり)
					(12,000) 14,000事業所 @390 5,460(4,680)
					(2) 調査用品返送料(事業所 本省)
					ア 事業所(個人票あり)
					(12,000) 14,000事業所 @240 0.86(回収率) 2,890(2,477)
					(3) 挨拶状送料 (12,000) 14,000事業所 @50 700(600)
					(4) 督促状送料 (8,400) 9,800事業所 @50 490(420)
					(5) 結果報告書送料 174(174)
					ア 本省 労働局 47個 @590 28(28)
					イ 本省 労働基準監督署
					325個 @450 146(146)
					賃金 4,621(3,700)
					1. 臨時集計員手当 (638) 712人 @5,800 4,130(3,700)
					2. 通勤手当(新規) 712人 @690 491(0)
					保険料
					1. 雇用保険料(新規) 4,621千円 0.0095 44(0)
					雑役務費 5,247(11,652)
					1. 調査票封入封緘作業 (12,000) 14,000件 @56.17 1.05 826(708)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						2. 調査票回収督促業務委託料 (13,200) (310) 14,000件 @150 1.05 2,205(4,297)
						3. 穿孔委託料 (5,400,000) 6,030,000タッチ @0.35 1.05 2,216(1,985)
						4. データチェック審査・修正費(前年度限りの経費) 0(4,662)
						計 28,602(32,522)
						17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 225,791 203,219 198,554 (153,624) (147,312) 153,624 147,312
051	被災労働者等に対するプライバシー保護対策費	146,922	146,747		175	(計画の概要) 被災労働者等に対するプライバシー保護の観点から、各種通知書の金額面にシールを貼るための機械を全国の労働基準監督署に設置しているところであるが、これに係るシールの印刷、シール貼付機の賃貸借及び保守に必要な経費である。
06081-	123-09-1010 庁 費					1 印刷製本費 (1,062,065) シール印刷 1,041,187枚 @8 1.05 8,746(8,921)
						・休業(補償)給付関係通知書 672,011 (688,683)枚 ・療養の費用関係通知書 267,385 (272,424)枚 ・一時金関係通知書 49,165 (49,208)枚 ・介護(補償)給付関係通知書 52,626 (51,750)枚 合 計 1,041,187 (1,062,065)枚
						2 通信運搬費 3,414(3,414) シール管理換費用 325巻 1箱 年4回 (@1,240 + (@1,320 * 1.05))
						3 借料及び損料 シール貼付機借料(国庫債務負担行為5カ年計画4年次) 96,887(96,887)
						4 雑役務費 37,700(37,700) シール貼付機保守料(国庫債務負担行為5カ年計画4年次)
						計 146,747(146,922)
016	業務機械化経費	2,125,490	6,279,513		4,154,023	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 9,422,007 8,246,732 7,465,329 (5,055,292) (3,096,698) 5,055,292 3,096,698
						(計画の概要) 労災保険に係る業務量の増加に対応するため、労災保険業務の機械化及び電子計算機システムの運用等を行うために必要な経費である。
006	労災保険業務課給付事務管理運営費	2,094,749	5,721,225		3,626,476	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 7,821,465 6,999,769 6,088,440 (4,317,335) (2,308,037) 4,317,335 2,308,037
						(計画の概要) 労災保険の給付業務の電子計算機処理を円滑に行うために必要な経費である。 (説明資料 頁)

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費	2,362	2,630		268	1. 業務指導旅費 230(230) 6局 1人 @38,300 2. 全国システム検討委員会出席旅費 2,400(2,132) 325署 1人 @7,385 (0.8884) 1 計 2,630(2,362)
	06081- 123-09-1010 庁 費	728,199	511,681		216,518	1. 消耗品費 35,060(38,029) (1) 電子計算機関係 (別紙7) ア 連続用紙 20,082(20,379) イ 日本語印書装置用トナー(JPP5200型) 85(509) ウ JPP0775型印書装置用カセットリボン 13(302) (2) 業務関係 (別紙8) ア コピー用紙 951(2,112) イ 年金関係保管用封筒 83(87) ウ 年金用ファイル 1,411(1,475) エ 各種通知用窓あき封筒 11,121(11,848) オ データファイル 578(578) カ 宛名シール 736(739) 2. 印刷製本費 26,102(26,618) (1) 各種支払関係用紙 (別紙9) ア 年金関係用紙 6,263(6,078) イ 診療費関係用紙 18,706(19,314) (2) 労災保険事業年報 (別紙10) 629(722) (3) 労災保険事業月報 (別紙11) 504(504) 3. 通信運搬費 405,812(418,555) (1) 電話料(別紙12) ア 基本料 171(171) イ 内線使用料 305(305) ウ ダイアルイン基本料 178(104) エ 通話料 2,066(2,066) (2) 郵便料(別紙13) 403,092(415,909)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					ア 各種支払関係 403,035(415,852)
					イ 労災保険事業年報 57(57)
					4. 借料及び損料 (別紙14)
					(1) 診療費、年金WEB検索システム借料 197(1,184)
					5. 雑役務費 44,510(243,813)
					(1) 各種作業委託料 (別紙15) 44,087(239,606)
					ア 労災行政情報管理システム支援 25,229(151,373)
					イ 電子計算機操作作業委託費 7,910(47,462)
					ウ 年金振込通知書等シール貼作業委託 3,364(3,206)
					エ 各種リスト封入封緘作業 7,584(7,565)
					オ 前年度限りの経費(プログラム修正委託料) 0(30,000)
					(2) 各種保守料 (別紙16)
					ア ハスラー保守 79(79)
					(3) データ等バックアップの遠隔地保存(別紙17) 344(4,128)
					計 511,681(728,199)
06081-123-09-1040	情報処理業務庁費	0	4,445,865	4,445,865	1. 消耗品費 420,778(0)
					(1) Fat Client用トナーカートリッジ 68,441(0)
					889台 2本 @73,320 1.05 1/2(労働安全衛生対策費負担)
					(2) Fat Client用ドラムユニット 51,526(0)
					889台 2本 @55,200 1.05 1/2(労働安全衛生対策費負担)
					(3) Fat Client用CRスキャナ用消耗品 19,439(0)
					889台 1本 @41,650 1.05 1/2(労働安全衛生対策費負担)
					(4) Thin Client用トナーカートリッジ 78,757(0)
					1,023台 2本 @73,320 1.05 1/2(労働安全衛生対策費負担)
					(5) Thin Client用ドラムユニット 59,293(0)
					1,023台 2本 @55,200 1.05 1/2(労働安全衛生対策費負担)
					(6) Thin Client用廃トナーボトル 2,148(0)
					1,023台 2本 @2,000 1.05 1/2(労働安全衛生対策費負担)
					(7) プリンタ用紙(A3) 1,912台 12箱 @2,500 1.05 60,228(0)
					(8) プリンタ用紙(A4) 1,912台 24箱 @1,680 1.05 80,946(0)
					2. 印刷製本費
					(1) 機械処理手引 4,375冊 @1,960 1.05 9,004(0)
					[47局×9冊+325署×12冊+本省52冊=4,375冊]

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					3. 通信運搬費 569,200(0)
					(1) 機械処理手引 1,119個 @1,240 [47局×3個+325署×3個+本省3個=1,119個] 1,388(0)
					(2) 統合ネットワーク回線利用に伴う分担金(国庫債務負担行為4年計画の最終年次) 567,812(0)
					4. 借料及び損料
					(1) LAN導入及び保守経費(リース)(国庫債務負担行為4年計画の最終年次) 19,142(0)
					5. 賃金
					(1) 特別加入台帳等のデータ移行に伴う経費 10,078人日 @6,500 65,507(0)
					6. 雑役務費 3,362,234(0)
					(1) システム改修費
					ア 本省払いの追加機能等に係るシステム改修費(国庫債務負担行為2年計画の初年次) 1,254,867(0)
					(2) 電子計算機等の借入経費(保守)(国庫債務負担行為5年計画の最終年次) 202,085(0)
					(3) 運用等業務(国庫債務負担行為4年計画の最終年次) 528,990(0)
					(4) LAN導入及び保守経費(保守)(国庫債務負担行為4年計画の最終年次) 43,826(0)
					(5) 端末装置等移設料 91,035(0)
					ア 端末装置移設料 64,260(0)
					(ア) 労働局及び監督署 5,040(0)
					8か所 @1,200,000 1.05 1/2(労働安全衛生対策費負担)
					(イ) 労災診療費審査体制等充実強化対策事業委託業者 47か所 @1,200,000 1.05 59,220(0)
					イ 統合ネットワーク移設料 26,775(0)
					(ア) 労働局及び監督署 2,100(0)
					8か所 @500,000 1.05 1/2(労働安全衛生対策費負担)
					(イ) 労災診療費審査体制等充実強化対策事業委託業者 47か所 @500,000 1.05 24,675(0)
					(6) 機械処理業務研修機器搬入搬出作業一式 33台 @322,727 1.05 11,182(0)
					(7) アプリケーション保守経費(国庫債務負担行為5年計画の初年次) 1,033,352(0)
					(8) コンサルティング業務及び調達支援業務 192,163(0)
					(9) データの遠隔地保存 12月 @326,751 1.05 11/12 3,774(0)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(10) 障害(補償)年金受給者の定期報告に係る住基ネット情報 利用料 96,037件 @10 960(0)
						計 4,445,865(0)
06081-123-09-4210	電子計算機等借 料	1,364,188	761,049		603,139	1. 現行労災行政情報管理システム(UNISYS CS7802)に関する経費(別紙18) 242,042(1,364,188)
						(1) 中央処理装置 93,552(514,915)
						(2) CS IOPK入出力プロセッサ 4,200(25,072)
						(3) チャネルキャビネット 1,640(8,978)
						(4) CS IOPK用チャネルラックモジュール 1,380(8,692)
						(5) CS IOPK-2用チャネルラックモジュール 1,200(7,560)
						(6) 1GB Ether(Copper)付きPC IOPK2 1,377(8,673)
						(7) 10/100/1000Mbps Ethernet NIC 58(365)
						(8) SBCONチャネルアダプタ 6,482(42,996)
						(9) FDDIチャネルアダプタ 1,436(6,679)
						(10) イーサネットチャネルアダプタ 798(3,711)
						(11) UltraWide SCSIチャネルアダプタ 1,681(10,588)
						(12) SAN Arena 3272型磁気ディスク装置 45,615(254,827)
						(13) 5036型カートリッジ磁気テープ制御装置(SBCON) 11,776(74,189)
						(14) 5036型カートリッジ磁気テープ装置(SBCON) 4,740(29,862)
						(15) JPP0775型印書装置 440(2,775)
						(16) JPP5200型日本語印書装置 7,930(45,598)
						(17) SCSI切替装置 798(4,698)
						(18) コンセントレータ 1,257(5,845)
						(19) 小型卓上型端末装置 279(1,595)
						(20) 小型卓上型端末印書装置 10(63)
						(21) IOFコンソール 113(716)
						(22) ネットワーク装置 445(2,803)
						(23) 基本ソフトウェア 54,835(302,988)
						2. 次期労災行政情報管理システムに係る電子計算機等の借入経費 (国庫債務負担行為5年計画の最終年次) 519,007(0)
						計 761,049(1,364,188)
008	通勤災害機械処理費					17年度 18年度 19年度 20年度 21年度
						予 算 額 121,641 110,716 112,004 (90,697)(59,024) 90,697 59,024
06081-123-09-1010	庁 費	30,741	29,169		1,572	(計画の概要) 通勤災害に関する給付業務の電子計算機処理を円滑に行うために必要な経費である。 (説明資料 頁)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					1. 消耗品費 (1) 連続用紙 (別紙19) 6(6) 2. 印刷製本費 (1) 各種支払関係用紙 (別紙20) ア 本省支払関係用紙 7,992(7,998) イ 地方支払関係用紙 2,528(2,570) (ア) 診療費請求書関係用紙 5,464(5,428) (イ) 休業給付関係用紙 3,932(3,931) (ウ) 療養の費用関係用紙 814(810) (エ) 一時金関係用紙 498(478) (オ) 介護関係用紙 74(70) (カ) 介護関係用紙 146(139) 3. 通信運搬費 (1) 各種支払関係(別紙21) ア 本省支払関係用紙 21,171(22,737) イ 地方支払関係用紙 19,861(21,427) (ア) 診療費請求書関係用紙 1,310(1,310) (イ) 休業給付関係用紙 285(285) (ウ) 療養の費用関係用紙 341(341) (エ) 一時金関係用紙 228(228) (オ) 介護関係用紙 285(285) (カ) 介護関係用紙 171(171) 計 29,169(30,741) 「新規計上」 (計画の概要) 健康保険等に係る診療報酬等のオンライン請求の受付が平成18年度より開始されたことを踏まえ、労災 レセプトにおいても、電子化による請求ができるよう平成23年度から3年計画でシステム開発を実施する 。
	010 労災レセプト電算処理シ ステム開発経費				
	06081- 123-09-1040 情報処理業務庁 費	0	529,119	529,119	1 雑役務費 529,119(0) (1) システム開発経費(国庫債務負担行為3年計画の初年次) 428,613(0) (2) システム開発支援経費(国庫債務負担行為3年計画の初年次) 100,506(0)
	026 災害補償の適正給付経費	2,458,719	3,766,096	1,307,377	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 3,232,657 3,045,902 2,889,612 (2,672,021) (2,657,682) 2,672,021 2,657,682 (計画の概要) 災害補償の適正を期すため、補償費の実地調査、業務上外等の認定の適正化、各種相談員等の設置等に 必要な経費である。

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考																																																																																				
	001 補償費実地調査費					<p>17年度 18年度 19年度 20年度 21年度</p> <p>予 算 額 354,164 324,228 232,802 (228,958) (205,122) 228,958 205,122</p> <p>(計画の概要) 補償費支払の適正を期するための実地調査に必要な経費である。</p> <p><調査件数内訳></p> <p>1. 業務災害分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>[調査対象]</th> <th>[請求見込件数]</th> <th>[調査率]</th> <th>[請求件数]</th> <th>[処理件数/1人]</th> <th>[調査延回数]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>療養補償給付</td> <td>(2,850,410) 2,801,121</td> <td>20%</td> <td>(570,082) 560,224</td> <td>8</td> <td>(71,260) 70,028</td> </tr> <tr> <td>休業補償給付</td> <td>(598,855) 584,357</td> <td>20%</td> <td>(119,771) 116,871</td> <td>4</td> <td>(29,943) 29,218</td> </tr> <tr> <td>障害補償給付</td> <td>(20,604) 20,179</td> <td>20%</td> <td>(4,121) 4,036</td> <td>2</td> <td>(2,061) 2,018</td> </tr> <tr> <td>遺族・葬祭料</td> <td>(4,358) 4,207</td> <td>20%</td> <td>(872) 841</td> <td>2</td> <td>(436) 421</td> </tr> <tr> <td>介護補償給付</td> <td>(45,000) 45,762</td> <td>20%</td> <td>(9,000) 9,152</td> <td>2</td> <td>(4,500) 4,576</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>(3,519,227) 3,455,626</td> <td></td> <td>(703,846) 691,124</td> <td></td> <td>(108,200) 106,261</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 通勤災害分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>[調査対象]</th> <th>[請求見込件数]</th> <th>[調査率]</th> <th>[請求件数]</th> <th>[処理件数/1人]</th> <th>[調査延回数]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>療 養 給 付</td> <td>(386,097) 389,651</td> <td>20%</td> <td>(77,219) 77,930</td> <td>8</td> <td>(9,652) 9,741</td> </tr> <tr> <td>休 業 給 付</td> <td>(51,629) 51,858</td> <td>20%</td> <td>(10,326) 10,372</td> <td>4</td> <td>(2,582) 2,593</td> </tr> <tr> <td>障 害 給 付</td> <td>(2,063) 2,164</td> <td>20%</td> <td>(413) 433</td> <td>2</td> <td>(207) 217</td> </tr> <tr> <td>遺族・葬祭給付</td> <td>(420) 410</td> <td>20%</td> <td>(84) 82</td> <td>2</td> <td>(42) 41</td> </tr> <tr> <td>介 護 給 付</td> <td>(8,882) 9,300</td> <td>20%</td> <td>(1,776) 1,860</td> <td>2</td> <td>(888) 930</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>(449,091) 453,383</td> <td></td> <td>(89,818) 90,677</td> <td></td> <td>(13,371) 13,522</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 実地調査旅費 175,177(184,610)</p> <p>(1) 業務災害分 155,402(164,885)</p> <p>ア 県内 144,117(154,609)</p> <p>(108,200) (0.89554) 106,261回 0.996(県内割合) 0.85(要旅費率) @1,602</p>	[調査対象]	[請求見込件数]	[調査率]	[請求件数]	[処理件数/1人]	[調査延回数]	療養補償給付	(2,850,410) 2,801,121	20%	(570,082) 560,224	8	(71,260) 70,028	休業補償給付	(598,855) 584,357	20%	(119,771) 116,871	4	(29,943) 29,218	障害補償給付	(20,604) 20,179	20%	(4,121) 4,036	2	(2,061) 2,018	遺族・葬祭料	(4,358) 4,207	20%	(872) 841	2	(436) 421	介護補償給付	(45,000) 45,762	20%	(9,000) 9,152	2	(4,500) 4,576	合 計	(3,519,227) 3,455,626		(703,846) 691,124		(108,200) 106,261	[調査対象]	[請求見込件数]	[調査率]	[請求件数]	[処理件数/1人]	[調査延回数]	療 養 給 付	(386,097) 389,651	20%	(77,219) 77,930	8	(9,652) 9,741	休 業 給 付	(51,629) 51,858	20%	(10,326) 10,372	4	(2,582) 2,593	障 害 給 付	(2,063) 2,164	20%	(413) 433	2	(207) 217	遺族・葬祭給付	(420) 410	20%	(84) 82	2	(42) 41	介 護 給 付	(8,882) 9,300	20%	(1,776) 1,860	2	(888) 930	合 計	(449,091) 453,383		(89,818) 90,677		(13,371) 13,522
[調査対象]	[請求見込件数]	[調査率]	[請求件数]	[処理件数/1人]	[調査延回数]																																																																																					
療養補償給付	(2,850,410) 2,801,121	20%	(570,082) 560,224	8	(71,260) 70,028																																																																																					
休業補償給付	(598,855) 584,357	20%	(119,771) 116,871	4	(29,943) 29,218																																																																																					
障害補償給付	(20,604) 20,179	20%	(4,121) 4,036	2	(2,061) 2,018																																																																																					
遺族・葬祭料	(4,358) 4,207	20%	(872) 841	2	(436) 421																																																																																					
介護補償給付	(45,000) 45,762	20%	(9,000) 9,152	2	(4,500) 4,576																																																																																					
合 計	(3,519,227) 3,455,626		(703,846) 691,124		(108,200) 106,261																																																																																					
[調査対象]	[請求見込件数]	[調査率]	[請求件数]	[処理件数/1人]	[調査延回数]																																																																																					
療 養 給 付	(386,097) 389,651	20%	(77,219) 77,930	8	(9,652) 9,741																																																																																					
休 業 給 付	(51,629) 51,858	20%	(10,326) 10,372	4	(2,582) 2,593																																																																																					
障 害 給 付	(2,063) 2,164	20%	(413) 433	2	(207) 217																																																																																					
遺族・葬祭給付	(420) 410	20%	(84) 82	2	(42) 41																																																																																					
介 護 給 付	(8,882) 9,300	20%	(1,776) 1,860	2	(888) 930																																																																																					
合 計	(449,091) 453,383		(89,818) 90,677		(13,371) 13,522																																																																																					
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費	184,610	175,177		9,433																																																																																					

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						イ 県外 11,285(10,276) (108,200) (0.89430) 106,261回 0.004(県外割合) 1(要旅費率) @26,550 (2) 通勤災害分 19,775(19,725) ア 県内 18,339(18,496) (13,371) (0.86693) 13,522回 0.996(県内割合) 0.85(要旅費率) @1,602 イ 県外 1,436(1,229) (13,371) (0.86550) 13,522回 0.004(県外割合) 1(要旅費率) @26,550 1 7 年度 1 8 年度 1 9 年度 2 0 年度 2 1 年度 予 算 額 449,610 477,146 602,929 (645,354) (647,354) 645,354 647,354
016	業務上外及び障害等級等 認定経費	677,011	665,607		11,404	(計画の概要) 最近の職業性疾病の業務上外の認定に当たっては、 新しい職業性疾病が多発していること、 従来の職業性疾病であっても職場の健康管理の普及等の事情から典型的な症状を示す患者は少 くなり、目まい、不眠、しびれ等の軽微な症状を訴える者が増加していること、 医学の進歩、開発により軽微な症状であっても臨床医学的、病理組織学的な諸検査により早期に 確定診断が可能となったこと、 有害業務従事者等で健康診断等において職業性疾病でないと言われた者が医療機関又は職業病相談 室を訪れる事案が増加していること 等の事情から、職業性疾病であるか否かの判断については、広範かつ詳細な臨床医学的、病理組織学的な 諸検査に基づく鑑別診断と、これとあわせて有害物の気中濃度等、当該労働者の作業環境に関する測定デ ータが極めて重要な資料となっている。 また、障害等級の認定に当たっては、医学的な判断、資料を必要とする残存障害が精神障害である等の 複雑な事案が多数存在しているところである。 このような実情に鑑み、職業性疾病に関する業務上外の認定及び障害等級の認定の適正化と円滑化を図 る。(説明資料 頁)
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	59,230	48,851		10,379	1 医師に対する謝金(署) 48,851(59,230) (1) 障害等級等認定謝金 (501) (8,700) 494件 @8,100 4,001(4,359) 「(障害 1 ~ 7 級2,346(2,377) 件 + 障害 8 ~ 1 4 級22,343(22,667) 件) × 0.02(依頼率) = 494(501) 件」 (2) 職業性疾病の認定謝金 (6,307) (8,700) 5,537件 @8,100 44,850(54,871) [23年度職業性疾病件数 55,366(63,070) 件 × 0.1 = 5,537(6,307) 件] (説明資料 頁)
06081- 122-08-7031	証人等旅費	4,012	3,956		56	1 請求人の出頭旅費(署) 3,956(4,012) (1) 業務災害分 3,539(3,613) (22,556) 請求見込件数 22,089件 要旅費率 0.1 @1,602

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(2) 通勤災害分 417(399) 請求見込件数 (2,488) 2,600件 要旅費率 0.1 @1,602
06081- 123-09-2360	障害等級等認定 庁費	613,769	612,800		969	1 職業性疾病(除く石綿関係)及び障害等級等の認定に要する経費(署) 479,927(480,221) (1) 一般的医学事項に係る経費 (44,057) 44,030件 @7,000 0.7 215,747(215,879) (2) 特に高度な医学的事項に係る経費 (44,057) 44,030件 @20,000 0.3 264,180(264,342) [障害1~14級24,689(25,044)件×0.55(0.5)(依頼率) + 職業性疾病55,366(63,070)件×0.55(0.5)(依頼率) = 44,030(44,057)件]
						2 職業性疾病(石綿関係)の認定に要する経費(署) 13,799(16,612) (1) 一般的医学事項に係る経費 (1,524) 1,266件 @7,000 0.7 6,203(7,468) (2) 特に高度な医学的事項に係る経費 (1,524) 1,266件 @20,000 0.3 7,596(9,144)
						3 労働保険特別加入者に対する事前健康診断に要する経費 (1) 健康診断費用(説明資料 頁) (6,298) (17,683) 6,345人 @17,873 1.05 119,074(116,936)
026	指定病院等指導監査費	21,041	15,244		5,797	計 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 88,004 46,216 44,252 (44,382) (22,686) 44,382 22,686
						(計画の概要) 療養補償給付の適正を期するため、都道府県労働局に非常勤医師を配置し、指定病院等に対して、労災医療としての適確な医療の実施及び労災診療費算定基準に基づく診療費の適正な請求を確保するための指導及び監査を行うために必要な経費である。 1. 非常勤医師活動 医師 124(100)人 2. 平成22年度労災指定医療機関見込数(説明資料 頁) 指定病院 40,289(39,698)件 指定薬局 49,280(47,655)件 合 計 89,569(87,353)件
06081- 111-05-0710	非常勤職員手当	18,595	12,380		6,215	1 非常勤職員手当(労働局) 12,380(18,595) (100) (0.27937) 124人 52週 8時間 0.15 (稼働率) @1,600

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
06081- 122-08-2010	職 員 旅 費	1,223	1,432		209	1 指定病院等指導監査旅費(労働局) (87,353) 89,569件 3%(調査率) 0.1(要旅費率) @5,329 (0.87545) 1
06081- 122-08-6010	委 員 等 旅 費	1,223	1,432		209	1 指定病院等指導監査旅費(労働局) (87,353) 89,569件 3%(調査率) 0.1(要旅費率) @5,329 (0.87545) 1
031	労災医療適正化経費	133,036	136,060		3,024	1 7年度 1 8年度 1 9年度 2 0年度 2 1年度 予 算 額 184,606 191,057 187,362 (173,442) (162,405) 173,442 162,405
						(計画の概要) 労災医療の診療科別、診療内容の全国統一を図るため、労働局に診療費審査委員会を設置し労災診療費請求内訳書(レセプト)の医学的な審査を行う。 また、労災診療費の不適正払いに対処するため、都道府県医師会及び郡市区医師会との労災診療費協議会を開催するとともに、集団指導を実施する。 ・労働局診療費審査委員会充実強化費 委員数564人 月1回開催 ・都道府県医師会との労災診療費協議会 年 1回 ・郡市区医師会との地区労災診療費協議会 年 1回 ・労災診療費算定マニュアル等の作成 ・前年度限りの経費(本省非常勤医師活動費)
06081- 111-05-0710	非常勤職員手当	744	0		744	1 前年度限りの経費(本省非常勤医師活動費) 0(744)
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	88,979	86,798		2,181	1 労働局診療費審査委員会充実強化費 委員会出席謝金 (4,738) (0.89999) 4,061人 @18,200 1 73,910(77,608) [564人×12月×0.6(出席率) = 4,061] 2 都道府県医師会との労災診療費協議会出席謝金 1,066(971) 47労働局 1回 4人 0.7(出席率) (8,200)(0.89991) @8,100 1 3 郡市区医師会との地区労災診療費協議会出席謝金 11,822(10,400) 695医師会 1回 3人 0.7(出席率) (8,200)(0.86898) @8,100 1 計 86,798(88,979)
06081- 122-08-2010	職 員 旅 費	1,930	1,852		78	1 郡市区医師会との地区労災診療費協議会出席旅費 1,852(1,930) 労働局2人 695医師会 1回 @5,329 (0.3)(0.86859) 0.25 1
06081- 122-08-6010	委 員 等 旅 費	2,434	2,525		91	1 労働局診療費審査委員会充実強化費 2,525(2,434) 委員会出席旅費 4,738人 0.1(要旅費率) @5,329 (0.96396) 1
06081- 123-09-1010	庁 費	38,949	44,885		5,936	1 印刷製本費 22,720(22,720) (1) 都道府県医師会との労災診療費協議会資料作成費 47労働局 10部 1回 @1,777 1.05 877(877) [労働局4人+医師会4人+予備2部 = 10部]

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考		
							(2) 郡市区医師会との地区労災診療費協議会資料作成費 695医師会 6部 1回 @1,777 1.05 7,781(7,781) [労働局2人+医師会3人+予備1部 = 6部]		
							(3) 労災診療費算定マニュアル等作成 21,965部 @609.73 1.05 14,062(14,062) [47局×2部+325署×1部+本省10部+指定病院(1/2)20,000 +医師会(48×2部+695×2部)+予備50部 = 21,965部]		
							2 通信運搬費 6,783(6,783)		
							(1) 請求書送付 5,460回 @180 983(983) [325署×12月×2回(往復)×0.7 = 5,460回]		
							(2) 労災診療費算定マニュアル 指定病院20,000 @290 5,800(5,800)		
							3 借料及び損料 14,024(8,088)		
							(1) 都道府県医師会との労災診療費協議会会場借上料 47労働局 1回 (10,381) (1.05) @18,900 1 888(512)		
							(2) 郡市区医師会との地区労災診療費協議会会場借上料 695医師会 1回 (10,381) (1.05) @18,900 1 13,136(7,576)		
							4 会議費 1,358(1,358)		
							(1) 労働局診療費審査委員会賄費 4,774人 @150 1.05 752(752) [(委員564人×12月×0.7(出席率))+ (労働局3人×12月) = 4,774人]		
							(2) 都道府県医師会との労災診療費協議会賄費 47労働局 8人 1回 @150 1.05 59(59) [労働局4人+医師会4人 = 8人]		
							(3) 郡市区医師会との地区労災診療費協議会賄費 695医師会 5人 1回 @150 1.05 547(547) [労働局2人+医師会3人 = 5人]		
							計 44,885(38,949)		

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考																																										
040	特定業務上疾病専門家会議経費	2,093	1,917		176	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td>15,249</td> <td>5,812</td> <td>5,254</td> <td>(2,728) (2,728)</td> <td>(2,411) (2,411)</td> </tr> </table> <p>(計画の概要) 下記の特定業務上疾病について、それぞれ医学の専門家からなる専門家会議を本省に設置し、高度の専門的検討を要する個別事案の業務上外の認定を行うために必要な経費である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 石綿関連疾病 2. 化学物質 3. 電離放射線障害 <p>○専門家会議 委員10人 年24回開催</p>		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	予 算 額	15,249	5,812	5,254	(2,728) (2,728)	(2,411) (2,411)																														
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																																											
予 算 額	15,249	5,812	5,254	(2,728) (2,728)	(2,411) (2,411)																																											
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	1,316	1,166		150	<p>1 専門家会議委員出席謝金(本省)</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(0.7)</td> <td>(8,700)</td> <td>(0.90014)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>240人</td> <td>0.6(出席率)</td> <td>@8,100</td> <td>1</td> <td>1,166(</td> <td>1,316)</td> </tr> </table> <p>[委員10人×24回 = 240人]</p>		(0.7)	(8,700)	(0.90014)			240人	0.6(出席率)	@8,100	1	1,166(1,316)																														
	(0.7)	(8,700)	(0.90014)																																													
240人	0.6(出席率)	@8,100	1	1,166(1,316)																																											
06081- 122-08-6010	委員等旅費	579	552		27	<p>1 専門家会議委員出席旅費(本省)</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(0.7)</td> <td></td> <td></td> <td>(0.89959)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>240人</td> <td>0.6(出席率)</td> <td>0.1(要旅費率)</td> <td>@38,300</td> <td>1</td> <td>552(</td> </tr> </table> <p>[委員10人×24回 = 240人]</p>		(0.7)			(0.89959)		240人	0.6(出席率)	0.1(要旅費率)	@38,300	1	552(
	(0.7)			(0.89959)																																												
240人	0.6(出席率)	0.1(要旅費率)	@38,300	1	552(
06081- 123-09-1010	庁 費	198	199		1	<p>1 印刷製本費</p> <p>(1) 会議資料</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(126)</td> <td>(0.90909)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>336部</td> <td>@115</td> <td>1.05</td> <td>1</td> <td>41(</td> <td>40)</td> </tr> </table> <p>[(委員10人×24回) + (本省4人×24回) = 336部]</p> <p>(2) 治療指針</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(87)</td> <td>(0.89552)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,470部</td> <td>@78</td> <td>1.05</td> <td>1</td> <td>120(</td> <td>120)</td> </tr> </table> <p>[47労働局×10部 + 325署×3部 + 本省25部 = 1,470部]</p> <p>2 会議費</p> <p>(1) 会議賄費</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(264)</td> <td>(0.90909)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>240人</td> <td>@150</td> <td>1.05</td> <td>1</td> <td>38(</td> <td>38)</td> </tr> </table> <p>[(委員10人×24回×0.6) + (本省4人×24回) = 240人]</p> <p>計</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>199(</td> <td>198)</td> </tr> </table>		(126)	(0.90909)				336部	@115	1.05	1	41(40)		(87)	(0.89552)				1,470部	@78	1.05	1	120(120)		(264)	(0.90909)				240人	@150	1.05	1	38(38)					199(198)
	(126)	(0.90909)																																														
336部	@115	1.05	1	41(40)																																											
	(87)	(0.89552)																																														
1,470部	@78	1.05	1	120(120)																																											
	(264)	(0.90909)																																														
240人	@150	1.05	1	38(38)																																											
				199(198)																																											
046	迅速・適正な労災補償のための総合対策経費	308,787	295,919		12,868	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td>477,273</td> <td>446,412</td> <td>436,635</td> <td>(322,670) (322,670)</td> <td>(320,874) (320,874)</td> </tr> </table>		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	予 算 額	477,273	446,412	436,635	(322,670) (322,670)	(320,874) (320,874)																														
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																																											
予 算 額	477,273	446,412	436,635	(322,670) (322,670)	(320,874) (320,874)																																											

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						4 監督署担当者研修会出席旅費 $278 \text{ 監督署 } 1 \text{ 人 } @7,385 \quad (0.90015) \quad 1 \quad 2,053(1,848)$
						5 前年度限りの経費(ブロック労災医員会議出席旅費) 0(1,142)
						計 8,222(8,526)
06081- 122-08-6010	委員等旅費	6,043	4,179		1,864	1 労働局労災医員活動旅費 (1) 既定分 $358 \text{ 人 } @5,329 \quad (0.89990) \quad 1 \quad 1,908(1,717)$ $[298 \text{ 人 } \times \text{ 月 } 1 \text{ 回 } \times 12 \text{ 月 } \times 0.1 \text{ (要旅費率)} = 358 \text{ 人}]$ (2) 精神医 $141 \text{ 人 } @5,329 \quad (0.90013) \quad 1 \quad 751(676)$ $[141 \text{ 人 } \times \text{ 年 } 1 \text{ 回} = 141 \text{ 人}]$
						2 労災協力医活動旅費(署) $605 \text{ 人 } \text{ 月 } 1 \text{ 回 } 12 \text{ 月 } @1,602 \quad 0.1 \text{ (要旅費率)} \quad (0.90026) \quad 1 \quad 1,163(1,047)$
						3 労災協力医連絡協議会出席旅費(署) $605 \text{ 人 } \text{ 年 } 2 \text{ 回 } (0.6) \quad 0.4 \text{ (出席率)} @7,385 \quad 0.1 \text{ (要旅費率)} \quad (0.89925) \quad 1 \quad 357(482)$
						4 前年度限りの経費(ブロック労災医員会議出席旅費) 0(2,121)
						計 4,179(6,043)
06081- 123-09-1010	庁費	11,876	9,546		2,330	1 印刷製本費 (1) 労災医員・労災協力医名簿(本省) $2,101 \text{ 部 } (@358.25) \quad (0.90000) \quad @322 \quad 1.05 \quad 1 \quad 710(711)$ $[(\text{労働局} 47 \times 4) + (\text{監督署} 325 \times 3) + \text{労災医員} 298 + \text{協力医} 605 + \text{予備} 35 = 2,101 \text{ 部}]$ (2) 調査計画の策定及び調査実施のマニュアル(本省) $1,213 \text{ 部 } (@483.95) \quad (0.89935) \quad @435 \quad 1.05 \quad 1 \quad 554(554)$ $[(\text{労働局} 47 \times 4 \text{ 部}) + (\text{監督署} 325 \times 3 \text{ 部} + \text{本省} 50 \text{ 部} = 1,213 \text{ 部}]$ (3) 迅速・適正な労災補償のためのパンフレット等(本省) $196,067 \text{ 部 } (194,294) \quad (@40.99) \quad (0.89046) \quad @36 \quad 1.05 \quad 1 \quad 7,411(7,446)$ <内訳> ・47労働局 × 200部 = 9,400部

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							・325署 × 200部 = 65,000部 ・指定病院 40,289 (39,698) × 3部 = 120,867 (119,094) 部 ・本省 = 800部 合 計 196,067 (194,294) 部
							(4) 前年度限りの経費 0(1,495) ア ブロック労災医員会議資料(本省) 0(81) イ 医証収集マニュアル(本省) 0(1,414) 2 通信運搬費 493(567) (1) 労災医員・労災協力医名簿発送費 123(111) 47労働局 { @1,240 + (@1,320 * 1.05) } (0.90244) 1 (2) 調査計画の策定及び調査実施のマニュアル等発送費 141箱 { @1,240 + (@1,320 * 1.05) } (0.90000) 1 370(333) [労働局47×3 = 141 箱] (3) 前年度限りの経費 0(123) ア ブロック労災医員会議資料発送費 0(12) イ 医証収集マニュアル発送費 0(111) 3 借料及び損料 (1) 前年度限りの経費(ブロック労災医員会議会場借料) 0(726) 4 会議費 378(377) (1) 労災協力医連絡協議会賄費(局) 1,201人 年2回 @150 1.05 (0.90099) 1 378(341) ・労災協力医 605人×0.6 = 363人 ・労働局職員 47局×4人 = 188人 ・監督署職員 325署×2人 = 650人 合 計 1,201人 (2) 前年度限りの経費(ブロック労災医員会議賄費) 0(36) 計 9,546(11,876) 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 56,731 56,418 55,507 (14,374) (14,374) 14,374 14,374
050	職業病相談室設置費						(計画の概要) 職業性疾病の専門家を監督署に配置し、労働者の健康相談及び生活指導等を実施して疾病の早期発見、早期治ゆを図り、もって労働者の保護に万全を期するために必要な経費である。 1.相談室 70(69)署(4方面制以上署) 2.相談日 医師 月2回

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	12,937	14,448		1,511	相談員謝金 (1) 医師 (69) (9,048)(0.86345) 70人 月2回 12月 @8,600 1 14,448(12,937)
061	第三者行為災害等処理経費	76,244	54,611		21,633	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 148,861 123,806 95,325 (78,770) (84,844) 78,770 84,844 (計画の概要) 「労働者災害補償保険法」第12条の4に基づく第三者行為災害の求償、第12条の3に基づく不正受給者からの費用徴収、第31条に基づく事業主からの費用徴収について、これらの事故調査及び当該保険給付に要した費用に対する求償権等を行うために必要な経費並びに通勤災害専門官等の活動に必要な経費である。(説明資料 頁)
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	55,140	33,722		21,418	1. 折衝等業務弁護士謝金 33,722(55,140) (1) 折衝等業務謝金 12,733(20,820) (17,062) (0.09) 17,491件 4日 0.05(要折衝率) 0.2(実施率) @18,200 (0.93123) 1 (2) 報酬謝金 20,989(34,320) (17,062) (0.09) 17,491件 0.05(要折衝率) 0.2(実施率) 0.6(成功率) @200,000 (0.93124) 1
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費	13,246	11,804		1,442	1. 第三者行為災害調査旅費(労働局) (1,519) (0.92551) 1,018件 @5,329 1 5,425(7,492) [第三者行為による求償件数 13,059(13,325)件…] [同上平成23年度発生見込 17,491(17,062)件…] [(+) × 1 / 3 (調査率) × 0.1 (要旅費率) = 1,018 (1,519) 件] 2. 費用徴収調査旅費(労働局) (125) (0.82733) 102件 @5,329 1 544(551) [費用徴収による求償件数 1,478(1,507)件…] [同上平成23年度発生見込 1,569(1,001)件…] [(+) × 1 / 3 (調査率) × 0.1 (要旅費率) = 102 (125) 件] 3. 求償債権督促収納旅費(労働局) (21,730) (0.89862) 21,900件 1/4 0.2(要旅費率) @5,329 1 5,835(5,203) [第三者行為災害18,642(18,400)件 + 費用徴収3,258(3,330)件 = 21,900(21,730)件] 計 11,804(13,246)
	06081- 122-08-6010 委 員 等 旅 費	609	671		62	1. 折衝等業務旅費 (17,062) (0.92977) 17,491件 4日 0.09 0.2 0.1 @5,329 1 671(609) [0.09(要折衝率) 0.2(実施率) 0.1(要旅費率)]
	06081- 123-09-1010 庁 費	7,249	8,414		1,165	印刷製本費 1,246(1,066)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							<p>1. 第三者行為災害関係</p> <p>(131,376) (0.93115) 134,680枚 @4.21 1.05 1 595(541)</p> <p><積算内訳></p> <p>第三者災害届 19,240 (18,768) 枚 (災害件数17,491 (17,062) 件 × 1.1 = 19,240 (18,768) 件) 債権発生通知 19,240 (18,768) 枚 念書 19,240 (18,768) 枚 交通事故証明願 19,240 (18,768) 枚 損害賠償予告通知 19,240 (18,768) 枚 自賠償保険に対する照会 19,240 (18,768) 枚 第三者行為災害処理簿 19,240 (18,768) 枚</p> <p>合 計 134,680 (131,376)枚</p> <p>2. 費用徴収関係</p> <p>(5,505) (0.67797) 8,630枚 @10.23 1.05 1 93(40)</p> <p><積算内訳></p> <p>保険給付に係る処分の変更決定通知 1,726 (1,101) 枚 (発生件数1,569 (1,001) × 1.1 = 1,726 (1,101) 件) 法12の3費用徴収の通知書 1,726 (1,101) 枚 法12の3費用徴収の命令書 1,726 (1,101) 枚 法31保険給付通知書 1,726 (1,101) 枚 法31費用徴収の決定通知書 1,726 (1,101) 枚</p> <p>合 計 8,630 (5,505) 枚</p> <p>3. その他</p> <p>(70,448) (0.91682) 74,334枚 @7.15 1.05 1 558(485)</p> <p>[納入告知書 (17,491 (17,062) 件 + 1,569(1,001) 件) × 1.1 × 3枚 = 62,898 (59,608) 枚] [督促状 (17,491 (17,062) 件 × 0.6) + (1,569(1,001) × 0.6) = 11,436 (10,838) 枚] 合 計 74,334 (70,446) 枚</p> <p>通信運搬費 7,168(6,183)</p> <p>1. 債権発生通知 (17,062) (0.93114) 17,491件 @80 1 1,399(1,271)</p> <p>2. 損害賠償予告通知 (17,062) (0.93114) 17,491件 @80 1 1,399(1,271)</p> <p>3. 自賠償保険に対する照会 (17,062) (0.93114) 17,491件 @80 1 1,399(1,271)</p> <p>4. 保険給付に係る処分の変更決定通知</p> <p>(1,001) (0.67500) 1,569件 @80 1 126(54)</p>

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							2 地方じん肺診査医(局) 1,650人 @19,730 〔110人×15件(1人当たりの診査件数)〕 32,555(32,555)
							計 33,936(33,936)
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	2,632	2,368			264	1 粉じん対策指導委員謝金(局) (9,558) 306人 @8,600 0.9 2,368(2,632) 〔51人×6日/年〕
06081- 122-08-2010	職 員 旅 費	182	182			0	1 じん肺診査調査旅費(本省 38人 @5,329 0.9 〔47局×1人×2回×0.4(要旅費率) 局 - 事平均〕 182(182)
06081- 122-08-6010	委 員 等 旅 費	3,540	3,540			0	1 中央じん肺診査医会出席旅費(本省) 23人 @39,500 0.9 818(818) 〔11人×8回×0.8(出席率)×1/3(要旅費率) 東京 - 都道府県平均 7~10 1泊2日〕
							2 地方じん肺診査医活動旅費(局) 220人 @5,329 0.9 1,055(1,055) 〔110人×2回 局 - 事平均〕
							3 粉じん対策指導委員活動旅費(局) 41人 @5,329 0.9 197(197) 〔51人×1回×0.8(要旅費率) 局 - 事平均〕
							4 地方じん肺診査医じん肺診断技術等研修旅費(本省) 24人 @69,600 0.88 1,470(1,470) 〔47局×1人×0.5(出席率)東京 - 都道府県平均 7~10級 3泊4日〕
							計 3,540(3,540)
06081- 123-09-1010	庁 費	6,116	5,872			244	賃金 1 地方じん肺診査医事務補助員(局) (755) (6,130) 692人 @6,500 4,498(4,628) 〔6,921(7,546)件÷1日10件〕
							備品費 1 管理区分決定用備品(本省) 47局 @2,000 1.05 99(99)
							印刷製本費 1 じん肺管理区分決定通知書(本省) (33,203) 30,452枚 @4.8 1.05 153(167) 〔6,921(7,546)件×4種×1.1(予備)〕
							通信運搬費 1 管理区分決定通知書外1種(局) (15,092) 13,842件 @80 1,107(1,207)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考																								
					[6,921(7,546)件×2種(証明書、通知書)]																								
					会議費																								
					1 中央じん肺診査医ブロック会議購費(局)																								
					96人 @150 1.05 15(15) [11人×0.8(出席率)+本省3人)×8回]																								
					計 5,872(6,116)																								
071	業務上の認定要件設定の ための専門家会議経費	6,619	6,131	488	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 21,270 12,190 10,172 (8,900) (8,079) 8,900 8,079																								
					(計画の概要) 労働基準法施行規則第35条に有害因子ごとに具体的に規定された各疾病について、有害因子別の疾病ごとに病理学、疫学(特に量、反応関係)、検査手法等に関する医学的知見を整理し、業務上認定基準等を示すための専門的検討を行うために必要な経費である。																								
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>専門家会議</th> <th>委員数</th> <th>開催回数</th> <th>延べ委員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 化学的因子による疾病</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>(2) 作業態様に起因する疾病</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>(3) じん肺有所見者に発生した肺がん</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>(4) その他業務に起因することが明らか な疾病</td> <td>10</td> <td>7</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>40</td> <td>33</td> <td>330</td> </tr> </tbody> </table>	専門家会議	委員数	開催回数	延べ委員数	(1) 化学的因子による疾病	10	5	50	(2) 作業態様に起因する疾病	10	10	100	(3) じん肺有所見者に発生した肺がん	10	11	110	(4) その他業務に起因することが明らか な疾病	10	7	70	合 計	40	33	330
専門家会議	委員数	開催回数	延べ委員数																										
(1) 化学的因子による疾病	10	5	50																										
(2) 作業態様に起因する疾病	10	10	100																										
(3) じん肺有所見者に発生した肺がん	10	11	110																										
(4) その他業務に起因することが明らか な疾病	10	7	70																										
合 計	40	33	330																										
06081-	129-06-0110 諸 謝 金	1,809	1,604	205	1. 専門家会議出席謝金 (0.7) (8,700)(0.90000) 330人 0.6(出席率) @8,100 1 1,604(1,809)																								
06081-	122-08-4010 外 国 旅 費	628	644	16	1. 精神障害関係国際会議出席旅費 (1) 世界精神医学会国際会議(オーストラリア) 1人 (627,800) @643,850 644(628) 7級 6泊7日																								
					(オーストラリア) ・渡航料 504,000円 ・日 当 35,000円 [@5,000×7日] ・宿泊料 90,600円 [@15,100×6泊] ・雑 費 14,250円 計 643,850円																								
06081-	122-08-6010 委 員 等 旅 費	1,156	885	271	1. 専門家会議出席旅費 885(789) 330人 0.7(出席率) @38,300 0.1(要旅費率) (0.89197) 1																								
					2. 前年度限りの経費(精神障害関係国際会議出席旅費) 0(367)																								
					計 885(1,156)																								
06081-	123-09-1010 庁 費	3,026	2,998	28	1. 印刷製本費 730(734) (1) 専門家会議資料 (528) (164) (0.83500) 495部 @137 1.05 1 71(76)																								

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						[委員330人 + 本省165(198)人 = 495(528)人] (2) 通達集 1,625部 (486) (0.79400) @386 1.05 1 659(658) [(47局×5) + (325署×4) + 本省90 = 1,625部] 2. 会議費 (1) 専門家会議賄費 (429) (0.86000) 396人 @150 1.05 1 62(58) [330人×0.7(出席率) + 本省165(198)人 = 396(429)人] 3. 雑役務費 2,206(2,234) (1) 外国文献翻訳料 231冊 4枚 (2,600) (0.85650) @2,200 1.05 1 2,134(2,161) (2) 専門家会議通訳料 1人 1国 (87,500) (0.79350) @69,000 1.05 1 72(73) 計 2,998(3,026) 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 35,716 17,226 7,514 (1,949) (1,946) 1,949 1,946 (計画の概要) 労働基準法施行規則第35条の改正の際に中央労働基準審議会及び労働者災害補償保険審議会から「今後労働基準法施行規則第35条の定期的検討を行うための医学専門家による委員会を設置すべき」旨の答申を得たところであるが、今後において産業、労働の実態の動向及び変化によって生じる新しい要因による職業性疾病に対処するため、医学専門家からなる本検討委員会を設置し、定期的に労働基準法施行規則第35条の検討を行う。 1. 検討委員会 委員 年開催回数 延べ委員数 15人 4回 60人 1 会議出席謝金(本省) 60人 (0.8) (8,700)(0.90000) 0.7 @8,100 1 340(376) 1 会議出席旅費(本省) 60人 (0.8) (0.89200) 0.7 @38,300 0.3 1 483(492) 1 印刷製本費 802(802) (1) 全体会議資料 96部 (897) (0.90000) @807 1.05 1 81(81)
076	労基法施行規則第35条 定期的検討委員会運営経費	1,681	1,637		44	
06081-129-06-0110	諸謝金	376	340		36	
06081-122-08-6010	委員等旅費	492	483		9	
06081-123-09-1010	庁費	813	814		1	

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							計 2,808(3,066)
06081-	122-08-2010 職 員 旅 費	6,365	6,084			281	(1,493) 実態調査旅費 (労働局) 1,427人 @5,329 0.8 6,084(6,365) [7,135(7,466)人×0.2(調査率)=1,427(1,493)人]
06081-	122-08-6010 委 員 等 旅 費	109	98			11	1. 林業振動障害者職業復帰対策協議会出席旅費(労働局) (8) (0.91000) 6人 @5,329 1 32(39) [14労働局×3人×3回×0.5(0.6)(出席率)×0.1(要旅費率) = 6(8)人]
							2. 林業振動障害者職業復帰対策地区協議会出席旅費(署) (49) (0.89740) 41人 @1,602 1 66(70) [45地区×3人×6回×0.5(0.6)(出席率)×0.1(要旅費率) = 41(49)人]
06081-	123-09-1010 庁 費	4,157	3,935			222	計 98(109) 1. 印刷製本費 3,230(3,307) (1) 実態調査票 12(15) 振動障害新規支給決定者数 (315) 251人 3枚 1.1 @13.54 1.05 (2) 林業振動障害者職業復帰対策協議会資料 (315) (0.90000) 672部 @284 1.05 1 200(200) [14労働局×3回×16人 = 672部] (3) 林業振動障害者職業復帰対策地区協議会資料 (301) (0.90000) 2,430部 @271 1.05 1 691(691) [45地区×6回×9人 = 2,430部] (4) 「振動障害対策資料集」作成費 (1,585) (@1,587.5) (0.90878) 1,583部 @1,400 1.05 1 2,327(2,401) < 配付先 > ・関係労働局 14局 × 7 98部 (林業振動障害者職業復帰対策協議会の設置局) ・その他の労働局 33局 × 3 99部 ・関係監督署 45署 × 3 135部 (林業振動障害者職業復帰対策地区協議会の設置署) ・その他の監督署 280署 × 1 280部 ・公共職業安定所 545所 × 1 545部

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					・職業能力開発主務課 47課 × 2 94部 ・職業能力開発校、職業能力開発大学校、職業能力 開発促進センター 267(269) × 1 267(269)部 ・労災病院等 30 × 1 30部 ・本省 35部 合 計 1,583 (1,585)部
					2. 通信運搬費 (1) 「振動障害対策資料集」送料 (0.98500) 372件 @1,240 1 461(454)
					3. 会議費 (1) 林業振動障害者職業復帰対策協議会賄費 (605) (0.90000) 336人 @150 1.05 1 53(86) [14労働局×3回×16人×0.5(0.9) = 336(605)人] (2) 林業振動障害者職業復帰対策地区協議会賄費 (2,187) (0.90000) 1,215人 @150 1.05 1 191(310) [45地区×6回×9人×0.5(0.9) = 1,215(2,187)人]
					計 3,935(4,157) 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 529,145 528,011 514,433 (512,800) (512,173) 512,800 512,173
					(計画の概要) 通勤災害保護制度を適正かつ円滑に運営するための通勤災害調査員の設置に必要な経費である。
096	通勤災害調査員設置費	465,554	466,207	653	
06081-129-06-0110	諸 謝 金	404,966	404,966	0	1 通勤災害調査員謝金(署) 359人 16日 12月 @6,548 0.897251 (欠員率) 404,966(404,966)
06081-122-08-6010	委員等旅費	1,346	1,344	2	1 通勤災害調査員活動旅費(署) (862) (0.90000) 775人 @1,602 1 1,242(1,243) [359人×2回×12月×0.09(0.1)(要旅費率) = 775(862)人] 2 調査員講習会出席旅費(署) (18) (0.89600) 16人 @6,394 1 102(103) [359人×0.5(出席率)×0.09(0.1)(要旅費率) = 16(18)人]
					計 1,344(1,346)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 123-09-1010 庁 費	59,242	59,897		655	1. 保険料 58,062(57,345) (1) 健康保険 404,966千円 0.0467 1 18,912(18,912) (2) 厚生年金 32,873(32,156) 4月～9月期 (0.07852) 404,966千円 0.08029 6/12月 1 16,257(15,899) 10月～3月期 (0.08029) 404,966千円 0.08206 6/12月 1 16,616(16,257) (3) 労働保険 404,966千円 0.0155 1 6,277(6,277) 2. 児童手当拠出金 404,966千円 0.0013 526(526) 3. 職員厚生経費 (1) 健康診断 359人 (3,637) @3,472 1.05 1,309(1,371) 計 59,897(59,242)
103	行政訴訟事件等労災補償 における法務支援関係経 費	92,011	88,146		3,865	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 114,015 108,365 106,577 (102,645) (102,642) (計画の概要) (労災保険に係る訴訟の維持のため、医師、弁護士、学識経験者等による検討委員会を本省に設置し、行政訴訟事件における訴訟の提起から判決確定に至るまでの間の各種援助ならびに労災保険に関わりの深い民法、自賠責法に係る疑義・照会、裁判所からの囑託調査等に対し法律的な立場から専門的な事項に関して援助を行う「労災法務専門員」の設置に必要な経費である。 1. 労働局訟務担当官活動経費 労働局訟務担当官公判出席・法務局打合わせ旅費等 2. 労災法務専門員の設置(労働局) 職務内容 ア 民法、自賠責法等の事務処理に必要な法律専門事項に係る指導・助言 イ 各種照会に対する法律専門事項に係る指導・助言 ウ 準備書面の作成等主張に係る指導・助言 エ 証拠書類の収集・提出等立証に係る指導・助言 オ その他訟務対応一般に係る指導・助言 勤務日数 月7日 勤務場所 都道府県労働局 3. 労災訴訟案件等協力者経費(労働局) 4. 前年度限りの経費 ○行政訴訟事件検討委員会(本省) ○全国訟務担当官会議経費(本省)
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	85,801	85,051		750	1 労働局訟務担当官活動経費 (0.90000) 弁護士謝金 21件 @18,540 1 389(350) 2 労災法務専門員謝金

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(1) 労働局 (19,760)(0.90000) 55人 7日 12月 @17,784 1 82,162(82,162)
						3 労災訴訟案件等協力者経費 協力者謝金 100件 0.5(依頼率) @50,000 (0.90000) 1 2,500(2,250)
						4 前年度限りの経費 0(1,039)
						(1) 行政訴訟事件検討委員会経費 0(1,024)
						(2) 全国訟務担当官会議経費 0(15)
						計 85,051(85,801)
06081- 122-08-2010	職員旅費	3,455	1,035		2,420	1 労働局訟務担当官活動経費(公判出席旅費) (0.89952) 39人 1回 @26,550 1 1,035(931) [47労働局-8局(法務主局+労働局所在地) = 39人]
						2 前年度限りの経費 0(2,524)
						(1) 行政訴訟事件検討委員会経費 0(954)
						(2) 全国訟務担当官会議経費 0(1,570)
						計 1,035(3,455)
06081- 122-08-6010	委員等旅費	701	703		2	1 労災法務専門員活動旅費 (0.90000) 55人 2日 12月 @5,329 0.1(要旅費率) 1 703(633)
						2 前年度限りの経費(行政訴訟事件検討委員会経費) 0(68)
						計 703(701)
06081- 122-08-7031	証人等旅費	336	373		37	1 証人・鑑定人出廷旅費 373(336)
						(1) 第1審 35人 @5,329 (0.90000) 1 187(168)
						(2) 第2審 7人 @26,550 (0.90323) 1 186(168)
06081- 123-09-1010	庁費	1,718	984		734	1. 印刷製本費 984(1,705)
						(1) 労働局訟務担当官活動経費 984(886)
						訟務担当用「訟務実務の手引」 60部 @15,622 1.05 (0.90000) 1 [労働局47部+本省13部 = 60部]
						(2) 前年度限りの経費 0(819)
						ア 行政訴訟事件検討委員会経費 0(671)
						イ 全国訟務担当官会議経費 0(148)
						2. 会議費

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(1) 前年度限りの経費(行政訴訟事件検討委員会経費) 0(13)
						計 984(1,718)
115	労災保険専門調査員設置費	286,556	286,852		296	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 118,229 116,326 94,375 (315,661)(316,009) 315,661 316,009
						(計画の概要) 近年発生している労災保険給付不正受給事件は、書面審査において全く疑義の生じないような架空の事業場を設立したうえで保険給付支給請求書等を偽造し、電話又は文書による確認調査を行っても私設私書箱会社、電話事務代行サービス会社等を巧みに利用し当該事業場が実在するかのように装う等その手口が巧妙かつ悪質化しているため、従来の調査確認方法のみでは不正需給事件の防止が困難な状況にある。 また、近年、高度な医学的判断を必要とし、調査等に多くの労力と時間を要する脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案である複雑困難事案が増加しており、未決件数が累積し、審査請求事務の処理に要する期間が長期化している状況にある。 このため、労働基準監督署及び都道府県労働局に「労災保険専門調査員」を設置し、労働基準監督署に置く調査員については、被災労働者、事業場の実在確認を含む実地調査等を、都道府県労働局に配置する調査員については、労災保険審査官の指示のもと審査請求事務等の処理に必要な調整、資料作成等、労災保険に関する専門知識を必要とする業務をそれぞれ行わせ、労災保険給付の適正化及び審査請求事務の迅速化を図る。 1 職務内容 (1) 業務災害の認定のために必要な調査 (2) 労災保険給付不正受給に関する電話、投書、風評等の情報収集及びその情報の確認 (3) 医療機関、事業主団体等に対する指導その他必要な事務 (4) 審査請求事案の鑑定に係る関係医療機関との連絡・調整 (5) 審査請求事案の鑑定に係る資料の作成 (6) 審査処理に必要な文献資料の収集その他必要な事務 2 職務内容 (1) 勤務日数 月16日(うち、6日庁外勤務)・月12日(うち、5日庁外勤務) (2) 勤務場所 都道府県労働局・労働基準監督署
06081-129-06-0110	諸謝金	257,585	257,585		0	1 専門調査員謝金 257,585(257,585) 116人 16日 12月 @9,048 0.87672(欠員率) 176,674(176,674) 67人 12日 12月 @9,048 0.92687(欠員率) 80,911(80,911)
06081-122-08-6010	委員等旅費	1,769	1,784		15	1 専門調査員活動旅費 1,784(1,769) 116人 6日 12月 @1,602 (0.1)(0.87593) 0.09 1 1,204(1,172) 67人 5日 12月 @1,602 (0.1)(0.92702) 0.09 1 580(597)
06081-123-09-1010	庁費	27,202	27,483		281	1 保険料 26,586(26,273) (1) 健康保険 176,674千円 0.0467 8,251(8,251) (2) 厚生年金 14,342(14,029) 4月～9月期 (0.07852) 176,674千円 0.08029 6/12月 7,093(6,936) 10月～3月期 (0.08029) 176,674千円 0.08206 6/12月 7,249(7,093)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考				
						(3) 労働保険	257,585千円	0.0155	3,993(3,993)
						2 児童手当拠出金	176,674千円	0.0013	230(230)
						3 職員厚生経費				
						(1) 健康診断	183人	(3,637) @3,472 1.05	667(699)
						計			27,483(27,202)
	120 社会復帰推進員設置費	96,831	96,854		23	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
						予 算 額	43,309	42,652	43,962	(106,685) (106,775) 106,685 106,775
						(計画の概要) 長期療養者等にとっては、職場復帰への危惧、健康維持への不安等の被災労働者側の事情に加えて、職種の選定、労働時間及び賃金の取り扱い等の事業主側の事情もあって職場復帰が円滑に行われていない現状にある。 このため、関係機関との連絡調整や事業主等への指導等、都道府県労働局及び労働基準監督署における社会復帰指導業務を推進するため、長期療養者が多数存在する労働局及び監督署に「社会復帰推進員」を設置する。				
						社会復帰推進員 1. 職務内容 (1) 長期療養者等被災労働者の職業復帰のための被災労働者及び関係事業主に対する指導、相談 (2) 公共職業安定所等関係機関との連絡調整その他の被災労働者の職業復帰に関する連絡調整 (3) 被災労働者の実情把握等被災労働者の職業復帰に係る調査 2. 勤務内容 (1) 勤務日数 月16日(うち、5日庁外勤務)・月12日(うち、2日庁外勤務) (2) 勤務場所 労働基準監督署・都道府県労働局				
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	87,705	87,705		0	1 社会復帰推進員謝金			87,705(87,705)
							41人 16日 12月 @6,548	0.89724(欠員率)	46,249(46,249)
							49人 12日 12月 @6,548	0.89726(欠員率)	41,456(41,456)
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	1,530	1,487		43	1 社会復帰推進員活動旅費			1,487(1,530)
							41人 3日 12月 @1,602	(0.4)(0.89958) 0.35 1	828(851)
							49人 2日 12月 @1,602	(0.4)(0.90053) 0.35 1	659(679)
	06081- 123-09-1010 庁 費	7,596	7,662		66	1 保険料			7,274(7,192)
						(1) 健康保険	46,249千円	0.0467	2,160(2,160)
						(2) 厚生年金			3,755(3,673)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額			対 前 年 度 比 較 増 減	備 考					
							4月～9月期	46,249千円	(0.07852) 0.08029	6/12月	1,857(1,816)
							10月～3月期	46,249千円	(0.08029) 0.08206	6/12月	1,898(1,857)
							(3)労働保険	87,705千円	0.0155		1,359(1,359)
							2 児童手当拠出金	46,249千円	0.0013		60(60)
							3 職員厚生経費					
							(1)健康診断	90人	(3,637) @3,472	1.05	328(344)
							計				7,662(7,596)
							17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	124 外国人労働者に対する適 正支給対策経費						予 算 額	3,167	3,935	3,935	(3,811)	(2,980)
	06081- 123-09-1010 庁 費	2,682	2,682			0					3,811	2,980
							(計画の概要)					
							日本国内において労働災害を被った外国人労働者が保険給付を受給するための諸手続(保険給付請求書及び年金定期報告書等の様式の記載要領、添付書類の内容等)を外国語により解説したパンフレットを作成・配付することにより、各種請求書等の誤記の防止、適正な記載を図り、もって的確な審査の実施に資することとする。					
							パンフレットの作成・配付(10,000部)					
							英語、中国語、ベンガル語、スペイン語及びポルトガル語の5か国語					
							1 印刷製本費				945(945)
							パンフレット印刷					
							(1)英 語					
							2,000部	(100.04) @90	1.05	(0.90000) 1	189(189)
							(2)中 国 語					
							2,000部	(100.04) @90	1.05	(0.90000) 1	189(189)
							(3)ベンガル語					
							2,000部	(100.04) @90	1.05	(0.90000) 1	189(189)
							(4)スペイン語					
							2,000部	(100.04) @90	1.05	(0.90000) 1	189(189)
							(5)ポルトガル語					
							2,000部	(100.04) @90	1.05	(0.90000) 1	189(189)
							2 通信運搬費					

要求番号	事項	前年度 予算額	23年度 概算要求額		対前年度 比較増減	備考
						バンフレット送付 123(111) (0.90000) 47労働局 1箱 (@1,240 + (@1,320 * 1.05)) 1 3 雑役務費 バンフレット翻訳料(和文 外国語) 5か国語 37枚 (9,303) (0.90000) @8,308 1.05 1 1,614(1,626) 計 2,682(2,682) 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 5,714 5,117 4,973 (1,901) (1,901) 1,901 1,901 (計画の概要) 労働者災害補償保険では、業務上又は通勤による負傷又は疾病が治った後、身体に一定の障害が残った場合には、被災労働者の残存障害の程度に応じて障害(補償)給付を支給することになっている。この障害の程度は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1「障害等級表」に具体的に定められているところである。 「障害等級表」については、医師会及び各種医学会と連携を図り、最新の医学的知見、医学界における障害の評価方法を踏まえ、定期的に見直しを行い、改正を検討する必要がある。 このため、最新の医学的知見等を踏まえた障害等級認定の基本的問題点の正確な把握・分析により障害等級表改正の必要性を検討する「障害認定専門検討会」を設置するとともに、診療科目毎の問題点を分析する「分科会」を設置し、障害等級の認定について具体的に検討を行うために必要な経費である。 委員数及び開催回数等 1. 専門検討会 委員数 8人(各分科会の座長で構成) 開催回数 年1回 検討内容 最新医学的知見の収集 地方労災医員及び労災協力医からの意見収集 各診療科目間の障害等級の均衡についての検討 障害補償の基本的な問題についての検討 2. 分科会 分科会数 8分科会 (内科、呼吸器科、精神科、神経科、眼科、外科・整形 外科、脳神経外科、耳鼻咽喉科) 委員数 各5人(うち、1人専門検討会委員) 開催回数 各3回/年 検討内容 診療科目毎の認定基準に関する検討(検査方法・判断基準) 1 障害認定専門検討会出席謝金(本省) (8,700) (0.8) (0.91071) 8人 @8,100 0.7(出席率) 1 45(51) [委員8人×年1回=8人] 2 分科会出席謝金(本省) (8,700) (0.8) (0.89940) 120人 @8,100 0.7(出席率) 1 680(751) [委員5人×年3回×8分科会=120人] 計 725(802)
129	障害等級認定基準検討経費	1,611	1,516		95	
06081-129-06-0110	諸謝金	802	725		77	
06081-122-08-6010	委員等旅費	699	686		13	

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							1 障害認定専門検討会出席旅費(本省) 43(43) (0.8) 8人 0.7(出席率) 0.2(要旅費率) @38,300 (0.87500) 1
							2 分科会出席旅費(本省) 643(656) (0.8) 120人 0.7(出席率) 0.2(要旅費率) @38,300 (0.89154) 1
							計 686(699)
06081- 123-09-1010	庁 費		110	105		5	1 印刷製本費 77(77) (1) 障害認定専門検討会資料(本省) (@1,095) (0.90000) 18部 @986 1.05 1 19(19) [(委員8人+職員10人)×年1回 = 18部]
							(2) 分科会資料(本省) 240部 (254) (0.91000) @231 1.05 1 58(58) [(委員5人+職員5人)×年3回×8科会 = 240部]
							2 会議費 28(33) (1) 障害認定専門検討会賄費(本省) 16人 @150 1.05 3(3) [(委員8人×0.8(出席率)+職員10人)×年1回 = 16人]
							(2) 分科会賄費(本省) (216) (0.89000) 156人 @150 1.05 1 25(30) [(委員5人×0.7(0.8)(出席率)+職員3(5)人)×年3回×8分科会 = 156(216)人]
							計 105(110)
132	二次健康診断等給付の実施						17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 29,284 10,374 8,285 (5,907) (5,233) 5,907 5,233
							(計画の概要) 『過労死』の発症の予防に資するための新たな保険給付である「二次健康診断等給付」を盛り込んだ労働者災害補償保険法が平成13年4月1日から施行されたところであるが、都道府県労働局における二次健康診断等給付に係る事務処理の円滑な実施を期するため、周知広報するとともに、当該給付に係る事務処理の促進を図るために必要な経費である。 1. 利用促進用パンフレットの作成 23,800部 2. 二次健康診断等給付事務処理促進費(事務補助者賃金)
06081- 123-09-1010	庁 費		4,710	4,341		369	1 印刷製本費

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					(1) 利用促進用パンフレット印刷(本省) (34.68) (0.90000) 23,800部 @31 1.05 1 775(780)
					「本省労働局監督署」 500部 (47局×150部) 7,050部 (325署×50部) 16,250部 計 23,800部
					2 通信運搬費
					(1) 利用促進用パンフレット発送(本省) 123(111) (0.90000) 47労働局 * 1箱 * { @1,240 + (@1,320 * 1.05) } 1
					3 雑役務費
					(1) 利用促進用パンフレット原画料 (100,000) (0.90000) 1点 @90,000 1.05 1 95(95)
					4 賃金
					(1) 二次健康診断等給付事務処理促進費 (760) (6,200) (0.79032) 515人日 @6,500 1 3,348(3,724)
					(労働局)事務補助者賃金 [25,731 (22,786)件 (21実績) ÷ 50(30)件 (1日当たり) = 515(760)人日]
					計 4,341(4,710)
142	石綿による疾病に関する 労災補償制度の周知等経費	18,926	95,599	76,673	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 0 17,005 12,702 (10,948) (54,558) 10,948 54,558
					(計画の概要) 労働者災害補償保険法第49条の3及び石綿救済法第81条の規定に基づく資料提供要求権限を行使し、 法務局で保管している死亡届において、「中皮腫」により死亡した者の情報を得ることにより、被害者の 遺族に対して、本制度を直接周知することにより、被害者救済の更なる徹底を図る。
					1. 周知用リーフレットの作成 2. 新聞広告 3. 死亡届確認作業調査員
06081- 122-08-2010	職員旅費	0	4,806	4,806	1. 職員帯同旅費(新規) 47人 8日 6月 @1,602 0.25(要旅費率) 904(0)
					2. 調査員旅費(新規) 203人 8日 6月 @1,602 0.25(要旅費率) 3,902(0)
					計 4,806(0)
06081- 123-09-1010	庁費	18,926	90,793	71,867	1 印刷製本費 10,036(10,036)

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(1) 労災補償制度の周知用リーフレット作成 423,809部 @12.40 1.05 5,518(5,518) [47局×4,000部+関係団体230,645(235,809)部+中皮腫死亡5,164(0) = 423,809部]
						(2) 石綿救済法に基づく特別遺族給付金の請求勧奨用ポスター・リーフレット作成 4,518(4,518) リーフレット 423,809部 @6.5 1.05 2,892(2,892) ポスター 46,359部 @33.4 1.05 1,626(1,626) [47局×900+関係団体等4,059 = 46,359部]
						2 通信運搬費 1,056(442) (1) 労災補償制度の周知用リーフレット送付 (84) 83個口 (@1,240 + (@1,320 × 1.05)) 218(221) [47局×1個口+関係団体36(37)個口 = 83(84)個口]
						(2) 石綿救済法に基づく特別遺族給付金の請求勧奨用ポスター・リーフレット送付 (84) 83個口 (@1,240 + (@1,320 × 1.05)) 218(221) [47局×1個口+関係団体36(37)個口 = 83(84)個口]
						(3) 死亡要因が「中皮腫」のうち救済されていない者への請求勧奨(新規) 5,164部 @120 620(0)
						3 賃金 (1) 法務局での死亡届確認作業調査員(新規) 203人 9日 6月 @6,500 71,253(0)
						4 雑役務費 8,448(8,448) (1) 制度周知のための新聞広告料 5紙 @804,600 1.05 4,224(4,224) (2) 石綿救済法に基づく特別遺族給付金の請求勧奨のための新聞広告料 5紙 @804,600 1.05 4,224(4,224)
						計 90,793(18,926)
155	派遣先求償に係る過失割合検討委員会運用経費	5,676	5,642		34	(計画の概要) 派遣労働事業場で発生した労働災害について労災保険の給付を行った場合、当該災害が派遣先事業場の法違反等に起因する場合は派遣先事業場に対して求償を行うこととなる。 派遣先事業場への求償を行うに当たっては、求償額を確定するための基本的な過失割合の判断基準を示すこととしているが、この基準によって過失割合の判断が行えない災害が発生した場合、本省に設置する専門家による検討委員会において過失割合の決定を行うものである。

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						<p>検討委員会 委員 年間開催数 延人数 3人 24回 72人</p>
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	3,381	3,347		34	<p>1. 会議出席謝金 72人 0.8 (8,700) @8,100 467(501)</p> <p>2. 意見書執筆謝金 144件 @20,000 2,880(2,880)</p> <p>計 3,347(3,381)</p>
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	2,275	2,275		0	<p>1. 会議出席旅費 72人 0.8 @39,500 2,275(2,275)</p>
	06081- 123-09-1010 庁 費	20	20		0	<p>1 会議費</p> <p>(1) 会議賄費 130人 @150 20(20) [委員72人×0.8(出席率)+本省72人=130人]</p>
165	労災診療費審査業務の国 への集約化経費(新規)	0	1,235,024		1,235,024	<p>(計画の概要) これまで都道府県労働局にて委託事業として行ってきた労災診療費の事前点検業務を国へ集約化するの に必要な経費である。</p>
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金	0	574,122		574,122	<p>1. 労災医療に関する労災保険指定医療機関への普及経費</p> <p>(1) 講師(医師) 47力所 @18,000 846(0) [9,000円/h × 2h = 18,000円]</p> <p>2. 適正給付対策</p> <p>(1) 専門医 47人 @27,000 2日 6月 15,228(0) [9,000円/h × 3h = 27,000円]</p> <p>3. 労災医療制度審査員</p> <p>137人 @11,500 20日 6月 189,060(0)</p> <p>4. 労災診療費審査員</p> <p>317人 @9,700 20日 6月 368,988(0)</p> <p>計 574,122(0)</p>
	06081- 122-08-2010 職員旅費	0	2,033		2,033	<p>1. 全国会議出席旅費 46人 @44,200 2,033(0) [47力所 - 1力所 = 46力所]</p>
	06081- 122-08-6010 委員等旅費	0	2,033		2,033	<p>1. 全国会議出席旅費 46人 @44,200 2,033(0) [47力所 - 1力所 = 46力所]</p>

要求 番号	事 項	前 予 算	年 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	06081- 123-09-1010 庁 費		0	381,098		381,098	<p>1. 消耗品費</p> <p>(1) コピー用紙 4,230,000枚 @3 1.05 13,325(0) [47カ所 × 15,000枚 × 6月 = 4,230,000枚]</p> <p>2. 通信運搬費 10,606(0)</p> <p>(1) 電話基本料 94回線 @2,500 6月 1.05 1,481(0) [47カ所 × 2回線 = 94回線]</p> <p>(2) 付加電話使用料 94回線 @800 6月 1.05 474(0) [47カ所 × 2台 = 94台]</p> <p>(3) 度数料 6,362(0)</p> <p>ア 市内 15,712通話 @10 1.05 165(0) [指定医40,289件 × 25% × 年1回 + 94局署 × 月10回 × 6月 = 15,712通話]</p> <p>イ 市外 36,889通話 @160 1.05 6,197(0) [指定医40,289件 × 75% × 年1回 + 278局署 × 月4回 × 6月 = 36,889通話]</p> <p>(4) 郵便料</p> <p>監督署 1,950通 @390 1.05 799(0) [325署 × 月1回 × 6月 = 1,950署]</p> <p>(5) ファクシミリ電話料 1,490(0)</p> <p>ア 基本料 47台 @2,500 6月 1.05 740(0)</p> <p>イ 度数料</p> <p>監督署 4,464回 @160 1.05 750(0) [372局署 × 月2回 × 6月 = 4,464回]</p> <p>3. 光熱水料</p> <p>(1) 電気料 85,540m² @236.7 1.05 21,260(0) [47カ所 × 260m² × 7月 = 85,540m²]</p>

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					4. 借料及び損料 71,212(0) (1) 複写機借料 47,080(0) ア 基本料 47台 @24,000 6月 1.05 7,106(0) イ 使用料 4,230,000枚 @9 1.05 39,974(0) [47カ所 × 月15,000枚 × 6月 = 4,230,000枚] (2) 情報管理システム借料 47台 @78,500 6月 1.05 23,244(0) (3) 指導会議会場借料 47カ所 @18,000 1.05 888(0) 5. 会議費 (1) 連絡協議会賄費 282人 @150 1.05 44(0) [47カ所 × (医師会2人 + 局4人) = 282人] 6. 賃金 (1) 臨時職員 1,410人日 @6,500 9,165(0) [1人 × 47カ所 × 5日/月 × 6月 = 1,410人日] 7. 保険料 80,381(0) (1) 健康保険 558,048千円 46.7/1,000 26,061(0) (2) 厚生年金 45,670(0) ア 4月～9月 558,048千円 80.29/1,000 1/8 5,601(0) イ 10月～3月 558,048千円 82.06/1,000 7/8 40,069(0) (3) 労働保険 558,048千円 15.5/1,000 8,650(0) 8. 児童手当拠出金 558,048千円 1.3/1,000 725(0) 9. 雑役務費 (1) 移転経費 47カ所 3,500千円 1.05 172,725(0) 10. 職員厚生経費 (1) 健康診断受診費 454人 @3,472 1.05 1,655(0)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							計 381,098(0)
	06081- 123-09-5010 土地建物借料		0	275,738		275,738	1 事務所借上料 85,540m ² @3,070 × 1.05 [47力所 × 260m ² × 7月 = 85,540m ²] 275,738(0)
175	精神障害等の労災補償の 在り方に関する検討(新規)		0	57,659		57,659	(計画の概要) 自殺・うつ病等への総合的な対策の一環として、業務上のストレスによりうつ病等を発症した労働者が 的確な治療及び円滑な職場復帰等に向けた支援を受けられるよう、労災申請に対する支給決定手続の迅速 化を一層進めることが喫緊の課題となっていることから、審査の迅速化のため、精神障害に関する労災認 定の基準の在り方について検討を行う(委員6人、9回開催)。 また、新たな認定基準について周知徹底を図る(パンフレットの配布、本省研修会(1回)及び地方説 明会(各局1回)の開催)。
	06081- 129-06-0110 諸 謝 金		0	437		437	1. 検討会出席謝金 6人 9回 @8,100 437(0)
	06081- 122-08-2010 職 員 旅 費		0	4,477		4,477	1. 本省研修旅費 94人 @44,200 4,155(0) [47局 × 2 = 94人] 2. 地方説明会旅費 94人 @3,430 322(0) [47局 × 2 = 94人]
							計 4,477(0)
	06081- 122-08-6010 委員等旅費		0	8,884		8,884	1. 検討会出席旅費 6人 9回 @44,200 0.5(要旅費率) 1,193(0) 2. 本省研修旅費 174人 @44,200 7,691(0) [地方労災医員のうち精神科医:174人]
							計 8,884(0)
	06081- 123-09-1010 庁 費		0	43,861		43,861	1 印刷製本費 28,120(0) (1) 報告書印刷費 1,870部 @461 1.05 905(0) [47局 × 5部 + 325署 × 5部 + 本省10部 = 1,870部] (2) パンフレット印刷費 501,150部 @51.72 1.05 27,215(0) [47局 × 50部 + 325署 × 500部 + 指定医療機関(精神科)3,303 × 100部 + 関係団体119 × 50部 + 本省50部 = 501,150部]
							2 通信運搬費 10,086(0) (1) 報告書発送費 47局 1個口 (@1,240 + (@1,320 × 1.05)) 123(0) (2) パンフレット発送費 3,794機関 1個口 (@1,240 + (@1,320 × 1.05)) 9,963(0)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						[47局 + 325署 + 指定医療機関(精神科) 3,303 + 関係団体119 = 3,794機関]
						3 借料及び損料
						(1) 地方説明会会場借料 47局 1回 @114,400 1.05 5,646(0)
						4 会議費
						(1) 検討会賄費 6人 9回 @150 1.05 9(0)
						計 43,861(0)
041	年金給付事務経費	63,869	65,225		1,356	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度
						予 算 額 88,140 87,946 84,831 (77,787) (71,035) 77,787 71,035
						(計画の概要) 長期傷病者、重度被災労働者、遺族等の年金受給者に対する補償を迅速適正に行うために必要な経費である。
						1. 平成23年度年金受給者見込及び支払件数
						(1) 業務災害分
						イ 障害補償年金 87,327 (88,034) 人 518,232 (522,348) 件
						既 往 85,417 (86,082) 人 6回 512,502 (516,492) 件
						新 規 1,910 (1,952) 人 3回 5,730 (5,856) 件
						ロ 傷病補償年金 9,383 (9,849) 人 163,368 (171,792) 件
						(イ) 年 金 9,383 (9,849) 人 54,456 (57,264) 件
						既 往 8,769 (9,239) 人 6回 52,614 (55,434) 件
						新 規 614 (610) 人 3回 1,842 (1,830) 件
						(ロ) 療養の給付 9,383 (9,849) 人 108,912 (114,528) 件
						既 往 8,769 (9,239) 人 12回 105,228 (110,868) 件
						新 規 614 (610) 人 6回 3,684 (3,660) 件
						ハ 遺族補償年金 104,146 (104,298) 人 616,138 (616,355) 件
						既 往 101,404 (101,341) 人 6回 608,424 (608,046) 件
						新 規 2,742 (2,957) 人 7,714 (8,309) 件
						(年 金) 2,486 (2,676) 人 3回 7,458 (8,028) 件
						(前払一時金) 256 (281) 人 1回 256 (281) 件
						合 計 200,856 (202,181) 人 1,297,738 (1,310,495) 件
						既 往 195,590 (196,662) 人 1,278,768 (1,290,840) 件
						新 規 5,266 (5,519) 人 18,970 (19,655) 件
						(2) 通勤災害分
						イ 障害補償年金 10,334 (10,103) 人 60,696 (59,343) 件
						既 往 9,898 (9,678) 人 6回 59,388 (58,068) 件
						新 規 436 (425) 人 3回 1,308 (1,275) 件
						ロ 傷病補償年金 615 (579) 人 10,611 (10,008) 件
						(イ) 年 金 615 (579) 人 3,537 (3,336) 件
						既 往 564 (533) 人 6回 3,384 (3,198) 件
						新 規 51 (46) 人 3回 153 (138) 件
						(ロ) 療養の給付 615 (579) 人 7,074 (6,672) 件
						既 往 564 (533) 人 12回 6,768 (6,396) 件
						新 規 51 (46) 人 6回 306 (276) 件
						ハ 遺族補償年金 13,725 (13,651) 人 81,598 (81,150) 件
						既 往 13,489 (13,413) 人 6回 80,934 (80,478) 件
						新 規 236 (238) 人 664 (672) 件
						(年 金) 214 (217) 人 3回 642 (651) 件

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
							(前払一時金) 22(21)人 1回 22(21)件
							合計 24,674(24,333)人 152,905(150,501)件 既往 23,951(23,624)人 150,474(148,140)件 新規 723(709)人 2,431(2,361)件
	06081-122-08-2010 職員旅費	5,737		7,928		2,191	1.年金受給者認定及び病状調査 479(443)
							(1)業務災害 (276) (0.88462) 263件 @1,602 1 421(391) [新規受給者 5,266(5,519)人×0.2(調査率)×1/4(1日処理) =263(276)件]
							(2)通勤災害 (35) (0.92857) 36件 @1,602 1 58(52) [新規受給者 723(709)人×0.2(調査率)×1/4(1日処理)=36(35)件]
							2.実地調査旅費 (3,671) (0.90019) 1,098件 @1,602 1 1,759(5,294) [既往受給者219,541(220,286)人×0.05(調査率)×1/10(1日処理) =1,098(3,671)件]
							3.臨時職員の監督署への出張旅費 4,440人日 @1,602 0.8 5,690(0)
	06081-123-09-1010 庁費	56,464		55,629		835	計 7,928(5,737)
							1.印刷製本費 10,227(16,799)
							(1)業務災害分 9,145(15,099)
							ア.給付関係用紙 (1,310,495) (4) (@2.73) (0.90356) 1,297,738枚 3種 1.1 @2 1.05 1 8,993(14,935)
							イ.労災年金証書 (5,519) (29) (0.88649) 5,266枚 1.1 @25 1.05 1 152(164)
							(2)通勤災害分 1,082(1,700)
							ア.給付関係用紙 (150,501) (4) (@2.73) (0.88409) 152,905枚 3種 1.1 @2 1.05 1 1,060(1,678)
							イ.労災年金証書 (709) (29) (0.91667) 723枚 1.1 @26 1.05 1 22(22)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						2 通信運搬費 5,554(5,554)
						(1) 業務災害分
						(45) (0.90007) 47局 * 40個 * @2,626 1 4,937(4,999)
						(2) 通勤災害分 47局 * 5個 * @2,626 (0.89951) 1 617(555)
						3 雑役務費
						(1) 検査料
						(10,553) (1,400) (0.90775) 10,465件 @1,000 1.05 1 10,988(14,082)
						[障害95,315 (95,760) 件 × 0.1 (要検査率) + 傷病 9,333 (9,772) 件 × 0.1 (要検査率) = 10,465 (10,553) 件]
						4 賃金
						(1) 労災年金受給者定期報告検査業務補助者賃金
						(3,671) (6,130) (0.89007) 4,440人日 @6,500 1 28,860(20,029)
						計 55,629(56,464)
06081- 959-18-4010	貨幣交換差減補 填金	1,668	1,668		0	保険給付費等の外貨送金取組によって生じた差減に対する補填金 [過去最高支出額 (平成2)]
051	審査決定経費	66,020	59,253		6,767	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 99,220 97,260 78,027 (83,554) (74,627) 83,554 74,627
						(計画の概要) 労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条、第16条による労働保険審査官の審査決定に必要な経費である。
06081- 129-06-0110	諸 謝 金	28,474	27,269		1,205	1. 鑑定人謝金 (労働局) 9,221(8,668) [鑑定件数 審査請求件数1,880 (1,766) 件 × 0.5 (鑑定依頼率) = 940 (883) 件]
						(1) 特別高度事項 (5割) (442) (17,790) (0.91428) 470件 @16,265 1 7,645(7,189)
						(2) 一般的事項 (5割) (441) (3,660) (0.91636) 470件 @3,354 1 1,576(1,479)
						2. 審査参与謝金 (労働局)
						(3,532) (6,200) (0.90447) 3,008件 @6,000 1 18,048(19,806)
						[審査請求件数1,880 (1,766) 件 × 1 (1回処理) × 4人 (労使各2名) × 0.4 (出席率) = 3,008 (3,532) 件]
						計 27,269(28,474)

要求 番号	事 項	前 予 算	年 度 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
06081-122-08-2010	職員旅費	6,091	6,402			311	1. 審査官証拠調旅費(労働局) (1,766) (0.2)(0.91498) 1,880件 @5,329 0.1 1 1,002(1,722)
							2. 原処分庁再審査審理出席旅費(労働局) (129) (0.88434) 141件 @38,300 1 5,400(4,369) [再審査請求件数 705(514) × 0.2(出席率) = 141(129)件]
							計 6,402(6,091)
06081-122-08-6010	委員等旅費	1,882	1,603			279	1. 審査参与出席旅費(労働局) (3,532) 3,008件 @5,329 0.1 1,603(1,882)
06081-122-08-7031	証人等旅費	2,479	2,885			406	1. 請求人出頭旅費(労働局) (1,766) (0.91476) 1,880件 0.96(出頭率) @5,329 0.3(要旅費率) 1 2,885(2,479)
06081-123-09-1010	庁費	6,060	5,001			1,059	1. 印刷製本費 1,158(2,626)
							(1) 審査決定受理通知書(本省) (1,766) 1,880件 8部 @2.86 1.05 45(42) [請求人1人、事業主1人、署長1人、参与4人、予備 1 計8部]
							(2) 審査決定書(労働局) (1,766) (@27.3) (0.91605) 1,880件 8部 @25 1.05 1 395(371)
							(3) 事件調書(労働局) (1,766) (@54.6) (0.91396) 1,880件 7部 @50 1.05 1 691(648) [参与4人、請求人1人、署長1人、労働局 1 計7部]
							(4) 審査事件処理経過簿(本省) 審査官130人 @195.93 1.05 (0.88889) 1 27(24)
							(5) 前年度限りの経費 0(1,541)
							ア 審査決定判例集(本省) 0(598)
							イ 決定書事例集作成費(本省) 0(943)
							2. 通信運搬費 1,654(1,534)
							(1) 受理通知書(労働局) (1,766) (0.92199) 1,880件 @80 1 150(130)
							(2) 開催通知書(労働局) (1,766) (0.91504) 1,880件 参与4人 @80 1 602(517)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
						(3) 決定通知書(労働局) (1,766) 1,880件 @480 (0.91509) 1 902(776) (4) 前年度限りの経費(決定書事例集発送費) 0(111) 3. 雑役務費 2,189(1,900) 1. 証拠調のためのレントゲンの撮影料、診断料(労働局) (1,766) 1,880件 40% @2,150 1.05 (0.91411) 1 1,698(1,458) 2. 判例検索システム 12月 @40,950 (0.90020) 1 491(442) 計 5,001(6,060) 1. 労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項の規定に基づく診断諸費用 16,093(21,034) (1) 一般的医学事項に係る経費 1,805(2,132) (1,766) 1,880件 0.24 (0.3) 0.2(依頼率) @20,000 (0.83838) 1 (2) 特に高度な医学事項に係る経費 14,288(18,902) (1,766) 1,880件 0.76 (0.3) 0.2(依頼率) @50,000 (0.93890) 1
	06081- 123-09-2360 障害等級等認定 庁費	21,034	16,093		4,941	
18	10-06 労災行政情報管理システム の最適化実施に必要な 経費	4,026,006	0		4,026,006	
	001 労災保険給付業務に係る 業務・システムの最適化 実施	3,945,332	0		3,945,332	17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 予 算 額 0 3,152,038 1,505,500 (4,679,504) (4,259,035) 4,679,504 4,259,035
	06081- 123-09-1040 情報処理業務 庁費	3,426,325	0		3,426,325	1. 前年度限りの経費 0(3,426,325) (1) 消耗品費 ア 端末設置等に係る消耗品費 0(420,778) (2) 印刷製本費 ア 機械処理手引印刷費 0(9,004) (3) 通信運搬費 0(657,060) ア 機械処理手引発送費 0(1,388) イ 統合ネットワーク回線利用に伴う分担金 0(655,672) (4) 借料及び損料 0(20,730) ア LAN導入及び保守経費(リース) 0(19,142) イ 機械処理業務研修会場借料 0(1,588) (5) 雑役務費 0(2,318,753) ア システム開発等経費 0(886,104) イ システム改修費 0(525,197)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考				
	870 施設整備費					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
						予 算 額	3,428,698	3,390,656	3,265,048	(2,964,907) (2,701,322)
						決 算 額	1,485,478	2,518,345	2,891,332	2,286,724 2,701,322
						(計画の概要) 都道府県労働局及び労働基準監督署の庁舎並びに国家公務員宿舎の新営等に必要な経費である。				
19	01-06 施設整備に必要な経費	2,147,937	1,887,208		260,729	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	001 都道府県労働局庁舎新営経費					予 算 額	0	719,345	(742,963) (397,556) (379,508)	397,556 379,508
						(計画の概要) 都道府県労働局の庁舎の新営等を実施する。				
	06081- 202-08-2360 施設施工旅費	0	0		0	(前年度限りの経費) 0(0)				
	06081- 203-09-2031 施設施工庁費	0	0		0	(前年度限りの経費) 0(0)				
	06081- 204-15-0010 施設整備費	0	0		0	(前年度限りの経費) 0(0)				
	006 労働基準監督署庁舎新営等経費	2,140,271	1,319,820		820,451	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
						予 算 額	0	2,610,247	(2,252,509) (2,446,230) (2,260,533)	2,446,230 2,260,533
						(計画の概要) 労働基準監督署の庁舎の新営等を実施する。				
	06081- 202-08-2360 施設施工旅費	5,345	3,901		1,444	1 設計監督等旅費			3,901(5,345)
	06081- 203-09-2031 施設施工庁費	75,118	54,836		20,282	1 設計監督等庁費			3,631(6,367)
						2 設計監理料			39,205(56,751)
						3 特別耐震診断費			12,000(12,000)
						計			54,836(75,118)
	06081- 204-15-0010 施設整備費	2,014,120	1,223,196		790,924	環 A11				
						1 監督署庁舎新営	4(3)署		439,117(84,139)
						(内訳)				
						1 土浦署	107,542千円(3年計画2年次)			
						2 新宿署	123,913千円(3年計画2年次)			
						3 阿南署	206,894千円(3年計画3年次)			
						4 銚子署	768千円(3年計画初年次)			
						2 庁舎特別修繕	17(57)署		592,280(1,748,234)
						3 地球温暖化対策関係改修費	16(20)署		191,799(181,747)
						計			1,223,196(2,014,120)
	06081- 944-15-8010 不動産購入費	45,688	37,887		7,801	1 不動産購入費			37,887(45,688)
						(内訳)				
						1 銚子署	37,887千円			
	011 公務員宿舎新営等経費	6,970	23,105		16,135	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
						予 算 額	0	49,109	(223,200) (119,910) (59,482)	223,200 119,910 59,482

要求 番号	事 項	前 予 算 額	2 3 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考																											
20	880 保険料返還金等徴収勘定 へ繰入 01-06 保険料返還金等の財源の 徴収勘定へ繰入れに必要な 経費 06081- 306-22-8530 徴収勘定へ繰入	54,021,101	57,868,705	3,847,604	<p>17年度 18年度 19年度 20年度 21年度</p> <p>予 算 額 62,428,381 65,231,772 67,592,243 (53,485,546) (44,993,650) 53,485,546 44,993,650</p> <p>決 算 額 62,096,335 65,042,048 67,387,005 53,246,310 44,943,650</p> <p>(計画の概要) 「特別会計に関する法律」第102条第3項の規定による徴収勘定への繰入に必要な経費である。 内訳「徴収勘定」要求書のとおり。</p> <table border="0"> <tr> <td>区 分</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> </tr> <tr> <td>業務取扱費(石綿除く)</td> <td>10,071,836千円</td> <td>9,665,607千円</td> </tr> <tr> <td>諸支出金</td> <td>48,407,312千円</td> <td>49,891,381千円</td> </tr> <tr> <td>予備費</td> <td>50,000千円</td> <td>50,000千円</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>58,529,148千円</td> <td>59,606,988千円</td> </tr> <tr> <td>前年度剰余金受入</td> <td>4,508,047千円</td> <td>1,738,283千円</td> </tr> <tr> <td>業務取扱費</td> <td>1,282,292千円</td> <td>1,300,924千円</td> </tr> <tr> <td>諸支出金</td> <td>3,225,755千円</td> <td>437,359千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>54,021,101千円</td> <td>57,868,705千円</td> </tr> </table>	区 分	22年度	23年度	業務取扱費(石綿除く)	10,071,836千円	9,665,607千円	諸支出金	48,407,312千円	49,891,381千円	予備費	50,000千円	50,000千円	小 計	58,529,148千円	59,606,988千円	前年度剰余金受入	4,508,047千円	1,738,283千円	業務取扱費	1,282,292千円	1,300,924千円	諸支出金	3,225,755千円	437,359千円	合 計	54,021,101千円	57,868,705千円
区 分	22年度	23年度																														
業務取扱費(石綿除く)	10,071,836千円	9,665,607千円																														
諸支出金	48,407,312千円	49,891,381千円																														
予備費	50,000千円	50,000千円																														
小 計	58,529,148千円	59,606,988千円																														
前年度剰余金受入	4,508,047千円	1,738,283千円																														
業務取扱費	1,282,292千円	1,300,924千円																														
諸支出金	3,225,755千円	437,359千円																														
合 計	54,021,101千円	57,868,705千円																														

